

（別紙1）各施策グループの推進方針

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

（1-1）大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

- 財政負担の軽減・平準化及び公共施設等の最適配置と老朽化対策をはじめとする適正な維持管理を実現するため、「山梨県公共施設等総合管理計画」に基づき策定した施設類型ごとの個別施設計画等により、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進する。（資産活用課）

市町村における個別避難計画の作成支援

- 国の法改正後の運用通知により、避難行動要支援者名簿登載者のうち、計画作成の優先度が高い者については、概ね5年程度（令和7年度まで）での計画作成を市町村に求めていることから、県としても合同庁舎単位での市町村説明会を開催したり、個別に市町村を訪問し具体的に作成手順を説明するなどして作成支援をしていく。（防災危機管理課）
- 個別避難計画の作成に際し、市町村に対し要配慮者の生活支援に関する助言や、関係団体との調整などの支援を行う。（福祉保健部）
- 福祉専門職等の理解促進及び参画を推進するため、県庁内における防災及び保健・福祉の連携強化を行うとともに、専門職向けに計画作成の過程における協力依頼をしていく。（福祉保健部）

災害時における燃料確保の推進

- 大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、県外からの燃料供給が断たれた場合においても、救援・救助活動等を間断なく実施するため、緊急車両等に供給する燃料を、県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄し、燃料の安定供給を図る。（防災危機管理課）

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

- 災害発生による様々な事態に対応するため、引き続き想定される事態及び必要な対応について検討し、民間企業、国・市町村関係機関、各種団体等と協定の締結及び連携の強化を図る。（防災危機管理課）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施

- 広域的な大災害の発生に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、県が行う各種の防災訓練について、災害種別ごとに初動対応から秩序だてて時系列で適切に対応できるものにするるとともに、総合的な訓練の実施にあたっては、事前に職員がその役割ごとの研修をしっかりと行い、それを踏まえて訓練を実施し、各対応を検証して課題の把握を行い、マニュアルの見直し等に反映する。（防災危機管理課）

住民参加型の県地震防災訓練の実施

- 県民の防災意識の高揚を図るため、引き続き県、市町村、防災関係機関、住民等と連携した住民参加型の山梨県地震防災訓練を実施する。（防災危機管理課）

救急救命士の養成・確保の推進

- 救急搬送に迅速・適切に対応するため、引き続き救急救命士の養成・確保を進める。（消防保安課）

消防団の救助資機材等の整備促進

- 災害等の発生時に、より効果的な活動ができるよう、国の示す消防団の装備の基準や他の都道府県の動向等を踏まえながら、引き続き各市町村の消防団の救助用資機材等の充実に関する働きかけを行う。（消防保安課）

救急搬送体制の充実強化

- 救急搬送体制の充実強化を図るため、引き続き救急搬送における実施基準の見直しや#7119の導入等を通じて、迅速適切な救急搬送を促進する。（消防保安課）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進

- 災害への消防職員及び消防団員の対応能力の充実を図るため、訓練マニュアルに基づき、平成27年4月に移転整備した消防学校の新たな訓練施設、教育機材を活用した教育訓練を実施し、消防職員が、複雑・多様化する火災や水難事故、山岳事故等に的確に対応できるよう実技訓練、救急実習及び予防査察実習の充実を図るとともに、消防団員が大規模災害に対応できる実践的な知識及び技術の習得を図る。（消防保安課、消防学校）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進

- 大規模地震等の発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送が円滑に行えるようにするため、引き続き消防本部と連携を図りながら、適地調査を含めた技術支援を行い、市町村におけるヘリポートの確保・整備を推進する。（消防保安課）

消防防災航空隊の機能強化

- 多数のヘリコプターの運用が想定される大規模災害においても消防防災航空隊の効果的な部隊運用等を行うため、引き続き消防防災ヘリコプター動態管理システムを運用管理するとともに、航空機による消防防災活動の対応力を向上させるため、航空隊経験者による支援体制を図り、実災害時での支援航空隊員の迅速な招集が図られるよう取り組むなど、消防防災航空隊の機能強化を行う。（消防保安課）

防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施

- 広域的な大災害の発生に対する対応力の強化を図るため、引き続き防災訓練（上空偵察、物資輸送、負傷者搬送、救出救助等）において、自衛隊ヘリ、県警ヘリ、ドクターヘリ、消防防災ヘリ、応援航空機等による他県との合同訓練を実施する。（消防保安課）

消防防災航空基地機能の強化

- 消防防災航空基地機能の強化を図るため、防災航空基地整備に向けて関係機関と協議を継続している。大規模災害時における広域航空応援隊等の受け入れのための防災航空基地整備に向けて、関係機関と協議を継続するとともに、消防防災航空基地の整備手法等を検討する必要がある。（消防保安課）

県立文化施設等における防災対策の推進

- 県立文化施設等（美術館、博物館、考古博物館、文学館、図書館、科学館、富士山世界遺産センター）の来館者を災害時に安全に避難させるため、引き続き年1回の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。（文化振興・文化財課、生涯学習課、世界遺産富士山課）

災害装備資機材の整備の推進

- 災害対応力強化のため、引き続き災害発生時の救出救助活動に必要な資機材及び同活動に従事する部隊員に必要な装備資機材について検討し計画的に整備を進める。（警察本部）

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施

- 引き続き、富士山噴火を始めとする大規模災害発生時の初動体制の確立、被災情報の収集、救出救助活動等の初動対応訓練を実施し、迅速的確な初動対応の実施に向けた必要な見直し及び職員の更なる危機管理意識の醸成を図る。（警察本部）

住民の防災意識の醸成の推進

- 住民の防災意識の醸成を図るため、交番や駐在所で発行するミニ広報紙及び県警ホームページ等に災害関連の内容を掲載し、更なる住民の防災意識向上のため引き続き取り組みを推進する。（警察本部）

【住宅・都市】

私立学校の耐震の促進

- 私立学校施設の安全確保を図るため、補助事業の活用を働きかけ、引き続き耐震化を促進する。（私学・科学振興課、子育て政策課）

有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

- 国・県指定の有形文化財（建造物）の耐震対策の推進のため、引き続き解体修理工事の際に耐震対策のための構造補強工事等に対して助成を行う。（文化振興・文化財課）
- 平成30年度に所有者の耐震事業への意識を促進するために今後の修理等の見込みや避難経路を明記した「対処方針」を作成してもらったことから、今後本方針を踏まえた取り組みが進むよう助言していく。

都市公園施設の長寿命化の推進

- 都市公園施設の安全性の確保を図るため、長寿命化計画を策定した12県営都市公園について、都市公園施設の日常点検や定期点検を実施するとともに危険度・優先度等を考慮する中で、計画に基づいた改修・更新工事により施設の長寿命化を図る。（景観まちづくり室）

都市公園の防災活動拠点機能の強化

- 防災活動拠点として指定された都市公園において、現状の防災活動拠点機能について検証を行うとともに、災害時の利用形態を想定した、さらなる機能強化につながる整備を進めていく。
- 第1期整備済の6公園に桂川ウェルネスパークを加えた全7公園において第2期整備を行うことにより、近年の災害に対応した防災活動拠点機能の強化を図る。（景観まちづくり室）

災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施

- 災害に強い市街地の形成を図るため、引き続き土地区画整理事業や市街地再開発事業等への補助を実施し、事業中の箇所を早期に完成させるとともに、対象事業箇所への補助を積極的に実施する。（都市計画課）

「市町村の防災まちづくり」に対する指導・助言の推進

- 災害に強いまちづくりを推進するため、市町村に対しガイドラインの主旨や内容の周知を図り、また、地震等により市街地が被災した場合、被災状況の把握・分析から、復興計画の策定、復興事業の実施に至るまでの行動手順や留意点などを取りまとめた「都市復興ガイドライン」に基づき、復興の手順や復興後の都市のあるべき姿を事前に検討できるよう市町村都市計画担当者と合同で模擬訓練を実施する。（都市計画課）

災害時における建設型応急住宅建設及び賃貸型応急住宅の提供についての協力体制の推進

- 災害時、迅速に応急仮設住宅を確保するため、引き続き、市町村と関係団体へ対応マニュアルの周知を行うとともに、マニュアルの改訂やマニュアルに基づいた訓練を実施する。
更に、賃貸型応急住宅の提供体制の整備を図るため、関東近県や関係団体と連携を強化していく。（建築住宅課・住宅対策室）

住宅の耐震化の促進

- 住宅の地震に対する安全性の向上のため、引き続き木造住宅居住安心住宅支援事業により、耐震化の促進を図る。具体的には、市町村や建築関係団体と連携した出張講座や戸別訪問を強化するとともに、各種メディアや SNS などの電子媒体も活用し耐震化の必要性を広く啓発する。また、市町村と協力し耐震診断の無料実施や耐震改修工事等への補助の拡充を行うなど耐震化を促進するためのきめ細かな対策を推進する。（建築住宅課）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進

- 地震発生時における建築物の倒壊等の防止や避難路を確保するため、避難路沿道建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、技術的助言などを行い、耐震化の取り組みを促進していく。（建築住宅課）

被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

- 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、引き続き判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修を開催し、判定士の安定した人員確保や技能の向上を図る。（都市計画課、建築住宅課）

県営住宅の長寿命化の推進

- 建物の安全性の確保・向上を図り、災害に強いまちづくりを進めるため、引き続き「山梨県公営住宅等長寿命化計画」（令和3年～令和12年）に基づき、県営住宅の建替えや改善事業などを実施する。（住宅対策室）

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進

- ドローンや ICT 技術の活用による、インフラの整備・管理等、国土強靱化施策の高度化を推進するため、県が主催するソフトウェアや ICT 機器の操作講習会等の実施により、建設企業に技術の習得を促し、現場の生産性を向上させ、ICT等のデジタル技術の普及拡大を図る。（技術管理課）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

- 各建設事務所及び支所に整備されているドローン等のデジタル技術を非常時にも的確に操作させるため、機材の点検整備を行うとともに、操作に必要な職員の免許の取得及び更新を実施する。また、庁内で実施する地震防災訓練や道路啓開訓練等において、ドローン等のデジタル技術を活用するとともに、通常の業務時においても積極的に活用することで、職員が的確に操作できる体制を整える。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課、治水課、砂防課）

県立学校（高等学校・特別支援学校）校舎、屋内運動場及び武道場の非構造部材の耐震対策

- 軽微な対策で対応できるものについては、令和元年度中に実施済。
残ったものについては、対策にあたり多額の費用を要する内容となっているため、危険性及び対策の必要性について検討・整理し、対策実施計画を策定する。実施にあたっては極めて危険性の高いものを優先することとし、それ以外のものについては、改修方法を検討しながら順次実施していく。（学校施設課）

公立小中学校の校舎、屋内運動場及び武道場の非構造部材の耐震対策

- 屋内運動場等の吊り天井以外の非構造部材について点検を実施し、必要な耐震化を早期に実施できるよう市町村教育委員会に働きかけていく。（学校施設課）

公立小中学校における避難所運営支援体制の整備

- 公立小中学校における避難所運営支援体制の整備を図るため、引き続き避難所開設・運営支援についての手順の標準化など、市町村と連携を図りながら推進していくように指導する。（義務教育課）

県立学校（高等学校・特別支援学校）における避難所の開設及び運営の支援

- 県立学校（高等学校・特別支援学校）における避難所運営体制の整備を図るため、引き続き市町村作成の避難所運営マニュアルを共有し協力業務ができるよう各校の危機管理マニュアルの見直しを、市町村と連携を図りながら推進していくように指導する。（高校教育課）

【保健医療・福祉】

市町村における個別避難計画の作成支援（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

病院の耐震化の促進

- 未耐震の病院に対し、耐震化の促進を働きかけるとともに、耐震改修等に向けた支援を行う。（医務課）

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施

- 災害時の医療救護対応能力の向上を図るため、保健所単位だけでなく、全県的な規模で情報伝達訓練等を行うとともに、関係機関と連携した広域医療搬送訓練を実施する。（医務課）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT等の保健医療活動チームの機能強化等）

- 災害時の救助・救急体制の不足に対処するため、引き続きDMAT隊員の養成を図るとともに、広域応援体制の維持や強化のための実動訓練を実施する。

加えて、災害時において保健医療救護対策本部に集約された医療資源を整理・分析し、医療ニーズに適切に対応するため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを育成・委嘱するほか、県看護協会が実施する災害支援ナース養成研修を周知するなど、医療救護体制の更なる強化を図る。（医務課）

ドクターヘリの効果的運用

- 救命率の向上を図るため、引き続き県内全域でのドクターヘリの運用を行う。
また、ドクターヘリによる迅速かつ効率的な対応を推進するため、他県ヘリ及び他県基地病院との相互支援体制を構築し、県境を越えた広域的な救急医療の一層の充実を図る。（医務課）

広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の整備）

- 広域的な重症患者搬送体制の確保のため、引き続きSCUの資機材等を整備するとともに、SCUを使用したトリアージ（患者の緊急度や重症度を判定して治療や後方搬送の優先順位を決める）及び広域搬送訓練を毎年実施する。（医務課）

保育所等の耐震化の促進

- 施設の安全確保を図るため、耐震化の必要性や補助制度についての情報提供、助言などを行っていく。

【エネルギー】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【金融】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討

- 耐震化等のための融資制度の利用に向けて、引き続き、ホームページ等での周知を行うとともに、金融機関や関係団体等を通じて普及啓発に努める。（産業振興課）

【情報通信】

公衆無線LAN環境の整備促進

- 災害時等における県民等の通信手段の確保を図るため、山梨県公衆無線LAN（山梨県 Free Wi-Fi）の適切な運用を行うとともに、市町村の防災拠点等への公衆無線LAN環境の整備の促進を図る。（DX・情報政策推進統括官）

被災状況等の効果的情報収集体制の強化

- 災害発生時の効果的情報収集体制を確立するため、引き続き衛星携帯電話及び災害発生時優先電話の拡充について継続して検討するとともに、県警察ヘリコプター「はやて」の早期運用と同機搭載のヘリコプターテレビ伝送システムを有効に活用した被災状況の映像送信に係る訓練を継続して実施する。（警察本部）

【産業構造】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【交通・物流】

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進

- 鉄道輸送の安全の確保を図るため、中小民間鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備に対し、国と連携して補助している。中小民間鉄道事業者は経営体力が弱く、自力での安全確保等が思うように進められないため、今後も中小民間鉄道事業者の長期整備計画を確認しながら、引き続き必要な支援を行う。（交通政策課）

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

無電柱化の推進

- 近年の頻発する地震等の発生状況を踏まえ、市街地を中心に無電柱化を進めていくが、特に電柱倒壊による社会的影響が大きい市街地の重要拠点を結ぶ緊急輸送道路において、無電柱化を推進する。（道路整備課、道路管理課、都市計画課）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

- 災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き、跨線橋・跨道橋と緊急輸送道路の橋梁を、令和9年度を目途に耐震化率が100%に達成するよう橋梁の耐震化を進める。（道路管理課）
- 引き続き、災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化工事を推進していく。（甲府河川国道事務所（国））

橋梁の長寿命化の推進

- 災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き「山梨県橋梁長寿命化実施計画」に基づき、定期的な点検や必要な補修を実施し対策を進める。（道路管理課）
- 道路構造物を効率的に維持管理していくため、引き続き各施設の点検要領を運用し、適切な維持管理を行っていく。（甲府河川国道事務所（国））

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

【国土保全】

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

【環境】

国立・国定公園等施設の老朽化対策、国際化対応及び長寿命化対策の推進

- 令和5年以降についても、長寿命化計画及び整備計画に基づき、引き続き整備を行う。

【土地利用(国土利用)】

災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施（再掲：住宅・都市）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

災害時の県税救済措置制度の周知・円滑な対応

- 災害時の県税救済措置制度（猶予・減免）の円滑な運用を図るため、引き続き平時からホームページ等で周知を行う。（税務課）

様々な事態を想定した凶上訓練等の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

住民の防災意識の醸成の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【官民連携】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【老朽化対策】

私立学校の耐震の促進（再掲：住宅・都市）

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（再掲：交通・物流）

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

有形文化財（建造物）の耐震対策の推進（再掲：住宅・都市）

国立・国定公園等施設の老朽化対策、国際化対応及び長寿命化対策の推進（再掲：環境）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：交通・物流）

橋梁の長寿命化の推進（再掲：交通・物流）

都市公園施設の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）

都市公園の防災活動拠点機能の強化（再掲：住宅・都市）

県営住宅の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）

【デジタル活用】

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

（1-2）地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

市町村における個別避難計画の作成支援（参照：1-1）

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（参照：1-1）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（参照：1-1）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（参照：1-1）

救急救命士の養成・確保の推進（参照：1-1）

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進

- 消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進のため、引き続き関係団体に対する広報や（一財）山梨県消防協会が実施する消防団員確保対策事業に対し支援を行うとともに市町村に対し消防団活性化総合計画の見直し等の働きかけを行う。（消防保安課）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（参照：1-1）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（参照：1-1）

消防防災航空隊の機能強化（参照：1-1）

防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施（参照：1-1）

消防防災航空基地機能の強化（参照：1-1）

【住宅・都市】

有形文化財（建造物）の耐震対策の推進（参照：1-1）

災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施（参照：1-1）

災害時における建設型応急住宅建設及び賃貸型応急住宅の提供についての協力体制の推進（参照：1-1）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（参照：1-1）

県営住宅の長寿命化の推進（参照：1-1）

空き家対策の推進

- 危険な空き家の解消を図るため、引き続き、空き家対策の実施主体である市町村の支援を行ない、空き家対策を推進する。（住宅対策室）

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（参照：1-1）

県立学校（高等学校・特別支援学校）校舎、屋内運動場及び武道場の非構造部材の耐震対策（参照：1-1）

公立小中学校の校舎、屋内運動場及び武道場の非構造部材の耐震対策（参照：1-1）

公立小中学校における避難所運営支援体制の整備（参照：1-1）

県立学校（高等学校・特別支援学校）における避難所の開設及び運営の支援（参照：1-1）

【保健医療・福祉】

市町村における個別避難計画の作成支援（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

災害時要援護者等の避難場所としての高齢者施設の利用の促進

- 引き続き、日頃から施設ごとの受け入れ可能数を周知し、高齢者施設の入所者の相互受け入れや在宅要援護者の避難受け入れ体制の整備とその運用を図る。（健康長寿推進課）

高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討

- 引き続き、日頃から施設ごとの受け入れ可能数や運用上の課題等の検討を行うことなどを周知し、高齢者施設の入所者の相互受け入れや在宅要援護者の避難受け入れ体制の整備とその運用を図る。（健康長寿推進課）

災害時の介護支援者の確保推進

- 災害時に必要な介護支援者を確保するため、引き続き介護職員初任者研修の実施事業者の適正な研修実施を推進させる。（健康長寿推進課）

障害者福祉施設間での利用者の受け入れ及び職員等の協力体制の構築

- 災害時の障害者福祉施設間において被災障害者の受け入れを円滑に行うため、各事業所に事務処理フローに基づき、受け入れ後の施設運営が適切に行えるよう職員等の協力体制の構築に取り組む。（障害福祉課）

障害者に対する情報支援体制の構築

- 災害時の聴覚障害者に対する情報支援のため、手話ボランティアの派遣マニュアルの見直しを行い、手話通訳ボランティアの派遣等、各市町村と具体的な検討を進める。
また、新たに発達障害者が情報支援の対象として国の方針に位置付けられたことを踏まえ、支援体制をどのようにしていくか検討する。（障害福祉課・子ども福祉課）

病院の耐震化の促進（参照：1-1）

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施（参照：1-1）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT等の保健医療活動チームの機能強化等）（参照：1-1）

ドクターヘリの効果的運用（参照：1-1）

広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の整備）（参照：1-1）

病院における業務継続計画（BCP）の策定・活用の推進

- BCP未策定の病院に対し、国が実施する研修について周知・受講推薦するなど、BCP策定の促進に係る働きかけを行う。
また、BCPを整備した病院に対しても、引き続きBCPに基づいた定期的な訓練等の実施を促す。（医務課）

医薬品等の備蓄・供給体制の整備

- 医療救護に必要な医薬品等の調達を円滑に行うため、引き続き山梨県医薬品卸協同組合に保管管理委託する備蓄品目の見直しを行い医薬品等の安全な保管に努める。
また、想定を超えて交通が麻痺し、緊急対応が必要となった場合の対応策として、空路による物資輸送ルートの実現性の確保のための検討を行う。（衛生薬務課）

災害時要援護者等の避難場所としての児童福祉施設の利用の促進

- 災害時の一時避難場所として、児童福祉施設を活用することについて、引き続き児童養護施設等の本来機能を著しく低下させない範囲で施設の状況に応じた助言を行う。（子ども福祉課）

保育所等の耐震化の促進（参照：1-1）

【金融】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討（参照：1-1）

【情報通信】

公衆無線LAN環境の整備促進（参照：1-1）

被災状況等の効果的情報収集体制の強化（参照：1-1）

【交通・物流】

現場におけるドローン活用やICT施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

【国土保全】

現場におけるドローン活用やICT施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

【土地利用(国土利用)】

災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施（再掲：住宅・都市）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

災害時の県税救済措置制度の周知・円滑な対応（参照：1－1）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【官民連携】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【老朽化対策】

有形文化財（建造物）の耐震対策の推進（再掲：住宅・都市）

県営住宅の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）

【デジタル活用】

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

（1-3）突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

市町村における個別避難計画の作成支援（参照：1-1）

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（参照：1-1）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（参照：1-1）

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進（参照：1-2）

消防団の救助資機材等の整備促進（参照：1-1）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（参照：1-1）

消防防災航空基地機能の強化（参照：1-1）

水防訓練の実施

- 洪水時の水防体制の強化、関係水防団員等の水防技術の習得及び水防意識の高揚を図るため、水防訓練を実施する。（治水課）

災害装備資機材の整備の推進（参照：1-1）

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施（参照：1-1）

住民の防災意識の醸成の推進（参照：1-1）

【住宅・都市】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）

- 災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時協定を更新するとともに、定期的に訓練を実施する。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課、下水道室）

災害時における建設型応急住宅建設及び賃貸型応急住宅の提供についての協力体制の推進（参照：1-1）

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（参照：1-1）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（参照：1-1）

公立小中学校における避難所運営支援体制の整備（参照：1-1）

県立学校（高等学校・特別支援学校）における避難所の開設及び運営の支援（参照：1-1）

【保健医療・福祉】

市町村における個別避難計画の作成支援（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

要援護者のためのマニュアルの作成

- 災害時の要援護者支援対策推進のため、今後は山梨県社会福祉協議会の行う福祉避難所設置・運営訓練等を通じたマニュアルの検証を促進する。（福祉保健総務課）

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施（参照：1-1）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT 等の保健医療活動チームの機能強化等）（参照：1-1）

ドクターヘリの効果的運用（参照：1-1）

広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の整備）（参照：1-1）

病院における業務継続計画（BCP）の策定・活用の推進（参照：1-2）

【情報通信】

公衆無線LAN環境の整備促進（参照：1-1）

ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立

- 映像による被害状況等の情報収集体制の充実のため、引き続き消防防災ヘリコプター「あかふじ」からのテレビ伝送システムを活用する。（防災危機管理課）
- システム機能維持のため、平成29年度に更新工事を実施した。（消防保安課）

高所監視カメラ・テレビ会議システム等による被害状況収集体制の確立

- 災害発生時の被害状況を迅速に収集する体制の充実のため、引き続き、各合同庁舎に設置した高所カメラやテレビ会議システムを活用する。（防災危機管理課）

災害時の迅速かつ適確な応急対策に資する最先端技術を活用した防災通信網の整備による情報収集・伝達体制の確立

- 東京大学工学部と連携することで最新技術を活用した通信網を整備し、県内で想定される各種災害時に文字・音声のみならず映像通信などにより、迅速かつ正確な情報通信体制を確立する。（火山防災対策室・富士山科学研究所・防災危機管理課）
- 災害時における被害情報収集・伝達体制の確立のため、引き続き防災行政無線施設の維持管理や更新等により通信機能の強化を図る。（防災危機管理課）

被災状況等の効果的情報収集体制の強化（参照：1-1）

【交通・物流】

社会資本整備重点計画の策定及び推進

- 社会資本の整備を効果的・効率的に推進するため、「山梨県社会資本整備重点計画（第四次）」に基づき整備を推進する。（県土整備総務課）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

現場におけるドローン活用やICT施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

【農林水産】

農村資源の保安全管理活動の推進

- 多面的機能支払交付金等の支援により、農地等の保全に欠かせない地域ぐるみの共同活動等を引き続き推進する。（農村振興課）

農業用ため池の耐震化の推進

- 防災重点農業用ため池緊急整備事業により、耐震化対策が必要なため池について管理者と協議のうえ、計画的に改修や補強などの対策を実施する。
また、ため池が決壊した場合の被害想定区域等を示したハザードマップの周知や緊急連絡体制の整備を進めるとともに、ため池の管理者が行う保安全管理に対して技術的支援を行うことで管理体制の強化を推進する。（耕地課）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

- 農業生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農地保全対策や農業用水利施設等の点検・調査を進めるとともに、耐震化対策や長寿命化対策について計画的な整備を行う。
また、農地や農業用施設等の地域資源の適切な保安全管理や、自立的な防災及び復旧活動の体制整備を推進する。（耕地課）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

- 農地の浸水・浸食が懸念される地域において、農業用水利施設の被害の未然防止のための整備を進めるとともに、整備済みの排水機場の耐震化を見据えた点検・調査を推進し、施設管理者等と調整の上、計画的な整備を行う。（耕地課）

荒廃農地解消対策の推進

- 地域の実情に応じた荒廃農地の再生を進めるとともに、農地中間管理機構等を活用した農地の流動化や企業を含む担い手のニーズに合った集積を図るなど、引き続き荒廃農地の発生防止、解消対策を推進して農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する。（担い手・農地対策課、耕地課）

農地の整備（生産基盤の整備）

- 狭小で不整形な農地や老朽化等により機能が低下した農道、農業水利施設などを抱える地域においては、生産基盤の整備を進め、生産性や農家所得の向上、新たな担い手への農地集積・集約化の推進を図ることで生産活動を持続し、農地の荒廃防止、県土保全につなげる。また、農業・農村のもつ多面的機能の十分な発揮による農村環境の向上を推進する。（耕地課）

【国土保全】

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

荒廃農地解消対策の推進（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）（再掲：農林水産）

社会資本整備重点計画の策定及び推進（再掲：交通・物流）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

河川管理施設及びダム の長寿命化の推進

- 洪水災害を未然に防止するため、引き続き河川管理施設の維持や流下断面の確保を継続しながら、河道の掘削や拡幅、築堤の整備や機能強化等の対策を推進するとともに、五明川排水機場等の河川施設の長寿命化を図る。

また、県内6多目的ダムにおいても、ダム機能を維持するため、引き続きダム周辺施設等を含めた適切な改良や長寿命化対策により、維持・修繕を実施する。（治水課）

雨水貯留浸透施設の整備の推進

- 洪水災害を軽減するため、引き続き河川への流出を遅らせる雨水貯留浸透施設の整備による減災対策を推進し、流域全体での流出抑制対策の重要性を周知するため、パンフレットの配布や講習会の開催などによる啓発活動を実施する。（治水課）

洪水被害を防止する河川整備の推進

- 県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、引き続き、鎌田川や濁川等において、台風や豪雨による洪水を防止し安全に流下させる河川改修工事を実施する。

今後も、自然との共生及び環境との調和に配慮しつつ、コスト削減を図りながら、重点箇所を中心に整備を行い、被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効利用を推進する。（治水課）

「知って備えて命を守る」取組の推進

- 洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、引き続き、洪水ハザードマップの周知により避難体制の支援を行うほか、洪水浸水想定区域の追加公表を行うとともに、これに基づいたハザードマップの更新・策定に係る市町村への支援を進める。

また、ハザードマップで想定している広範囲な浸水が発生した場合の減災方法等について、国（河川管理者）や市町村等の関係機関と協力しながら検討を行う。（治水課）

- 平成30年7月豪雨災害を踏まえ、一般県民を対象に出前講座などの説明会や広報資料の配布などの手段により、防災情報（洪水ハザードマップ、水位情報等）を広く県民に周知するとともに、防災情報の充実及び提供手段の多様化を検討していく。（治水課）

水防訓練の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

水防用資材の備蓄の推進

- 水害から住民の生命を守るため、引き続き水防用資材の定期的な更新と備蓄を行う。（治水課）

災害時における緊急対処法マニュアルの更新

- 災害拡大や2次災害の防止を図るため、引き続き道路、河川及び砂防施設における緊急対処法マニュアルに基づき、緊急対処訓練を実施するとともに、訓練結果を検証し必要に応じてマニュアルの見直しを行う。（道路管理課、治水課、砂防課）

現場におけるドローン活用やICT施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

【土地利用(国土利用)】

荒廃農地解消対策の推進（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）（再掲：農林水産）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

災害時の県税救済措置制度の周知・円滑な対応（参照：1－1）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

「知って備えて命を守る」取組の推進（再掲：国土保全）

河川情報システムの運用

- 防災に資する情報提供手段の確立のため、引き続き総合河川情報システムの適切な運用を図る。（治水課、甲府河川国道事務所（国））
- 平成30年7月豪雨災害を踏まえ、防災上重要な地点に簡易型監視カメラおよび危機管理型水位計を設置するほか、量水標を新設するなど水位の「見える化」を図る。（治水課）

砂防移動教室や河川出前講座など防災教育の実施

- 土砂災害に対する危険性、水難事故防止、避難行動の重要性を周知するため、引き続き毎年6月の「土砂災害防止月間」や7月の「川に親しみ、水辺にふれあう運動推進強調月間」等に合わせ、小学生等を対象に啓発活動を実施する。（砂防課、治水課）
- 逃げ遅れによる水害・土砂災害からの被害を未然に回避する必要があることから、水害や土砂災害から身を守るための方法等を周知し、発災前に避難完了ができるよう、県民に対し県政出張講座による啓発活動を実施する。

住民の防災意識の醸成の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【人材育成】

水防訓練の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【官民連携】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【老朽化対策】

農村資源の保全管理活動の推進（再掲：農林水産）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）（再掲：農林水産）

社会資本整備重点計画の策定及び推進（再掲：交通・物流）

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進（再掲：国土保全）

【デジタル活用】

ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立（再掲：情報通信）

災害時の迅速かつ適確な応急対策に資する最先端技術を活用した防災通信網の整備による情報収集・伝達体制の確立（再掲：情報通信）

河川情報システムの運用（再掲：リスクコミュニケーション）

現場におけるドローン活用やICT施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

（1-4）大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

市町村における個別避難計画の作成支援（参照：1-1）

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（参照：1-1）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（参照：1-1）

広域応援協定の具体的運用体制の整備

- 緊急消防援助隊の応援・受援計画における運用の実効性を高めるため、緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練を1都9県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県）により実施するとともに、必要に応じ計画の見直しを行う。（消防保安課）

救急救命士の養成・確保の推進（参照：1-1）

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進（参照：1-2）

消防団の救助資機材等の整備促進（参照：1-1）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（参照：1-1）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（参照：1-1）

消防防災航空隊の機能強化（参照：1-1）

防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施（参照：1-1）

消防防災航空基地機能の強化（参照：1-1）

水防訓練の実施（参照：1-3）

災害装備資機材の整備の推進（参照：1-1）

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施（参照：1-1）

住民の防災意識の醸成の推進（参照：1-1）

【住宅・都市】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（参照：1-3）

災害時における建設型応急住宅建設及び賃貸型応急住宅の提供についての協力体制の推進（参照：1-1）

現場におけるドローン活用やICT施工による作業効率化の推進（参照：1-1）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（参照：1-1）

公立小中学校における避難所運営支援体制の整備（参照：1-1）

県立学校（高等学校・特別支援学校）における避難所の開設及び運営の支援（参照：1-1）

【保健医療・福祉】

市町村における個別避難計画の作成支援（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施（参照：1-1）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT等の保健医療活動チームの機能強化等）（参照：1-1）

ドクターヘリの効果的運用（参照：1-1）

広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の整備）（参照：1-1）

【情報通信】

公衆無線LAN環境の整備促進（参照：1-1）

ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立（参照：1-3）

高所監視カメラ・テレビ会議システム等による被害状況収集体制の確立（参照：1-3）

災害時の迅速かつ適確な応急対策に資する最先端技術を活用した防災通信網の整備による情報収集・伝達体制の確立（参照：1-3）

被災状況等の効果的情報収集体制の強化（参照：1-1）

【交通・物流】

災害時における応急対策業務の協体制の推進（林政部）

- 災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、建設関係団体との連絡体制等を常に最新のものになるよう毎年度協定を更新する。（治山林道課）
- （一社）全国木造建設事業協会からの販売要請に対応するため、間伐材等建設用木材の確保に努める。（県有林課）

社会資本整備重点計画の策定及び推進（参照：1-3）

災害時における応急対策業務の協体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

現場におけるドローン活用やICT施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

【農林水産】

森林の公益的機能の維持・増進

- 森林の公益的機能についての普及啓発を行うとともに、引き続き県民参加の森林づくりを進めるための支援を行う。（森林政策課）（森林整備課）
- 森林の公益的機能が高度に発揮される健全な森林づくりを推進するため、引き続き造林事業や森林環境保全推進事業等による植栽・保育・間伐等の森林整備や獣害対策、林野火災防止パトロールを計画的に進める。（森林整備課・県有林課）
- 森林の公益的機能の維持・増進を図るため、引き続き水源地域緊急整備事業、保安林改良事業及び保安林保育事業による改植や本数調整伐等の森林整備を計画的に進める。（治山林道課）

災害時における応急対策業務の協体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進

- 昭和町を除く26市町村において、山間部の集落周辺の山地災害防止機能を確保するため、治山施設の整備を適切に実施し、山地災害危険地区の未着手解消を目指す。（治山林道課）
また、韮崎市湯沢地区と南アルプス市野呂川地区においては、国との調整を行い、国直轄治山事業により、荒廃地の整備を推進する。（治山林道課、山梨森林管理事務所（国））

森林環境税モニタリング調査の実施

- 森林環境税を財源の一部とした森林整備事業の効果を検証するため、引き続き施業林におけるモニタリングを実施し、調査結果や事業効果の公表を行う。（森林総合研究所）

農業用ため池の耐震化の推進（参照：1-3）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-3）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-3）

【国土保全】

森林の公益的機能の維持・増進（再掲：農林水産）

災害時における応急対策業務の協体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（再掲：農林水産）

老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化

- 昭和町を除く26市町村において、山間部の集落周辺の森林の山地災害防止機能を確保するため、土砂

災害防止機能を発揮している既存治山施設について、施設の長寿命化を図るため、「山梨県治山施設保全計画」に基づき、適正な維持・管理を実施する。（治山林道課）

森林環境税モニタリング調査の実施（再掲：農林水産）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

社会資本整備重点計画の策定及び推進（再掲：交通・物流）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進（参照：1-3）

洪水被害を防止する河川整備の推進（参照：1-3）

地震発生後の河川・砂防管理者対応マニュアルの円滑な運用

- 地震発生時に緊急かつ適切な対応を図るため、引き続き河川・砂防管理者対応マニュアルの円滑な運用とマニュアルの随時見直しを実施する。（治水課、砂防課）

水防訓練の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

水防用資材の備蓄の推進（参照：1-3）

災害時における緊急対処法マニュアルの更新（参照：1-3）

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

- 特に甚大な被害が想定される土砂災害警戒区域 33 区域のうち、既に着手している 14 区域を除いた残る 19 区域について優先的に整備を進める。

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施

- 長寿命化計画に基づき、改築を実施していくとともにトータルコストを縮減し予算を平準化していくため「予防保全型維持管理」の考え方を導入した長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理や更新を実施していく。（砂防課、富士川砂防事務所（国））

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

【環境】

国立・国定公園等施設の老朽化対策、国際化対応及び長寿命化対策の推進（参照：1-1）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

災害時の県税救済措置制度の周知・円滑な対応（参照：1-1）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

河川情報システムの運用（参照：1-3）

土砂災害防災訓練の実施

- 土砂災害に対する危険性、避難行動の重要性を周知するため、引き続き毎年 6 月の土砂災害防止月間に合わせて行う土砂災害防災訓練において啓発活動を実施する。（砂防課）
- 土砂災害警戒避難体制の確立・強化を図るため、今後は、ハザードマップを用いた、地域で行われる避難（防災）訓練等を通じ、県民に土砂災害に係る知識を周知するため、市町村職員向けの講習会（勉強会）を催すなど、定期的に啓発活動を実施する。（砂防課）

砂防移動教室や河川出前講座など防災教育の実施（参照：1-3）

土砂災害等情報システムの運用

- 市町村長が避難勧告等を的確に発令できるよう、正確でわかりやすい土砂災害関連情報の提供を行うため、土砂災害警戒情報システム等の適切な運用及び管理を行う。（砂防課）

土砂災害警戒区域等の指定及び周知

- 土砂災害から県民の生命を守るため、今後は、土砂災害警戒区域を管理・公開するために作成した土砂災害情報システムを通し、定期的に啓発活動を実施するとともに、地図精度向上や土地利用状況の変化に伴う土砂災害警戒区域等の指定見直し（追加・削除）を行う。（砂防課）

住民の防災意識の醸成の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【人材育成】

水防訓練の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【官民連携】

森林の公益的機能の維持・増進

- 森林の公益的機能についての普及啓発を行うとともに、引き続き県民参加の森林づくりを進めるための支援を行う。（森林整備課）

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【老朽化対策】

老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化（再掲：国土保全）

国立・国定公園等施設の老朽化対策、国際化対応及び長寿命化対策の推進（再掲：環境）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

社会資本整備重点計画の策定及び推進（再掲：交通・物流）

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進（再掲：国土保全）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：国土保全）

【デジタル活用】

ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立（再掲：情報通信）

災害時の迅速かつ適確な応急対策に資する最先端技術を活用した防災通信網の整備による情報収集・伝達体制の確立（再掲：情報通信）

河川情報システムの運用（再掲：リスクコミュニケーション）

土砂災害等情報システムの運用（再掲：リスクコミュニケーション）

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

（1-5）火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

市町村における個別避難計画の作成支援（参照：1-1）

災害時における燃料確保の推進（参照：1-1）

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（参照：1-1）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（参照：1-1）

富士山火山避難基本計画に基づく訓練の実施

- 富士山火山避難基本計画を踏まえ、地域防災計画の見直しを行う。
- 避難訓練を継続的に実施することにより、課題を抽出し、市町村避難計画の見直しを支援する。
- 大規模降灰対策などの課題等の検討を行う。

富士山噴火に備えた実践的かつ効果的な避難体制の強化推進

- 現地対策拠点の運営・開設訓練を行うほか、避難計画の実効性を高めるため、市町村等が実施する防災訓練を支援する。
- 市町村が実施する地域防災計画改定作業や避難促進施設の支援について適切にサポートする体制づくりを推進する。
- 円滑な避難体制の構築のため、効果的な情報発信の手法確立や迅速な情報伝達に資する高速通信網の整備の検討を行う。
- 国の関与による県境を越えた広域避難体制の構築を図る。
- アプリなど情報ツールを使ったリスクコミュニケーションのあり方の検討を行う。

広域応援協定の具体的運用体制の整備（参照：1-4）

救急救命士の養成・確保の推進（参照：1-1）

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進（参照：1-2）

消防団の救助資機材等の整備促進（参照：1-1）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（参照：1-1）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（参照：1-1）

消防防災航空隊の機能強化（参照：1-1）

防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施（参照：1-1）

消防防災航空基地機能の強化（参照：1-1）

登山者の実態把握・情報共有による安全確保対策の推進

- 災害発生時の迅速な捜索救助活動、避難誘導等のため、今後も、ホームページや登山口・最寄駅における街頭指導等による「コンパス」を使用した登山届の提出の周知・広報活動を民間事業者を含めた関係機関と連携及び協働しながら、より一層推進し、情報共有を図ることにより登山者の安全確保対策を推進する。（警察本部）

災害装備資機材の整備の推進（参照：1-1）

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施（参照：1-1）

住民の防災意識の醸成の推進（参照：1-1）

【住宅・都市】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（参照：1-3）

災害時における建設型応急住宅建設及び賃貸型応急住宅の提供についての協力体制の推進（参照：1-1）

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（参照：1-1）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（参照：1-1）

公立小中学校における避難所運営支援体制の整備（参照：1-1）

県立学校（高等学校・特別支援学校）における避難所の開設及び運営の支援（参照：1-1）

【保健医療・福祉】

市町村における個別避難計画の作成支援（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施（参照：1-1）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT 等の保健医療活動チームの機能強化等）（参照：1-1）

ドクターヘリの効果的運用（参照：1-1）

広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の整備）（参照：1-1）

病院における業務継続計画（BCP）の策定・活用の推進（参照：1-2）

【エネルギー】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【情報通信】

公衆無線 LAN 環境の整備促進（参照：1-1）

ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立（参照：1-3）

高所監視カメラ・テレビ会議システム等による被害状況収集体制の確立（参照：1-3）

災害時の迅速かつ適確な応急対策に資する最先端技術を活用した防災通信網の整備による情報収集・伝達体制の確立（参照：1-3）

外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備

- 「外国人旅行者への災害時対応マニュアル」及び「災害時外国人旅行者向けフードコミュニケーションカード」の活用を促進する。
- 山梨県国際交流協会と締結した協定に基づき、「山梨県災害多言語支援センター」を適切に運用する。
- 防災ポータルが多言語情報発信を継続実施する。

被災状況等の効果的情報収集体制の強化（参照：1-1）

【産業構造】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

富士山五合目以上の区域における観光客等避難対策の推進

- 富士山五合目以上の区域においては、復旧に数日間を要する事態が発生した場合には、多数の滞留者が発生することが想定されるため、滞留者への水・食料や一時避難場所の提供及び速やかに麓まで避難（下山）させる方法を検討する。
- 更に、御嶽山の災害に鑑み、富士山の噴火に備えるためのヘルメットや防塵マスク等の十分な配備、来訪者への注意喚起や迅速な避難のための火山情報の提供方法も検討する。
主な検討項目については、以下のとおりである。
 - ① 山小屋、五合目売店等との水・食料及び一時避難場所の提供に係る協力関係の構築
 - ② より多くの水・食料の備蓄方法の検討
 - ③ 滞留者を安全に避難（下山）させる方法の検討
 - ④ 安全な避難（下山）ルートの確保及び観光客等の避難（下山）誘導
 - ⑤ 富士山五合目や山小屋等へのヘルメット、防塵マスク等の配備
 - ⑥ 火山情報の提供方法
 - ⑦ 噴石等から観光客等を守るためのシェルターの設置に関する研究の推進（防災危機管理課、世界遺産富士山課、治山林道課、道路管理課、警察本部）

【交通・物流】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（参照：1-4）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

- 平成30年度に策定した「県営林道施設長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、最優先である152箇所を対象に、国補事業、県単事業合わせて長寿命化対策を推進する。（治山林道課）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備

- 災害に強い道路を整備し、地域住民や富士山を訪れる観光客などの円滑な避難誘導を図るため、引き続き富士北麓地域から甲府方面、大月方面、相模原方面を結ぶ3方向の放射道路、それらを富士山の裾野で連絡する内環状、富士五湖の北岸沿いの中環状、更に大月・都留・道志とを結ぶ外環状（3放射3環状道路）の整備を推進する。（道路整備課）
- 非常時において、富士北麓地域から他地域への避難を支える国道137号の新たな御坂トンネル、国道138号の新屋拡幅や国道139号の都留バイパス及び中央自動車道を補完する道路である国道20号の新笹子トンネルの整備を推進する。（道路整備課、甲府河川国道事務所（国））

スマートICの整備促進

- 災害に強い道路網の構築を図るため、引き続き被災後の代替路や物流拠点の形成などが図られる事業中のスマートIC整備の促進や新たなスマートICの設置を要望する。（高速道路推進課）

県外とを結ぶ高速道路等の整備促進

- 大規模地震、豪雨、豪雪、富士山火山噴火による災害発生時において、避難路あるいは緊急輸送路となる中部横断自動車道など県外とを結ぶ高速道路等の整備を促進する。
- 中部横断自動車道・南部IC～下部温泉早川IC間が令和3年8月29日に開通し、これにより山梨・静岡間が全線開通となった。今後は引き続き中部横断自動車道（長坂IC～八千穂IC）の早期事業化に向けた手続き等を推進する。（高速道路推進課、甲府河川国道事務所（国））

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり

- 富士山噴火時の降灰から避難路や輸送路を確保するため、道路の降灰に関する検討を進め、速やかに除灰できる体制の構築を検討する。（道路管理課）

現場におけるドローン活用やICT施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

【農林水産】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（参照：1－4）

【国土保全】

富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進

- 平成26年度から取り組んでいる富士山の噴火災害を軽減するための、「富士山火山防災のための火山的学的研究」及びその関連研究を継続し、噴火履歴の研究、噴火予測に資する観測研究（重力観測、地震観測、地下水観測）、噴火災害予測に関する研究（噴火シミュレーション）を東京大学地震研究所や防災科学技術研究所と連携して実施する。また、火山観測情報の収集に関し他機関との連携を強化し、火山防災情報の発信の仕組みづくり、効果的な防災教育の方法論の検討および実証試験を行う。この研究観測成果に基づき、噴火シナリオを構築し、溶岩流・火砕流・噴石の噴火シミュレーションによる災害予測手法の確立に取り組む。また、火山防災情報の発信や災害知識の普及・啓発の仕組みづくりを行う。（富士山科学研究所）
- 富士山では火山災害以外にも雪代、雪崩、落石等の斜面災害が発生しており、これらの発生の検知手法、危険情報の発信手法などについて検討をおこなう。（富士山科学研究所）

富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等

- 火山防災情報の発信や災害知識の普及・啓発のため、地元自治体や県民を対象とする火山防災研修会やセミナー、火山噴火災害の軽減のための国際ワークショップやシンポジウム、富士山火山防災パネル展などを開催して、更なる防災知識などの普及・啓発に取り組むとともに、小中学校や高等学校の富士山学習等や大学の講義において火山防災教育を推進する。（富士山科学研究所）

火山防災体制強化に資する研究の推進

- 富士山の噴火様式や規模は多様であり、事前に火口も特定できない。そのため、噴火に際して地域住民が確実に避難できるよう富士山の噴火履歴の研究を行う。また、火山のハザードマップは現象が多岐にわたり、火山との距離によって影響する現象が異なるためハザードマップの読み取りが非常に複雑である。そのため住民に理解しやすく効果的な火山防災マップのあり方の研究を行う。（富士山科学研究所）

富士山噴火に備えた実践的かつ効果的な避難体制の強化推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（再掲：農林水産）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化（再掲：交通・物流）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

災害時における緊急対処法マニュアルの更新（参照：1－3）

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1－4）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（参照：1－4）

富士山火山噴火時の避難を支援する減災対策の推進

- 富士山の火山噴火時における生命・財産への被害軽減、および避難時間を最大限確保するため、「富士山火山噴火緊急減災砂防計画」に基づき、ハード対策とソフト対策からなる基本・緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、火山防災対策の推進を図る。（砂防課、富士砂防事務所（国））

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

災害時の県税救済措置制度の周知・円滑な対応（参照：1－1）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

富士山火山避難基本計画に基づく訓練の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等（再掲：国土保全）

火山防災体制強化に資する研究の推進（再掲：国土保全）

富士山噴火に備えた実践的かつ効果的な避難体制の強化推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

住民の防災意識の醸成の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【官民連携】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【老朽化対策】

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化（再掲：交通・物流）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：国土保全）

【研究開発】

富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進（再掲：国土保全）

富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等（再掲：国土保全）

火山防災体制強化に資する研究の推進（再掲：国土保全）

【デジタル活用】

ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立（再掲：情報通信）

災害時の迅速かつ適確な応急対策に資する最先端技術を活用した防災通信網の整備による情報収集・伝達体制の確立（再掲：情報通信）

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

（1-6）暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

他自治体との連携推進

- 関東地方知事会、全国知事会及び中央日本四県（新潟、長野、静岡、山梨）における相互応援協定をはじめ、他自治体との連携強化を推進することにより、南海トラフ地震や富士山火山噴火、風水害や豪雪災害など、本県に起こりうる大規模災害に適切に対応できる体制の充実に努めるため、引き続き必要な協定の締結を推進するとともに、関係協定に係る定期的な連絡会議、広域連携に係る訓練等に参加し、他自治体と「顔の見える関係」の構築に努め、課題の把握や改善を推進する。（防災危機管理課）

市町村における個別避難計画の作成支援（参照：1-1）

災害時における燃料確保の推進（参照：1-1）

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（参照：1-1）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（参照：1-1）

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進（参照：1-2）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（参照：1-1）

登山者の実態把握・情報共有による安全確保対策の推進（参照：1-5）

災害装備資機材の整備の推進（参照：1-1）

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施（参照：1-1）

住民の防災意識の醸成の推進（参照：1-1）

【住宅・都市】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（参照：1-3）

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（参照：1-1）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（参照：1-1）

【保健医療・福祉】

市町村における個別避難計画の作成支援（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT 等の保健医療活動チームの機能強化等）（参照：1-1）

ドクターヘリの効果的運用（参照：1-1）

広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の整備）（参照：1-1）

病院における業務継続計画（BCP）の策定・活用の推進（参照：1-2）

透析患者の支援体制の整備

- 災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、引き続き県内在住の人工透析患者情報の全数把握及び情報共有を図るとともに、市町村における要援護者台帳の整備、支援計画作成への支援を行う。
- 県協議会及び各保健所圏域での連携推進会議、ワーキンググループの開催、研修会、実態調査、災害時透析情報共有システム導入、手引き作成等を行い、切れ目ない透析医療提供体制の構築を図る（健康増進課）

【エネルギー】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【情報通信】

被災状況等の効果的情報収集体制の強化（参照：1-1）

【産業構造】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【交通・物流】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（参照：1－4）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

道の駅等の防災機能の確保

- 豪雪や近い将来の発生が懸念される南海トラフ地震、富士山噴火などの広域的な災害に対し、「道の駅」の防災機能を確保することを目的に、拡充すべき防災機能の検討を行い、防災拠点施設の維持を適切に行っていく。（防災危機管理課、道路管理課）

山梨県道路除排雪計画の推進

- 想定を超えた降雪に対し効率的な道路の除雪を行うため、「山梨県道路除排雪計画」に基づき、今後の降雪状況の変化や、高速道路の整備、県内道路の新設・改築、公共施設の整備など社会環境の変化に踏まえ、必要に応じて見直しを進める。（道路管理課）
- 非常体制発令時に除雪優先路線の考え方に基づく除雪作業の実施を進める。（甲府河川国道事務所(国)）

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

【農林水産】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究

- 下層植生に影響を及ぼしているニホンジカの頭数管理や、下層植生の回復を集中的に実施すべき箇所の明示により、水源林の保全や土壌の流出につながる情報提供を行う。（森林総合研究所）

【国土保全】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究（再掲：農林水産）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

災害時における緊急対処法マニュアルの更新（参照：1－3）

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

住民の防災意識の醸成の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【官民連携】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【研究開発】

森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究（再掲：農林水産）

【デジタル活用】

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

（2-1）自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

他自治体との連携推進（参照：1-6）

自主防災組織の防災資機材の整備促進

- 地域の防災力を強化するため、引き続きコミュニティ助成事業の利用による防災資機材等の整備を図っていくが、要望の増加に伴い、どの組織を優先するかをよく見極め、実施する。（防災危機管理課）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（参照：1-1）

救急救命士の養成・確保の推進（参照：1-1）

消防団の救助資機材等の整備促進（参照：1-1）

救急搬送体制の充実強化（参照：1-1）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（参照：1-1）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（参照：1-1）

消防防災航空隊の機能強化（参照：1-1）

防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施（参照：1-1）

消防防災航空基地機能の強化（参照：1-1）

消防設備士及び危険物取扱者の保安講習の実施

- 地震災害等の発生に伴う火災や危険物事故の未然防止等のため、引き続き消防設備士及び危険物取扱者の技術向上と育成を図る。

防災拠点の機能強化

- 「山梨県防災拠点整備基本構想（改定版）」に基づき、防災拠点の7つの機能（※）の強化に関する取り組み（中長期的なものを除く）を庁内外の関係機関と連携して行う。
※総合監視、物資備蓄、輸送中継、航空基地、応援部隊等活動拠点、訓練研修、普及啓発

事前伐採の推進

- 本県の電力供給体制強靱化に向けて、倒木等による二次災害対策として樹木の事前伐採を推進する。（環境・エネルギー政策課）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

- 本県の電力供給体制強靱化に向けて、関係機関による推進会議を設け、連携の強化を図る。（環境・エネルギー政策課）

災害装備資機材の整備の推進（参照：1-1）

【住宅・都市】

水道施設の耐震化の促進

- 令和10年度までに基幹管路の耐震適合率を50%とし、耐震化計画に基づく水道施設の耐震化を着実に実施するよう要請する。
応急給水資機材の整備について、各水道事業者に促す。
また、大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援要請や活動が行われることが考えられることから、関係機関との連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう県で調整を図る。（衛生業務課）

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（参照：1-3）

都市公園の防災活動拠点機能の強化（参照：1-1）

山梨県流域下水道災害対応マニュアルの検証と見直し

- 災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保、水害を含む災害時の対応体制の整備を図るため、引き続きBCP訓練やマニュアルの見直し等を実施する。（下水道室）

下水道施設の長寿命化の推進

- 災害時における下水道施設の安全性や信頼性を確保するため、引き続き4流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）施設全体の長期的な施設の状態を予測しながら、維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的な管理を行う下水道ストックマネジメント計画を令和2年度に策定した。令和3年度からはストックマネジメント計画に基づく長寿命化を進める。（下水道室）

下水道施設の耐震化の推進

- 4流域下水道の幹線管渠について耐震化率の向上を図るため、重要な公共施設の周辺や緊急輸送道路周辺等を優先し耐震対策を実施する。（下水道室）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（参照：1-1）

【保健医療・福祉】

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施

- 災害時において避難行動要支援者の円滑な避難を行うため、市町村に対し、地震防災訓練などを通じて市町村による要配慮者を対象とした避難所の設置・運営訓練の実施等を促す。（防災危機管理課）

災害時における保健医療救護の協力体制の構築

- 災害時の保健医療救護等に関する協定内容について、必要に応じ見直しを行い、関係団体との協力関係の強化を図る。（福祉保健総務課、医務課、衛生薬務課）

病院の耐震化の促進（参照：1-1）

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施（参照：1-1）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT等の保健医療活動チームの機能強化等）（参照：1-1）

ドクターヘリの効果的運用（参照：1-1）

広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の整備）（参照：1-1）

災害拠点病院の機能確保に向けた施設・設備整備の支援

- 災害拠点病院の指定要件について未達成の項目がある病院に対しては、耐震改修や浸水対策（止水板等の設置や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等）の整備に向けた支援を行う。（医務課）

病院における業務継続計画（BCP）の策定・活用の推進（参照：1-2）

災害時の心のケア支援体制の整備（DPAT（災害派遣精神医療チーム）の機能強化）

- 協定機関に対し、国や本県が開催するDPATの研修への参加を促し、DPATの登録チームを拡大するとともに、DPATの派遣、受援体制の確立や災害拠点精神科病院の指定など災害時における精神医療の提供体制の整備を進める。（健康増進課）

透析患者の支援体制の整備（参照：1-6）

放射線の影響に関する相談体制の整備

- 原子力発電所事故による放射線の影響に関する健康相談体制の整備のため、福島等の事例等を研究する中で、健康相談マニュアルや健康相談窓口の開設等について見直しを実施し、引き続き実効性のある健康相談事業が実施できるよう相談体制を整備する。（健康増進課）

【エネルギー】

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【情報通信】

発災後のインフラ復旧対策の推進

- 大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、関係機関と協議の上、各種マニュアルの整備や、それに基づく実効性ある防災訓練の実施等に取り組む。（防災危機管理課）

- 災害時の円滑な交通を確保するため、関係機関の連携による検討・調整等を行う体制に速やかに移行できるように、交通強靱化プロジェクトを推進する。（交通政策課・道路管理課）

※主要関係機関

- (5-1) 東京電力(株)山梨支店、NTT東日本(株)山梨支店、(株)NTTドコモ山梨支店等
- (5-1) (株)山梨放送、(株)テレビ山梨、(株)エフエム富士等
- (5-2) 東京電力(株)山梨支店、(一社)山梨県トラック協会等、(5-3) 東京ガス山梨(株)
- (5-5) 東日本旅客鉄道(株)八王子支社、東海旅客鉄道(株)静岡支社、中日本高速道路(株)八王子支社

消防救急デジタル無線の広域化・共同化の推進

- 消防救急デジタル無線の広域化・共同化の働きかけを行うことにより、広域的な機動性の確保とともに、災害に強い情報通信体制の整備を進める。（消防保安課）

災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保

- 災害時の情報収集、共有、情報提供を確実にを行うため、県保健医療救護対策本部の通信環境の維持に努めるとともに、医療機関、保健所及び市町村と連携し、E M I S（広域災害救急医療情報システム）の操作研修や、E M I Sを利用した情報伝達訓練等を実施する。

また、E M I Sに未加入の有床診療所に対し、加入を促していく。（医務課）

【産業構造】

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【交通・物流】

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

災害に強い物流システムの構築

- 今後は、「災害時における支援物資供給体制の構築に向けて」に基づき、より実効性の高い支援物資供給体制の構築を図るため、関係機関と協力し、救援物資の受け入れ、避難所への輸送に係る方法・体制等について見直しを行う。（防災危機管理課）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備

- 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の安定的な物流や広域的な避難・救援活動を支える道路の確保を図るため、引き続き新山梨環状道路など幹線道路の整備を実施する。（道路整備課、都市計画課、甲府河川国道事務所（国））
- 新山梨環状道路（北部区間）については、全線の早期事業化及び広瀬・桜井間、牛句・宇津谷間の早期整備を国に働きかける。（高速道路推進課）

富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備（参照：1-5）

大規模地震などの発生時に避難を支える道路の整備

- 沿線地域住民の安全な避難を可能にするため、引き続き避難を支える道路の整備を推進する。（道路整備課）

無電柱化の推進（参照：1-1）

道の駅等の防災機能の確保（参照：1-6）

山梨県道路除排雪計画の推進（参照：1-6）

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（参照：1-5）

道路防災危険箇所等の解消

- 緊急輸送道路における道路法面崩壊や路肩決壊等の危険箇所の解消、雨量規制の緩和のため、引き続き法面対策工等の防災対策を実施する。（道路管理課）
- 要対策箇所の解消に努めるほか、台風などの大雨の際に道路利用者の安全を確保するため、あらかじめ定めた規制雨量に達すると通行止めを行う事前通行規制区間の解除、若しくは規制雨量基準値の緩和へ向け防災対策を実施する。（甲府河川国道事務所（国））

道路の点検・啓開マニュアルの運用及び訓練の実施

- 災害時の道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するため、各協会とも連携し、防災訓練を実施しながら、新たな課題に対し必要に応じ地震災害行動マニュアルの見直しを行う。（県土整備総務課、道路管理課）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（参照：1-1）

橋梁の長寿命化の推進（参照：1-1）

【国土保全】

水道施設の耐震化の促進（再掲：住宅・都市）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-4）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（参照：1-4）

山梨県流域下水道災害対応マニュアルの検証と見直し（再掲：住宅・都市）

下水道施設の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）

下水道施設の耐震化の推進（再掲：住宅・都市）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

災害時の県税救済措置制度の周知・円滑な対応（参照：1-1）

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施（再掲：保健医療・福祉）

【官民連携】

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【老朽化対策】

水道施設の耐震化の促進（再掲：住宅・都市）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（再掲：交通・物流）

大規模地震などの発生時に避難を支える道路の整備（再掲：交通・物流）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：交通・物流）

橋梁の長寿命化の推進（再掲：交通・物流）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：国土保全）

都市公園の防災活動拠点機能の強化（再掲：住宅・都市）

下水道施設の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）

（2-2）医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

自主防災組織の防災資機材の整備促進（参照：2-1）

備蓄物資の確保

- 様々な災害に対応した備蓄体制の充実を図るため、県と市町村が連携した備蓄必要量の継続確保に向けた備蓄の基本的な考え方を検討するなど、引き続き備蓄資機材の確保を図る。（防災危機管理課）
- 「山梨県地震被害想定調査」（令和5年5月）を踏まえ、備蓄のあり方の検討を行う。（防災危機管理課）

災害時における燃料確保の推進（参照：1-1）

大規模災害発生時における受援体制の構築

- 「山梨県大規模災害時における応援受入計画」の見直しを適宜実施するとともに、訓練等を実施し体制の強化を図る。また、市町村の受援計画の策定を支援し、受援体制の構築を図る。

広域応援協定の具体的運用体制の整備（参照：1-4）

消防防災航空基地機能の強化（参照：1-1）

防災拠点の機能強化（参照：2-1）

緊急輸送道路の通行に関する広域訓練の実施

- 大規模災害発生時の緊急輸送道路（緊急交通路）の確保のため、引き続き各種防災訓練の際に、緊急輸送道路（緊急交通路）確保訓練を継続的に実施する。（警察本部）

【住宅・都市】

耐震性貯水槽の整備の促進

- 市町村が行う耐震性貯水槽、防火水槽等の消防防災施設の整備及び有効活用について、助言等を行う。（消防保安課）

水道施設の耐震化の促進（参照：2-1）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（参照：1-3）

都市公園の防災活動拠点機能の強化（参照：1-1）

山梨県流域下水道災害対応マニュアルの検証と見直し（参照：2-1）

下水道施設の長寿命化の推進（参照：2-1）

下水道施設の耐震化
の推進（参照：2-1）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（参照：1-1）

【保健医療・福祉】

要援護者のためのマニュアルの作成（参照：1-3）

ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

- 災害時の円滑なボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、引き続き山梨県社会福祉協議会への補助を通じ、市町村社会福祉協議会の災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施を促進する。（福祉保健総務課）

高齢者施設における防災資機材等の整備促進

- 高齢者施設の防災資機材等の整備のため、引き続き、施設ごとの整備状況を確認するとともに、不備等があった場合には改善を指導するなどして防災資機材等の整備を促進させる。（健康長寿推進課）

障害者福祉施設における防災資機材等の整備促進

- 障害者福祉施設の防災資機材等の整備のため、引き続き、施設ごとの整備状況を確認するとともに、不備等があった場合には改善を指導するなどして、防災資機材等の整備を促進させる。（障害福祉課）

災害時における保健医療救護の協力体制の構築（参照：２－１）

災害拠点病院の機能確保に向けた施設・設備整備の支援（参照：２－１）

医薬品等の備蓄・供給体制の整備（参照：１－２）

災害時の心のケア支援体制の整備（DPAT（災害派遣精神医療チーム）の機能強化）（参照：２－１）

災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保

- 災害時に円滑な栄養・食生活支援を実施するため、引き続き、保健所及び市町村の栄養士に対し、災害時における保健指導にマニュアルを活用し、準備をしておく必要性を周知するとともに、災害発生を想定したマニュアルの評価（点検作業）を行い、必要に応じて見直しを行う。（健康増進課）

【エネルギー】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【情報通信】

災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保（参照：２－１）

発災後のインフラ復旧対策の推進（参照：２－１）

被災状況等の効果的情報収集体制の強化（参照：１－１）

【産業構造】

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【交通・物流】

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（参照：１－１）

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

災害に強い物流システムの構築（参照：２－１）

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）

- 令和元年度に作成した、新たな「林内路網整備計画」に基づき、国補事業により計画的に整備に取り組む。

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化（参照：１－５）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（参照：２－１）

富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備（参照：１－５）

大規模地震などの発生時に避難を支える道路の整備（参照：２－１）

多重性・代替性（リダンダンシー）を有する災害に強い道路網の整備

- 災害時に安定的に人やモノの輸送を確保するため、隣接都道府県とを結ぶ幹線道路などについて、リダンダンシーを有する災害に強い道路網の整備を推進する。（道路整備課）

スマートＩＣの整備促進（参照：１－５）

県外とを結ぶ高速道路等の整備促進（参照：１－５）

道の駅等の防災機能の確保（参照：１－６）

山梨県道路除排雪計画の推進（参照：１－６）

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（参照：1-5）

道路防災危険箇所等の解消（参照：2-1）

道路の点検・啓開マニュアルの運用及び訓練の実施（参照：2-1）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（参照：1-1）

橋梁の長寿命化の推進（参照：1-1）

都市計画道路（街路）の整備

- 狭隘道路等を解消し災害に強い街路網を構築するため、主要な都市計画道路の整備を確実に進めるとともに、今後も必要な路線について事業を実施する。（都市計画課）

【農林水産】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

農業用ため池の耐震化の推進（参照：1-3）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-3）

基幹農道の整備

- 基幹農道は主な目的として農産物の生産や流通を向上させるものであり、一方で、通学や通勤等における一般交通としての役割も大きく農村地域の生活環境の改善に寄与していることから、今後も基幹農道の整備を推進する。

また、近年各地で頻発している大規模地震や豪雨災害等の発生時には避難路や緊急輸送路としての補助的な役割も担っていることから、緊急車両の走行を確保する対策も必要であり、基幹農道の各管理者（市町村）が策定した農道保全対策計画や個別施設計画等に基づき、重要度の高い施設について長寿命化、耐震化対策を推進する。（耕地課）

【国土保全】

水道施設の耐震化の促進（再掲：住宅・都市）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）（再掲：交通・物流）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化（再掲：交通・物流）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-4）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（参照：1-4）

山梨県流域下水道災害対応マニュアルの検証と見直し（再掲：住宅・都市）

下水道施設の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）

下水道施設の耐震化の推進（再掲：住宅・都市）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

災害時の県税救済措置制度の周知・円滑な対応（参照：1-1）

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

【老朽化対策】

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（再掲：交通・物流）

水道施設の耐震化の促進（再掲：住宅・都市）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化（再掲：交通・物流）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（再掲：交通・物流）

大規模地震などの発生時に避難を支える道路の整備（再掲：交通・物流）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：交通・物流）

橋梁の長寿命化の推進（再掲：交通・物流）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：国土保全）

都市公園の防災活動拠点機能の強化（再掲：住宅・都市）

下水道施設の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）

（2-3）劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

被災者の総合相談体制の充実及び総合相談窓口のマニュアルの見直し

- 被災者の生活相談や情報提供を実施するための総合相談体制の充実を図るとともに、毎年度検証を行った上で、マニュアルの内容を見直す。（県民生活総務課）

市町村における個別避難計画の作成支援（参照：1-1）

災害時における燃料確保の推進（参照：1-1）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（参照：1-1）

避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施

- 地域の災害対応力の充実のため、引き続き県地震防災訓練の場において、避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練を実施する。（防災危機管理課）

救急救命士の養成・確保の推進（参照：1-1）

被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備

- 庁内関係部局、市町村等関係機関、県獣医師会や動物愛護団体等が連携協力してペット等動物への災害対策を実施するための対応方針を検討する。（衛生薬務課）
- 「山梨県大規模災害時の被災動物の支援に関する協定」や「山梨県ペット同行避難所等運営ガイドライン」に基づく訓練等を通じ、避難所運用上の課題を整理するとともに必要に応じて協定等の内容を見直す。（衛生薬務課）

【住宅・都市】

災害時における建設型応急住宅建設及び賃貸型応急住宅の提供についての協力体制の推進（参照：1-1）

下水道施設の耐震化の推進（参照：2-1）

住宅の耐震化の促進（参照：1-1）

公営住宅や職員宿舍の空室の提供マニュアルの整備・運用

- 災害時に被災者に対して公営住宅や職員宿舍の空室の提供を行うため、引き続き入居マニュアルの整備、運用を実施する。（資産活用課、住宅対策室、企業局総務課、福利給与課）

県立学校（高等学校・特別支援学校）校舎、屋内運動場及び武道場の非構造部材の耐震対策（参照：1-1）

公立小中学校の校舎、屋内運動場及び武道場の非構造部材の耐震対策（参照：1-1）

公立小中学校における避難所運営支援体制の整備（参照：1-1）

県立学校（高等学校・特別支援学校）における避難所の開設及び運営の支援（参照：1-1）

【保健医療・福祉】

市町村における個別避難計画の作成支援（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施（参照：2-1）

女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所運営の推進

- 災害時における女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに対応した避難所運営を推進するため、引き続き防災訓練、学習会等の機会を捉えて、女性や要配慮者などに配慮した避難所の運営への参加について、啓発や周知を行う。（防災危機管理課）

要援護者のためのマニュアルの作成（参照：1-3）

災害時要援護者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施

- 災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営、要援護者に対する避難誘導、ボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、引き続き山梨県社会福祉協議会への補助を通じ、各市町村及び市町村社会福祉協議会の福祉避難所設置・運営訓練の実施を促進する。（福祉保健総務課）

災害時要援護者等の避難場所としての高齢者施設の利用の促進（参照：1-2）

高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討（参照：1-2）

災害時の介護支援者の確保推進（参照：1-2）

障害者福祉施設間での利用者の受け入れ及び職員等の協力体制の構築（参照：1-2）

災害時における保健医療救護の協力体制の構築（参照：2-1）

病院の耐震化の促進（参照：1-1）

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施（参照：1-1）

災害時における保健指導マニュアル（保健師活動マニュアル）の活用

- 災害時に円滑な保健師活動を実施するため、引き続き平時から県本庁、保健所及び市町村に勤務する保健師がそれぞれ災害時における保健指導マニュアルを活用し、準備をしておくとともに、マニュアルの評価と見直しを継続的に行う。（医務課）

医薬品等の備蓄・供給体制の整備（参照：1-2）

災害時の心のケア支援体制の整備（DPAT（災害派遣精神医療チーム）の機能強化）（参照：2-1）

災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保（参照：2-2）

災害時要援護者等の避難場所としての児童福祉施設の利用の促進（参照：1-2）

児童福祉施設における防災資機材等の整備促進

- 児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）に対する非常用物資の備蓄リスト作成・定期点検等を、引き続き実施し、適切な食料・飲料水の備蓄と防災資機材等の整備を指導するとともに、監査実施時に、備蓄の状況等を確認する。（子育て政策課、子ども福祉課）

【エネルギー】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【情報通信】

発災後のインフラ復旧対策の推進（参照：2-1）

災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保（参照：2-1）

【産業構造】

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【交通・物流】

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

緊急物資の確保・供給（調達協定の締結、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）

- 災害発生時に生活必需物資を速やかに調達するため、協定締結小売業者等と協定内容の見直しを行うとともに、協定を締結していない小売業者等に対し、協定締結を働きかけていく。
また、物資調達業務の円滑な実施に向けて、「災害対策本部統括部物資班マニュアル」の見直しへの協力を行うとともに、特に、県外からの救援物資の受け入れ、保管・管理、払い出し、輸送に関する部分については、防災局が行う「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用及び運送業者、倉庫業者、自衛隊との連携に関する検討に協力する。（産業政策課）

【国土保全】

下水道施設の耐震化の推進（再掲：住宅・都市）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

被災者の総合相談体制の充実及び総合相談窓口のマニュアルの見直し（再掲：行政機能／警察・消防／防災教

育等)

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施（再掲：保健医療・福祉）

避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

避難所運営マニュアルの作成支援

- 県内全ての避難所に避難所運営マニュアルが整備されるよう、マニュアルの作成支援を行う。

（2-4）被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

備蓄物資の確保（参照：2-2）

大規模災害発生時における受援体制の構築（参照：2-2）

防災拠点の機能強化（参照：2-1）

緊急輸送道路の通行に関する広域訓練の実施（参照：2-2）

【住宅・都市】

県庁本庁舎内の避難者の対応検討

- 災害時の帰宅困難者・滞留者の一時避難のため、県庁本庁舎等の開放の方針を適切に運用する。
- ただし、災害の規模にもよるが、指定避難所の受入等が正常に機能している状態の場合は次のとおりとする。
 - ・ 発災時の避難者の対応については、災害対策基本法や山梨県地域防災計画において市町村の責務となっており、住民は市町村が予め指定した避難所に避難することが原則となっている。
 - ・ 帰宅困難者等が県庁舎に避難してきた場合は、人道的観点から一時的に県庁舎内に保護することもあり得るが、避難が長期間に及ぶ場合は、指定避難所等の情報提供を行うなど、避難所等への誘導・引き継ぎを行う。
 - ・ なお、県庁舎における避難者への食料、水、トイレの提供については、災害対策本部活動に支障が生じる恐れがあることから、基本的には行わないこととし、近隣の指定避難所において救護活動を受けるよう促すこととする。（庁舎管理室）

耐震性貯水槽の整備の促進（参照：2-2）

帰宅困難者対策の推進

- 帰宅困難者所にて必要な物資等の確保のため、引き続きコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等との協定の締結を実施する。協定等による業務について、具体的な方策について整理するとともに、市町村へも帰宅困難者対策にかかる周知、普及を継続し、更に公共機関等での一時的な受け入れと避難場所への誘導方法等について、検討を進めるとともに協定締結も推進する。（防災危機管理課）

水道施設の耐震化の促進（参照：2-1）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（参照：1-3）

【保健医療・福祉】

ボランティアセンター設置・運営訓練の実施（参照：2-2）

災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保（参照：2-2）

児童福祉施設における防災資機材等の整備促進（参照：2-3）

【情報通信】

外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（参照：1-5）

被災状況等の効果的情報収集体制の強化（参照：1-1）

【産業構造】

富士山五合目以上の区域における観光客等避難対策の推進（参照：1-5）

【交通・物流】

緊急物資の調達（調達の協定）

- 協定の規定に基づき災害時には県民に対して円滑な物資供給ができるよう、消費生活協同組合連合会と連携体制について確認を行い、協定の実効性を確保する。（県民生活安全課）

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（参照：1-1）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（参照：1-4）

緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立（参照：2-3）

災害救助用米穀の調達（緊急時の政府備蓄米の引き渡し要請等）

- 災害用米穀の調達及び市町村に引き渡す具体的な手続きを定める「災害時における食糧供給対策実施要領」の適正な運用を図る。（食糧花き水産課）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備（参照：1-5）

【農林水産】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（参照：1-4）

災害救助用米穀の調達（緊急時の政府備蓄米の引き渡し要請等）（再掲：交通・物流）

【国土保全】

富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進（参照：1-5）

富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等（参照：1-5）

水道施設の耐震化の促進（再掲：住宅・都市）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（再掲：農林水産）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

富士山火山噴火時の避難を支援する減災対策の推進（参照：1-5）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

緊急物資の調達（調達の協定）（再掲：交通・物流）

災害時の県税救済措置制度の周知・円滑な対応（参照：1-1）

富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等（再掲：国土保全）

【老朽化対策】

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（再掲：交通・物流）

水道施設の耐震化の促進（再掲：住宅・都市）

【研究開発】

富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進（再掲：国土保全）

富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等（再掲：国土保全）

（2-5）想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

備蓄物資の確保（参照：2-2）

市町村等と連携した帰宅困難者・滞留旅客対策の推進

- 市町村の災害対策において、帰宅困難者に観光客も含まれることや具体的な対応を検討するように働きかけるとともに、災害時には観光客にも県防災ポータルから情報提供があることを引き続き周知していく。

【住宅・都市】

耐震性貯水槽の整備の促進（参照：2-2）

帰宅困難者対策の推進（参照：2-4）

【保健医療・福祉】

ボランティアセンター設置・運営訓練の実施（参照：2-2）

【情報通信】

外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（参照：1-5）

【交通・物流】

帰宅困難者等の搬送体制の構築

- 災害時に帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民の搬送体制を構築するため、引き続き定期的に（一社）山梨県バス協会、（一社）山梨県タクシー協会等の関係者と協議を行い、より適切な意識共有と連絡体制の確立を図る。（交通政策課）

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（参照：1-1）

◆横断的分野

【老朽化対策】

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（再掲：交通・物流）

（２－６）多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

自主防災組織の防災資機材の整備促進（参照：２－１）

備蓄物資の確保（参照：２－２）

大規模災害発生時における受援体制の構築（参照：２－２）

広域応援協定の具体的運用体制の整備（参照：１－４）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（参照：１－１）

消防防災航空基地機能の強化（参照：１－１）

【住宅・都市】

耐震性貯水槽の整備の促進（参照：２－２）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（参照：１－３）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（参照：１－１）

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（参照：１－１）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（参照：１－１）

【保健医療・福祉】

要援護者のためのマニュアルの作成（参照：１－３）

ボランティアセンター設置・運営訓練の実施（参照：２－２）

高齢者施設における防災資機材等の整備促進（参照：２－２）

障害者福祉施設における防災資機材等の整備促進（参照：２－２）

災害時における保健医療救護の協力体制の構築（参照：２－１）

ドクターヘリの効果的運用（参照：１－１）

医薬品等の備蓄・供給体制の整備（参照：１－２）

災害時の心のケア支援体制の整備（DPAT（災害派遣精神医療チーム）の機能強化）（参照：２－１）

児童福祉施設における防災資機材等の整備促進（参照：２－３）

【情報通信】

災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保（参照：２－１）

【交通・物流】

帰宅困難者等の搬送体制の構築（参照：２－５）

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（参照：１－１）

災害に強い物流システムの構築（参照：２－１）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（参照：１－４）

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）（参照：２－２）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化（参照：１－５）

緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立（参照：2-3）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（参照：2-1）

富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備（参照：1-5）

大規模地震などの発生時に避難を支える道路の整備（参照：2-1）

多重性・代替性（リダンダンシー）を有する災害に強い道路網の整備（参照：2-2）

県外とを結ぶ高速道路等の整備促進（参照：1-5）

道の駅等の防災機能の確保（参照：1-6）

山梨県道路除排雪計画の推進（参照：1-6）

道路防災危険箇所等の解消（参照：2-1）

道路の点検・啓開マニュアルの運用及び訓練の実施（参照：2-1）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（参照：1-1）

橋梁の長寿命化の推進（参照：1-1）

都市計画道路（街路）の整備（参照：2-2）

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

【農林水産】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（参照：1-4）

森林の公益的機能の維持・増進（参照：1-4（治山林道課））

農業用ため池の耐震化の推進（参照：1-3）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-3）

基幹農道の整備（参照：2-2）

【国土保全】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（再掲：農林水産）

森林の公益的機能の維持・増進（再掲：農林水産）

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）（再掲：交通・物流）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化（再掲：交通・物流）

老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化（参照：1-4）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

河川管理施設及びダム の長寿命化の推進（参照：1-3）

洪水被害を防止する河川整備の推進（参照：1-3）

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-4）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（参照：1-4）

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

災害時の県税救済措置制度の周知・円滑な対応（参照：1-1）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

【老朽化対策】

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（再掲：交通・物流）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化（再掲：交通・物流）

老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化（再掲：国土保全）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（再掲：交通・物流）

大規模地震などの発生時に避難を支える道路の整備（再掲：交通・物流）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：交通・物流）

橋梁の長寿命化の推進（再掲：交通・物流）

河川管理施設及びダム の長寿命化の推進（再掲：国土保全）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：国土保全）

【デジタル活用】

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

（2-7）大規模な自然災害と感染症との同時発生

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

大規模災害時における感染対策

- 自宅療養者している感染者が避難所に避難する際における、当該自宅療養者の情報の市町村への提供体制の構築等、避難所における市町村と連携体制を強化する。

救急救命士の養成・確保の推進（参照：1-1）

【住宅・都市】

水道施設の耐震化の促進（参照：2-1）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（参照：1-3）

山梨県流域下水道災害対応マニュアルの検証と見直し（参照：2-1）

下水道施設の長寿命化の推進（参照：2-1）

下水道施設の耐震化の推進（参照：2-1）

【保健医療・福祉】

大規模災害時における感染対策（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

防疫業務を迅速に実施できる体制の確保

- 災害発生後の感染症のまん延の防止のため、「大規模災害時における防疫業務の協力に関する協定」を締結した山梨県ペストコントロール協会との円滑な連絡体制の整備を行いながら、防疫業務をより迅速に実施できる体制の確保を図る。（感染症対策グループ）

災害時における保健医療救護の協力体制の構築（参照：2-1）

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施（参照：1-1）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT等の保健医療活動チームの機能強化等）（参照：1-1）

病院における業務継続計画（BCP）の策定・活用の推進（参照：1-2）

災害時における保健指導マニュアル（保健師活動マニュアル）の活用（参照：2-3）

放射線の影響に関する相談体制の整備（参照：2-1）

【情報通信】

災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保（参照：2-1）

【交通・物流】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

【農林水産】

環境悪化を防ぐための応急対策の推進

- 大規模自然災害時等の家畜伝染病発生に備え、家畜保健衛生所による畜産農家巡回指導等並びに特定家畜伝染病（口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザなど）に関する防疫演習の取り組みを引き続き実施する。（畜産課）

【国土保全】

水道施設の耐震化の促進（再掲：住宅・都市）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

山梨県流域下水道災害対応マニュアルの検証と見直し（再掲：住宅・都市）

下水道施設の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）

下水道施設の耐震化の推進（再掲：住宅・都市）

◆横断的分野

【官民連携】

大規模災害時における感染対策（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

防疫業務を迅速に実施できる体制の確保（再掲：保健医療・福祉）

【老朽化対策】

水道施設の耐震化の促進（再掲：住宅・都市）

下水道施設の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）

3. 必要不可欠な行政機能を確保する**（3-1）被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱****◆個別施策分野****【行政機能／警察・消防／防災教育等】**

大規模災害時における法律、税務及び行政書士業務相談に関する協定

- 県内で地震・風水害等の大規模災害が発生した場合に備え、引き続き県民が専門家に法律や税務等の相談を行えるよう関係団体との協定を継続し、相談体制を維持する。（県民生活安全課）

防災拠点の機能強化（参照：2-1）

事前伐採の推進（参照：2-1）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（参照：2-1）

【住宅・都市】

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【エネルギー】

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【産業構造】

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【国土保全】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-4）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（参照：1-4）

◆横断的分野**【官民連携】**

大規模災害時における法律、税務及び行政書士業務相談に関する協定（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【老朽化対策】

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：国土保全）

（3-2）行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

首都機能の一部補完施設の誘致の促進

- 今後、長期的な視点で、首都機能の一部補完施設の誘致に取り組む中で、政府関係機関の誘致に努めていく。

災害時における知事への連絡体制の強化

- 大画面のタブレット端末や防災無線電話の活用、情報伝達訓練の実施により、引き続き災害時において、知事が迅速に災害状況を把握し、判断や指示が行えるような体制の整備を図る。（秘書課）

非常用発電機用燃料タンクの満量化

- 災害による電力供給の停止の長期化に備え、引き続き非常用発電機用の燃料タンクの満量化を実施する。（各地域県民センター、総合県税事務所）

勤務所属に登庁できない職員の参集場所・業務の明確化

- 大規模災害に備え、引き続き職員が発災時に勤務所属に登庁できない場合を想定した訓練を実施するとともに、最寄りの事務所ごとに参集可能職員を登録し、業務を明確化する。（各地域県民センター）

県庁構内地下タンクの満量化

- 災害時における燃料を確保するため、引き続き本庁舎内地下タンクに重油等を常時一定量の確保を継続する。（庁舎管理室）

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進（参照：1-1）

地震発生時等の業務継続体制の確立・検証

- 業務継続のため業務継続計画に基づく災害時の登庁可能職員数を確保するとともに、計画についても継続的に検証を行う。（防災危機管理課）

災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し

- 災害時の対応力向上を図るため、訓練等の機会を通じて、災害対策本部体制等、防災体制等の検証を行うとともに、防災会議において災害対応等に関する意見を聴取し、地域防災計画を修正する。（防災危機管理課）

地方連絡本部（地域県民センター）の組織体制の見直し

- 地方連絡本部（地域県民センター）の役割を再度検討し、関係機関の情報共有等において、効率化を図る。（防災危機管理課）

現地災害対策本部、市町村への職員派遣体制の確立

- 防災体制の見直しに伴い、災害時に市町村の対応が困難となった場合は、当該市町村に土地勘を有する県庁職員を派遣し、本部の連絡担当職員との間で情報を共有し、人命救助、応急復旧や救援物資の要請・供給等、被災市町村に代わって事務処理できる体制を整備・検証する。（防災危機管理課）

市町村の災害対応力の強化支援

- 市町村の災害対応力の強化を図るため、引き続き助言や技術的支援を行う。（防災危機管理課）

災害時における燃料確保の推進（参照：1-1）

非常参集体制の確立

- 大規模地震が発生した際の初動体制を確保するため、非常参集訓練を実施し、非常参集できなかった場合は、理由を検証し、研修、訓練等、非常参集体制の見直しを行う。
- また、確実な初動体制を確保するため、引き続き宿日直制や知事・本部員が在京している場合のヘリコプターによる帰庁体制を維持するとともに、課題を整理する。（防災危機管理課）

災害対応に関する職員研修の充実・強化

- 防災体制の見直しに併せて、自然災害危機管理に係る防災研修を実施するとともに、災害対策本部統括部活動マニュアルを随時見直し、各班の研修や訓練を実施する。（防災危機管理課）
- 火山防災職が、火山学の最新かつ広範な知識や専門性、科学的な知見に基づき、当県の火山防災対策の企画・立案を行うため、国等が実施する火山に関する研修プログラム等を受講する。（防災危機管理課、火山防災対策室）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（参照：1-1）

大規模災害発生時における受援体制の構築（参照：2-2）

富士山火山避難基本計画に基づく訓練の実施（参照：1-5）

森林総合研究所 非常用タンクの満量化

- 災害による電力供給の停止の長期化に備え、引き続き非常用発電機用の燃料タンクの満量化を実施する。（森林総合研究所）

災害時等の会計事務処理手続きの整備及び物品調達等事務の実施体制の構築

- システム障害時の会計事務処理や調達事務処理の実効性を確保するため、財務事務担当職員への「システム障害時における会計事務手処理マニュアル」の周知を行うとともに、関係機関との調整や資料収集等を行い、模擬訓練を実施し、必要に応じてマニュアルの見直しを行う。（管理課）

県議会における非常参集体制の強化（連絡手段、連絡体制の整備）

- 職員の被災による議会の長期にわたる機能不全を防ぐため、毎年度、年度当初に災害時応急対策の説明会を行い、組織体制、配備基準、業務概要及び休日等における緊急連絡網の確認を行う。（議会事務局）

災害対策用交通安全施設の整備の推進

- 災害発生後に発生する幹線道路等の交通渋滞による避難の遅れ、交通事故の発生及び交通麻痺を回避するため、停電時に信号機が滅灯しないよう、引き続き交通信号機電源付加装置の整備を行い、災害発生時の交通の安全と円滑化を図る。（警察本部）

山梨県警察災害警備本部の整備推進

- 平成23年の東日本大震災以降の「災害発生時における危機管理体制の再点検及び再構築」のため、引き続き災害警備本部のシステムの整備と県下警察署の代替施設を活用した移転訓練を推進し、災害警備本部の最良の体制の確立を図る。（警察本部）

【エネルギー】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【情報通信】

各種システムの緊急時運用体制の確立

- 「ICT-BCP」「緊急時対応計画」について、継続的な見直しを行うとともに充実を図る。（DX・情報政策推進統括官）

被災時における主要な情報システムの稼働環境の整備

- 各種サーバーを適切に運用管理するとともに復旧を要する事態に備えるため、次の事項を定期的を確認する。（DX・情報政策推進統括官）
 - ・各種サーバーの設置環境やサーバーの稼働状況
 - ・バックアップ処理結果やバックアップ領域（残容量）

災害時の迅速かつ適確な応急対策に資する最先端技術を活用した防災通信網の整備による情報収集・伝達体制の確立（参照：1-3）

警察署等の通信付帯施設の老朽化対策の検討

- 現行の計画が令和9年度に目標達成となることから、災害発生時の無線通信空中線（アンテナ）を支持する組立鋼板柱の倒壊等を防止するため、新たに令和10年度を初年度とした個別施設計画を策定し、老朽化対策を実施する。（警察本部）

警察署等の災害発生時電源確保対策の検討

- 長期停電時においても警察署等の電源を確保できるように、引き続き庁舎建替時に移動用発電設備の受電口を整備するとともに、各システムの電源装置の更新を推進する。（警察本部）

【産業構造】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【交通・物流】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（参照：2-1）

道の駅等の防災機能の確保（参照：1-6）

山梨県道路除排雪計画の推進（参照：1-6）

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（参照：1-5）

道路防災危険箇所等の解消（参照：2-1）

道路の点検・啓開マニュアルの運用及び訓練の実施（参照：2-1）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（参照：1-1）

橋梁の長寿命化の推進（参照：1-1）

【国土保全】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-4）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（参照：1-4）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

災害時の県税救済措置制度の周知・円滑な対応（参照：1-1）

災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

地方連絡本部（地域県民センター）の組織体制の見直し（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

現地災害対策本部、市町村への職員派遣体制の確立（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

市町村の災害対応力の強化支援（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

非常参集体制の確立（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

災害対応に関する職員研修の充実・強化（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

富士山火山避難基本計画に基づく訓練の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

災害時等の会計事務処理手続きの整備及び物品調達等事務の実施体制の構築（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【老朽化対策】

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（再掲：交通・物流）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：交通・物流）

橋梁の長寿命化の推進（再掲：交通・物流）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：国土保全）

【デジタル活用】

災害時の迅速かつ適確な応急対策に資する最先端技術を活用した防災通信網の整備による情報収集・伝達体制の確立（再掲：情報通信）

4. 経済活動を機能不全に陥らせない**（４－１）サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下****◆個別施策分野****【行政機能／警察・消防／防災教育等】**

県庁構内地下タンクの満量化（参照：３－２）

【金融】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討（参照：１－１）

災害時における金融相談体制の充実・融資制度の周知

- 災害発生時の中小企業の資金繰りや復旧に向けた融資の相談に対応する相談窓口について、相談の集中が想定されることから、対応窓口の増員や、職員の専門性の向上を図る。また、融資制度の周知について、ラジオ、テレビCMや山梨県防災 Twitter の活用を図る。（産業振興課）

【産業構造】

「事業継続力強化計画」認定の促進

- 「事業継続力強化計画」策定セミナーの開催や中小企業向けの個別支援の強化により、中小企業者の「事業継続力強化計画」に対する意識改革に努めるとともに、事業継続力強化計画の国の認定を受けることのメリットを周知し、県内中小企業による計画の認定促進に資する。（産業政策課）

「事業継続力強化支援計画」策定の促進

- 「事業継続力強化支援計画の申請ガイドライン」により、商工会及び該当市町村に対して計画策定を働きかけ、中小企業者の災害対応力を強化する。（産業政策課）

本社機能移転等の推進

- 東京圏に隣接し、豊かな自然環境を有するなどの本県の優位性を踏まえ、企業の誘致活動と併せて本社機能の移転や事務所・研究開発施設の拡充を推進する。（成長産業推進課）

【交通・物流】

災害に強い物流システムの構築（参照：２－１）

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（参照：１－５）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（参照：１－１）

【農林水産】

農業用ため池の耐震化の推進（参照：１－３）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：１－３）

基幹農道の整備（参照：２－２）

【国土保全】

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：１－４）

【土地利用(国土利用)】

本社機能移転等の推進（再掲：産業構造）

◆横断的分野**【リスクコミュニケーション】**

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

【官民連携】

「事業継続力強化計画」認定の促進（再掲：産業構造）

「事業継続力強化支援計画」策定の促進（再掲：産業構造）

【老朽化対策】

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：交通・物流）

（４－２）高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出**◆個別施策分野****【保健医療・福祉】**

流通食品、水道水の放射性物質等の検査体制の整備

- 県内に流通する食品及び水道水の放射性物質等の検査について、大規模災害発生時においても迅速かつ正確な検査が実施できる体制の整備を検討する。（衛生薬務課）

【農林水産】

農産物の放射性物質等検査体制の整備

- 農産物の放射性物質検査等の迅速かつ効率的な実施を通じ、大規模災害の発生による有害物質の大規模拡散・流出を想定した効果的な検査体制の整備を検討する。（農業技術課）

【国土保全】

原子力災害対策の促進

- 原子力災害対応力の強化のため、引き続き原子力防災訓練等へ職員派遣するなど、防災関係機関（職員）の資質の向上等を図る。（防災危機管理課）

【環境】

大気中の放射線測定体制の整備

- 大気中の放射線測定体制については、緊急時の対応に備え、引き続き日常のモニタリングポストやサーベイメーターによる調査を実施する。（大気水質保全課）

（４－３）金融サービス・郵便等の機能停止による県民生活・商取引等への甚大な影響

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

県、市町村による災害時の消費生活相談体制の維持

- 市町村の消費生活相談窓口が被災等により開設できない場合の相談体制の構築等、災害時でも消費生活相談に適切に対応できる体制を確保していく。（県民生活安全課）

公用車両の災害対応機能の強化

- 公用車を被災地等で使用する場合に備え、引き続き応急対応用資機材等の整備を進める。（庁舎管理室）

【金融】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討（参照：１－１）

災害時における金融相談体制の充実・融資制度の周知（参照：４－１）

【産業構造】

「事業継続力強化計画」認定の促進（参照：４－１）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

県、市町村による災害時の消費生活相談体制の維持（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【官民連携】

「事業継続力強化計画」認定の促進（再掲：産業構造）

（４－４）食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

防災拠点の機能強化（参照：２－１）

【情報通信】

外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備

- 来日間もない外国人は、既存の行政情報の入手や在住するための基礎的な情報にアクセスすることが困難であり、こうした外国人に対しては、必要な基礎情報や防災関連情報などを災害ガイドブック（7カ国語）として県ホームページで公開するなど今後も継続して実施していく。（男女共同参画・共生社会推進統括官）
- 令和元年8月に開設した「やまなし外国人相談支援センター」の災害時の活用を検討していく。（男女共同参画・共生社会推進統括官）
- 令和元年度に山梨県国際交流協会と締結した協定に基づき、「山梨県災害多言語支援センター」を適切に運用する。（男女共同参画・共生社会推進統括官、観光振興課）
- 令和2年度に整備した防災ポータルが多言語情報発信を継続実施する。（男女共同参画・共生社会推進統括官、観光振興課）

【産業構造】

「事業継続力強化計画」認定の促進（参照：４－１）

「事業継続力強化支援計画」策定の促進（参照：４－１）

【交通・物流】

緊急物資の調達（調達の協定）（参照：２－４）

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（参照：１－１）

災害に強い物流システムの構築（参照：２－１）

緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立（参照：２－３）

災害救助用米穀の調達（緊急時の政府備蓄米の引き渡し要請等）（参照：２－４）

【農林水産】

災害救助用米穀の調達（緊急時の政府備蓄米の引き渡し要請等）（再掲：交通・物流）

農村資源の保全管理活動の推進（参照：１－３）

農業用ため池の耐震化の推進（参照：１－３）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：１－３）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：１－３）

基幹的農業水利施設等の整備

- 本県農業の生産維持及び農家経営の安定化に向けて、基幹的農業水利施設等の点検・調査を進めるとともに、耐震化対策や長寿命化計画等の策定を進め、計画的な整備を行う。
また、地域資源としての農業用水利施設等を適切に保全管理するための体制整備を推進する。（耕地課）

基幹農道の整備（参照：２－２）

荒廃農地解消対策の推進（参照：１－３）

農地の整備（生産基盤の整備）（参照：１－３）

【国土保全】

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

基幹的農業水利施設等の整備（再掲：農林水産）

荒廃農地解消対策の推進（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）（再掲：農林水産）

【土地利用(国土利用)】

荒廃農地解消対策の推進（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）（再掲：農林水産）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

緊急物資の調達（調達の協定）（再掲：交通・物流）

外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備（再掲：情報通信）

災害時の県税救済措置制度の周知・円滑な対応（参照：1－1）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

【官民連携】

「事業継続力強化計画」認定の促進（再掲：産業構造）

「事業継続力強化支援計画」策定の促進（再掲：産業構造）

【老朽化対策】

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（再掲：交通・物流）

農村資源の保全管理活動の推進（再掲：農林水産）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

基幹的農業水利施設等の整備（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）（再掲：農林水産）

（４－５）異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

◆個別施策分野

【農林水産】

基幹的農業水利施設等の整備（参照：４－４）

【国土保全】

基幹的農業水利施設等の整備（再掲：農林水産）

◆横断的分野

【老朽化対策】

基幹的農業水利施設等の整備（再掲：農林水産）

（４－６）農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

◆個別施策分野

【産業構造】

CLT工法等新技術の導入

- 県産材の更なる需要拡大を図るため、CLT工法等の技術を用いた中・大規模木造建築物の設計に取り組む建築士等の育成を行うとともに、需要者である商工団体に対して同工法を用いた木造建築物の普及を行う。（林業振興課）

県産材需要拡大の推進

- 平成31年3月に制定された「山梨県県産木材利用促進条例」に基づき、県と市町村、木材産業事業者との連携による更なる公共建築物等の木造化、木質化の促進や、住宅等への県産材利用のPRに取り組むとともに、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の施行を踏まえ、民間建築物の木造化にも取り組み、県産材の需要拡大に向けた生産体制の確立を図る。（林業振興課）

【交通・物流】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（参照：1－4）

【農林水産】

森林の公益的機能の維持・増進（参照：1－4）

CLT工法等新技術の導入（再掲：産業構造）

県産材需要拡大の推進（再掲：産業構造）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（参照：1－4）

森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究（参照：1－6）

森林環境税モニタリング調査の実施（参照：1－4）

山梨県産針葉樹材によるCLT製造技術の確立と利用促進

- 県産材に適したCLTの製造技術を開発し、県産材のCLTへの利用促進を図る。（森林総合研究所）

新規就農の促進

- 農業の担い手を確保・育成するため、県内外からの就農希望者のワンストップ総合窓口として重要な機能を果たしていることから、就農支援センターを活用した就農促進体制を強化する。（担い手・農地対策課）

就農定着支援の充実

- 新規就農者を増加させるため、新規就農者育成総合対策事業（旧農業次世代人材投資資金交付事業）の活用やアグリマスターによる就農定着支援の拡充を図り、農業の担い手の確保・育成対策を推進する。（担い手・農地対策課）

企業の農業参入の促進

- 荒廃農地の解消や地域雇用の創出など地域の活性化等を図るため、企業訪問や参入セミナーなどにより、本県の優位性をPRし、企業の農業参入を促進する。（担い手・農地対策課）

県産農産物の生産技術対策の普及徹底

- 農作物に係る生産技術対策の普及の徹底については、災害が想定される場合は、迅速に事前対策を作成し現場への周知を行い、災害発生後は、直ちに被害状況を把握するとともに、復旧対策を構築し、県内農産物の生産量を確保する。（農業技術課）

農業者に対する経営再建資金制度の周知

- 農業災害対策資金利子補給制度については、農家経営の維持のため、農家負担がより少なく迅速かつ効果的に経営再建が図られるよう、引き続き活用する。（農業技術課）

農村資源の保全管理活動の推進（参照：1－3）

荒廃農地解消対策の推進（参照：１－３）

農地の整備（生産基盤の整備）（参照：１－３）

【国土保全】

森林の公益的機能の維持・増進（再掲：農林水産）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（再掲：農林水産）

老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化（参照：１－４）

森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究（再掲：農林水産）

森林環境税モニタリング調査の実施（再掲：農林水産）

荒廃農地解消対策の推進（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）（再掲：農林水産）

【土地利用(国土利用)】

荒廃農地解消対策の推進（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）（再掲：農林水産）

◆横断的分野

【官民連携】

森林の公益的機能の維持・増進（再掲：農林水産（森林整備課））

CLT工法等新技術の導入（再掲：産業構造）

県産材需要拡大の推進（再掲：産業構造）

【老朽化対策】

老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化（再掲：国土保全）

農村資源の保全管理活動の推進（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）（再掲：農林水産）

【研究開発】

森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究（再掲：農林水産）

山梨県産針葉樹材による CLT 製造技術の確立と利用促進（再掲：農林水産）

5. 交通ネットワーク、情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

（５－１）テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

非常用発電機用燃料タンクの満量化（参照：３－２）

消防防災航空隊の機能強化（参照：１－１）

消防防災航空基地機能の強化（参照：１－１）

森林総合研究所 非常用タンクの満量化（参照：３－２）

事前伐採の推進（参照：２－１）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（参照：２－１）

【住宅・都市】

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【保健医療・福祉】

高齢者施設における防災資機材等の整備促進（参照：２－２）

障害者福祉施設における防災資機材等の整備促進（参照：２－２）

障害者に対する情報支援体制の構築（参照：１－２）

児童福祉施設における防災資機材等の整備促進（参照：２－３）

【エネルギー】

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【情報通信】

被災者に対する情報提供

- 県民が正確な情報を確実に入手できるよう、各報道機関との放送（報道）協定に基づくテレビ・ラジオ・新聞紙面による放送（報道）の要請を行う。また、ホームページ、SNS等を活用した多様な手段による情報提供を行う。なお、提供する情報の内容については、災害対策本部において検討する体制を確保する。（広聴広報グループ）
- 災害に関するホームページなどからの問い合わせについては、迅速な対応に努める。特に災害時には、即時性を求める投稿も多いため、迅速な対応が必要な投稿については、災害対策本部において対応を行う体制を確保する。（広聴広報グループ）

災害時広報活動マニュアルの運用

- 県民への情報の迅速かつ確実な提供のため、災害時広報活動マニュアルを随時点検し、必要に応じ見直しを行う。（広聴広報グループ）

各種システムの緊急時運用体制の確立

- 回線の切断等に伴う情報通信の麻痺・長期停止に備え、回線の冗長化等を一層進める。（DX・情報政策推進統括官）

公衆無線LAN環境の整備促進（参照：１－１）

発災後のインフラ復旧対策の推進（参照：２－１）

ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立（参照：１－３）

高所監視カメラ・テレビ会議システム等による被害状況収集体制の確立（参照：1-3）

災害時の迅速かつ適確な応急対策に資する最先端技術を活用した防災通信網の整備による情報収集・伝達体制の確立（参照：1-3）

消防救急デジタル無線の広域化・共同化の推進（参照：2-1）

外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（参照：1-5）

被災状況等の効果的情報収集体制の強化（参照：1-1）

警察署等の通信付帯施設の老朽化対策の検討（参照：3-2）

警察署等の災害発生時電源確保対策の検討（参照：3-2）

【産業構造】

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【交通・物流】

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

【国土保全】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-4）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

災害時の県税救済措置制度の周知・円滑な対応（参照：1-1）

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

【官民連携】

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【デジタル活用】

被災者に対する情報提供（再掲：情報通信）

ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立（再掲：情報通信）

災害時の迅速かつ適確な応急対策に資する最先端技術を活用した防災通信網の整備による情報収集・伝達体制の確立（再掲：情報通信）

（５－２）電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

災害時における燃料確保の推進（参照：１－１）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（参照：１－１）

事前伐採の推進（参照：２－１）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（参照：２－１）

【住宅・都市】

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

自立・分散型エネルギーの導入拡大

- 住宅における CO2 削減に加え、停電時のレジリエンス強化にもつながる自家消費型住宅用太陽光発電の導入を推進する。（環境・エネルギー政策課）

【エネルギー】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

自立・分散型エネルギーの導入拡大（再掲：住宅・都市）

プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車の普及促進

- 山梨県地球温暖化対策実行計画に基づき運輸部門の温室効果ガスの削減を図るとともに、災害時の電源喪失時の代替電源としても活用出来る PHV・EV・FCV の普及を促進する。（環境・エネルギー政策課）

小水力発電の推進

- 電源の多様化や自立・分散型電源の普及によるエネルギーセキュリティの確保に向け、小水力発電所の整備を推進し、電力供給量を増加する。（電気課）

水力発電の推進

- 電力の安定供給、並びに電源の多様化によるエネルギーセキュリティの確保に向け、引き続き、計画的に県営水力発電所の施設整備を進める。（電気課）

水力発電の機能強化

- 自立・分散型電源の普及によるエネルギーセキュリティの確保に向け、市町村に設置されている県営水力発電所の自立電源機能の整備を推進する。（電気課）

【情報通信】

発災後のインフラ復旧対策の推進（参照：２－１）

【産業構造】

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

自立・分散型エネルギーの導入拡大（再掲：住宅・都市）

プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車の普及促進（再掲：エネルギー）

【交通・物流】

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

災害に強い物流システムの構築（参照：２－１）

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

無電柱化の推進（参照：１－１）

山梨県道路除排雪計画の推進（参照：１－６）

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（参照：１－５）

【国土保全】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：１－４）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

災害時の県税救済措置制度の周知・円滑な対応（参照：１－１）

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【官民連携】

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

（５－３）都市ガス供給・石油・ＬＰガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

災害時における燃料確保の推進（参照：１－１）

【エネルギー】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

木質バイオマスの利活用の推進

- 災害時のエネルギー復旧の遅れや不足に対応できるよう、自立運転可能な木質バイオマス発電装置を備えた熱・電気供給施設の導入事例や、冷暖房、給湯、炊事、入浴等のエネルギーを供給するための木質燃料ボイラー、薪ストーブ、ペレットストーブの利用事例について、引き続き市町村等へ情報提供を行うなど、避難所となる公共施設等における設備導入を支援するとともに、未利用間伐材等の収集・運搬システムの構築と低コスト作業システムの検証、普及を行い、供給体制の強化を図る。
また、引き続き国の補助事業等を活用し、公共施設等への木質燃料ボイラーの導入や、木質バイオマスを利用した熱電併給施設及び木質バイオマス施設などの整備促進を図る。
- 森林資源の有効活用の一環として、本県の森林・林業・木材産業の再生とエネルギーの地産地消の実現に向けて、引き続き木質バイオマスの利用を促進する。（林業振興課）

【情報通信】

発災後のインフラ復旧対策の推進（参照：２－１）

【産業構造】

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【交通・物流】

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

災害に強い物流システムの構築（参照：２－１）

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

無電柱化の推進（参照：１－１）

山梨県道路除排雪計画の推進（参照：１－６）

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（参照：１－５）

【農林水産】

木質バイオマスの利活用の推進（再掲：エネルギー）

【国土保全】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：１－４）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

（５－４）上下水道施設の長期間にわたる機能停止

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

【住宅・都市】

水道施設の耐震化の促進（参照：２－１）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（参照：１－３）

山梨県流域下水道災害対応マニュアルの検証と見直し（参照：２－１）

下水道施設の長寿命化の推進（参照：２－１）

下水道施設の耐震化の推進（参照：２－１）

【情報通信】

発災後のインフラ復旧対策の推進（参照：２－１）

【産業構造】

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

【交通・物流】

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

災害に強い物流システムの構築（参照：２－１）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

【農林水産】

農業集落排水施設の長寿命化の推進

- 農業集落排水事業により整備した施設について、今後も、機能維持に向けた取組に努めるため、最適整備構想をもとに適正な時期に必要な対策の実施、施設の維持管理体制の強化を図る（耕地課）

【国土保全】

水道施設の耐震化の促進（再掲：住宅・都市）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

山梨県流域下水道災害対応マニュアルの検証と見直し（再掲：住宅・都市）

下水道施設の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）

下水道施設の耐震化の推進（再掲：住宅・都市）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

【老朽化対策】

水道施設の耐震化の促進（再掲：住宅・都市）

農業集落排水施設の長寿命化の推進（再掲：農林水産）

下水道施設の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）

（５－５）幹線道路が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

災害時における燃料確保の推進（参照：１－１）

交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者と連携した訓練実施による支援体制の強化

- 交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者による支援・協力体制の強化のため、引き続き各種防災訓練等を通じ、市街地における被災建物、放置車両の排除等により避難路を確保する訓練を継続的に実施し、事業者との更なる連携を図る。（警察本部）

実践的な交通規制訓練等の実施

- 大規模災害発生時に適切な交通規制を実施するため、必要に応じ交通規制計画を見直しながら適切な運用を図る。
また、引き続き各種防災訓練時に緊急輸送道路（緊急交通路）の確保等の交通規制訓練のほか、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付訓練を行うとともに、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付について研修を実施することで、大規模災害発生時に円滑な交通規制の実施を図る。（警察本部）

災害対策用交通安全施設の整備の推進（参照：３－２）

緊急輸送道路の通行に関する広域訓練の実施（参照：２－２）

【住宅・都市】

水道施設の耐震化の促進（参照：２－１）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（参照：１－３）

災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施（参照：１－１）

「市町村の防災まちづくり」に対する指導・助言の推進（参照：１－１）

山梨県流域下水道災害対応マニュアルの検証と見直し（参照：２－１）

下水道施設の長寿命化の推進（参照：２－１）

下水道施設の耐震化の推進（参照：２－１）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（参照：１－１）

被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施（参照：１－１）

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（参照：１－１）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（参照：１－１）

【エネルギー】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【金融】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討（参照：１－１）

災害時における金融相談体制の充実・融資制度の周知（参照：４－１）

【情報通信】

発災後のインフラ復旧対策の推進（参照：２－１）

※主要関係機関

東日本旅客鉄道（株）八王子支社、東海旅客鉄道（株）静岡支社、中日本高速道路（株）八王子支社

警戒宣言発令時等における自動車の不使用・自粛に関する県民への広報啓発活動の実施

- 警戒宣言発令時等における県民の自動車の不使用・自粛を図るため、これまで、広報用チラシを防災訓練の際に配布し、また、県警ホームページに掲載するなど、継続的に広報啓発活動を実施してきたが、より広く周知を行うため、各種機会を捉えて引き続き広報啓発活動を実施する。（警察本部）

被災状況等の効果的情報収集体制の強化（参照：１－１）

【産業構造】

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【交通・物流】

リニア中央新幹線の早期実現

- リニア中央新幹線の早期実現に向け、引き続き関係団体等と連携・調整し機運の醸成を図っていく。（リニア未来創造・推進グループ）

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（参照：１－１）

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

災害に強い物流システムの構築（参照：２－１）

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（参照：１－４）

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）（参照：２－２）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化（参照：１－５）

社会資本整備重点計画の策定及び推進（参照：１－３）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（参照：２－１）

富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備（参照：１－５）

大規模地震などの発生時に避難を支える道路の整備（参照：２－１）

多重性・代替性（リダンダンシー）を有する災害に強い道路網の整備（参照：２－２）

スマートＩＣの整備促進（参照：１－５）

県外とを結ぶ高速道路等の整備促進（参照：１－５）

無電柱化の推進（参照：１－１）

道の駅等の防災機能の確保（参照：１－６）

山梨県道路除排雪計画の推進（参照：１－６）

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（参照：１－５）

道路防災危険箇所等の解消（参照：２－１）

道路の点検・啓開マニュアルの運用及び訓練の実施（参照：２－１）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（参照：１－１）

橋梁の長寿命化の推進（参照：１－１）

都市計画道路（街路）の整備（参照：２－２）

現場におけるドローン活用やICT施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

【農林水産】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

農業用ため池の耐震化の推進（参照：1-3）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-3）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-3）

基幹農道の整備（参照：2-2）

【国土保全】

水道施設の耐震化の促進（再掲：住宅・都市）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）（再掲：交通・物流）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化（再掲：交通・物流）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

社会資本整備重点計画の策定及び推進（再掲：交通・物流）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-4）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（参照：1-4）

山梨県流域下水道災害対応マニュアルの検証と見直し（再掲：住宅・都市）

下水道施設の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）

下水道施設の耐震化の推進（再掲：住宅・都市）

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

【土地利用(国土利用)】

災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施（再掲：住宅・都市）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

災害時の県税救済措置制度の周知・円滑な対応（参照：1-1）

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

警戒宣言発令時等における自動車の不使用・自粛に関する県民への広報啓発活動の実施（再掲：情報通信）

【官民連携】

交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者と連携した訓練実施による支援体制の強化（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【老朽化対策】

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（再掲：交通・物流）

水道施設の耐震化の促進（再掲：住宅・都市）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化（再掲：交通・物流）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

社会資本整備重点計画の策定及び推進（再掲：交通・物流）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（再掲：交通・物流）

大規模地震などの発生時に避難を支える道路の整備（再掲：交通・物流）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：交通・物流）

橋梁の長寿命化の推進（再掲：交通・物流）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：国土保全）

下水道施設の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）

【デジタル活用】

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

（6-1）自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

◆個別施策分野**【行政機能／警察・消防／防災教育等】**

災害時におけるDV等被害者生活相談の周知

- 災害時におけるDV等被害者の相談体制の整備のため、引き続き女性相談所及びびゅあ総合に設置する相談窓口（配偶者暴力相談支援センター）の周知と対応を市町村等関係機関と連携して行う。（男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課）

自主防災組織の防災資機材の整備促進（参照：2-1）

避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施（参照：2-3）

広域応援協定の具体的運用体制の整備（参照：1-4）

救急救命士の養成・確保の推進（参照：1-1）

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進（参照：1-2）

消防団の救助資機材等の整備促進（参照：1-1）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（参照：1-1）

消防防災航空基地機能の強化（参照：1-1）

公立小中学校における防災対策の推進

- 公立小中学校における防災対策の充実強化を図るため、引き続き各種研修会の機会を通じて、危機管理マニュアルを定期的に見直すとともに、様々な事態を想定した防災教育、避難訓練を実施し、質を高めていくよう指導する。（義務教育課）

県立学校及び公立小中学校の幼児・児童生徒に対する防災教育の推進

- 県立学校（高等学校・特別支援学校）及び公立小中学校における防災対策の充実強化を図るため、引き続き各種研修会の機会を通じて、危機管理マニュアルを定期的に見直すとともに、様々な事態を想定した防災教育、避難訓練を実施し、質を高めていくよう指導する。（義務教育課、高校教育課）

公立小中学校における児童生徒の安全確保、安否確認等の対策の推進

- 公立小中学校における防災対策の充実強化を図るため、引き続き各種研修会の機会を通じて、危機管理マニュアルを定期的に見直すとともに、様々な事態を想定した防災教育、避難訓練を実施し、質を高めていくよう指導する。（義務教育課）

県立学校（高等学校・特別支援学校）における防災対策の推進

- 県立学校（高等学校・特別支援学校）における防災対策の充実強化を図るため、引き続き各種研修会の機会を通して、危機管理マニュアルを定期的に見直すとともに、様々な事態を想定した防災教育、避難訓練を実施し、質を高めていくよう指導する。（高校教育課）

県立学校（高等学校・特別支援学校）における幼児・児童・生徒の安全確保、安否確認等の対策の推進

- 県立学校（高等学校・特別支援学校）における防災対策の充実強化を図るため、引き続き各種研修会の機会を通して、危機管理マニュアルを定期的に見直すとともに、様々な事態を想定した防災教育、避難訓練を実施し、質を高めていくよう指導する。（高校教育課）

公立小中高等学校の教職員のカウンセリング知識の向上

- 県立学校（高等学校・特別支援学校）及び公立小中学校において、災害時の児童生徒の心のケアについての教職員の対応力をより一層高めるため、引き続き養護教諭・中堅教諭・初任教職員を対象とした児童生徒の心のケアについて研修や演習等を実施する。
また、各学校で行う各種防災関係研修の中で、災害時の児童生徒の心のケアのテーマ化を促進し、全教職員の対応力向上を図る。（保健体育課）

【保健医療・福祉】

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施（参照：2-1）

災害時要援護者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施（参照：2-3）

ボランティアコーディネーター養成等の促進

- ボランティアコーディネーター等の資質向上のため、引き続き山梨県社会福祉協議会への補助を通じ、研修会の実施、ボランティア団体・民生委員・住民等の連携体制づくり、防災意識の高揚を図る。（福祉保健総務課）

ボランティアセンター設置・運営訓練の実施（参照：2-2）

老人クラブの活動への支援

- 老人クラブの活動は、高齢者福祉の増進とともに、地域コミュニティの活性化や災害時の避難行動等の災害対応力の強化に資するものであるため、引き続き支援を行う。（健康長寿推進課）

【農林水産】

農村資源の保全管理活動の推進（参照：1-3）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

災害時におけるDV等被害者生活相談の周知（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施（再掲：保健医療・福祉）

避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

公立小中学校における防災対策の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

県立学校及び公立小中学校の幼児・児童生徒に対する防災教育の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

公立小中学校における児童生徒の安全確保、安否確認等の対策の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

県立学校（高等学校・特別支援学校）における防災対策の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

県立学校（高等学校・特別支援学校）における幼児・児童・生徒の安全確保、安否確認等の対策の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

公立小中高等学校の教職員のカウンセリング知識の向上（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【老朽化対策】

農村資源の保全管理活動の推進（再掲：農林水産）

（6-2）災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

防災対策に関する意識啓発及び人材の育成

- 防災対策への女性の参画を更に促進するため、引き続き、男女共同参画推進センターにおける講座等を通じ、防災意識や女性の参画の重要性を啓発する。（男女共同参画・共生社会推進統括官）

地域防災力の強化を支える人材の育成

- 自主防災組織を育成するため、引き続き、地域防災リーダー養成講座、知事表彰等を実施し、県、防災安全センター等でも自主防災組織や一般県民に対する研修会、訓練、講演会等を実施するとともに、市町村を通じて地域防災出前講座（県政出張講座）の要請があった地域（自主防災組織）に県職員等（防災危機管理課、地域県民センター及び県立防災安全センターの職員）を講師として派遣し、コミュニティレベルでの地域防災力強化の取り組みを促進する。
- また、防災関係機関に対する啓発及び地域防災リーダー養成講座への女性の参加の促進を図る。更に、自主防災組織での防災訓練等で養成した地域防災リーダーを活用し、地域ごとの災害特性に対する必要な防災対策、防災意識の啓発を促進する。（防災危機管理課）

自主防災組織の防災資機材の整備促進（参照：2-1）

市町村における個別避難計画の作成支援（参照：1-1）

防災リーダーの養成

- 地域における防災力の向上を図るため、引き続き防災リーダーの養成に対する市町村への助言・技術的支援を行うとともに、防災士養成講座を開催する。（防災危機管理課）

避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施（参照：2-3）

広域応援協定の具体的運用体制の整備（参照：1-4）

救急救命士の養成・確保の推進（参照：1-1）

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進（参照：1-2）

消防団の救助資機材等の整備促進（参照：1-1）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（参照：1-1）

消防防災航空基地機能の強化（参照：1-1）

【住宅・都市】

買い物弱者対策への支援

- 地域の商店や商店街等が行う買い物弱者対策の取組を、市町村と連携して支援することにより、地域コミュニティとしての役割を担う商店街等の活性化を図る。（産業政策課）

【保健医療・福祉】

市町村における個別避難計画の作成支援（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施（参照：2-1）

女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所運営の推進（参照：2-3）

災害時要援護者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施（参照：2-3）

ボランティアコーディネーター養成等の促進（参照：6-1）

ボランティアセンター設置・運営訓練の実施（参照：2-2）

老人クラブの活動への支援（参照：6-1）

【産業構造】

建設産業を担う人材の確保・育成の推進

- 若年者・女性等の入職・定着の促進や建設業の魅力発信など、建設産業の担い手確保・育成に向けた取

り組みを支援する。（建設業対策室）

【交通・物流】

建設産業を担う人材の確保・育成の推進（再掲：産業構造）

【環境】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）

- 災害の発生時において、廃棄物関係団体との協定に基づく取り組みが円滑に行われるよう、平常時から連携強化のための訓練等を行っていく。（環境整備課）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施（再掲：保健医療・福祉）

避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

避難所運営マニュアルの作成支援（参照：2-3）

地区防災計画の作成支援

- 全県において地区防災計画が策定されるよう、計画の作成支援を行う。

【人材育成】

防災対策に関する意識啓発及び人材の育成（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

地域防災力の強化を支える人材の育成（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

防災リーダーの養成（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

建設産業を担う人材の確保・育成の推進（再掲：産業構造）

【官民連携】

災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進

- 大規模災害発生時に大きな役割を果たすことのできる災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働を促進するため、引き続き研修会などを実施するとともに、NPO等との連携のあり方について検討する。（防災危機管理課）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）（再掲：環境）

（6－3）大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

◆個別施策分野

【住宅・都市】

住宅の耐震化の促進（参照：1－1）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（参照：1－1）

【交通・物流】

道路の点検・啓開マニュアルの運用及び訓練の実施（参照：2－1）

【環境】

災害廃棄物処理体制の強化

- 市町村による災害廃棄物処理計画の定期的な点検や見直しを推進していく。
- また、計画の実効性の向上に向けて、市町村災害廃棄物担当者を対象とした訓練や研修を実施していく。
- 市町村に対しては、県計画に基づいた計画への改定を促し、計画の見直しを進めていく。（環境整備課）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）（参照：6－2）

◆横断的分野

【官民連携】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）（再掲：環境）

（6－4）事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

◆個別施策分野

【金融】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討（参照：1－1）

災害時における金融相談体制の充実・融資制度の周知（参照：4－1）

【交通・物流】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（参照：1－4）

【農林水産】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

【国土保全】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

（6-5）貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

◆個別施策分野

【住宅・都市】

有形文化財（建造物）の耐震対策の推進（参照：1-1）

【保健医療・福祉】

老人クラブの活動への支援（参照：6-1）

【農林水産】

森林の公益的機能の維持・増進（参照：1-4（森林政策課）（森林整備課・県有林課）（治山林道課））

森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究（参照：1-6）

森林環境税モニタリング調査の実施（参照：1-4）

【国土保全】

森林の公益的機能の維持・増進（再掲：農林水産）

森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究（再掲：農林水産）

森林環境税モニタリング調査の実施（再掲：農林水産）

◆横断的分野

【老朽化対策】

有形文化財（建造物）の耐震対策の推進（再掲：住宅・都市）

【研究開発】

森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究（再掲：農林水産）

（6-6）風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

◆個別施策分野

【金融】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討（参照：1-1）

災害時における金融相談体制の充実・融資制度の周知（参照：4-1）

（別紙2）起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

（1-1）大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

- これまでに長年にわたり整備を進めてきた公共施設・インフラの老朽化が進み今後一斉に更新時期を迎える一方、人口減少等による財政状況の悪化や公共施設等の利用状況の変化等、公共施設等を巡る状況の変化から従前の管理運営では自治体経営が立ち行かなくなる懸念が生じつつあることから、公共施設等の維持・管理にかかる財政負担の軽減・平準化及び公共施設等の最適な配置を実現するため、「山梨県公共施設等総合管理計画」を策定した。
 今後は、同計画に基づき策定した施設類型ごとの個別施設計画等により、県が管理・所有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行っていく必要がある。（資産活用課）

市町村における個別避難計画の作成支援

- 災害時において避難行動要支援者の円滑な避難を行うため、市町村に対し、個別避難計画の策定を依頼するとともに、県内における計画作成未着手の市町村数をゼロとするため、県としても避難行動要支援者対策に関する有識者等の派遣や、各自治体が抱える課題に沿った研修の実施等による支援を行い、実践的な作成支援をしていく。（防災危機管理課）
- 災害発生直後にととまらず、中長期における要配慮者の生活全般を見据えた個別避難計画の作成を支援していく。（福祉保健部）

災害時における燃料確保の推進

- 平成24年3月、山梨県石油協同組合と災害時の燃料の優先供給に係る協定を締結しているが、一般客への供給も行われるため、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され県外からの燃料供給が断たれた場合、燃料が枯渇する恐れがある。
- このため、救援・救助活動等を中断なく実施するため、平成26年11月に、同組合と緊急車両等に供給する燃料を県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄促進する協定を締結し、燃料の安定供給を図って、引き続き、燃料の備蓄を促進する。（防災危機管理課）

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

- 災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業、国・市町村関係機関、各種団体等と協定の締結を行い、連携の強化を図っている。引き続き想定される事態及び必要な対応について検討し、関係団体等との連携を強化する必要がある。（防災危機管理課）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施

- 広域的な大災害の発生に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、令和元年の東日本台風の際に設置した災害対策本部での問題点を整理して、図上訓練等へ反映し、災害への対応力の充実を図っている。防災体制の見直しに伴い、県職員や関係者のより一層の対応力の強化を図るため、訓練の実施とともに、その内容を強化する必要がある。（防災危機管理課）

住民参加型の県地震防災訓練の実施

- 県民の防災意識の高揚を図るため、県、市町村、防災関係機関、住民等と連携した住民参加型の山梨県地震防災訓練を実施し、災害への対応力の充実を図っている。引き続き、関係者のより一層の対応力の強化を図るため、訓練を実施する必要がある。（防災危機管理課）

救急救命士の養成・確保の推進

- 救急搬送に迅速・適切に対応するため、救急救命士の養成・確保を進めている。引き続き、災害時の救急搬送体制の強化を図るため、救急救命士の養成・確保を進める必要がある。（消防保安課）

消防団の救助資機材等の整備促進

- 災害等の発生時において、より効果的な活動ができるよう、各市町村の消防団の救助用資機材等の充実に関する働きかけを行っている。国の示す消防団の装備の基準や他の都道府県の動向等を踏まえながら、引き続き各市町村へ働きかけを行う必要がある。（消防保安課）

救急搬送体制の充実強化

- 救急搬送における実施基準の見直し等を通じて、迅速適切な救急搬送を促進している。引き続き、救急搬送体制の充実強化を図るため、救急搬送における実施基準の見直しや#7119の導入等を通じて、迅速

適切な救急搬送を促進する必要がある。（消防保安課）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進

- 消防職員及び消防団員の育成のため、各種知識及び使命感に燃えた強固な精神力と共同精神の涵養を図るための教育を実施し、地域の災害対応力の充実が図られているが、複雑、多様化する災害や火災等への消防職員及び消防団員の対応能力の向上を図るため、消防学校の建設工事（平成25年～平成27年）に併せ教育機材、教育訓練施設等の整備を行ってきている。今後は、消防学校に整備された教育訓練施設を活用した新カリキュラムに基づく訓練マニュアルの作成・検証を行い、消防職員に対する実技訓練、救急実習及び予防査察実習の充実を図るとともに、消防団員が大規模災害に対応できる実践的な知識及び技術の習得を図る必要がある。（消防保安課、消防学校）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進

- 大規模地震等の発生時、防災ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行うため、市町村におけるヘリポートの確保・整備を促進しており小瀬スポーツ公園補助競技場など県内174箇所（場外離着陸場48箇所、緊急離着陸場126箇所）を防災ヘリコプター用着陸場として確保している。各市町村には、できるだけ地域の避難場所とは別の場所での適地を要請しており、引き続き消防本部と連携を図りながら、適地調査を含めた技術支援を行い、市町村におけるヘリポートの確保・整備を推進する必要がある。（消防保安課）

消防防災航空隊の機能強化

- 消防防災航空隊の効果的な部隊運用等を行うため、ヘリコプターの位置情報をリアルタイムに把握できる消防防災ヘリコプター動態管理システムを平成25年3月に導入し運用を行っている。
- また、消防防災航空隊の機能を強化するため、任期を満了した航空隊員を退任後1年間「支援航空隊員」と位置付けて定期的な訓練を実施し、航空隊経験者による支援体制を強化するとともに、消火活動の際に使用するバケット等の整備を行っている。引き続き、多数のヘリコプターの運用が想定される大規模災害において威力を発揮できるようシステムを運用管理するとともに、航空機による消防防災活動の対応力を向上させるため、航空隊経験者による支援体制の強化を図るなど、消防防災航空隊の機能強化を行う必要がある。（消防保安課）

防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施

- 大規模地震等が発生した場合、緊急消防援助隊が被災地に迅速に出動し、消火、救助及び救急活動を一層効果的に行うことができるよう、防災訓練（上空偵察、物資輸送、負傷者搬送、救出救助等）において、自衛隊ヘリ、県警ヘリ、ドクターヘリ、消防防災ヘリ、応援航空機を含めた他県防災ヘリコプターとの合同訓練を実施し、災害への対応力の充実を図っているが、情報の共有や指揮命令等に課題もあるため、引き続き、関係者のより一層の対応力の強化を図るため、訓練を実施する必要がある。（消防保安課）

消防防災航空基地機能の強化

- 消防防災航空基地機能の強化を図るため、防災航空基地整備に向けて関係機関と協議を継続している。大規模災害時における広域航空応援隊等の受け入れのための防災航空基地整備に向けて、関係機関と協議を継続するとともに、消防防災航空基地の整備手法等を検討する必要がある。（消防保安課）

県立文化施設等における防災対策の推進

- 県立文化施設等（美術館、博物館、考古博物館、文学館、図書館、科学館、富士山世界遺産センター）の来館者を災害時に安全に避難させるため、年1回の避難誘導や初期消火等の訓練を実施しており、引き続き、来館者の安全の確保のため、継続して取り組みを行う必要がある。（文化振興・文化財課、生涯学習課、世界遺産富士山課）

災害装備資機材の整備の推進

- 災害対応力強化のため、災害発生時の救出救助活動に必要な資機材及び同活動に従事する部隊員に必要な装備資機材について検討して整備を継続実施しているが、引き続き必要な資機材を検討し、整備を進める必要がある。（警察本部）

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施

- 大規模災害発生時の迅速的確な初動対応及び職員の危機管理意識の醸成を図るため、これまで、災害発生時の初動体制の確立、被災情報の収集、救出救助活動等の初動対応訓練を実施し、随時必要な見直しを行うなど一定の成果を上げている。
引き続き、迅速的確な初動対応の実施に向けた必要な見直し及び職員の危機管理意識の更なる醸成を図る必要がある。（警察本部）

住民の防災意識の醸成の推進

- 住民の防災意識の醸成を図るため、交番や駐在所で発行するミニ広報紙及び県警ホームページ等に災害関連の内容を掲載しているが、更なる住民の防災意識向上のため引き続き取り組みを推進する必要がある。（警察本部）

【住宅・都市】

私立学校の耐震の促進

- 私立学校耐震診断実施事業費補助金により、私立学校の耐震診断を促進し（平成 24 年度～平成 26 年度）、安心こども基金耐震化支援事業費補助金（幼稚園を対象：平成 24 年度～平成 28 年度）や私立学校施設整備費補助金（文科省事業）を活用し、私立学校の耐震化を推進している。この結果、私立学校の令和 4 年度末における耐震化率は 89.5%となった。
 しかしながら、耐震化が未実施の施設があることから、更なる学校施設の安全確保を図るため、補助事業の活用を働きかけるなど、引き続き耐震化を促進する必要がある。（私学・科学振興課、子育て政策課）

有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

- 国・県指定の有形文化財（建造物）の耐震対策のため、解体修理工事補助に併せて耐震対策のための構造補強工事等に対しても助成を実施し、令和 5 年度までに 18 棟の耐震対策を終了している。
- 国・県指定の有形文化財（建造物）の解体修理工事は、長期間（約 100 年から 300 年ごとに実施）、かつ多額の費用がかかるが、それに併せて、今後とも耐震対策を計画的かつ着実に実施する必要がある。

都市公園施設の長寿命化の推進

- これまで、平成 22 年度から都市公園内の大規模集客施設及び橋梁のうち旧耐震基準のものの耐震化を行ってきており、耐震化率は 100%（平成 24 年度末）である。
 また、都市公園施設の安全性の確保及びライフサイクルコスト削減の観点から、12 県営公園において、「山梨県公園施設長寿命化計画」の策定を行ない、計画に基づいた改修・更新工事を進めている。今後も引き続き計画に基づいた施設の長寿命化を図る必要がある。（景観まちづくり室）

都市公園の防災活動拠点機能の強化

- 「東海地震応急対策活動要領」に基づき、防災活動拠点に指定された都市公園の整備を図るため、平成 20 年度から、災害時の防災活動拠点となる 6 都市公園（小瀬スポーツ公園、富士北麓公園、曾根丘陵公園、笛吹川フルーツ公園、富士川クラフトパーク及び緑が丘スポーツ公園）において施設整備、改修、バリアフリー化等、防災活動拠点としての第 1 期整備を実施してきた。
- 山梨県地域防災計画において、防災活動拠点に指定された県営都市公園については一定の防災機能整備は完了しているが、近年の災害発生時の状況等をみると、より高い機能が求められる傾向にある。（景観まちづくり室）

災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施

- 災害に強い市街地の形成を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等への補助を実施し、一定の成果があった。しかし、依然として密集した市街地や低未利用地が多く存在していることから、災害に強い良好で健全な市街地環境を形成するため、引き続き補助事業を実施する必要がある。（都市計画課）

「市町村の防災まちづくり」に対する指導・助言の推進

- 各市町村が大規模災害に備え、減災にむけた「災害に強いまちづくり」と被災後の速やかな復興を図る「復興まちづくり」を進めるため、平成 26 年 6 月に「災害に強いまちづくりガイドライン」を改訂し、平成 27 年 3 月には、「都市復興ガイドライン」を策定したが、市町村は防災・復興まちづくりの取り組みに慎重な状況にあるため、引き続き、市町村に対し指導・助言を行っていく必要がある。（都市計画課）

災害時における建設型応急住宅建設及び賃貸型応急住宅の提供についての協力体制の推進

- 災害時、迅速に応急仮設住宅を確保するため、（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会と建設型応急住宅の建設について、また、（公社）山梨県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会山梨県本部及び（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会と賃貸型応急住宅の提供について、それぞれ協定を締結し、対応マニュアルの整備やマニュアルに基づく訓練を実施するなど一定の成果を上げている。引き続き、マニュアルの改訂や定期的な訓練を実施する必要がある。
 また、平成 29 年 3 月には、賃貸型応急住宅の提供について、関東近県 8 都県及び関係団体と広域協定を締結したが、引き続き関東近県及び関係団体との連携を図る必要がある。（建築住宅課、住宅対策室）

住宅の耐震化の促進

- 住宅の地震に対する安全性の向上のため、昭和 56 年 5 月以前に着工された木造住宅については、耐震診断の無料実施や耐震改修工事等への補助を行い、耐震化の促進を図っている。しかし、耐震化が未実施の木造住宅はまだ数多くあることから、対策が必要な住宅所有者に対する耐震化への啓発活動を強化し、引き続き木造住宅の耐震化の促進を図る必要がある。（建築住宅課）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進

- 地震発生時における建築物の倒壊等の防止や避難路を確保するため、市町村が指定する避難路沿道にある耐震診断が義務となる建築物の診断・設計・改修等の経費に対し補助を実施しており、一定の成果があるが、全対象建築物の耐震化を目指して、補助事業を継続する必要がある。
 今後は、耐震診断結果の未報告者に対し報告を求めるとともに、耐震性能が低い建築物については、耐震改修工事等を促す必要がある。（建築住宅課）

被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

- 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、（一社）山梨県建築士会と被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定を締結するとともに、判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修を実施し、判定士の登録及び技能の向上を図ってきており、令和4年度末において建築物応急危険度判定士1,230人、被災宅地危険度判定士547人を登録している。今後も判定士の安定した人員確保や技能の向上のため、引き続き養成講習等を実施する必要がある。（都市計画課、建築住宅課）

県営住宅の長寿命化の推進

- 県営住宅の安全性の確保・向上を図るため、「山梨県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、更新時期を経過した住宅の建替え、全面的改善工事、外壁・防水改修工事などを進めてきており、これまでに千塚北団地ほか6団地の建替えや、三珠団地ほか6団地の全面的改善工事などを行い、一定の成果があった。
しかし、事業が未実施な建物もまだ多く、今後も経年劣化により老朽化が進行していくことから、引き続き、計画（経年年数や需要などを基に総合的に判断した4,214戸の対策）に基づいた建替えや改善事業などを実施する必要がある。（住宅対策室）

現場におけるドローン活用やICT施工による作業効率化の推進

- ドローンを用いた測量やICT機器による効率的な施工等、その利活用は一部の企業に留まっており、中小規模の建設企業などには普及していない状況であるため、全ての企業が普段使いの技術として使用可能な状況となるよう、更なる普及拡大を図る必要がある。（技術管理課）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

- 災害発生時において、立ち入り困難な被災現場での的確な情報収集やそれをもとにした早期の復旧のための計画づくり等を行う上で、的確かつ効率的に行うためには、ドローン等の機材の整備や職員が操作できる体制を整えておく必要がある。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課、治水課、砂防課）

県立学校（高等学校・特別支援学校）校舎、屋内運動場及び武道場の非構造部材の耐震対策

- 屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策は、平成27年度までに完了している。
これ以外の非構造部材について、平成30年度及び令和元年度の2カ年で専門家による耐震点検を終え、耐震性に問題のある非構造部材を明らかにした。
今後は、耐震性に問題のある非構造部材について修繕等による耐震対策を図っていく必要がある。（学校施設課）

公立小中学校の校舎、屋内運動場及び武道場の非構造部材の耐震対策

- 屋内運動場等の吊り天井等以外の非構造部材については、令和5年4月1日現在の対策実施率は67.6%となっている。（学校施設課）

公立小中学校における避難所運営支援体制の整備

- 避難所運営は本来的には防災担当部局が責任を有するものであるが、災害直後から担当者に引き継ぐまでの一定期間の間は、教職員が避難所に指定された学校において運営支援を担う状況が考えられる。その際の「施設設備の安全点検」「開放区域の明示」などについては、学校の実態に応じて市町村と協議をする中で手順を標準化し、各校の危機管理マニュアルに記載しておく必要がある。このような観点から、公立小中学校に対し、「避難所開設・運営支援のマニュアル化」について市町村と連携して進めるように各種研修会で呼びかけている。また、各市町村教育委員会に対し、学校施設利用計画について学校と連携して整備するよう求めている。
- この結果、避難所に指定されている公立小中学校において、避難所運営マニュアルが100%作成されているが、昨今の大規模災害等を踏まえた避難所運営マニュアルの見直し等について、引き続き指導を行っていく必要がある。（義務教育課）

県立学校（高等学校・特別支援学校）における避難所の開設及び運営の支援

- 避難所運営は本来的には防災担当部局が責任を有するものであるが、災害直後から担当者に引き継ぐまでの一定期間の間は、教職員が避難所に指定された学校において運営支援を担う状況が考えられる。その際の「施設設備の安全点検」「開放区域の明示」などについては、学校の実態に応じて市町村と協議をする中でマニュアル化し、各校の危機管理マニュアルに記載しておく必要がある。したがって、「避難所開設・運営支援のマニュアル化」等について、県立高等学校に対して、市町村と連携して進めるように各種研修会で呼びかけている。
- この取り組みの結果、避難所指定されている県立学校において、市町村作成の避難所運営マニュアルを共有し協力業務を円滑に実施するため、各校の危機管理マニュアル等の見直しについて、引き続き指導を行う必要がある。

【保健医療・福祉】

市町村における個別避難計画の作成支援（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

病院の耐震化の促進

- これまで、災害拠点病院の耐震化を図っており、10 病院のうち 9 病院については耐震化が完了する等、一定の成果を上げている。
災害拠点病院以外の病院についても、耐震化が未実施の病院があることから、引き続き、耐震化を促進する必要がある。（医務課）

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施

- 災害時の医療救護対応能力の向上を図るため、大規模災害時保健医療救護マニュアルに基づき、各保健所と管内医療機関等が連携した情報伝達訓練や県保健医療救護対策本部運営訓練を実施することにより、一定の成果は上がっている。引き続き、関係機関のより一層の対応能力の向上を図るため、参加団体や訓練内容を見直しながら訓練を実施する必要がある。（医務課）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT 等の保健医療活動チームの機能強化等）

- 災害時の救助・救急体制の不足への対応や、保健医療救護対策本部の円滑な運用のため、DMAT（災害派遣医療チーム）をはじめとした保健医療活動チーム等の養成を進めており、災害拠点病院等と協定を締結し、保健医療活動チーム等を迅速に派遣できるよう環境の整備を行っている。
また、大規模災害時保健医療救護マニュアルを改正し、受援体制のマネジメント機能等の強化を図った。
引き続き、実動訓練等を通じて、広域応援体制の維持や強化に努める必要がある。（医務課）

ドクターヘリの効果的運用

- 救命率の向上を図るため、平成 24 年 4 月から山梨県立中央病院を基地病院として、本県全域を対象に山梨県ドクターヘリの運用を開始している。平成 26 年 7 月には、神奈川県及び静岡県とドクターヘリの広域連携に係る協定を締結し、広域的な救急医療体制が整備された。
引き続きドクターヘリを活用した専門医による治療と医療機関への患者搬送、自県ドクターヘリや隣接県ドクターヘリを活用した県域外医療機関への患者搬送等により救命率の向上を図っていく必要がある。（医務課）

広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の整備）

- 広域的な重症患者搬送体制の確保のため、SCU の設置・運営訓練や資機材の整備を行ってきており、一定の成果を上げている。
今後も、資機材の整備等、SCU の機能維持を図るとともに、引き続き SCU を使用したトリアージ（患者の緊急度や重症度を判定して治療や後方搬送の優先順位を決める）及び広域搬送訓練を実施するなど、大規模災害の発生に備えた体制の強化を図る必要がある。（医務課）

保育所等の耐震化の促進

- 安心子ども基金等を活用し、改修等を行った結果、耐震改修促進法に基づく県内における階数 2 以上で 500 ㎡以上の保育所 29 棟については、すべての園において耐震化実施済であるが、法に定めのない小規模の保育所等も、施設の安全確保を図っていく必要がある。

【エネルギー】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【金融】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討

- 大規模地震発生に備え、工場や店舗等の耐震化、防災設備の整備等を促す必要があり、そのための融資制度について、ホームページ等を活用して普及啓発に努めている。引き続き制度の周知、普及を行う必要がある。（産業振興課）

【情報通信】

公衆無線 LAN 環境の整備促進

- 災害時等における県民等の通信手段の確保を図るため、防災拠点等となっている県有施設に山梨県無料公衆無線 LAN（山梨県 FreeWi-Fi）の整備を行った。引き続き、民間サービス提供事業者や市町村と連携を図りながら、災害時等を想定した公衆無線 LAN 環境の整備促進を図る必要がある。（DX・情報政策推進統括官）

被災状況等の効果的情報収集体制の強化

- 被災情報収集体制の整備及びヘリコプターテレビ伝送システムによる被災状況等の情報収集体制の強化を図るため、無線及び電話の不通に備え、衛星携帯電話及び災害発生時優先電話の配備拡大を図るとともに、県警察ヘリコプター「はやて」の早期運用と同機搭載のヘリコプターテレビ伝送システムを有効に活用した被災状況の映像送信に係る訓練を実施してきているが、より効果的な情報収集体制の確立のため、引き続き衛星携帯電話及び災害発生時優先電話の拡充について検討するとともに、「はやて」を活用した訓練等を継続して実施する必要がある。（警察本部）

【産業構造】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【交通・物流】

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進

- 鉄道輸送の安全の確保を図るため、中小民間鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備に補助しているが、地域鉄道の維持はもとより、今後は大規模自然災害を踏まえ、必要に応じた設備の整備も想定されるため、引き続き補助事業を実施する必要がある。（交通政策課）

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

無電柱化の推進

- 災害時に電柱や電線類の倒壊による通行障害を防止するため、無電柱化を市街地を中心に進めてきている。これまで6次にわたり計画を策定し、約86kmの整備を終え一定の効果があるが、第7期山梨県無電柱化推進計画でも約92kmの整備が合意されており、引き続き無電柱化を推進する必要がある。（道路整備課、道路管理課、都市計画課）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

- 災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、跨線橋・跨道橋と緊急輸送道路の橋梁の耐震補強を進めてきており、対象橋梁の耐震化率は約53%と一定の成果があるが、未実施の箇所も多く、引き続き耐震化を推進する必要がある。（道路管理課）
- 災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化工事を進めてきており、引き続き橋梁の耐震化を推進する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

橋梁の長寿命化の推進

- 災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「山梨県橋梁長寿命化実施計画」に基づき、必要な対策を実施していく必要がある。（道路管理課）
- 平成26年度に改正された道路施設（橋梁、トンネル他）の点検要領に基づき、適切な維持管理を行っていく必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

現場におけるドローン活用やICT施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

【国土保全】

現場におけるドローン活用やICT施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

【環境】

国立・国定公園等施設の老朽化対策、国際化対応及び長寿命化対策の推進

- 令和4年までに三ヶ峠歩道整備工事、白根山系縦走線歩道整備工事、西沢溪谷歩道二俣吊橋補修工事、北杜市美し森歩道整備工事等実施。（自然環境整備交付金）
- 長寿命化計画に基づき、二俣吊橋（西沢溪谷）、広河原橋（南アルプス）の補修設計及び補修工事を実施。
- 近年の局地的な豪雨により県内の観光資源課が所管している登山道全般に丸太階段の地山土砂が流出するなどの登山道が見られる。所管の登山道は、雨水にさらされる環境下にあり地山の地質が土砂のため近年のゲリラ的豪雨の影響を受けやすい。優先度を決めて整備計画に計上しているが、引き続き定期的な現地調査が必要となる。

【土地利用(国土利用)】

災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施（再掲：住宅・都市）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

災害時の県税救済措置制度の周知・円滑な対応

- 災害時の県税救済措置制度（猶予・減免）の円滑な運用を図るため、平時からホームページ等で周知を行っている。また、災害発生時には各種媒体により同制度の広報を行うこととしている。引き続き、円滑な制度運用を図るため、ホームページ等で周知を行う必要がある。（税務課）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

住民の防災意識の醸成の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

<p>【官民連携】 災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）</p> <p>【老朽化対策】 私立学校の耐震の促進（再掲：住宅・都市）</p> <p>鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（再掲：交通・物流）</p> <p>公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）</p> <p>国立・国定公園等施設の老朽化対策、国際化対応及び長寿命化対策の推進（再掲：環境）</p> <p>有形文化財（建造物）の耐震対策の推進（再掲：住宅・都市）</p> <p>緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：交通・物流）</p> <p>橋梁の長寿命化の推進（再掲：交通・物流）</p> <p>都市公園施設の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）</p> <p>都市公園の防災活動拠点機能の強化（再掲：住宅・都市）</p> <p>県営住宅の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）</p> <p>【デジタル活用】 現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）</p> <p>災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）</p>
<p>（重要業績指標）</p> <p>【私学・科学振興課、子育て政策課】私立学校の耐震化率：89.6%（R1）→100%（R10）</p> <p>【防災危機管理課、福祉保健総務課、健康長寿推進課、障害福祉課、健康増進課】 各市町村が優先度が高いと判断した者の個別避難計画作成率：調査中（R5）→100%（R10）</p> <p>【防災危機管理課】図上訓練等の実施回数：3回/年（R5）→3回/年（R10）</p> <p>【防災危機管理課】県地震防災訓練参加機関・団体数：55団体/年（R4）（R1）→60団体以上/年（R10）</p> <p>【消防保安課】養成・確保した救急救命士数：277人（R1）→382人（R10）</p> <p>【消防保安課】支援航空隊員の訓練実施回数：9回/年（年4.5回/1人）（R1）→18回/年（年6回/1人）（R10）</p> <p>【医務課】県内病院（60病院）の耐震化完了施設数：50病院（R1）→55病院（R10）</p> <p>【医務課】災害医療コーディネーター数：20人（R1）→32人（R10）</p> <p>【観光資源課】登山道・遊歩道の吊橋の長寿命化工事完了箇所数：1橋（R5）→1橋（R7）</p> <p>【文化振興・文化財課】国・県指定有形文化財（建造物）のうち今後耐震補強が必要となる 97件の耐震対策実施棟数：14棟（R1）→28棟（R10）</p> <p>【道路整備課、道路管理課、都市計画課】電柱倒壊による道路閉塞のリスクがある市街地において 重要拠点を結ぶ緊急輸送道路の無電柱化整備率：79%（R10）</p> <p>【道路管理課】緊急輸送道路の橋梁及び跨線橋・跨道橋の耐震化率：46%（R1）→100%（R9）</p> <p>【道路管理課】長寿命化のために必要な補修に着手できている橋梁の割合：22%（R1）→100%（R9）</p> <p>【景観まちづくり室】防災公園整備計画における防災活動拠点の機能強化に必要な 都市公園施設の整備率：51%（R4）→100%（R6）</p> <p>【建築住宅課】住宅の耐震化率：95%（R7）</p> <p>【住宅対策室】県営住宅の長寿命化住戸数：463戸（R1）→860戸（R10）</p> <p>【学校施設課】県立学校における非構造部材の耐震対策実施学校数：20校（50%）（R5）→40校（100%）（R10）</p>

（1-2）地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

市町村における個別避難計画の作成支援（参照：1-1）

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（参照：1-1）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（参照：1-1）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（参照：1-1）

救急救命士の養成・確保の推進（参照：1-1）

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進

- 消防団員の確保対策及び消防団の活性化のため、関係団体に対する広報や（一財）山梨県消防協会が実施する消防団員確保対策事業に対し支援を行うとともに各市町村で策定した消防団活性化総合計画の見直し等の働きかけを行っている。地域の消防力の強化のため、引き続き、消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進に取り組む必要がある。（消防保安課）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（参照：1-1）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（参照：1-1）

消防防災航空隊の機能強化（参照：1-1）

防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施（参照：1-1）

消防防災航空基地機能の強化（参照：1-1）

【住宅・都市】

有形文化財（建造物）の耐震対策の推進（参照：1-1）

災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施（参照：1-1）

災害時における建設型応急住宅建設及び賃貸型応急住宅の提供についての協力体制の推進（参照：1-1）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（参照：1-1）

県営住宅の長寿命化の推進（参照：1-1）

空き家対策の推進

- 平成27年5月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、空き家対策の実施主体である市町村に対し、空き家等対策市町村連絡会議による技術的支援や財政的支援を行ってきた。その結果、市町村において実態調査を終え対策計画の策定が進むなど、一定の成果があった。
しかし、危険な空き家の解消は十分進んでいない状況であり、国においても令和5年6月に空き家等対策の推進に関する特別措置法を改正したところであることから、引き続き、空き家対策を推進する必要がある。（住宅対策室）

現場におけるドローン活用やICT施工による作業効率化の推進（参照：1-1）

県立学校（高等学校・特別支援学校）校舎、屋内運動場及び武道場の非構造部材の耐震対策（参照：1-1）

公立小中学校の校舎、屋内運動場及び武道場の非構造部材の耐震対策（参照：1-1）

公立小中学校における避難所運営支援体制の整備（参照：1-1）

県立学校（高等学校・特別支援学校）における避難所の開設及び運営の支援（参照：1-1）

【保健医療・福祉】

市町村における個別避難計画の作成支援（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

災害時要援護者等の避難場所としての高齢者施設の利用の促進

- 高齢者施設を在宅で援護を必要とする高齢者の避難所として活用するため、市町村と施設で協定を締結するよう助言してきており、各市町村で協定締結が進められている。
引き続き、在宅の要援護者が高齢者施設を利用する体制の構築を進める必要がある。（健康長寿推進課）

高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討

- 高齢者施設が被災し入所者の避難が必要となる事態を想定し、他施設で入所者を受け入れるための体制整備について、日頃から施設ごとの受け入れ可能数や運用上の課題等の検討を行うことなどを周知し、協力を依頼している。
引き続き、被災入所者を他施設で受け入れる体制整備を促進する必要がある。（健康長寿推進課）

災害時の介護支援者の確保推進

- 災害時に必要な介護支援者を確保するため、介護職員初任者研修の実施事業者の指定及び適正な研修実施を進めてきており、介護職員養成の機会増を図っている。
災害の発生に備え、引き続き、介護支援者の確保を進める必要がある。（健康長寿推進課）

障害者福祉施設間での利用者の受け入れ及び職員等の協力体制の構築

- 山梨県障害者自立支援協議会において、災害時に障害者福祉施設間での被災障害者の円滑な受け入れが可能となるよう事務処理フローを定めた。
引き続き、事務処理フローをもとに、情報伝達、被災障害者の移送、受け入れ後の施設（避難所）における支援等が円滑に実施できるよう体制を構築する必要がある。（障害福祉課）

障害者に対する情報支援体制の構築

- 被災時における聴覚障害者への情報支援について、手話ボランティアの派遣マニュアルの見直しを行い、今後は、災害時における対応を各市町村と具体的に検討を行う必要がある。
また、新たに発達障害者が情報支援の対象として国の方針に位置付けられたことを踏まえ、支援体制をどのようにしていくか検討する必要がある。（障害福祉課・子ども福祉課）

病院の耐震化の促進（参照：1-1）

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施（参照：1-1）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT等の保健医療活動チームの機能強化等）（参照：1-1）

ドクターヘリの効果的運用（参照：1-1）

広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の整備）（参照：1-1）

病院における業務継続計画（BCP）の策定・活用の推進

- 災害拠点病院にあつては、平成31年3月までにBCPの整備及び整備されたBCPに基づいた研修等を実施することが指定要件とされており、全ての災害拠点病院でBCPが整備されているが、その他の病院では未整備の施設もあることから、引き続きBCPの策定を促していく必要がある。（医務課）

医薬品等の備蓄・供給体制の整備

- 医療救護に必要な医薬品等の調達を円滑に行うため、山梨県医薬品卸協同組合と協定及び保管管理委託を締結し、医療救護活動に必要なと思われる医薬品等の備蓄を行っており、毎年度、備蓄品目の見直しを行ってきている。
また、備蓄の委託先の建物の耐震性能の確認を行うなど、医薬品等の安全な保管に努めている。
なお、平成26年度には、（一社）日本産業・医療ガス協会と、平成27年度には山梨県医療機器販売業協会と、令和元年度には関東甲信越臨床検査薬卸連合会と、それぞれ協定を締結し、災害時の医療ガス・医療機器等の円滑な供給体制の構築を図った。
引き続き、備蓄品目の見直しや検討を行っていくとともに、想定を超えて交通が麻痺し、緊急対応が必要となった場合の対応策を検討する必要がある。（衛生薬務課）

災害時要援護者等の避難場所としての児童福祉施設の利用の促進

- 災害時の一時避難所として、児童福祉施設を活用することについて、児童養護施設等の本来機能を著しく低下させない範囲で市町村に助言することとしているが、施設の規模や市町村防災計画における位置付け等、市町村における対応にばらつきがある状況となっている。引き続き、相談があった場合は、個々の状況に応じた助言を行う必要がある。（子ども福祉課）

保育所等の耐震化の促進（参照：1-1）

【金融】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討（参照：1-1）

【情報通信】

公衆無線LAN環境の整備促進（参照：1-1）

被災状況等の効果的情報収集体制の強化（参照：1-1）

【交通・物流】

現場におけるドローン活用やICT施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

【国土保全】

現場におけるドローン活用やICT施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

【土地利用(国土利用)】

災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施（再掲：住宅・都市）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

災害時の県税救済措置制度の周知・円滑な対応（参照：1-1）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【官民連携】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【老朽化対策】

有形文化財（建造物）の耐震対策の推進（再掲：住宅・都市）

県営住宅の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）

【デジタル活用】

現場におけるドローン活用やICT施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

（重要業績指標）

【防災危機管理課、福祉保健総務課、健康長寿推進課、障害福祉課、健康増進課】

各市町村が優先度が高いと判断した者の個別避難計画作成率：調査中（R5）→100%（R10）

【防災危機管理課】 図上訓練等の実施回数：3回/年（R5）→3回/年（R10）

【防災危機管理課】 県地震防災訓練参加機関・団体数：56団体/年（R4）→60団体以上/年（R10）

【消防保安課】 養成・確保した救急救命士数：277人（R1）→382人（R10）

【消防保安課】 消防団員の充足率：92.6%（R1）→89.5%（R10）

市町村消防団活性化総合計画の適宜見直し（概ね3年ごと）：必要に応じて見直し（R1）

→必要に応じて見直し（R10）

【消防保安課】 支援航空隊員の訓練実施回数：9回/年（年4.5回/1人）（R1）→18回/年（年6回/1人）（R10）

【健康長寿推進課】 介護職員初任者研修を実施した事業者数：16事業者/年（R5）→19事業者/年（R10）

【医務課】 県内病院（60病院）の耐震化完了施設数：50病院（R1）→55病院（R10）

【医務課】 災害医療コーディネーター数：20人（R1）→32人（R10）

【医務課】 県内病院のBCP作成施設数：47施設（R5）→60施設（R10）

【文化振興・文化財課】 国・県指定有形文化財（建造物）のうち今後耐震補強が必要となる

97件の耐震対策実施棟数：14棟（R1）→28棟（R10）

【住宅対策室】 県営住宅の長寿命化住戸数：463戸（R1）→860戸（R10）

【学校施設課】 県立学校における非構造部材の耐震対策実施学校数：20校（50%）（R5）→40校（100%）（R10）

（1-3）突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

市町村における個別避難計画の作成支援（参照：1-1）

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（参照：1-1）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（参照：1-1）

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進（参照：1-2）

消防団の救助資機材等の整備促進（参照：1-1）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（参照：1-1）

水防訓練の実施

- 水害から住民の生命と財産を守るため、毎年度、水防訓練を実施しており、洪水時の水防体制の強化、関係水防団員の水防技術の習得及び水防意識の高揚に一定の成果を上げている。また、令和3年度から4年度にかけて、河川管理者と市町村との重要水防区域等合同パトロールを実施し、緊急時に水防工法を実施すべき箇所も把握出来ているが、水防訓練や災害対応経験のない水防団員も多いことから、水防団員等の住民が参加できるように、水防訓練を実施し水防技術の向上・継承等を図る必要がある。（治水課）

災害装備資機材の整備の推進（参照：1-1）

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施（参照：1-1）

住民の防災意識の醸成の推進（参照：1-1）

【住宅・都市】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）

- 災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、山梨県建設業協会、山梨県測量設計業協会、山梨県建設コンサルタンツ協会及び、（公社）日本下水道管路管理業協会等と協定を締結し、協定に基づき災害時の被災情報収集や応急復旧工事等を実施してきており、一定の成果を上げているが、担当職員の変更等により災害時における協定の円滑な運用に支障をきたす恐れがあるため、引き続き定期的な訓練等を実施する必要がある。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課、下水道室）

災害時における建設型応急住宅建設及び賃貸型応急住宅の提供についての協力体制の推進（参照：1-1）

現場におけるドローン活用やICT施工による作業効率化の推進（参照：1-1）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（参照：1-1）

公立小中学校における避難所運営支援体制の整備（参照：1-1）

県立学校（高等学校・特別支援学校）における避難所の開設及び運営の支援（参照：1-1）

【保健医療・福祉】

市町村における個別避難計画の作成支援（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

要援護者のためのマニュアルの作成

- 災害時の要援護者支援対策推進のため、山梨県社会福祉協議会に補助を行い、これまでに要援護者のためのマニュアルを作成（平成25年度）し、市町村社会福祉協議会に配付するなど、一定の成果を上げている。
 今後は、福祉避難所設置・運営訓練等を通じたマニュアルの適切な運用や適宜の見直しなどが必要である。（福祉保健総務課）

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施（参照：1-1）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT等の保健医療活動チームの機能強化等）（参照：1-1）

ドクターヘリの効果的運用（参照：1-1）

広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の整備）（参照：1-1）

病院における業務継続計画（BCP）の策定・活用の推進（参照：1-2）

【情報通信】

公衆無線LAN環境の整備促進（参照：1-1）

ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立

- 災害発生時の映像による被害状況等の情報収集体制の確立において、消防防災ヘリコプター「あかふじ」からのテレビ伝送システムは欠かすことのできない手段である。映像による被害状況等の情報収集体制の充実のため、引き続き消防防災ヘリコプター「あかふじ」からのテレビ伝送システムを活用する必要がある。（防災危機管理課）

高所監視カメラ・テレビ会議システム等による被害状況収集体制の確立

- 災害発生時において、現地の被害状況を迅速に収集する体制の確立に、各合同庁舎に設置した高所カメラの映像や、テレビ会議システムは欠かすことのできない手段である。引き続き、災害発生時の被害状況を迅速に収集する体制の充実のため、各合同庁舎に設置した高所カメラやテレビ会議システムを活用する必要がある。（防災危機管理課）

災害時の迅速かつ適確な応急対策に資する最先端技術を活用した防災通信網の整備による情報収集・伝達体制の確立

- 富士山噴火時の迅速な情報収集・伝達のためローカル5Gなどの高速通信網の整備や地上波だけでなくスターリンクなどの衛星回線での多重化を図ることで迅速かつ確実な情報通信網を整備するとともに、文字・音声情報だけでなく映像・画像通信により「分かり易い」情報通信体制を整備する。（火山防災対策室）
- また、災害時における被害情報収集・伝達体制の基本体制を維持するため、県、市町村、消防本部、防災関係機関に設置されている防災行政無線の維持管理や設備の更新を行うとともに、災害時における活動拠点となる都市公園等に防災行政無線を増設するなど通信機能の強化を図っている。引き続き、多重化された通信網を維持することで、安定した通信確保を図り情報の断絶を防ぐ。（防災危機管理課）

被災状況等の効果的情報収集体制の強化（参照：1-1）

【交通・物流】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

社会資本整備重点計画の策定及び推進

- 限られた財源の中で、県民生活の向上や地域経済の発展を支える社会資本の整備を効果的・効率的に推進するため、選択と重点化により重点的に取り組むべき社会資本整備の方向性を明らかにした「山梨県社会資本整備重点計画」を策定（第一次：平成16年～平成19年、第二次：平成20年～平成26年、第三次：平成27年～令和元年、第四次：令和2年～令和9年）し、同計画に基づき整備を推進してきている。国による「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の内容を反映し改定した第四次計画（R2～R9）に基づき、引き続き整備を推進する必要がある。（県土整備総務課）

現場におけるドローン活用やICT施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

【農林水産】

農村資源の保全管理活動の推進

- 多面的機能支払交付金等を活用して、農地等を保全する共同活動等（草刈り、水路の泥上げや補修等）の取り組みを支援しているが、高齢化や過疎化に伴い集落機能が低下している地域もあるので、活動を継続するために支援を続けていく必要がある。（農村振興課）

農業用ため池の耐震化の推進

- ため池の整備については、平成25年度から機能の健全度を把握するために一斉点検及び耐震調査を実施し、この調査結果を踏まえ、ため池等整備事業や土地改良施設耐震対策事業などの農地防災事業により、耐震化対策が必要なため池の整備を進めており、今後も計画的な整備を進める必要がある。更に、これらのハード対策と併せて、地域防災体制の構築や施設を適切に保全していくための管理体制の整備などのソフト対策を実施する必要がある。（耕地課）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

- 農地や農業用施設等の農業生産基盤に係る災害の未然防止や低下した機能を回復するため、これまで緊急性の高い箇所に対して土砂災害防止対策や地すべり対策等を実施し、農業生産の維持及び農家経営の安定と国土の保全、農村地域の安全、安心な生活環境の実現を図っているが、一方で、老朽化が著しい農業用水利施設等も存在していることから、継続した整備が必要である。（耕地課）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

- 農地等の浸水・浸食被害が懸念される農村地域において、用排水路の法面崩落防止や、排水機場の機能保全等の整備を進めてきた。今後も、引き続き農地の浸水・浸食被害対策を推進するとともに、整備済みの農業用水利施設の長寿命化・耐震化対策を併せて進める必要がある。（耕地課）

荒廃農地解消対策の推進

- 農業生産活動や農村景観に影響を及ぼす荒廃農地の有効活用に向けて、ほ場や農道、用排水路等の生産基盤の整備及び関連する支援策を一体的に実施することにより、荒廃農地の発生防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能の維持を推進してきたところ、これまで県内で2,886haを解消するなど一定の成果を上げているが、引き続き地域の実情に応じて必要な対策を講じて荒廃農地の発生防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する必要がある。（担い手・農地対策課、耕地課）

農地の整備（生産基盤の整備）

- 農業生産の基盤となる農地や農業用施設は、食料の安定供給や農村の健全な発展に寄与するとともに、生産活動の継続により農業・農村が有する多面的機能が発揮され、県土保全に大きな役割を果たしている。しかしながら、狭小で不整形の農地は作業効率が悪く、また、農業者は高齢化によるリタイアが進み、農地を有効に利用する体制が十分でないため、荒廃農地の増加が進行している。このため、農地の大区画化や汎用化により、生産コストの削減や生産量の増大を図るとともに、担い手への農地集積・集約化を推進するため農業基盤整備の実施が必要である。（耕地課）

【国土保全】

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

荒廃農地解消対策の推進（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）（再掲：農林水産）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

社会資本整備重点計画の策定及び推進（再掲：交通・物流）

河川管理施設及びダム の長寿命化の推進

- 洪水災害を未然に防止するため、定期的な巡視や点検等による河川管理施設の維持、樹木の伐採や堆積土の除去による流下断面の確保、河道掘削、河道拡幅や築堤の整備・機能強化等の対策を進めるとともに、排水機場や伏越水門等の排水施設の長寿命化と整備を推進している。

県内6多目的ダムにおいても、ダム及びダム周辺施設等の改良・長寿命化、維持・管理等を実施しており、多目的ダムの洪水調節機能により概ね80年に一度の豪雨に対し、洪水調節が可能となっている。また、多目的ダムには供用開始後100年間の堆砂を想定した堆砂容量が確保されており、ダム上流部における大規模土砂災害に対しても抑止効果を持っている。

引き続き、これらの取り組みを推進する必要がある。（治水課）

雨水貯留浸透施設の整備の推進

- 流域の市街化が進んだ地域では、水田や農地が減少し、地表がアスファルトやコンクリートなどに覆われ、流域の保水・遊水機能が低下し、雨の多くは地中にしみこまず、川や水路に短時間で流れ込むようになり、浸水被害の危険性が增大する傾向となっている。

このため、雨水を一時的に貯め込んだり、地中に浸透させたりする貯留浸透施設の整備により、一定の成果を上げているが、引き続き整備を推進し、洪水被害を軽減する対策が必要である。（治水課）

洪水被害を防止する河川整備の推進

- 県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、鎌田川や濁川等において、台風や豪雨による洪水を防止し安全に流下させる河川改修工事を実施しているが、未整備の箇所も多く、引き続き河川改修を実施する必要がある。

今後も、コスト削減を図りながら、投資効果の高い箇所为重点的・集中的に行うとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手

法の導入、既存施設の有効利用及び危機管理体制の強化を進める必要がある。（治水課）

「知って備えて命を守る」取組の推進

- 水害から県民の生命を守るため、①県民意識の啓発、②要配慮者の避難支援、③防災情報の充実と確実な伝達、の3点に重点を置いた取り組みを推進する。
中小河川の洪水浸水想定区域図については、令和3年の水防法改正により対象河川が拡大され、13市町村（令和4年度末）で作成が進められている。
また、新たに作成される洪水浸水想定区域図を反映したハザードマップの浸水エリアにおいて、国（河川管理者）や市町村等の関係機関と協力しながら、減災方法等を検討する必要がある。（治水課）

水防訓練の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

水防用資材の備蓄の推進

- 水害から住民の生命を守るため、水防用資材を備蓄し、災害が発生した場合に迅速な応急工事等への使用など、一定の成果を上げているが、災害の規模によっては充分とは言えないことから、引き続き資材の定期的な更新及び増強を実施する必要がある。（治水課）

災害時における緊急対処法マニュアルの更新

- 災害拡大や2次災害の防止を図るため、道路、河川及び砂防施設における緊急対処法マニュアルを策定し、毎年度、緊急対処訓練を実施しており、一定の成果を上げているが、より実践的な対処が求められることから、引き続き緊急対処法について検証を行う必要がある。（道路管理課、治水課、砂防課）

現場におけるドローン活用やICT施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

【土地利用(国土利用)】

荒廃農地解消対策の推進（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）（再掲：農林水産）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

災害時の県救済措置制度の周知・円滑な対応（参照：1-1）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

「知って備えて命を守る」取組の推進（再掲：国土保全）

河川情報システムの運用

- 防災に資する情報提供手段の確立のため、総合河川情報システムを整備し、各河川の雨量・水位情報を収集して、リアルタイムでインターネット・携帯電話に情報提供を行ってきており、迅速な警戒避難行動に一定の成果を上げているが、ICTの進展に伴うサーバやネットワークの性能向上、ソフトウェア技術の革新などに適確に対応して、引き続き適切なシステムの運用を図る必要がある。（治水課）

砂防移動教室や河川出前講座など防災教育の実施

- 土砂災害に対する危険性、水難事故防止、避難行動の重要性を教えるため、毎年6月の「土砂災害防止月間」や7月の「川に親しみ、水辺にふれあう運動推進強調月間」等に合わせ、小学生を対象に砂防移動教室や河川出前講座を実施しているが、引き続き啓発活動を実施する必要がある。（砂防課、治水課）
- 逃げ遅れによる水害・土砂災害からの被害を未然に回避する必要があるため、一般県民からの要望により実施している県政出張講座において、水害や土砂災害から身を守るための方法等を周知し、発災前に避難が完了するよう県民一人ひとりの意識を変える必要がある。

住民の防災意識の醸成の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【人材育成】

水防訓練の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【官民連携】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【老朽化対策】

農村資源の保全管理活動の推進（再掲：農林水産）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）（再掲：農林水産）

社会資本整備重点計画の策定及び推進（再掲：交通・物流）

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進（再掲：国土保全）

【デジタル活用】

ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立（再掲：情報通信）

災害時の迅速かつ適確な応急対策に資する最先端技術を活用した防災通信網の整備による情報収集・伝達体制の確立（再掲：情報通信）

河川情報システムの運用（再掲：リスクコミュニケーション）

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

（重要業績指標）

【防災危機管理課、福祉保健総務課、健康長寿推進課、障害福祉課、健康増進課】

各市町村が優先度が高いと判断した者の個別避難計画作成率：調査中（R5）→100%（R10）

【防災危機管理課】 図上訓練等の実施回数：3回/年（R5）→3回/年（R10）

【防災危機管理課】 県地震防災訓練参加機関・団体数：56団体/年（R4）→60団体以上/年（R10）

【消防保安課】 消防団員の充足率：92.6%（R1）→89.5%（R10）

市町村消防団活性化総合計画の適宜見直し（概ね3年ごと）：必要に応じて見直し（R1）

→必要に応じて見直し（R10）

【医務課】 災害医療コーディネーター数：20人（R1）→32人（R10）

【医務課】 県内病院のBCP作成施設数：47施設（R5）60施設（R10）

【農村振興課】 多面的機能の保全に取り組む面積：7,508ha/年（R4）→7,600ha/年（R10）

【耕地課】 耐震対策済の農業用ため池数：39箇所（R1）→83箇所（R10）

【耕地課】 農業用水利施設等の整備済箇所数：32箇所（R1）→58箇所（R10）

【耕地課】 浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備：5箇所（R4）→9箇所（R10）

【耕地課、担い手・農地対策課】 荒廃農地解消面積：2,435ha（R1）→4,300ha（R10）

【耕地課】 果樹産地等における基盤整備面積：4,400ha（R1）→5,300ha（R10）

【治水課】 河川整備計画における河川の整備率：55%（R1）→73%（R10）

【治水課】 中小河川の洪水浸水想定区域図を作成した市町村数：13市町村（R4）→26市町村（R8）

（1-4）大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

市町村における個別避難計画の作成支援（参照：1-1）

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（参照：1-1）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（参照：1-1）

広域応援協定の具体的な運用体制の整備

- 緊急消防援助隊の応援・受援計画における運用の実効性を高めるため、緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練を1都9県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県）により実施するとともに、必要な計画の見直しを行っている。引き続き、計画運用の実効性を高めるため、合同訓練を実施するとともに、必要に応じ計画の見直しを行う必要がある。（消防保安課）

救急救命士の養成・確保の推進（参照：1-1）

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進（参照：1-2）

消防団の救助資機材等の整備促進（参照：1-1）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（参照：1-1）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（参照：1-1）

消防防災航空隊の機能強化（参照：1-1）

防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施（参照：1-1）

消防防災航空基地機能の強化（参照：1-1）

水防訓練の実施（参照：1-3）

災害装備資機材の整備の推進（参照：1-1）

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施（参照：1-1）

住民の防災意識の醸成の推進（参照：1-1）

【住宅・都市】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（参照：1-3）

災害時における建設型応急住宅建設及び賃貸型応急住宅の提供についての協力体制の推進（参照：1-1）

現場におけるドローン活用やICT施工による作業効率化の推進（参照：1-1）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（参照：1-1）

公立小中学校における避難所運営支援体制の整備（参照：1-1）

県立学校（高等学校・特別支援学校）における避難所の開設及び運営の支援（参照：1-1）

【保健医療・福祉】

市町村における個別避難計画の作成支援（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施（参照：1-1）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT等の保健医療活動チームの機能強化等）（参照：1-1）

ドクターヘリの効果的運用（参照：1-1）

広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の整備）（参照：1-1）

【情報通信】

公衆無線LAN環境の整備促進（参照：1-1）

ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立（参照：1-3）

高所監視カメラ・テレビ会議システム等による被害状況収集体制の確立（参照：1-3）

災害時の迅速かつ適確な応急対策に資する最先端技術を活用した防災通信網の整備による情報収集・伝達体制の確立（参照：1-3）

被災状況等の効果的情報収集体制の強化（参照：1-1）

【交通・物流】

災害時における応急対策業務の協力的体制の推進（林政部）

- 災害時の迅速な被災情報収集や応急対策業務を円滑に実施するため、（一社）山梨県建設業協会と協定を締結しており、台風等異常気象時の被災情報収集や応急復旧工事等の実施に成果を上げている。（治山林道課）
- 災害時に応急仮設住宅の建設用木材が不足した場合に備えるため、山梨県森林整備生産事業協同組合、（一社）全国木造建設事業協会及び県内原木市場と協定を締結しており、県有林材を速やかに確保できる仕組みの整備と、応急仮設住宅の供給体制の強化が図られている。（県有林課）

災害時における応急対策業務の協力的体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

社会資本整備重点計画の策定及び推進（参照：1-3）

現場におけるドローン活用やICT施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

【農林水産】

森林の公益的機能の維持・増進

- 森林の公益的機能を高度に発揮させるため、県民参加の森林づくり推進事業を平成24年度から実施し、森林の機能について県民の理解を深める活動を行ってきた。平成26年度から開催している森林整備現場見学会や、令和4年には若者向けにシンガソングライターの仲太郎氏を起用したPR動画の制作・放映を行い、一定の普及啓発が図られている。引き続き、森林環境税情報誌「木もれ日」も活用し、県民の理解を得ながら森林の整備・保全活動を推進する必要がある。（森林政策課）
- 平成19年度に創設した、官民による組織「やまなし森づくりコミッション」が、森林所有者と森づくり活動を行いたい企業・団体とのマッチング等を行ってきた。また、平成24年度から28年度までの間に地域の民間団体が行う森林整備活動に対し助成を行い、様々な主体による森林整備活動が広まってきている。令和4年度は新型コロナウイルス感染症予防のため一部の森林整備活動が中止となったが、引き続き、企業のCSR活動や地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する必要がある。（森林整備課）
- 植栽・保育・間伐等の森林整備や森林火災防止活動等の計画的な実施により、木材の生産や山地災害の防止など、森林の公益的機能の強化を図っており、令和4年度は6,625haの整備を実施し、概ね目標を達成した。引き続き、森林整備等に取り組んでいく必要がある。（森林整備課・県有林課）
- 昭和35年から、荒廃した保安林の機能回復と複層林への誘導を計画的に進め、公益的機能の維持増進を図ってきたところであるが、森林は放置しておくとも荒廃が進み水源かん養機能や土砂流出防止機能が低下するため、継続的に森林整備を行っていく必要がある。（治山林道課）

災害時における応急対策業務の協力的体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進

- 山地災害危険地区の未着手解消の取り組みにおいては、令和4年度末現在で2,385地区に着手しており、県内危険地区総数の3,489地区に対して約7割に着手済みと全国平均以上の成果をあげている。今後も山地災害の未然防止に向け、未着手地区の解消を推進する必要がある。（治山林道課）

森林環境税モニタリング調査の実施

- 森林の荒廃による水源涵養機能の低下や土砂災害等を未然に防ぐために、森林環境税を財源の一部とした森林整備が行われており、この事業効果を検証するため、平成25年度からモニタリング調査を行っている。
- これまでの調査では、林床の被覆率、樹冠の開空度ともに改善している箇所と低位な箇所の双方が確認され、今後も調査を継続し、調査の結果や事業の効果について公表する必要がある。（森林総合研究所）

農業用ため池の耐震化の推進（参照：1-3）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-3）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-3）

【国土保全】

富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進

- 富士山の防災対策を実効的に行うためには、富士山の噴火履歴とそれを基にした噴火シナリオの構築、災害を予測するための火山現象の数値シミュレーション、火山活動の観測が不可欠である。平成26年度から「富士山火山防災のための火山学的研究」及びその関連研究を継続し、噴火履歴の精緻化、噴火シナリオの構築や既存の数値シミュレーションの富士山への最適化、噴火予想を目的とした重力観測、他の研究機関と研究および火山観測に関する協力関係の構築、火山観測データの流通等を実施している。一方で、富士山の過去の噴火の数は他の火山に比べ圧倒的多く、さらなる噴火履歴の精緻化のための研究を継続する必要がある。また、富士山の噴火は噴火様式や規模が多様であること、噴火するまで火口が確定できないことから、噴火発生時に避難を速やかに行うためには、噴火の兆候を捉えるための火山観測の充実や噴火予測手法の確立、災害を予測するための数値シミュレーションの開発、噴火発生時に速やかに避難行動が取れるような次世代型のハザードマップの開発が不可欠となっている。引き続き、富士山の噴火災害を軽減するため、噴火履歴の研究、噴火予測手法および災害予測手法の開発・確立、次世代型のハザードマップの開発などの取り組みを推進する必要がある。（富士山科学研究所）
- 富士山では毎年雪代が発生し、富士スバルラインに土砂流出が起これば被害を与えている。これまで実施した研究「雪崩発生条件の解明と観測機器の開発（平成26年～29年）」、「斜面崩壊による災害観測を可能とするIoT観測機器の開発（平成30～令和3）」により既存の火山観測網や臨時振動観測点を設置することにより、発生源や流路を特定する技術が開発されつつある。これらの検知技術は、火山噴火発生後の降雨型土石流、融雪型火山泥流、斜面崩壊、火山体崩壊等の火山における現象に対しても応用することが可能であり、研究開発を継続して実施する必要がある。（富士山科学研究所）

森林の公益的機能の維持・増進（再掲：農林水産）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（再掲：国土保全）

老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化

- 平成25年度から令和元年度にかけて施設点検を実施し、早期に対策が必要となった115箇所内、令和3年度までに全ての施設の補修を完了し、引き続き点検診断を実施した結果、対策が必要となった11箇所の長寿命化対策を令和4年度に実施した。今後も、治山施設の長寿命化対策に取り組み、山地防災力の強化を図る必要がある。（治山林道課）

森林環境税モニタリング調査の実施（再掲：農林水産）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

社会資本整備重点計画の策定及び推進（再掲：交通・物流）

河川管理施設及びダム等の長寿命化の推進（参照：1-3）

洪水被害を防止する河川整備の推進（参照：1-3）

地震発生後の河川・砂防管理者対応マニュアルの円滑な運用

- 地震発生時に緊急かつ適切な対応を図るため、河川・砂防管理者対応マニュアルを作成し、円滑な運用を図ってきているが、対応経験のない職員が増えていることから、引き続き円滑な運用とマニュアルの随時見直しを実施する必要がある。（治水課、砂防課）

水防訓練の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

水防用資材の備蓄の推進（参照：1-3）

災害時における緊急対処法マニュアルの更新（参照：1-3）

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

- 土砂災害警戒区域 7,091 区域に県民の約 2 割の 15 万人が居住しており、この区域において人命を守る砂防施設の整備を進めている。しかし、多くの土砂災害警戒区域がある中で、全ての区域で施設対策を行うには多くの期間と予算が必要である。そのため、被災リスクが高い土砂災害特別警戒区域の中で、特に甚大な被害が想定される土砂災害特別警戒区域※33 区域の優先整備を進めることが必要である。
- ※「特に甚大な被害が想定される土砂災害特別警戒区域」とは、特に甚大な被害が発生する可能性のある区域で、砂防激甚災害対策特別緊急事業の採択条件である人家 20 戸以上が土砂災害特別警戒区域にある区域

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施

- 山梨県は古くより土砂災害が多く、明治 14 年には砂防事業に着手しており、これまで多くの砂防施設を整備してきた。
- 土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るため、整備済みの砂防施設の健全度を把握し、長期にわたりその機能及び性能を維持・確保することを目的に、長寿命化計画を策定した。また、トータルコストを削減し予算を平準化していくため「予防保全型維持管理」の考え方を導入した長寿命化計画の策定に着手しており、計画的維持管理や更新を実施する必要がある。（砂防課、富士川砂防事務所（国））

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

【環境】

国立・国定公園等施設の老朽化対策、国際化対応及び長寿命化対策の推進（参照：1-1）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

災害時の県税救済措置制度の周知・円滑な対応（参照：1-1）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

河川情報システムの運用（参照：1-3）

土砂災害防災訓練の実施

- 土砂災害に対する危険性、避難行動の重要性を周知するため、毎年 6 月の土砂災害防止月間に合わせて行う土砂災害防災訓練において啓発活動を実施しているが、引き続き啓発活動を実施する必要がある。（砂防課）
- 土砂災害警戒避難体制の確立・強化を図るため、平成 25 年度までに、昭和町を除く全市町村で、各市町村の地域状況を踏まえて土砂災害ハザードマップを作成された。土砂災害ハザードマップを用いた避難（防災）訓練等を通じ、県民に土砂災害に係る知識を周知するため、市町村職員向けの講習会（勉強会）を催すなど、引き続き定期的に啓発活動を実施する必要がある。（砂防課）

砂防移動教室や河川出前講座など防災教育の実施（参照：1-3）

土砂災害等情報システムの運用

- 土砂災害警戒情報システム等を整備し、平常時は土砂災害危険箇所等の情報を、降雨時（災害時）には気象情報、土砂災害の危険性が高まっている箇所等の災害関連情報を市町村や住民等に提供している。
- また、県内のケーブルテレビ事業者と土砂災害情報の配信について協定を締結し、災害時等にマスメディアによる情報提供を行うなど一定の効果を上げているが、今後も効果的な情報提供を行う必要がある。（砂防課）

土砂災害警戒区域等の指定及び周知

- 土砂災害から県民の生命を守るため、土砂災害防止法の施行に伴い基礎調査を実施し、これまでに 7,238 箇所の土砂災害警戒区域の指定をしてきた。しかし、指定以降の地図精度向上や土地利用状況の変化が生じているため、基礎調査を実施し、必要に応じ調査結果に基づく土砂災害警戒区域等の指定見直し（追加・削除）を行う必要がある。
- また、警戒避難体制の整備が十分に浸透しているとは必ずしも言えないため、今後は指定区域を管理・公開するために作成した土砂災害情報システムを通じ、定期的に啓発活動を行う必要がある。（砂防課）

住民の防災意識の醸成の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【人材育成】

水防訓練の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

<p>【官民連携】 森林の公益的機能の維持・増進（再掲：農林水産（森林整備課））</p> <p>災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）</p> <p>【老朽化対策】 老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化（再掲：国土保全）</p> <p>国立・国定公園等施設の老朽化対策、国際化対応及び長寿命化対策の推進（再掲：環境）</p> <p>農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）</p> <p>土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）</p> <p>浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）</p> <p>社会資本整備重点計画の策定及び推進（再掲：交通・物流）</p> <p>河川管理施設及びダムの長寿命化の推進（再掲：国土保全）</p> <p>砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：国土保全）</p> <p>【研究開発】 富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進（再掲：国土保全）</p> <p>【デジタル活用】 ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立（再掲：情報通信）</p> <p>災害時の迅速かつ適確な応急対策に資する最先端技術を活用した防災通信網の整備による情報収集・伝達体制の確立（再掲：情報通信）</p> <p>河川情報システムの運用（再掲：リスクコミュニケーション）</p> <p>土砂災害等情報システムの運用（再掲：リスクコミュニケーション）</p> <p>現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）</p> <p>災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）</p>
<p>（重要業績指標）</p> <p>【防災危機管理課、福祉保健総務課、健康長寿推進課、障害福祉課、健康増進課】 各市町村が優先度が高いと判断した者の個別避難計画作成率：調査中（R5）→100%（R10）</p> <p>【防災危機管理課】 図上訓練等の実施回数：3回/年（R5）→3回/年（R10）</p> <p>【防災危機管理課】 県地震防災訓練参加機関・団体数：56団体/年（R4）→60団体以上/年（R10）</p> <p>【消防保安課】 養成・確保した救急救命士数：277人（R1）→382人（R10）</p> <p>【消防保安課】 消防団員の充足率：92.6%（R1）→89.5%（R10） 市町村消防団活性化総合計画の適宜見直し（概ね3年ごと）：必要に応じて見直し（R1） →必要に応じて見直し（R10）</p> <p>【消防保安課】 支援航空隊員の訓練実施回数：9回/年（年4.5回/1人）（R1）→18回/年（年6回/1人）（R10）</p> <p>【医務課】 災害医療コーディネーター数：20人（R1）→32人（R10）</p> <p>【森林整備課】 企業・団体の年間森づくり活動箇所数：61箇所/年（R1）→99箇所/年（R10）</p> <p>【森林整備課、県有林課】 森林整備の実施面積：6,248ha/年（R1）→7,174ha/年（R10）</p> <p>【治山林道課】 山地災害危険地区の対策地区数：2,338地区（R1）→2,477地区（R10）</p> <p>【治山林道課】 保安林整備事業等の実施面積：475ha/年（R1）→500ha/年（R10）</p> <p>【治山林道課】 治山施設の補修箇所数：104箇所（R1）→156箇所（R10）</p> <p>【観光資源課】 登山道・遊歩道の吊橋の長寿命化工事完了箇所数：1橋（R5）→1橋（R7）</p> <p>【耕地課】 耐震対策済の農業用ため池数：39箇所（R1）→83箇所（R10）</p> <p>【耕地課】 農業用水利施設等の整備済箇所数：32箇所（R1）→58箇所（R10）</p> <p>【耕地課】 浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備：5箇所（R4）→9箇所（R10）</p> <p>【治水課】 河川整備計画における河川の整備率：55%（R1）→73%（R10）</p> <p>【砂防課】 人家の多い土砂災害特別警戒区域において施設対策が完了した区域数0区域（R4）→5区域（R10）</p>

（1-5）火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

市町村における個別避難計画の作成支援（参照：1-1）

災害時における燃料確保の推進（参照：1-1）

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（参照：1-1）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（参照：1-1）

富士山火山避難基本計画に基づく訓練の実施

- 平成24年6月8日に、火山専門家、山梨県、静岡県、神奈川県、国、富士山周辺市町村及び防災関係機関による「富士山火山防災対策協議会」を設置し、平成27年3月16日に同協議会において、「富士山火山広域避難計画」（対策編）を策定した。
- また、平成24年度から富士山噴火を想定した総合図上訓練を、平成26年10月19日には富士山火山防災対策協議会構成機関等による「富士山火山三県合同防災訓練2014」を実施した。
- 平成28年度までに、関係全8市町村において富士山火山広域避難計画を基に市町村が実施する詳細な避難対応や対策を記載した「市町村避難計画」の策定が完了したため、平成30年度から、市町村や関係機関と合同で訓練を実施しているところである（令和元年度は台風により中止）。
- 令和2年3月に富士山噴火総合対策を策定し、3年3月には富士山ハザードマップを改定した。
- 令和5年3月、富士山火山広域避難計画を改定し、富士山火山避難基本計画を策定した。
- 今後も、大規模降灰対策などの課題について、引き続き検討を行う必要がある。

富士山噴火に備えた実践的かつ効果的な避難体制の強化推進

- 令和5年度に整備した現地対策拠点機能を維持するための車両等資機材を用いて、現地対策拠点（富士吉田合同庁舎・世田谷区林間学園）の運営・開設訓練を実施し、スムーズな応急対策を実施する必要がある。
- 令和5年3月に富士山火山避難基本計画を策定したため、市町村地域防災計画を新たな避難指針に適合する内容に改定する作業を支援するとともに、市町村の避難促進施設等に対する支援体制が強化されるよう体制を整える必要がある。
- 円滑な避難のためには、正確かつ迅速な避難情報伝達が不可欠であることから、富士山への高速通信網整備や地図情報、位置情報を用いた伝わりやすい情報伝達ツールの導入を早急を実施する必要がある。
- 上質な観光地としてのブランドを確立するため、外国人を含む観光客の県境を越えた広域避難を国や市町村、関係機関と連携して円滑に実施できる避難体制を構築する必要がある。

広域応援協定の具体的運用体制の整備（参照：1-4）

救急救命士の養成・確保の推進（参照：1-1）

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進（参照：1-2）

消防団の救助資機材等の整備促進（参照：1-1）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（参照：1-1）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（参照：1-1）

消防防災航空隊の機能強化（参照：1-1）

防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施（参照：1-1）

消防防災航空基地機能の強化（参照：1-1）

登山者の実態把握・情報共有による安全確保対策の推進

- 登山届による登山者の実態把握は、災害発生時における迅速的確な捜索救助活動、避難誘導等のため必要不可欠であることから、今後も「コンパス」への登録・計画書の提出等について、更なる周知徹底を継続する必要がある。（警察本部）

災害装備資機材の整備の推進（参照：1-1）

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施（参照：1-1）

住民の防災意識の醸成の推進（参照：1-1）

【住宅・都市】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（参照：1-3）

災害時における建設型応急住宅建設及び賃貸型応急住宅の提供についての協力体制の推進（参照：1-1）

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（参照：1-1）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（参照：1-1）

公立小中学校における避難所運営支援体制の整備（参照：1-1）

県立学校（高等学校・特別支援学校）における避難所の開設及び運営の支援（参照：1-1）

【保健医療・福祉】

市町村における個別避難計画の作成支援（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施（参照：1-1）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT 等の保健医療活動チームの機能強化等）（参照：1-1）

ドクターヘリの効果的運用（参照：1-1）

広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の整備）（参照：1-1）

病院における業務継続計画（BCP）の策定・活用の推進（参照：1-2）

【エネルギー】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【情報通信】

公衆無線 LAN 環境の整備促進（参照：1-1）

ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立（参照：1-3）

高所監視カメラ・テレビ会議システム等による被害状況収集体制の確立（参照：1-3）

災害時の迅速かつ適確な応急対策に資する最先端技術を活用した防災通信網の整備による情報収集・伝達体制の確立（参照：1-3）

外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備

- 令和元年度に改訂した「外国人旅行者への災害時対応マニュアル」及び令和2年度に作成した「災害時外国人旅行者向けフードコミュニケーションカード」の活用を促進した。
- 令和元年度に「山梨県災害多言語支援センター」に係る協定を山梨県国際交流協会と締結した。
- 令和2年度に整備した防災ポータルが多言語情報発信を実施している。
- 引き続き災害時における外国人旅行者の安全な避難行動を支援するため、観光や防災に関する情報を多言語で提供できる体制を構築する必要がある。

被災状況等の効果的情報収集体制の強化（参照：1-1）

【産業構造】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

富士山五合目以上の区域における観光客等避難対策の推進

- 富士山五合目以上の区域においては、大雨の影響によりスバルラインが通行止めとなり、一時的な登山客及び観光客の滞留が発生したが、迅速な対応ができたため大きな影響は生じなかった。しかし、復旧に数日間を要する事態が発生した場合には、多数の滞留者が発生するため、滞留者への水・食料や一時避難場所の提供及び速やかに麓まで避難（下山）させる方法を検討する必要がある。
- 富士山の噴火に備えるためのヘルメットや防塵マスク等の十分な配備、来訪者への注意喚起や迅速な避難のための火山情報の提供方法も検討する必要がある。（防災危機管理課、世界遺産富士山課、治山林道課、道路管理課、警察本部）

【交通・物流】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（参照：1-4）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

- 林道施設の長寿命化及び機能強化対策として、平成30年度に施設の再点検を実施したところ、605箇所ある橋梁等のうち県道や市町村道と連絡する路線等の152箇所を優先的に補修する必要があると判明した。令和4年度は、山梨県営林道施設長寿命化計画（個別施設計画）に基づき6箇所の対策を実施した。災害時の緊急輸送路等となる林道施設の老朽化対策として、引き続き長寿命化に取り組む必要がある。（治山林道課）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備

- 地域住民や富士山を訪れる観光客などの避難誘導、救援や物資輸送等を円滑に行うため、富士北麓地域の道路網整備を推進してきている。しかし、未整備の箇所も多く、災害時の非常事態に対応した交通の確保が課題であることから、引き続き富士山噴火や豪雨・豪雪等の災害時に当該地域からの避難を支える道路網の整備を推進し、リダンダンシー（交通の多重性）の確保を図っていく必要がある。（道路整備課、甲府河川国道事務所（国））

スマートICの整備促進

- 災害に強い道路網の構築を図る上で、既存の高速道路へのスマートICの整備が重要であり、被災後の代替路や物流拠点の形成が図られることなどから、引き続きスマートICの整備を促進する必要がある。（高速道路推進課）

県外とを結ぶ高速道路等の整備促進

- 県外とを結ぶ高速道路等は、産業や観光振興に寄与し、地方を成長させ人口減少を克服し、地方創生を促すための重要な社会基盤であり、また、災害発生時の避難路あるいは緊急輸送路となるため、これまで整備を促進し、一定の成果を上げているが、未開通区間や対策必要箇所があるため、引き続き整備促進を図る必要がある。（高速道路推進課、甲府河川国道事務所（国））

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり

- これまで県管理道路において火山噴火に伴う除灰作業を行った経験がなく、現状では、降灰に対応できる経験や技術を持ち得ていない。今後は、予想される富士山噴火時の降灰から、避難路や輸送路を確保するため、道路の除灰に関する計画の検討を進め、除灰できる体制づくりを行う必要がある。（道路管理課）

現場におけるドローン活用やICT施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

【農林水産】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（参照：1-4）

【国土保全】

富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進（参照：1-4）

富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等

- 「富士山火山防災のための火山学的研究」（平成26年度～29年度）及びその継続研究の成果を基に、平成26年度以降、富士山学習等をはじめとした火山防災教育、火山防災研修や火山災害の軽減のための国際ワークショップ等の開催に取り組んでおり、一定の成果を上げている。一方で、平成26年9月の御嶽山噴火災害を契機に、平成27年に活動火山対策特別措置法が改正、令和3年3月に富士山ハザードマップが改定され、それを受けて令和5年3月に富士山噴火避難基本計画が新たに策定された。新たな計画に基づいた周辺住民、登山客や観光客への対策が求められており、火山防災対策情報や災害知識の普及・啓発の仕組みづくりに取り組む必要がある。（富士山科学研究所）

火山防災体制強化に資する研究の推進

- 「富士山火山防災のための火山学的研究」（平成26年度～29年度）において噴火履歴の研究を実施し、「富士山北麓における噴火実態の検証」（平成28年度～30年度）においてハザードマップとして懸案となっていた雁ノ穴丸尾溶岩の火口の特定を行った。また、令和3年に改訂された富士山ハザードマップにおいて富士山の噴火履歴の基礎データを提供するとともに、火山学的観点からハザードマップの改訂に貢献している。一方で、富士山には未だ年代や噴火口が特定されていない噴出物が無数にあり、富士山の噴火の特徴を理解するには富士山の噴火履歴を高精度化するための研究を推進する必要がある。

- 周辺市町村の中高等学校の生徒をはじめ、地元住民への富士山火山ハザードマップを理解するためのワークショップの実施を行っている。一方で、現行のハザードマップや避難対象エリアは、住民にとって理解するのが困難であり、噴火時の避難を的確に行うためには、これらマップを住民の方々が理解しやすいようにする必要があり、そのため研究が必要である。（富士山科学研究所）

富士山噴火に備えた実践的かつ効果的な避難体制の強化推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（再掲：国土保全）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化（再掲：交通・物流）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

災害時における緊急対処法マニュアルの更新（参照：1-3）

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-4）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（参照：1-4）

富士山火山噴火時の避難を支援する減災対策の推進

- 富士山火山噴火に伴い発生する土砂災害からインフラ・ライフライン等の被害を軽減するとともに広域避難を支援するための砂防部局が担うべき対策を示す「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」を富士砂防事務所、静岡県及び山梨県により平成29年度に策定。

更に、規模が大きく県域を越えて広範囲にわたる富士山火山噴火対策には、技術力と機動力を備えた国が主体となり、富士山全域を一体的に整備する必要があることから、静岡県側に加えて山梨県側でも平成30年度より直轄砂防事業が始まった。

今後も、富士北麓地域10市町村（富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町及び身延町）の首長及び議会議長からなる富士山火山噴火対策砂防事業を促進するための期成同盟会と共に計画に基づく事業実施、実践的な支援体制の構築等について、国に要望を行い、富士山火山噴火減災対策を促進する必要がある。（砂防課、富士砂防事務所（国））

現場におけるドローン活用やICT施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

災害時の県税救済措置制度の周知・円滑な対応（参照：1-1）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

富士山火山避難基本計画に基づく訓練の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等（再掲：国土保全）

火山防災体制強化に資する研究の推進（再掲：国土保全）

富士山噴火に備えた実践的かつ効果的な避難体制の強化推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

住民の防災意識の醸成の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【官民連携】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【老朽化対策】

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化（再掲：交通・物流）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：国土保全）

【研究開発】

富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進（再掲：国土保全）

富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等（再掲：国土保全）

火山防災体制強化に資する研究の推進（再掲：国土保全）

【デジタル活用】

ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立（再掲：情報通信）

災害時の迅速かつ適確な応急対策に資する最先端技術を活用した防災通信網の整備による情報収集・伝達体制の確立（再掲：情報通信）

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

（重要業績指標）

【防災危機管理課、福祉保健総務課、健康長寿推進課、障害福祉課、健康増進課】

各市町村が優先度が高いと判断した者の個別避難計画作成率：調査中（R5）→1（R10）

【防災危機管理課】 図上訓練等の実施回数：3回/年（R5）→3回/年（R10）

【防災危機管理課】 県地震防災訓練参加機関・団体数：56団体/年（R4）→60団体以上/年（R10）

【消防保安課】 養成・確保した救急救命士数：277人（R1）→382人（R10）

【消防保安課】 消防団員の充足率：92.6%（R1）→89.5%（R10）

市町村消防団活性化総合計画の適宜見直し（概ね3年ごと）：必要に応じて見直し（R1）

→必要に応じて見直し（R10）

【消防保安課】 支援航空隊員の訓練実施回数：9回/年（年4.5回/1人）（R1）→18回/年（年6回/1人）（R10）

【医務課】 災害医療コーディネーター数：20人（R1）→32人（R10）

【医務課】 県内病院のBCP作成施設数：47施設（R5）→60施設（R10）

【治山林道課】 山地災害危険地区の対策地区数：2,338地区（R1）→2,477地区（R10）

【治山林道課】 林道施設の補修箇所数：153箇所（R1）→220箇所（R10）

【砂防課】 人家の多い土砂災害特別警戒区域において施設対策が完了した区域数0区域（R4）→5区域（R10）

（1-6）暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

他自治体との連携推進

- 関東地方知事会や全国知事会の相互応援協定については、本県も構成員として連絡会議に参加し、災害時の連携に即応できる体制の構築に努めている。
- 平成27年8月には、大規模災害時に同時被災の可能性が低い中央日本四県（新潟、長野、静岡、山梨）で相互応援協定を締結している。
- また、富士山火山噴火を想定した、本県・静岡県・神奈川県合同の実働訓練を平成26年10月に実施するなど、大規模災害を想定した関係自治体との合同訓練を実施することにより、相互連携による災害対応力の充実強化を図っている。
- 引き続き、本県に起こりうる大規模災害に適切に対応できる体制の充実を図るため、他自治体との連携強化を推進する必要がある。（防災危機管理課）

市町村における個別避難計画の作成支援（参照：1-1）

災害時における燃料確保の推進（参照：1-1）

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（参照：1-1）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（参照：1-1）

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進（参照：1-2）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（参照：1-1）

登山者の実態把握・情報共有による安全確保対策の推進（参照：1-5）

災害装備資機材の整備の推進（参照：1-1）

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施（参照：1-1）

住民の防災意識の醸成の推進（参照：1-1）

【住宅・都市】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（参照：1-3）

現場におけるドローン活用やICT施工による作業効率化の推進（参照：1-1）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（参照：1-1）

【保健医療・福祉】

市町村における個別避難計画の作成支援（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT等の保健医療活動チームの機能強化等）（参照：1-1）

ドクターヘリの効果的運用（参照：1-1）

広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の整備）（参照：1-1）

病院における業務継続計画（BCP）の策定・活用の推進（参照：1-2）

透析患者の支援体制の整備

- 災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、平成23年度から県内人工透析医療機関において同意を得た透析実施患者情報を患者の居住地別に作成し、市町村等の関係機関と共有する体制を構築している。この体制は県内の人工透析患者全数ではないため、同意を得られない患者に制度について理解してもらうとともに、県外医療機関を受診する患者を把握する必要がある。
- 各透析医療機関の被災・感染の状況、支援要請等の情報を集約・共有し、患者受入先を調整する仕組みがなく、透析患者や家族、透析医療機関には自助・共助の意識が低い。加えて、平常時・災害時ともに、患者受入可能数などを把握できるシステムがない。そのため、医療機関等と連携して体制構築を進めていく必要がある。（健康増進課）

【エネルギー】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【情報通信】

被災状況等の効果的情報収集体制の強化（参照：1－1）

【産業構造】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【交通・物流】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（参照：1－4）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

道の駅等の防災機能の確保

- これまで防災備蓄倉庫等の整備を通じて県管理道路等の防災力の強化について努めてきたところであるが、平成26年の異常降雪被害の経験から、豪雪や近い将来の発生が懸念される南海トラフ地震、富士山噴火などの広域的な災害に対し、更なる地域防災機能の確保に向けた準備と維持管理を適切に行っていく必要がある。（防災危機管理課、道路管理課）

山梨県道路除排雪計画の推進

- これまで十年に一度経験する程度の大雪に対する除雪体制は備えているが、平成26年の異常降雪被害の経験を踏まえ、想定を超えた降雪に対し、効率的な道路の除雪を行う必要がある。（道路管理課）
- 他の道路管理者との連携した除雪体制を確立する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

現場におけるドローン活用やICT施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

【農林水産】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究

- 植生回復及び土砂流出を調べるために植生保護柵内外に設置した調査区では、これまでの調査において、植生保護柵内で植生の回復がわずかに認められた。土砂流出量については、植生保護柵の有無による違いはまだ判定できないため、今後も研究・観測を継続する必要がある。（森林総合研究所）

【国土保全】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究（再掲：農林水産）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

災害時における緊急対処法マニュアルの更新（参照：1－3）

現場におけるドローン活用やICT施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

住民の防災意識の醸成の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【官民連携】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【研究開発】

森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究（再掲：農林水産）

【デジタル活用】

<p>現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）</p> <p>災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）</p>
<p>（重要業績指標）</p> <p>【防災危機管理課】内閣府が実施する災害マネジメント総括支援員・支援員の養成数 ：10人/年（R5）→10人/年（R10）</p> <p>【防災危機管理課、福祉保健総務課、健康長寿推進課、障害福祉課、健康増進課】 各市町村が優先度が高いと判断した者の個別避難計画作成率：調査中（R5）→100%（R10）</p> <p>【防災危機管理課】図上訓練等の実施回数：3回/年（R5）→3回/年（R10）</p> <p>【防災危機管理課】県地震防災訓練参加機関・団体数：56団体/年（R4）→60団体以上/年（R10）</p> <p>【消防保安課】消防団員の充足率：92.6%（R1）→89.5%（R10） 市町村消防団活性化総合計画の適宜見直し（概ね3年ごと）：必要に応じて見直し（R1） →必要に応じて見直し（R10）</p> <p>【医務課】災害医療コーディネーター数：20人（R1）→32人（R10）</p> <p>【医務課】県内病院のBCP作成施設数：47施設（R5）→60施設（R10）</p> <p>【健康増進課】患者受け入れ調整訓練を実施した圏域数：0圏域（R5）→5圏域（R10）</p>

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

（2-1）自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

他自治体との連携推進（参照：1-6）

自主防災組織の防災資機材の整備促進

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織に対して、コミュニティ助成事業の利用による防災資機材等の整備を図っている。引き続き、地域の防災力を強化するため、コミュニティ助成事業の利用による防災資機材等の整備を図るが、要望の増加に伴い、どの組織を優先するかをよく見極め、実施する必要がある。（防災危機管理課）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（参照：1-1）

救急救命士の養成・確保の推進（参照：1-1）

消防団の救助資機材等の整備促進（参照：1-1）

救急搬送体制の充実強化（参照：1-1）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（参照：1-1）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（参照：1-1）

消防防災航空隊の機能強化（参照：1-1）

防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施（参照：1-1）

消防防災航空基地機能の強化（参照：1-1）

消防設備士及び危険物取扱者の保安講習の実施

- 消防設備士及び危険物取扱者の技術向上と育成を図り、地震災害等の発生に伴う火災や危険物事故の未然防止対応等を行った。

< R 4 実績 >

消防設備士義務講習の実施（329人受講）

危険物取扱者保安講習の実施（1,230人受講）

防災拠点の機能強化

- 激甚化・頻発化する災害に的確かつ円滑に対応するための基盤となる防災拠点は、一定の整備がなされているものの、機能強化すべき課題もある。令和5年5月には、平成14年2月に策定された「山梨県防災拠点整備基本構想」の見直しを行ったところであり、これに示した機能強化に関する取り組みを実施していく必要がある。

事前伐採の推進

- 県・市町村・電力会社等の関係機関が連携し、災害による電力供給インフラ被害の最小化を図る必要がある。（環境・エネルギー政策課）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

- 県・市町村・電力会社等の関係機関が連携し、本県の電力供給体制をより一層、強化する必要がある。（環境・エネルギー政策課）

災害装備資機材の整備の推進（参照：1-1）

【住宅・都市】

水道施設の耐震化の促進

- 各水道事業者における水道施設の耐震化の促進を図ってきており、令和3年度末時点での基幹管路の耐震適合率は36.5%となっている。
また、各水道事業者の応急給水資機材の整備状況について調査し、整備の促進を図ってきている。
引き続き、各水道事業者が行う水道施設の耐震化及び応急給水資機材の整備の促進を図る必要がある。
大規模災害発生時には、水道施設の被災状況を把握し、給水応援の要請と活動が円滑に行われるよう、

県が調整する必要がある。（衛生薬務課）

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（参照：1-3）

都市公園の防災活動拠点機能の強化（参照：1-1）

山梨県流域下水道災害対応マニュアルの検証と見直し

- 災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や、災害時の対応体制の整備を図るため、下水道施設の耐震化とともに、BCP訓練の実施やマニュアルの見直し等を実施し水害対応について盛り込んだ。引き続き、BCP訓練を実施していくが、訓練時での課題や問題点をマニュアルに適切に反映していく必要がある。今後においてもマニュアルの検証を行うとともに、検証結果に基づいたマニュアルの見直しを必要に応じて行う必要がある。（下水道室）

下水道施設の長寿命化の推進

- これまで下水処理場の機械・電気設備の整備や幹線管渠の日常点検などにより、随時修繕や消耗部品の取り替えを行なう中で、下水道施設の長寿命化を図ってきたが、令和2年度に下水道機能の維持のため、下水道施設全体の長期的な施設の状態を予測しながら、施設の点検・調査・修繕・改築を実施していくストックマネジメント計画を策定した。今後、このストックマネジメント計画に基づき、下水道施設を計画的かつ効率的に管理していく必要がある。（下水道室）

下水道施設の耐震化の推進

- 下水道施設の耐震化率は、4流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）において処理場施設で約77%、中継ポンプ場で約90%、管渠については約94%である（令和4年度末）が、未整備の箇所も残っているため、引き続き下水道施設の耐震化の促進を図る必要がある。（下水道室）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（参照：1-1）

【保健医療・福祉】

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施

- 災害時において避難行動要支援者の円滑な避難を行うため、市町村が地震防災訓練などを通して避難行動要支援者などに配慮した避難所の設置・運営訓練の実施を促している。
- 引き続き、地震防災訓練等を通じて、市町村による要配慮者に配慮した避難所の設置、運営訓練の実施等を促す必要がある。（防災危機管理課）

災害時における保健医療救護の協力体制の構築

- 災害時の保健医療救護協力体制の構築のため、山梨県医師会、山梨県歯科医師会、山梨県薬剤師会、山梨県看護協会、山梨県臨床検査技師会、山梨県整骨師会、及び大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会（J R A T）と、災害時の避難所等への医療従事者等の派遣について協定を締結するなど一定の成果を上げている。引き続き、必要に応じた協定内容の見直しを行う必要がある。（福祉保健総務課、医務課、衛生薬務課）

病院の耐震化の促進（参照：1-1）

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施（参照：1-1）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT等の保健医療活動チームの機能強化等）（参照：1-1）

ドクターヘリの効果的運用（参照：1-1）

広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の整備）（参照：1-1）

災害拠点病院の機能確保に向けた施設・設備整備の支援

- 現在、災害拠点病院として指定を受けている病院のうち、一部の建物が耐震構造を満たさない病院や、R6.4月より指定要件に追加される浸水対策が十分ではない病院もあるため、災害拠点病院の要件充足に向けた整備を促していく必要がある。（医務課）

病院における業務継続計画（BCP）の策定・活用の推進（参照：1-2）

災害時の心のケア支援体制の整備（DPAT（災害派遣精神医療チーム）の機能強化）

- 県立北病院の医師等が国の先遣隊研修に参加し、先遣隊として発災後直ちに活動できる体制を構築するとともに、他都県との実動訓練等への参加を通じ、関係チームとの協働による支援体制の整備を行って

いる。

- 引き続き、DPAT の登録チームの拡大や県外からの DPAT の受け入れ体制の確立など体制の強化に取り組む必要がある。（健康増進課）

透析患者の支援体制の整備（参照：1-6）

放射線の影響に関する相談体制の整備

- 東日本大震災に伴う原子力発電所の事故発生による健康相談に対応するため、健康相談マニュアルを作成し、必要に応じてスクリーニング検査を実施するなど、相談窓口を開設し体制の強化を図ってきたところである。引き続き、原子力発電所事故による放射線の影響に係る健康相談体制の整備について、実効性のある健康相談事業が実施できるよう相談体制を整備する必要がある。（健康増進課）

【エネルギー】

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【情報通信】

発災後のインフラ復旧対策の推進

- 防災体制の見直しに伴い、県及び関係機関のより一層の対応力の強化を図るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要がある。（防災危機管理課）
- 令和元年東日本台風の豪雨により主要交通網の脆弱性が露呈したことから、交通や輸送の機能が途絶し又は混乱した場合において、これらの機能や秩序を速やかに回復し、緊急輸送などを円滑に行う必要がある。（交通政策課・道路管理課）

消防救急デジタル無線の広域化・共同化の推進

- 引き続き、広域的な機動性の確保とともに、災害に強い情報通信体制の整備を進めていくため、消防救急デジタル無線の広域化・共同化の働きかけを行う必要がある。（消防保安課）

災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保

- 災害時、回線の混雑や切断に左右されない通信手段を確保するため、災害拠点病院、透析医会会員各医療機関等に衛星携帯電話を整備するとともに県保健医療救護対策本部において市内 LAN が使用できない場合に備え、県本部の E M I S（広域災害救急医療情報システム）が衛星回線にアクセスできるデータ通信環境を整備するなど、一定の成果を上げている。
また、平成 27 年度末時点で、全ての病院及び全市町村の E M I S への加入が完了したところであるが、有床診療所については未加入の施設がある状況となっている。
今後は、整備された衛星回線を積極的に利用して訓練を実施するとともに、E M I S に未加入の有床診療所へ加入を促していく必要がある。（医務課）

【産業構造】

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

【交通・物流】

災害に強い物流システムの構築

- 災害に強い物流システムを構築するため、広域物資輸送拠点の選定、通信設備等の整備を行うとともに、山梨県トラック協会及び山梨県倉庫協会等と協定を締結し、物資の荷役・配送作業に係る体制を整備してきている。平成 29 年度は、富士東部地域にも広域物資輸送拠点を確保するため、民間物流事業者と協定を締結した。（防災危機管理課）
- 令和 4 年度には、中央市に新たに整備された山梨中央ロジパークを活用するため、民間物流事業者と協定を締結した。同所はヘリポートの整備、浸水対策のための底上げ等、災害時の広域物資輸送拠点として活用が期待される。

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備

- 重要物流道路制度における重要物流道路及び代替路・補完路の整備を最優先させ、災害時の物流機能を確実に確保するとともに、避難誘導や救援活動を支える幹線道路等の整備を推進しているが、依然として多くの未整備箇所が残っており、非常事態に対応する道路網の確保が課題であるため、引き続き幹線道路等の整備を推進する必要がある。また、老朽化対策として、既存道路の改築を推進していく必要がある。

（道路整備課、高速道路推進課、都市計画課、甲府河川国道事務所（国））

富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備（参照：1-5）

大規模地震などの発生時に避難を支える道路の整備

- 地域間の連携を強化する道路を整備することにより、災害に強い道路網や沿線地域住民の避難を支える道路網の確保に繋がることとなるが、依然として多くの未整備箇所が残っており、災害時の非常事態に対応する交通の確保が必要であるため、引き続き整備を推進する必要がある。また、老朽化対策として、既存道路の改築などを推進していく必要がある。（道路整備課）

無電柱化の推進（参照：1-1）

道の駅等の防災機能の確保（参照：1-6）

山梨県道路除排雪計画の推進（参照：1-6）

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（参照：1-5）

道路防災危険箇所等の解消

- 道路法面崩壊、路肩決壊等の危険箇所の解消のため、緊急輸送道路上の雨量規制区間や特に対策が必要な道路防災危険箇所（全264箇所）について法面対策工等の防災対策を実施してきており、早期に対策が必要な箇所（全122箇所）の約39%（令和4年度末）の対策が完了しているが、未対策箇所も多く、引き続き危険箇所の解消を図る必要がある。（道路管理課）
- 自然災害の危険防止に配慮し、要対策とされている箇所に対して、重点的に対策を行っている。また、台風などの大雨の際に道路利用者の安全を確保するため、あらかじめ定めた規制雨量に達すると通行止めを行う事前通行規制区間が山梨県の直轄国道内には6箇所あるが、そのうち2箇所において、防災対策が完了したことから、組合せ雨量による通行止め基準を導入し、規制雨量を緩和している。（甲府河川国道事務所（国））

道路の点検・啓開マニュアルの運用及び訓練の実施

- 地震災害行動マニュアルに基づき、災害時の道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するための防災訓練を実施してきており、一定の成果があるが、有事に備えた適切な運用ができるように、引き続き防災訓練を実施していく必要がある。（県土整備総務課、道路管理課）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（参照：1-1）

橋梁の長寿命化の推進（参照：1-1）

【国土保全】

水道施設の耐震化の促進（再掲：住宅・都市）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-4）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（参照：1-4）

山梨県流域下水道災害対応マニュアルの検証と見直し（再掲：住宅・都市）

下水道施設の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）

下水道施設の耐震化の推進（再掲：住宅・都市）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

災害時の県税救済措置制度の周知・円滑な対応（参照：1-1）

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施（再掲：保健医療・福祉）

【官民連携】

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【老朽化対策】

水道施設の耐震化の促進（再掲：住宅・都市）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（再掲：交通・物流）

大規模地震などの発生時に避難を支える道路の整備（再掲：交通・物流）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：交通・物流）

橋梁の長寿命化の推進（再掲：交通・物流）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：国土保全）

都市公園の防災活動拠点機能の強化（再掲：住宅・都市）

下水道施設の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）

（重要業績指標）

【防災危機管理課】内閣府が実施する災害マネジメント総括支援員・支援員の養成数

: 10人/年（R5）→10人/年（R10）

【消防保安課】養成・確保した救急救命士数：277人（R1）→382人（R10）

【消防保安課】支援航空隊員の訓練実施回数：9回/年（年4.5回/1人）（R1）→18回/年（年6回/1人）（R10）

【消防保安課】消防設備士義務講習の受講者数：296人/年（R1）→305人/年（R10）

危険物取扱者保安講習の受講者数：11,187人/年（R1）→1,206人/年（R10）

【医務課】県内病院（60病院）の耐震化完了施設数：50病院（R1）→55病院（R10）

【医務課】EMIS（広域災害救急医療情報システム）へ加入した有床診療所数：13施設（R5）→34施設（R10）

【医務課】災害医療コーディネーター数：20人（R1）→32人（R10）

【医務課】災害拠点病院（10病院）の指定要件を全て満たしている病院数：8病院（R1）→10病院（R10）

【医務課】県内病院のBCP作成施設数：47施設（R5）→60施設（R10）

【衛生業務課】水道施設（基幹管路）の耐震適合率：36.5%（R3）→50%（R10）

【健康増進課】災害派遣精神医療チーム数：13チーム（R5）→20チーム（R10）

【健康増進課】患者受け入れ調整訓練を実施した圏域数：0圏域（R5）→5圏域（R10）

【道路整備課、高速道路推進課、都市計画課】機能強化が必要な緊急輸送道路となる幹線道路の整備延長

: 1.3km（R1）→52.3km（R10）

【道路整備課、道路管理課、都市計画課】電柱倒壊による道路閉塞のリスクがある市街地において

重要拠点を結ぶ緊急輸送道路の無電柱化整備率：79%（R10）

【道路管理課】道路防災危険箇所の対策箇所数：30箇所（R1）→80箇所（R10）

【道路管理課】緊急輸送道路の橋梁及び跨線橋・跨道橋の耐震化率：46%（R1）→100%（R9）

【道路管理課】長寿命化のために必要な補修に着手できている橋梁の割合：22%（R1）→100%（R9）

【砂防課】人家の多い土砂災害特別警戒区域において施設対策が完了した区域数：0区域（R4）→5区域（R10）

【景観まちづくり室】防災公園整備計画における防災活動拠点の機能強化に必要な

都市公園施設の整備率：51%（R4）→100%（R6）

【下水道室】下水道管路施設の耐震化率：77.4%（R1）→100%（R7）

（2-2）医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

自主防災組織の防災資機材の整備促進（参照：2-1）

備蓄物資の確保

- 南海トラフ地震の被害想定に対応できるような備蓄体制を確保するため、市町村の備蓄を補完する県備蓄物資について、被害想定を基にブルーシート、毛布、簡易トイレ等を整備し、各地域県民センター等に備蓄している。引き続き、県と市町村が連携した備蓄必要量の継続確保に向けた備蓄の基本的な考え方を検討するなど、備蓄物資の確保を図る必要がある。（防災危機管理課）

災害時における燃料確保の推進（参照：1-1）

大規模災害発生時における受援体制の構築

- 熊本地震では、応援の受入にあたり、県と市町村の役割分担が明確でなかったことなど被災団体における受援体制が十分に整備されていなかったことから多くの混乱が生じた。このことを教訓に、平成29年3月に「山梨県大規模災害時における応援受入計画」を策定したところである。今後は、市町村への受援計画策定支援等、受援体制の構築を図るとともに訓練の実施や検証を行っていく必要がある。

広域応援協定の具体的運用体制の整備（参照：1-4）

消防防災航空基地機能の強化（参照：1-1）

防災拠点の機能強化（参照：2-1）

緊急輸送道路の通行に関する広域訓練の実施

- 大規模災害発生時の緊急輸送道路（緊急交通路）の確保のため、広域緊急援助隊（交通部隊）の訓練の際に、緊急輸送道路（緊急交通路）確保訓練を実施してきている。引き続き、大規模災害に備えるため、警視庁及び隣接県警察と連携を図り、道路管理者からの申請に基づく緊急輸送道路（緊急交通路）の指定を検討するとともに、緊急輸送道路（緊急交通路）確保訓練を継続的に実施する必要がある。（警察本部）

【住宅・都市】

耐震性貯水槽の整備の促進

- 消防防災施設の整備を促進するため、市町村への消防防災施設の整備及び有効活用について、助言等を行う必要がある。（消防保安課）

水道施設の耐震化の促進（参照：2-1）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（参照：1-3）

都市公園の防災活動拠点機能の強化（参照：1-1）

山梨県流域下水道災害対応マニュアルの検証と見直し（参照：2-1）

下水道施設の長寿命化の推進（参照：2-1）

下水道施設の耐震化の推進（参照：2-1）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（参照：1-1）

【保健医療・福祉】

要援護者のためのマニュアルの作成（参照：1-3）

ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

- 災害時の円滑なボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、山梨県社会福祉協議会に補助を行い、これまで、各市町村社会福祉協議会を対象に災害ボランティアセンター設置・運営の研修及び実動訓練を実施し、一定の成果を上げている。
今後も、訓練の実施拡大を図る必要がある。（福祉保健総務課）

高齢者施設における防災資機材等の整備促進

- 高齢者施設の防災資機材等の整備のため、各施設の運営指導において施設ごとの整備状況を確認するとともに、不備等があった場合には改善を指導しているが、引き続き、防災資機材等の整備を促進する必

要がある。（健康長寿推進課）

障害者福祉施設における防災資機材等の整備促進

- これまで、指定障害者福祉施設に対する実地指導（毎年度、約 100 ヶ所に実施）の中で、防災資機材（ラジオ等）等の整備状況の確認及び整備促進の指導を行ってきており、一定の成果を得ている。
引き続き、障害者福祉施設に対する実地指導等の中で、防災資機材等の整備状況を確認するとともに、不足する資機材等については整備を促す指導を行う必要がある。（障害福祉課）

災害時における保健医療救護の協力体制の構築（参照：2-1）

災害拠点病院の機能確保に向けた施設・設備整備の支援（参照：2-1）

医薬品等の備蓄・供給体制の整備（参照：1-2）

災害時の心のケア支援体制の整備（DPAT（災害派遣精神医療チーム）の機能強化）（参照：2-1）

災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保

- 平成 27 年 3 月に「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」を作成し、各市町村の防災危機管理担当部署及び健康づくり所管課にマニュアルを送付した。平成 27 年度及び 28 年度は、県内の行政栄養士を対象に研修会を開催し、災害時栄養・食生活支援活動の必要性、災害が発生した場合の市町村災害対策本部と栄養・食生活支援担当者、関係団体との連携モデルを提示し、市町村における栄養・食生活支援の体制づくりを働きかけた。また、平成 29 年度からは、各保健所から市町村へマニュアルの周知をしている。市町村における災害時の栄養・食生活支援ができるようマニュアルの活用促進と定期的なマニュアルの見直しを行う必要がある。（健康増進課）

【エネルギー】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【情報通信】

災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保（参照：2-1）

発災後のインフラ復旧対策の推進（参照：2-1）

被災状況等の効果的情報収集体制の強化（参照：1-1）

【産業構造】

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【交通・物流】

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（参照：1-1）

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

災害に強い物流システムの構築（参照：2-1）

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（参照：1-4）

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）

- 県営林道のうち、国道・県道を連絡し、災害時の代替輸送路として機能を有する路線の計画延長は 289.7km あり、令和 4 年度までに 272.2km の整備を実施している。（令和 3 年度末に南アルプス線（起点～栄明橋橋台まで）4.9km 県道に移管）また、災害時の集落孤立防止に有効な路線の計画延長は 92.8km であり、令和 4 年度までに 88.0km の整備を実施した。いずれも、大規模災害発生時の効果発現に向け、優先的に整備を進める必要がある。（治山林道課）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化（参照：1-5）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（参照：2-1）

富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備（参照：1-5）

大規模地震などの発生時に避難を支える道路の整備（参照：2-1）

多重性・代替性（リダンダンシー）を有する災害に強い道路網の整備

- 災害時に安定的に人やモノの輸送を確保するため、広域避難や救援、迅速な復旧・復興を支えるリダンダンシーを有する道路の整備を推進してきているが、依然として多くの未整備箇所が残っており、災害時に確実に機能する道路網の確保が課題であるため、隣接都道府県とを結ぶ幹線道路などについて、リダンダンシーを有する災害に強い道路網の整備を推進する必要がある。（道路整備課）

スマートICの整備促進（参照：1-5）

県外とを結ぶ高速道路等の整備促進（参照：1-5）

道の駅等の防災機能の確保（参照：1-6）

山梨県道路除排雪計画の推進（参照：1-6）

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（参照：1-5）

道路防災危険箇所等の解消（参照：2-1）

道路の点検・啓開マニュアルの運用及び訓練の実施（参照：2-1）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（参照：1-1）

橋梁の長寿命化の推進（参照：1-1）

都市計画道路（街路）の整備

- 災害に強い街路網を構築するため、行政、医療、教育、文化施設等の都市機能が集積する拠点市街地内の街路整備を実施してきた。整備完了箇所では、交通の円滑化、歩行者の安全性の向上及び駅・病院等都市施設へのアクセス性が向上するなど、一定の成果は得られている。しかし、未だ整備すべき未整備箇所も多いことから、引き続き事業を実施する必要がある。（都市計画課）

【農林水産】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

農業用ため池の耐震化の推進（参照：1-3）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-3）

基幹農道の整備

- 基幹農道は広域的な営農団地間を結び農産物の生産流通の合理化や農村地域の利便性の向上が図られるとともに、国道、県道への緊急避難路の補助的な役割を担っている。
一方、昭和40年代から整備が進められた基幹農道の橋梁やトンネルでは建設から多年が経過していることから、施設の安全性の調査を進め、今後、長寿命化や耐震化の対策を計画的に進める必要がある。（耕地課）

【国土保全】

水道施設の耐震化の促進（再掲：住宅・都市）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）（再掲：交通・物流）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化（再掲：交通・物流）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-4）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（参照：1-4）

山梨県流域下水道災害対応マニュアルの検証と見直し（再掲：住宅・都市）

下水道施設の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）

下水道施設の耐震化の推進（再掲：住宅・都市）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

災害時の県税救済措置制度の周知・円滑な対応（参照：1-1）

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

【老朽化対策】

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（再掲：交通・物流）

水道施設の耐震化の促進（再掲：住宅・都市）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化（再掲：交通・物流）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（再掲：交通・物流）

大規模地震などの発生時に避難を支える道路の整備（再掲：交通・物流）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：交通・物流）

橋梁の長寿命化の推進（再掲：交通・物流）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：国土保全）

都市公園の防災活動拠点機能の強化（再掲：住宅・都市）

下水道施設の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）

（重要業績指標）

【防災危機管理課】受援計画を策定した市町村数：17市町村（R5）→27市町村（R8）

【医務課】EMIS（広域災害救急医療情報システム）へ加入した有床診療所数：13施設（R5）→34施設（R10）

【衛生業務課】水道施設（基幹管路）の耐震適合率：36.5%（R3）→50%（R10）

【健康増進課】計画又は独自のマニュアルに、栄養・食生活支援について明記している市町村数
：7市町村（R5）→27市町村（R10）

【治山林道課】災害時の代替輸送路線延長：265.5km（R1）→278.6km（R10）

山村地域集落の孤立防止路線延長：83.5km（R1）→91.6km（R10）

【治山林道課】林道施設の補修箇所数：153箇所（R1）→220箇所（R10）

【耕地課】耐震対策済の農業用ため池数：39箇所（R1）→83箇所（R10）

【耕地課】農業用水利施設等の整備済箇所数：32箇所（R1）→58箇所（R10）

【道路整備課、高速道路推進課、都市計画課】機能強化が必要な緊急輸送道路となる幹線道路の整備延長
：1.3km（R1）→52.3km（R10）

【道路整備課】広域的な幹線道路の寸断に備えたリダンダンシーを有する道路網の整備延長（新規整備箇所）
：0.0km（R1）→32.3km（R10）

【道路管理課】道路防災危険箇所の対策箇所数：30箇所（R1）→80箇所（R10）

【道路管理課】緊急輸送道路の橋梁及び跨線橋・跨道橋の耐震化率：46%（R1）→100%（R9）

【道路管理課】長寿命化のために必要な補修に着手できている橋梁の割合：22%（R1）→100%（R9）

【砂防課】人家の多い土砂災害特別警戒区域において施設対策が完了した区域数：0区域（R4）→5区域（R10）

【景観まちづくり室】防災公園整備計画における防災活動拠点の機能強化に必要な都市公園施設の整備率
：51%（R4）→100%（R6）

【都市計画課】主要な都市計画道路の整備率：79.8%（R4）→83.4%（R10）

【下水道室】下水道管路施設の耐震化率：77.4%（R1）→100%（R7）

（2-3）劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

被災者の総合相談体制の充実及び総合相談窓口のマニュアルの見直し

- 過去の災害時に問い合わせが多かった公共交通機関、道路、ライフライン等の情報を収集し、適切に対応できるようマニュアルの整備ができています。引き続き、総合相談体制の充実を図るとともに、毎年度検証を行った上で、マニュアルの内容を見直す必要がある。（県民生活総務課）

市町村における個別避難計画の作成支援（参照：1-1）

避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施

- 県地震防災訓練の場において、市町村（避難所管理者）と地域住民（自主防災組織）のほか地域社会福祉協議会、自衛隊などの協力を得て、総合的な避難所の運営・生活訓練を実施している。実際に災害時に避難所を利用する区民が避難所を立ち上げ、管理者・自主防災組織・市が主体となった運営会議のもと、避難所を運営する総合的な訓練を行うなど、災害対応力の充実に一定の効果がある。引き続き、地域の災害対応力の充実ため、避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練を実施する必要がある。（防災危機管理課）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（参照：1-1）

救急救命士の養成・確保の推進（参照：1-1）

被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備

- 山梨県獣医師会との「山梨県大規模災害時の被災動物の支援に関する協定」の締結や「山梨県ペット同行避難所等運営ガイドライン」の策定により、避難所に同行避難したペット等動物への支援体制を整備した。（衛生薬務課）
- 庁内関係部局、市町村等関係機関、県獣医師会や動物愛護団体等が連携協力してペット等動物への災害対策を実施するための対応方針を検討した。（衛生薬務課）
- 保健所で緊急保護した動物の保管や、避難所に飼い主と同行避難したペットの保管を行う市町村への支援を想定し、「ペット用簡易避難ケージ」を県内各保健所及び動物愛護指導センターに各 20 個配備した。（衛生薬務課）

【住宅・都市】

災害時における建設型応急住宅建設及び賃貸型応急住宅の提供についての協力体制の推進（参照：1-1）

下水道施設の耐震化の推進（参照：2-1）

住宅の耐震化の促進（参照：1-1）

公営住宅や職員宿舎の空室の提供マニュアルの整備・運用

- 災害時に被災者に対して公営住宅や職員宿舎の空室の提供を行うため、入居マニュアルの整備・運用を実施してきた。引き続き、マニュアルの整備・運用を実施する必要がある。（資産活用課、住宅対策室、企業局総務課、福利給与課）

県立学校（高等学校・特別支援学校）校舎、屋内運動場及び武道場の非構造部材の耐震対策（参照：1-1）

公立小中学校の校舎、屋内運動場及び武道場の非構造部材の耐震対策（参照：1-1）

公立小中学校における避難所運営支援体制の整備（参照：1-1）

県立学校（高等学校・特別支援学校）における避難所の開設及び運営の支援（参照：1-1）

【保健医療・福祉】

市町村における個別避難計画の作成支援（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施（参照：2-1）

女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所運営の推進

- 災害時における女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに対応した避難所運営を推進するため、地震防災訓練において、福祉避難所を開設するとともに、避難所内でも授乳室などの設置訓練を実施し、女性や子育て家庭、要配慮者による避難所運営の認知度を高めてきているが、十分とは言えない。このため、引き

続き防災訓練、学習会等の機会を捉えて、女性や要配慮者の避難所運営への参加について、啓発や周知を行う必要がある。（防災危機管理課）

要援護者のためのマニュアルの作成（参照：1-3）

災害時要援護者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施

- 災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営、要援護者に対する避難誘導、ボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、山梨県社会福祉協議会に補助を行い、これまで、各市町村及び各市町村社会福祉協議会を対象に福祉避難所設置・運営訓練を実施し、一定の成果を上げている。
今後も、訓練の実施拡大を図る必要がある。（福祉保健総務課）

災害時要援護者等の避難場所としての高齢者施設の利用の促進（参照：1-2）

高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討（参照：1-2）

災害時の介護支援者の確保推進（参照：1-2）

障害者福祉施設間での利用者の受け入れ及び職員等の協力体制の構築（参照：1-2）

災害時における保健医療救護の協力体制の構築（参照：2-1）

病院の耐震化の促進（参照：1-1）

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施（参照：1-1）

災害時における保健指導マニュアル（保健師活動マニュアル）の活用

- 災害時の健康相談や健康指導などの保健師活動の基本的かつ実践的な内容を標準化するため、災害時における保健師活動マニュアルを平成16年3月に作成し、その後は大規模災害時保健医療救護マニュアル等の改正に伴い、マニュアルの改正を行っている。また、県内保健師を対象に研修会を開催し、マニュアルの活用について周知を図ったことにより、各所属において、マニュアルを活用した研修会や訓練が行われるなど、成果は上がっている。
今後も引き続き、マニュアルの評価を行うとともに、平時から災害時を想定した準備をしておく必要がある。（医務課）

医薬品等の備蓄・供給体制の整備（参照：1-2）

災害時の心のケア支援体制の整備（DPAT（災害派遣精神医療チーム）の機能強化）（参照：2-1）

災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保（参照：2-2）

災害時要援護者等の避難場所としての児童福祉施設の利用の促進（参照：1-2）

児童福祉施設における防災資機材等の整備促進

- 児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）の防災資機材等の整備のため、各施設の整備状況の確認と必要な整備を促す指導を実施してきている。
保育所、認定こども園の通所施設は、保護者による児童の引き取りまでの間、児童を保護する必要があるが、概ね1日程度の食料・飲料水の備蓄があれば、当面对応できると考えられる。
児童養護施設等の入所施設は、食料・飲料水の備蓄を通常の食材の確保と一体的に行っており、各施設の状況に応じた必要量を、非常食も含めて備蓄している。
引き続き、適切な食料・飲料水の備蓄と防災資機材等の整備を指導するとともに、監査実施時に、備蓄の状況等を確認する必要がある。（子育て政策課、子ども福祉課）

【情報通信】

発災後のインフラ復旧対策の推進（参照：2-1）

災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保（参照：2-1）

【産業構造】

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

【交通・物流】

緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）

- 災害発生時に生活必需物資（食料品、飲料水及び日用品）を調達するために、小売業者等23社（県内7社及び県外16社）と協定を締結し、年1回、連絡責任者及び物資保有数量の確認を行うとともに、協定締結小売業者等に対し、県地震防災訓練への参加を要請している。

必要とされる物資を速やかに確保できるよう調達体制の拡充を図るため、協定締結小売業者等と協定内容の見直しを行うとともに、引き続き、協定を締結していない小売業者等に対し、協定締結を働きかけていく必要がある。

また、物資調達業務の円滑な実施に向けて、「災害対策本部統括部物資班マニュアル」の見直しや、導入間もない「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用について、防災局と引き続き協力する必要がある。（産業政策課）

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

【国土保全】

下水道施設の耐震化の推進（再掲：住宅・都市）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

被災者の総合相談体制の充実及び総合相談窓口のマニュアルの見直し（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施（再掲：保健医療・福祉）

避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

避難所運営マニュアルの作成支援

- 熊本地震では、地震発生直後から住民の避難が始まり、ピーク時には18万人以上にも及んだが、「避難所は避難者による自主運営が基本」という住民意識が薄かったことから、避難所運営が安定するまでに相当の時間を要し、市町村職員が避難所運営で手一杯となり、他の災害対応業務の実施に支障が生じた。そのため、避難者による避難所自主運営のための「避難所運営マニュアル」作成支援を行う必要がある。

（重要業績指標）

【防災危機管理課、福祉保健総務課、健康長寿推進課、障害福祉課、健康増進課】

各市町村が優先度が高いと判断した者の個別避難計画作成率：調査中（R5）→100%（R10）

【消防保安課】 養成・確保した救急救命士数：277人（R1）→382人（R10）

【健康長寿推進課】 介護職員初任者研修を実施した事業者数：16事業者/年（R5）→19事業者/年（R10）

【医務課】 県内病院（60病院）の耐震化完了施設数：50病院（R1）→55病院（R10）

【医務課】 EMIS（広域災害救急医療情報システム）へ加入した有床診療所数：13施設（R5）→34施設（R10）

【健康増進課】 災害派遣精神医療チーム数：16チーム（R5）→20チーム（R10）

【健康増進課】 計画又は独自のマニュアルに、栄養・食生活支援について

明記している市町村数：7市町村（R5）→27市町村（R10）

【産業政策課】 生活必需物資（食料）提供にかかる協定締結社数：15社（R1）→27社（R10）

【下水道室】 下水道管路施設の耐震化率：77.4%（R1）→100%（R7）

【建築住宅課】 住宅の耐震化率：95%（R7）

【学校施設課】 県立学校における非構造部材の耐震対策実施学校数：20校（50%）（R5）→40校（100%）（R10）

（2-4）被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

備蓄物資の確保（参照：2-2）

大規模災害発生時における受援体制の構築（参照：2-2）

防災拠点の機能強化（参照：2-1）

緊急輸送道路の通行に関する広域訓練の実施（参照：2-2）

【住宅・都市】

県庁本庁舎内の避難者の対応検討

- 災害時の帰宅困難者・滞留者の一時避難のため、県庁本庁舎等の開放の方針を作成し、また、防災新館1階での一時的な避難者への対応方法を決定した。災害に備え、県庁本庁舎等の開放の方針を適切に運用する必要がある。（庁舎管理室）

耐震性貯水槽の整備の促進（参照：2-2）

帰宅困難者対策の推進

- 帰宅困難者の一時避難所にて必要な物資等の確保のため、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の計11社と協定の締結を実施し、市町村へも帰宅困難者対策にかかる周知、普及を行ってきた。引き続き公共機関等での一時的な受け入れと避難場所への誘導方法等を検討し、協定締結を進める必要がある。（防災危機管理課）

水道施設の耐震化の促進（参照：2-1）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（参照：1-3）

【保健医療・福祉】

ボランティアセンター設置・運営訓練の実施（参照：2-2）

災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保（参照：2-2）

児童福祉施設における防災資機材等の整備促進（参照：2-3）

【情報通信】

外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（参照：1-5）

被災状況等の効果的情報収集体制の強化（参照：1-1）

【産業構造】

富士山五合目以上の区域における観光客等避難対策の推進（参照：1-5）

【交通・物流】

緊急物資の調達（調達の協定）

- 災害時に必要な物資が被災者などに供給されるよう、山梨県消費生活協同組合連合会との協定を更新するとともに連絡責任者といった連携体制を確認した。物資供給が円滑に行われるよう引き続き連携体制を確保していく必要がある。（県民生活安全課）

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（参照：1-1）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（参照：1-4）

緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）（参照：2-3）

災害救助用米穀の調達（緊急時の政府備蓄米の引き渡し要請等）

- 災害救助用米穀を国から調達し、市町村へ円滑に引き渡すための具体的な手続きについて、令和元年度において「災害時における食糧供給対策実施要領」の修正を行った。引き渡しの手続きについて、市町村等の関係機関に対して継続的に周知徹底する必要がある。（食糧花き水産課）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備（参照：1-5）

【農林水産】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（参照：1-4）

災害救助用米穀の調達（緊急時の政府備蓄米の引き渡し要請等）（再掲：交通・物流）

【国土保全】

富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進（参照：1-4）

富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等（参照：1-5）

水道施設の耐震化の促進（再掲：住宅・都市）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（再掲：国土保全）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

富士山火山噴火時の避難を支援する減災対策の推進（参照：1-5）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

緊急物資の調達（調達の協定）（再掲：交通・物流）

災害時の県税救済措置制度の周知・円滑な対応（参照：1-1）

富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等（再掲：国土保全）

【老朽化対策】

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（再掲：交通・物流）

水道施設の耐震化の促進（再掲：住宅・都市）

【研究開発】

富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進（再掲：国土保全）

富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等（再掲：国土保全）

（重要業績指標）

【防災危機管理課】受援計画を策定した市町村数：17市町村（R5）→27市町村（R8）

【衛生業務課】水道施設（基幹管路）の耐震適合率：36.5%（R3）→50%（R10）

【健康増進課】計画又は独自のマニュアルに、栄養・食生活支援について

明記している市町村数：7市町村（R5）→27市町村（R10）

【治山林道課】山地災害危険地区の対策地区数：2,338地区（R1）→2,477地区（R10）

【産業政策課】生活必需物資（食料）提供にかかる協定締結社数：15社（R1）→27社（R10）

（2-5）想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

備蓄物資の確保（参照：2-2）

市町村等と連携した帰宅困難者・滞留旅客対策の推進

- 通常の県内在住の帰宅困難者と同様に、観光客に対する避難場所、水及び食料の提供は市町村が主体となっていくため、市町村の災害対策において、帰宅困難者に観光客も含まれることやその対応について明確にするよう働きかける必要がある。
- また、災害時の観光客への情報提供については、県ホームページや観光サイト等から県防災ポータルに誘導する仕組みが構築されているため、引き続き周知に努めていく必要がある。
- なお、団体客の場合は、旅館ホテル等での一時避難や旅行会社による帰宅用のバス借り上げ等の手配などが行われている例がある。

【住宅・都市】

耐震性貯水槽の整備の促進（参照：2-2）

帰宅困難者対策の推進（参照：2-4）

【保健医療・福祉】

ボランティアセンター設置・運営訓練の実施（参照：2-2）

【情報通信】

外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（参照：1-5）

【交通・物流】

帰宅困難者等の搬送体制の構築

- 鉄道事業者への早期の復旧要請や道路管理者等への緊急輸送道路の確保要請を迅速かつ適切に行うとともに、帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民を迅速かつ適切に輸送するため、（一社）山梨県バス協会及び（一社）山梨県タクシー協会等と定期的に協議を行い、意識共有と連絡体制の確立を図っている。
- 引き続き、帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民の搬送体制の充実を図るため、継続的な意識共有と連絡体制を確保する必要がある。（交通政策課）

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（参照：1-1）

◆横断的分野

【老朽化対策】

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（再掲：交通・物流）

（２－６）多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

自主防災組織の防災資機材の整備促進（参照：２－１）

備蓄物資の確保（参照：２－２）

大規模災害発生時における受援体制の構築（参照：２－２）

広域応援協定の具体的運用体制の整備（参照：１－４）

市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進（参照：１－１）

消防防災航空基地機能の強化（参照：１－１）

【住宅・都市】

耐震性貯水槽の整備の促進（参照：２－２）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（参照：１－３）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（参照：１－１）

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（参照：１－１）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（参照：１－１）

【保健医療・福祉】

要援護者のためのマニュアルの作成（参照：１－３）

ボランティアセンター設置・運営訓練の実施（参照：２－２）

高齢者施設における防災資機材等の整備促進（参照：２－２）

障害者福祉施設における防災資機材等の整備促進（参照：２－２）

災害時における保健医療救護の協力体制の構築（参照：２－１）

ドクターヘリの効果的運用（参照：１－１）

医薬品等の備蓄・供給体制の整備（参照：１－２）

災害時の心のケア支援体制の整備（DPAT（災害派遣精神医療チーム）の機能強化）（参照：２－１）

児童福祉施設における防災資機材等の整備促進（参照：２－３）

【情報通信】

災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保（参照：２－１）

【交通・物流】

帰宅困難者等の搬送体制の構築（参照：２－５）

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（参照：１－１）

災害に強い物流システムの構築（参照：２－１）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（参照：１－４）

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）（参照：２－２）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化（参照：１－５）

緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）
（参照：2-3）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（参照：2-1）

富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備（参照：1-5）

大規模地震などの発生時に避難を支える道路の整備（参照：2-1）

多重性・代替性（リダンダンシー）を有する災害に強い道路網の整備（参照：2-2）

県外とを結ぶ高速道路等の整備促進（参照：1-5）

道の駅等の防災機能の確保（参照：1-6）

山梨県道路除排雪計画の推進（参照：1-6）

道路防災危険箇所等の解消（参照：2-1）

道路の点検・啓開マニュアルの運用及び訓練の実施（参照：2-1）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（参照：1-1）

橋梁の長寿命化の推進（参照：1-1）

都市計画道路（街路）の整備（参照：2-2）

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

【農林水産】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（参照：1-4）

森林の公益的機能の維持・増進

- 昭和35年から、荒廃した保安林の機能回復と複層林への誘導を計画的に進め、公益的機能の維持増進を図ってきたところであるが、森林は放置しておくとう荒廃が進み水源かん養機能や土砂流出防止機能が低下するため、継続的に森林整備を行っていく必要がある。（治山林道課）

農業用ため池の耐震化の推進（参照：1-3）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-3）

基幹農道の整備（参照：2-2）

【国土保全】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（再掲：国土保全）

森林の公益的機能の維持・増進（再掲：農林水産）

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）（再掲：交通・物流）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化（再掲：交通・物流）

老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化（参照：1-4）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

河川管理施設及びダム の長寿命化の推進（参照：1-3）

洪水被害を防止する河川整備の推進（参照：1-3）

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-4）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（参照：1-4）

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

災害時の県税救済措置制度の周知・円滑な対応（参照：1-1）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

【老朽化対策】

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（再掲：交通・物流）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化（再掲：交通・物流）

老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化（再掲：国土保全）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（再掲：交通・物流）

大規模地震などの発生時に避難を支える道路の整備（再掲：交通・物流）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：交通・物流）

橋梁の長寿命化の推進（再掲：交通・物流）

河川管理施設及びダム の長寿命化の推進（再掲：国土保全）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：国土保全）

【デジタル活用】

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

（重要業績指標）

【防災危機管理課】 受援計画を策定した市町村数：17 市町村（R5）→27 市町村（R8）

【医務課】 EMIS（広域災害救急医療情報システム）へ加入した有床診療所数：13 施設（R5）→34 施設（R10）

【治山林道課】 山地災害危険地区の対策地区数：2,338 地区（R1）→2,477 地区（R10）

【治山林道課】 保安林整備事業等の実施面積：475ha/年（R1）→500ha/年（R10）

【治山林道課】 災害時の代替輸送路線延長：265.5km（R1）→278.6km（R10）

山村地域集落の孤立防止路線延長：83.5km（R1）→91.6km（R10）

【治山林道課】 林道施設の補修箇所数：153 箇所（R1）→220 箇所（R10）

【治山林道課】 治山施設の補修箇所数：104 箇所（R1）→156 箇所（R10）

【産業政策課】 生活必需物資（食料）提供にかかる協定締結社数：15 社（R1）→27 社（R10）

【耕地課】 耐震対策済の農業用ため池数：39 箇所（R1）→83 箇所（R10）

【耕地課】 農業用水利施設等の整備済箇所数：32 箇所（R1）→58 箇所（R10）

【道路整備課、高速道路推進課、都市計画課】 機能強化が必要な緊急輸送道路となる幹線道路の整備延長
：1.3km（R1）→51.3km（R10）

【道路整備課】 広域的な幹線道路の寸断に備えたりダンダンシーを有する道路網の整備延長（新規整備箇所）
：0.0km（R1）→52.3km（R10）

- | |
|---|
| 【道路管理課】道路防災危険箇所の対策箇所数：30箇所（R1）→80箇所（R10） |
| 【道路管理課】緊急輸送道路の橋梁及び跨線橋・跨道橋の耐震化率：46%（R1）→100%（R9） |
| 【道路管理課】長寿命化のために必要な補修に着手できている橋梁の割合：22%（R1）→100%（R9） |
| 【治水課】河川整備計画における河川の整備率：55%（R1）→73%（R10） |
| 【砂防課】人家の多い土砂災害特別警戒区域において施設対策が完了した区域数：0区域（R4）→5区域（R10） |
| 【都市計画課】主要な都市計画道路の整備率：79.8%（R4）→83.4%（R10） |

（2-7）大規模な自然災害と感染症との同時発生

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

大規模災害時における感染対策

- 避難所における感染症の発生及びまん延は被災者の健康・生命に影響を及ぼす恐れが高いが、令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、避難所において新型コロナウイルス感染症、季節性インフルエンザ及び感染性胃腸炎などの感染症がまん延した。
- 大規模災害発生時における避難所等の感染対策が円滑に行われるため、市町村と連携して準備を進める必要がある。

救急救命士の養成・確保の推進（参照：1-1）

【住宅・都市】

水道施設の耐震化の促進（参照：2-1）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（参照：1-3）

山梨県流域下水道災害対応マニュアルの検証と見直し（参照：2-1）

下水道施設の長寿命化の推進（参照：2-1）

下水道施設の耐震化の推進（参照：2-1）

【保健医療・福祉】

大規模災害時における感染対策（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

防疫業務を迅速に実施できる体制の確保

- 防疫業務を迅速に実施できる体制の確保を目的として、平成25年4月に山梨県ペストコントロール協会と「大規模災害時における防疫業務の協力に関する協定」を締結した。
- 協定により他の都道府県のペストコントロール協会の協力を得て県内の防疫業務を実施できる体制が担保されており、有事の際は、専門性を生かした効果的・効率的な防疫業務が期待できる。
- 引き続き、協会との円滑な連絡体制の整備を行う。（感染症対策グループ）

災害時における保健医療救護の協力体制の構築（参照：2-1）

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施（参照：1-1）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT等の保健医療活動チームの機能強化等）（参照：1-1）

病院における業務継続計画（BCP）の策定・活用の推進（参照：1-2）

災害時における保健指導マニュアル（保健師活動マニュアル）の活用（参照：2-3）

放射線の影響に関する相談体制の整備（参照：2-1）

【情報通信】

災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保（参照：2-1）

【交通・物流】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

【農林水産】

環境悪化を防ぐための応急対策の推進

- 家畜排せつ物法施行（平成11年11月1日）後、毎年度、畜産農家巡回を通じて、家畜排せつ物の管理の適正化に努めるよう指導してきており、管理基準対象農家は100%対応済みである。家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫等が、万が一本県において発生した場合、迅速かつ円滑に防疫活動が実施できるよう平成16年度から、家畜保健衛生所ごとに防疫演習を実施してきている。
引き続き、畜産農家巡回等を通じて、「家畜排せつ物法」と「飼養衛生管理基準」遵守について指導するとともに、「特定家畜伝染病（口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザなど）に関する防疫演習」を実施することによって、衛生環境の悪化防止に取り組んでいく必要がある。
なお、平成24年3月23日に（一社）山梨県建設業協会と処分家畜等の埋却作業を迅速かつ的確に実施することを目的とした「家畜伝染病における防疫対策業務に係る協定書」を締結した。（畜産課）

【国土保全】

水道施設の耐震化の促進（再掲：住宅・都市）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

山梨県流域下水道災害対応マニュアルの検証と見直し（再掲：住宅・都市）

下水道施設の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）

下水道施設の耐震化の推進（再掲：住宅・都市）

◆横断的分野

【官民連携】

大規模災害時における感染対策（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

防疫業務を迅速に実施できる体制の確保（再掲：保健医療・福祉）

【老朽化対策】

水道施設の耐震化の促進（再掲：住宅・都市）

下水道施設の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

（3-1）被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

大規模災害時における法律、税務及び行政書士業務相談に関する協定

- 県内で地震・風水害等の大規模災害が発生した場合、県民が専門家に法律や税務等の相談を行えるよう関係団体との協定を継続した。協定団体との意見交換会等を通じて情報共有を図り、関係機関の連携を体制を確保していく必要がある。（県民生活安全課）

防災拠点の機能強化（参照：2-1）

事前伐採の推進（参照：2-1）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（参照：2-1）

【住宅・都市】

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【エネルギー】

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【産業構造】

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【国土保全】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-4）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（参照：1-4）

◆横断的分野

【官民連携】

大規模災害時における法律、税務及び行政書士業務相談に関する協定（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【老朽化対策】

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：国土保全）

（重要業績指標）

【砂防課】人家の多い土砂災害特別警戒区域において施設対策が完了した区域数：0区域（R4）→5区域（R10）

（3-2）行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

首都機能の一部補完施設の誘致の促進

- 国の「政府関係機関移転基本方針」（平成28年3月）に基づき、森林総合研究所での現地研修の実施に向け、林野庁と調整を行った。また、防災バックアップの取り組みを推進し、政府関係機関等の県内移転に向けた働きかけを実施した。

災害時における知事への連絡体制の強化

- 災害発生時に、正確かつ速やかに知事へ災害状況を報告するため、これまでは、随行秘書のみがタブレット端末を携帯していたが、令和元年度からタブレット端末を「知事」「随行秘書」「秘書課担当者」用に3台用意して、普段から「テレビ会議」や資料等の送受信に利用するなど、端末の操作に慣れるよう取り組んでいる。

引き続き、情報伝達訓練等により災害時において、知事が迅速に災害状況を把握し、判断や指示が行えるような体制を整えておく必要がある。（秘書課）

非常用発電機用燃料タンクの満量化

- 合同庁舎等への電力会社からの電力供給の停止に対しては、非常用発電機を設置し対応している。電力供給の停止が長期化する恐れがあり、また、石油サプライチェーンの機能の停止も想定されるので、非常用発電機用の燃料タンクをできるだけ満量化することにより、停電時には、最長の稼働時間を確保し、一定の成果を得ている。引き続き、燃料タンクの満量化を実施する必要がある。（各地域県民センター、総合県税事務所）

勤務所属に登庁できない職員の参集場所・業務の明確化

- 発災時、勤務所属に登庁できない場合を想定した訓練を実施するとともに、最寄りの事務所ごとに参集可能職員を登録し、業務を明確化している。引き続き、大規模災害発生に備え、訓練を実施するとともに、参集可能職員を登録し業務を明確化しておく必要がある。（各地域県民センター）

県庁構内地下タンクの満量化

- 災害時における燃料を確保するため、本庁舎内地下タンクに重油等を常時一定量確保している。引き続き、災害時の行政機能を維持するため、本庁舎内地下タンクに重油等を常時一定量確保する必要がある。（庁舎管理室）

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進（参照：1-1）

地震発生時等の業務継続体制の確立・検証

- 県庁が被災した場合でも非常時優先業務を適切に遂行するため、平成24年度に業務継続計画を策定し、継続的に検証を行っている。震度6弱以上の地震等が発生した際は全職員が登庁することとしているが、業務継続のため災害時の登庁可能職員数を確保するとともに、計画についても継続的に検証する必要がある。（防災危機管理課）

災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し

- 平成26年2月の豪雪災害への対応等を踏まえ、訓練等の機会を通じ、県防災体制の強化を図ったが、引き続き、災害時の対応力向上のため、防災体制の不断の見直しを行う必要がある。（防災危機管理課）

地方連絡本部（地域県民センター）の組織体制の見直し

- 地方連絡本部（地域県民センター）については、各出先事務所の役割等を整理し、その連絡体制を見直すとともに、規程、マニュアルを整備し、現状において関係出先機関、各市町村との連携は図られているが、災害時における情報収集等における効率化を図る必要がある。（防災危機管理課）

現地災害対策本部、市町村への職員派遣体制の確立

- 現地対策本部の円滑な県職員派遣体制を確立するため、地震防災訓練などにおいて職員派遣体制を検証し、実効性を図っている。
- 防災体制の見直しに伴い、災害時に市町村の対応が困難となった場合は、当該市町村に土地勘を有する県庁職員を派遣し、本部の連絡担当職員との間で情報を共有し、人命救助、応急復旧や救援物資の要請・供給等、被災市町村に代わって事務処理できる体制を整備・検証する必要がある。（防災危機管理課）

市町村の災害対応力の強化支援

- 市町村の災害対応力の強化を図るため、防災計画の修正や、専門研修による図上訓練等の実施支援を行い災害対応力の充実に図っている。引き続き、市町村の災害対応力の強化を図るため、助言や技術的支援を行う必要がある。（防災危機管理課）

災害時における燃料確保の推進（参照：1-1）

非常参集体制の確立

- 大規模地震等が発生した際の初動体制を確保するため、初動体制職員を任命するとともに、大規模地震発生時に初動体制職員の携帯電話に自動呼び出しを行うシステムを運用し、非常参集訓練を実施している。
- また、確実な初動体制を確保するため、勤務時間外（夜間、週休日及び休日）に職員が宿日直を行い、24時間即応体制に対応するとともに、本部長等の登庁方法、連絡体制や不在時の取扱いについて検証し、発災時に知事・本部員が在京している場合のヘリコプターによる帰庁のため、平成23年度から航空会社との協定を締結しており、一定の初動体制の充実が図られている。
- 引き続き、様々な災害に対応し、地震以外の災害においても確実な初動体制を確保するため、研修及び訓練を強化するとともに課題を整理する必要がある。（防災危機管理課）

災害対応に関する職員研修の充実・強化

- 全所属を対象に職員災害ハンドブックを用いた防災研修を必須化する。また、今後は防災体制の見直しに併せて、自然災害危機管理に係る防災研修を実施するとともに、災害対策本部統括部活動マニュアルを随時見直し、各班の研修や訓練を実施する必要がある。（防災危機管理課）
- 火山防災に関する知識と専門性を有する火山防災職を火山防災対策室に配置し、地域住民、観光客や登山者等の安全を確保するため、富士山火山噴火の防災対策を強化する必要がある。（防災危機管理課、火山防災対策室）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（参照：1-1）

大規模災害発生時における受援体制の構築（参照：2-2）

富士山火山避難基本計画に基づく訓練の実施（参照：1-5）

森林総合研究所 非常用タンクの満量化

- 災害時における燃料を確保するため、非常用発電機の地下タンクの燃料の満量を維持し、定期的に確認した。引き続き、災害時の行政機能を維持するため、常時満量確保する必要がある。（森林総合研究所）

災害時等の会計事務処理手続きの整備及び物品調達等事務の実施体制の構築

- 災害等により財務会計システムや物品調達管理システムが使用不能となった場合に備え、会計事務や調達事務が支障なく円滑に行われるよう「システム障害時における会計事務手処理マニュアル」を改定し、周知を行うとともに、関係機関（山梨中央銀行）との調整や資料収集を行った。引き続き、システム障害時の会計事務処理の実効性を担保するため、周知、模擬訓練等を行う必要がある。（管理課）

県議会における非常参集体制の強化（連絡手段、連絡体制の整備）

- 南海トラフ地震等に関連する情報の発表時を含め災害応急対策時における配備組織、配備基準、業務概要等の配備計画の策定や緊急連絡網を整備し、年度当初における全体会議において説明会を行い議会事務局職員への周知を行っている。引き続き、非常参集体制の実効性を確保するため、緊急連絡網の確認等を行っていく必要がある。（議会事務局）

災害対策用交通安全施設の整備の推進

- 災害発生後に発生する幹線道路等の交通渋滞による避難の遅れ及び交通事故や交通渋滞の回避のため、停電時に信号機が滅灯しないよう年間5~10箇所、緊急輸送道路に指定されている路線上の信号機に交通信号機電源付加装置の整備を行ってきた。
引き続き、信号機の滅灯による避難の遅れ、交通事故の発生及び深刻な交通渋滞を回避するため、整備を促進し、災害発生時の交通の安全と円滑化を図る必要がある。（警察本部）

山梨県警察災害警備本部の整備推進

- 山梨県警察災害警備本部の整備推進のため、平成23年の東日本大震災以降の「災害発生時における危機管理体制の再点検及び再構築」を進めるとともに、平成25年4月には、「山梨県警察本部災害警備計画」の全面改正を行い、平成25年10月に災害警備本部施設を整備するなど、災害警備本部体制の整備を進めてきている。
引き続き同警備本部のシステムの整備と代替施設を活用した移転訓練を推進し、災害警備本部の最良の体制の確立を図る必要がある。（警察本部）

【エネルギー】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【情報通信】

各種システムの緊急時運用体制の確立

- 緊急時運用体制については、DX・情報政策推進統括官所管の情報システム等は「ICT-BCP」を、各事業

課所管の情報システムは「緊急時対応計画」を、それぞれ適切に運用することとしており、これらの継続的な見直し・充実が必要である。

被災時における主要な情報システムの稼働環境の整備

- 主要な情報システムについて、大規模災害を想定した地震対策、水害対策、停電対策等が施され、情報の安全性・可用性が確保されたデータセンターに設置するとともに、データの破壊・消失時に最新に近い状況に速やかに復旧できるようにバックアップデータについてもシステムが設置されているデータセンターとは別の場所にオンラインで日々保管する必要がある。（DX・情報政策推進統括官）

災害時の迅速かつ適確な応急対策に資する最先端技術を活用した防災通信網の整備による情報収集・伝達体制の確立（参照：1-3）

警察署等の通信付帯施設の老朽化対策の検討

- これまでの警察署通信施設点検等の結果、無線通信空中線（アンテナ）を支持する組立鋼板柱の経年劣化が判明しており、災害発生時の倒壊等を防止するため、引き続き計画的に改修等の検討を行う必要がある。（警察本部）

警察署等の災害発生時電源確保対策の検討

- 停電時の電源の確保のため、警察署等に自家用発動発電装置を設置しており、一定の間の電源確保の体制は整備されている。
しかしながら、燃料容量には限りがあり、長期にわたる停電が発生し、燃料の補給が困難となった場合には、発動発電機が停止して通信施設の電源供給が絶たれてしまうおそれがあることから、引き続き警察署等の庁舎建替時に外部から発電装置を持ち込めるよう、移動用発電設備の受電口の整備を行う必要がある。（警察本部）

【産業構造】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【交通・物流】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（参照：2-1）

道の駅等の防災機能の確保（参照：1-6）

山梨県道路除排雪計画の推進（参照：1-6）

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（参照：1-5）

道路防災危険箇所等の解消（参照：2-1）

道路の点検・啓開マニュアルの運用及び訓練の実施（参照：2-1）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（参照：1-1）

橋梁の長寿命化の推進（参照：1-1）

【国土保全】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-4）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（参照：1-4）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

災害時の県税救済措置制度の周知・円滑な対応（参照：1-1）

災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

地方連絡本部（地域県民センター）の組織体制の見直し（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

現地災害対策本部、市町村への職員派遣体制の確立（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

非常参集体制の確立（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

災害対応に関する職員研修の充実・強化（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

様々な事態を想定した図上訓練等の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

富士山火山避難基本計画に基づく訓練の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

災害時等の会計事務処理手続きの整備及び物品調達等事務の実施体制の構築（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【老朽化対策】

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（再掲：交通・物流）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：交通・物流）

橋梁の長寿命化の推進（再掲：交通・物流）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：国土保全）

【デジタル活用】

災害時の迅速かつ適確な応急対策に資する最先端技術を活用した防災通信網の整備による情報収集・伝達体制の確立（再掲：情報通信）

（重要業績指標）

【防災危機管理課】図上訓練等の実施回数：3回/年（R5）→3回/年（R10）

【防災危機管理課】受援計画を策定した市町村数：17市町村（R5）→27市町村（R8）

【道路整備課、高速道路推進課、都市計画課】機能強化が必要な緊急輸送道路となる幹線道路の整備延長：1.3km（R1）→52.3km（R10）

【道路管理課】道路防災危険箇所の対策箇所数：30箇所（R1）→80箇所（R10）

【道路管理課】緊急輸送道路の橋梁及び跨線橋・跨道橋の耐震化率：46%（R1）→100%（R9）

【道路管理課】長寿命化のために必要な補修に着手できている橋梁の割合：22%（R1）→100%（R9）

【砂防課】人家の多い土砂災害特別警戒区域において施設対策が完了した区域数：0区域（R4）→5区域（R10）

【警察本部・交通規制課】信号機電源 付加装置の更新・設置（令和5年度を基準とし対象235基）
6基（108基）（R5）→7基（143基）（R10）

【警察本部・警備第二課】県下12警察署が確保した代替施設数（合計）：21箇所（R5）→24箇所（R10）

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

（4-1）サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

県庁構内地下タンクの満量化（参照：3-2）

【金融】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討（参照：1-1）

災害時における金融相談体制の充実・融資制度の周知

- 災害発生時は、金融相談窓口で中小企業の資金繰りや復旧に向けた融資の相談が集中することが想定されるため、相談体制を拡充する必要がある。（産業振興課）

【産業構造】

「事業継続力強化計画」認定の促進

- 平成28年10月に県、東京海上日動火災保険(株)及び商工団体等で、「事業継続計画（BCP）策定支援等に関する協定」を締結し、協定締結団体が連携して取り組みを行った結果、令和4年度末時点における県内中小企業の「事業継続力強化計画」認定数は398社となった。
- 令和4年度からは、県のイノベーション補助金において、事業継続力強化計画の認定を受けた企業への加算制度を導入し、計画策定への意欲を高める取組を行っている。（産業政策課）

「事業継続力強化支援計画」策定の促進

- 国では、小規模事業者支援法を令和元年6月に改正し、商工会及び商工会議所が行う経営改善普及事業の一環として、中小企業者の防災・減災対策を支援する「事業継続力強化支援事業」を新たに位置付け、商工会及び商工会議所が市町村と共同して中小企業者の事業継続力強化を支援するための「事業継続力強化支援計画」を策定し、県知事が認定する制度を創設した。
- 県は、商工会・商工会議所及び該当市町村に計画策定の働きかけを行うため、令和2年10月に「事業継続力強化支援計画の申請ガイドライン」を策定・公表し、令和4年度末に24団体が計画を策定した。（産業政策課）

本社機能移転等の推進

- 東京など人口が集中している大都市から新たな人の流れを生み出し、本県での雇用創出や地域経済の活性化を図るため、本社機能の移転や事務所・研究開発施設の拡充を推進する必要がある。（成長産業推進課）

【交通・物流】

災害に強い物流システムの構築（参照：2-1）

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（参照：1-5）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（参照：1-1）

【農林水産】

農業用ため池の耐震化の推進（参照：1-3）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-3）

基幹農道の整備（参照：2-2）

【国土保全】

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-4）

【土地利用(国土利用)】

本社機能移転等の推進（再掲：産業構造）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

【官民連携】

「事業継続力強化計画」認定の促進（再掲：産業構造）

「事業継続力強化支援計画」策定の促進（再掲：産業構造）

【老朽化対策】

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：交通・物流）

（重要業績指標）

【産業政策課】県内中小企業の「事業継続力強化計画」認定数：398件（R4）→1,200件（R8）

【産業政策課】「事業継続力強化支援計画」策定数：24団体（R5）→25団体（R10）

【耕地課】耐震対策済の農業用ため池数：39箇所（R1）→83箇所（R10）

【耕地課】農業用水利施設等の整備済箇所数：32箇所（R1）→58箇所（R10）

【道路管理課】緊急輸送道路の橋梁及び跨線橋・跨道橋の耐震化率：46%（R1）→100%（R9）

【砂防課】人家の多い土砂災害特別警戒区域において施設対策が完了した区域数：0区域（R4）→5区域（R10）

（４－２）高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

◆個別施策分野

【保健医療・福祉】

流通食品、水道水の放射性物質等の検査体制の整備

- 県内に流通する食品及び水道水の放射性物質検査を平成 24 年から令和 5 年まで実施し、流通食品及び水道水の安全性を確認してきた。また、残留農薬の検査も毎年実施してきた。
今後も、大規模災害の発生に備え、確実な検査体制を整備する必要がある。（衛生業務課）

【農林水産】

農産物の放射性物質等検査体制の整備

- 放射性物質検査を平成 23 年度以降、毎年実施しており、本県農産物の安全・安心を担保している。平成 29 年 3 月の国の原子力災害対策本部の「検査計画、出荷規制等の品目・区域の設定解除の考え方」により、本県産農産物は検査対象から除外されたが、一部の国・地域の輸出規制等に対応するため、JA 等と連携し自発的に検査を実施しており、安全・安心な県産農産物の流通に寄与している。（農業技術課）

【国土保全】

原子力災害対策の促進

- 原子力災害対応力の強化のため、原子力防災研修会の開催、原子力防災訓練への職員派遣などにより防災関係機関（職員）の資質の向上を図るとともに、原子力防災パンフレットなどにより住民等へ原子力災害に関する知識の普及と啓発を行っている。引き続き、原子力災害対応力の強化のため、原子力防災訓練等へ職員派遣し防災関係機関（職員）の資質の向上等を図る必要がある。（防災危機管理課）

【環境】

大気中の放射線測定体制の整備

- 大気中の放射線測定体制については、現在、県内 5 箇所を設置してあるモニタリングポストによる空間線量率の 24 時間監視及び県内 4 地点でのサーベイメーターによる空間放射線量率監視（月 1 回）を実施している。
また、空間放射線量率以外の試料（大気浮遊じん、降下物、降水）についての測定も実施しており、原発事故等が発生した場合、国からの指示によりモニタリングを強化することとされているため、迅速かつ継続的に測定できるよう備える必要がある。（大気水質保全課）

（４－３）金融サービス・郵便等の機能停止による県民生活・商取引等への甚大な影響

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

県、市町村による災害時の消費生活相談体制の維持

- 市町村に対して、災害時の消費生活相談に係る情報提供等を行い、消費生活相談への相談体制の確保を図ってきた。災害に備え、引き続き災害時の消費生活相談に適切に対応できる体制を確保していく必要がある。（県民生活安全課）

公用車両の災害対応機能の強化

- 情報収集等のため、公用車を被災地等で使用する場合に備えて応急対応用資機材（パンク修理用具、予備燃料携行タンク）や携帯型カーナビゲーションを整備している。引き続き、被災地等で使用する場合に備え、応急対応用資機材の整備を進める必要がある。（庁舎管理室）

【金融】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討（参照：１－１）

災害時における金融相談体制の充実・融資制度の周知（参照：４－１）

【産業構造】

「事業継続力強化計画」認定の促進（参照：４－１）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

県、市町村による災害時の消費生活相談体制の維持（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【官民連携】

「事業継続力強化計画」認定の促進（再掲：産業構造）

（重要業績指標）

【産業政策課】 県内中小企業の「事業継続力強化計画」認定数：398件（R4）→1,200件（R8）

（4-4）食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

防災拠点の機能強化（参照：2-1）

【情報通信】

外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備

- 外国人住民の防災意識を高めるため、外国人向けの災害ガイドブック（7カ国語）を平成23年度に作成し、各市町村、関係機関等に配布した。併せて災害ガイドブックをホームページで公開している。
- 県国際交流協会と連携し「災害時ボランティアセミナー」「地域住民防災力向上事業」を実施した。
- 「やまなし外国人相談支援センター」（令和元年8月開設）を設置し、在留外国人に対する生活・就労等に関する情報提供や相談対応を実施している。
また、外国人住民は社会的な出入りがあることから、防災意識を高めるとともに、災害ガイドブックの配布や県ホームページでの公開を毎年度継続して実施する必要がある。（男女共同参画・共生社会推進統括官）
- 令和元年度に「山梨県災害多言語支援センター」に係る協定を山梨県国際交流協会と締結した。（男女共同参画・共生社会推進統括官、観光振興課）
- 令和2年度に整備した防災ポータルが多言語情報発信を実施している。（男女共同参画・共生社会推進統括官、観光振興課）

【産業構造】

「事業継続力強化計画」認定の促進（参照：4-1）

「事業継続力強化支援計画」策定の促進（参照：4-1）

【交通・物流】

緊急物資の調達（調達の協定）（参照：2-4）

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（参照：1-1）

災害に強い物流システムの構築（参照：2-1）

緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）（参照：2-3）

災害救助用米穀の調達（緊急時の政府備蓄米の引き渡し要請等）（参照：2-4）

【農林水産】

災害救助用米穀の調達（緊急時の政府備蓄米の引き渡し要請等）（再掲：交通・物流）

農村資源の保全管理活動の推進（参照：1-3）

農業用ため池の耐震化の推進（参照：1-3）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-3）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-3）

基幹的農業水利施設等の整備

- これまで、基幹的農業水利施設等については、営農に必要な農業用水を安定して供給するための整備を進めてきており、農業生産の維持及び農家経営の安定化に大きな役割を果たしている。しかしながら、整備から年数が経過し老朽化が進んだ施設も存在しており、突発的な事故の防止や低下した機能を回復するため、補修・補強等の整備が必要である。（耕地課）

基幹農道の整備（参照：2-2）

荒廃農地解消対策の推進（参照：1-3）

農地の整備（生産基盤の整備）（参照：1-3）

【国土保全】

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

基幹的農業水利施設等の整備（再掲：農林水産）

荒廃農地解消対策の推進（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）（再掲：農林水産）

【土地利用(国土利用)】

荒廃農地解消対策の推進（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）（再掲：農林水産）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

緊急物資の調達（調達の協定）（再掲：交通・物流）

外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備（再掲：情報通信）

災害時の県税救済措置制度の周知・円滑な対応（参照：1-1）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

【官民連携】

「事業継続力強化計画」認定の促進（再掲：産業構造）

「事業継続力強化支援計画」策定の促進（再掲：産業構造）

【老朽化対策】

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（再掲：交通・物流）

農村資源の保全管理活動の推進（再掲：農林水産）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

基幹的農業水利施設等の整備（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）（再掲：農林水産）

（重要業績指標）

【産業政策課】県内中小企業の「事業継続力強化計画」認定数：398件（R4）→1,200件（R8）

【産業政策課】「事業継続力強化支援計画」策定数：24団体（R5）→25団体（R10）

【産業政策課】生活必需物資（食料）提供にかかる協定締結社数：15社（R1）→27社（R10）

【農村振興課】多面的機能の保全に取り組む面積：7,508ha/年（R4）→7,600ha/年（R10）

【耕地課】耐震対策済の農業用ため池数：39箇所（R1）→83箇所（R10）

【耕地課】農業用水利施設等の整備済箇所数：32箇所（R1）→58箇所（R10）

【耕地課】浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備：5箇所（R4）→9箇所（R10）

【耕地課、担い手・農地対策課】荒廃農地解消面積：2,435ha（R1）→4,300ha（R10）

【耕地課】果樹産地等における基盤整備面積：4,400ha（R1）→5,300ha（R10）

（４－５）異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

◆個別施策分野

【農林水産】

基幹的農業水利施設等の整備（参照：４－４）

【国土保全】

基幹的農業水利施設等の整備（再掲：農林水産）

◆横断的分野

【老朽化対策】

基幹的農業水利施設等の整備（再掲：農林水産）

（４－６）農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

◆個別施策分野

【産業構造】

CLT工法等新技術の導入

- 令和４年度時点で県内でCLTを使った建築物は９施設となっている。令和４年度は、民間建築物への利用促進のため、需要者である商工団体に対しCLT工法等の技術を用いた木造建築物について有識者による講習を行い普及を図った。（林業振興課）

県産材需要拡大の推進

- 公共施設の木造・木質化について、庁内に「県産材利用推進対策部局連絡会議」（平成29年度より「県産材利用促進会議」）を設置し、県産材利用の働きかけと公共施設等への木造化・木質化の支援を実施した。また、令和４年度に福祉法人が建築する施設の支援を行った。さらに、供給システム強化では5グループの取り組みに対し助成した。
- 林業・木材産業関係団体と商工関係団体等が連携するネットワークにおいて、木造化・木質化へ向けた普及コンテンツを作成し、県産材利用の普及啓発を行った。引き続き、公共建築物とともに民間建築物の木造化・木質化を促進し、県産材の需要拡大に向けた生産体制の確立を図る必要がある。（林業振興課）

【交通・物流】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（参照：１－４）

【農林水産】

森林の公益的機能の維持・増進（参照：１－４）

CLT工法等新技術の導入（再掲：産業構造）

県産材需要拡大の推進（再掲：産業構造）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（再掲：国土保全）

森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究（参照：１－６）

森林環境税モニタリング調査の実施（参照：１－４）

山梨県産針葉樹材によるCLT製造技術の確立と利用促進

- これまで、研究により得られた成果や知見をまとめ、「林業やまなし」や「しんりんけんメールマガジン」などへの掲載、学会大会での発表、学会誌への論文投稿などを通じた普及活動を行った。また、CLT実大材モデルを森林総合研究所玄関に展示し、県産材のCLTへの利用促進を図るPRを行っている。（森林総合研究所）

新規就農の促進

- 山梨県就農支援センターに２名の就農支援マネージャーを配置して就農相談を行い、新規就農者の確保・育成を図っている。このため、同センターが県内外からの就農希望者の総合窓口として機能しており、近年の新規就農者数が着実に伸びている。
農業の担い手をより一層確保・育成するため、就農支援センターを活用した就農促進体制を強化する必要がある。（担い手・農地対策課）

就農定着支援の充実

- 就農前後の生活支援や初期投資を支援する新規就農者育成総合対策事業の活用とともに、県独自のアグリマスターによる農業技術研修等により、新規就農者が増加している。新規就農者の増加は地域の活性化につながるため、新規就農者育成総合対策事業（旧農業次世代人材投資資金）の活用やアグリマスターによる技術習得等の就農者支援の拡充を図り、農業の担い手の確保・育成対策を推進する必要がある。（担い手・農地対策課）

企業の農業参入の促進

- 毎年度、10社程度の企業の農業参入の実績がある。県外の資本力が大きい企業が大規模な経営を目指し参入する事例もあり、荒廃農地の解消や地域雇用の創出など地域の活性化に大きな成果が得られている。
引き続き、企業訪問や参入セミナーなどにより、本県の優位性をPRし、企業の農業参入を促進する必要がある。（担い手・農地対策課）

県産農産物の生産技術対策の普及徹底

- 農業気象災害の対応は、これまで事前・事後対策の作成をはじめ、発生状況調査、被災後の技術対策の徹底等を実施しており、被害を最小限にとどめるなど、成果を上げている。大規模自然災害に備え、引き続き事前対策の周知による予防策の徹底や事後対策の迅速かつ的確な実施に努める必要がある。（農業技術課）

農業者に対する経営再建資金制度の周知

- 災害後、迅速かつ効率的に経営再建が図られるよう、農業者に対する経営再建支援として、農業災害対策資金利子補給補助を行っており、一定の成果を上げている。大規模自然災害に備え、引き続き制度を維持する必要がある。（農業技術課）

農村資源の保全管理活動の推進（参照：1-3）

荒廃農地解消対策の推進（参照：1-3）

農地の整備（生産基盤の整備）（参照：1-3）

【国土保全】

森林の公益的機能の維持・増進（再掲：農林水産）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

治山事業による土砂災害対策の着実な推進（再掲：国土保全）

老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化（参照：1-4）

森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究（再掲：農林水産）

森林環境税モニタリング調査の実施（再掲：農林水産）

荒廃農地解消対策の推進（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）（再掲：農林水産）

【土地利用(国土利用)】

荒廃農地解消対策の推進（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）（再掲：農林水産）

◆横断的分野

【官民連携】

森林の公益的機能の維持・増進（再掲：農林水産（森林整備課））

CLT工法等新技術の導入（再掲：産業構造）

県産材需要拡大の推進（再掲：産業構造）

【老朽化対策】

老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化（再掲：国土保全）

農村資源の保全管理活動の推進（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）（再掲：農林水産）

【研究開発】

森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究（再掲：農林水産）

山梨県産針葉樹材による CLT 製造技術の確立と利用促進（再掲：農林水産）

（重要業績指標）

【森林整備課】企業・団体の年間森づくり活動箇所数：61箇所/年（R1）→99箇所/年（R10）

【森林整備課、県有林課】森林整備の実施面積：6,248ha/年（R1）→7,174ha/年（R10）

【林業振興課】木材生産量：223千m³/年（R1）→320千m³/年（R10）

【治山林道課】山地災害危険地区の対策地区数：2,338地区（R1）→2,477地区（R10）

【治山林道課】保安林整備事業等の実施面積：475ha/年（R1）→500ha/年（R10）
【治山林道課】治山施設の補修箇所数：104箇所（R1）→156箇所（R10）
【担い手・農地対策課】新規就農者数（累計）：－（R4）→1,400人（R8）
【担い手・農地対策課】企業の農業参入件数（累計）：－（R4）→50件（R8）
【農村振興課】多面的機能の保全に取り組む面積：7,508ha/年（R4）→7,600ha/年（R10）
【耕地課、担い手・農地対策課】荒廃農地解消面積：2,435ha（R1）→4,300ha（R10）
【耕地課】果樹産地等における基盤整備面積：4,400ha（R1）→5,300ha（R10）

5. 交通ネットワーク、情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

（5-1）テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

非常用発電機用燃料タンクの満量化（参照：3-2）

消防防災航空隊の機能強化（参照：1-1）

消防防災航空基地機能の強化（参照：1-1）

森林総合研究所 非常用タンクの満量化（参照：3-2）

事前伐採の推進（参照：2-1）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（参照：2-1）

【住宅・都市】

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【保健医療・福祉】

高齢者施設における防災資機材等の整備促進（参照：2-2）

障害者福祉施設における防災資機材等の整備促進（参照：2-2）

障害者に対する情報支援体制の構築（参照：1-2）

児童福祉施設における防災資機材等の整備促進（参照：2-3）

【エネルギー】

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【情報通信】

被災者に対する情報提供

- 災害時は、各報道機関との放送（報道）協定に基づく放送（報道）の要請を行い、テレビ・ラジオ・新聞紙面を活用した適時適切な情報提供を行う必要がある。また、ホームページ、SNS等を活用した多様な手段による情報提供を行う必要がある。（広聴広報グループ）
- 災害に関するホームページなどからの問い合わせについては、即時性を求める内容の投稿もあるため、迅速な対応に努める必要がある。（広聴広報グループ）

災害時広報活動マニュアルの運用

- 県民への災害情報の迅速かつ確実な提供体制の確保のため、令和元年度に災害時広報活動マニュアルを改訂したところであるが、引き続きマニュアルを随時点検し、必要に応じ見直す必要がある。（広聴広報グループ）

各種システムの緊急時運用体制の確立

- 電力供給が停止した場合、非常用発電機により情報システムの稼働継続は可能だが、停電が長期にわたる場合、稼働継続は困難となる。情報通信基盤については、万一の切断等に備え、回線の冗長化等を一層進める必要がある。（平成24年度に、（一社）山梨県情報通信業協会と「災害時における資機材提供等の協力に関する協定」を締結し、光ファイバ網及び市内ネットワーク等の早期復旧のために必要な資機材の提供等の支援を受けることとした。

公衆無線LAN環境の整備促進（参照：1-1）

ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立（参照：1-3）

高所監視カメラ・テレビ会議システム等による被害状況収集体制の確立（参照：1-3）

災害時の迅速かつ適確な応急対策に資する最先端技術を活用した防災通信網の整備による情報収集・伝達体制の確立（参照：1-3）

消防救急デジタル無線の広域化・共同化の推進（参照：2-1）

外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備（参照：1-5）

発災後のインフラ復旧対策の推進（参照：2-1）

被災状況等の効果的情報収集体制の強化（参照：1-1）

警察署等の通信付帯施設の老朽化対策の検討（参照：3-2）

警察署等の災害発生時電源確保対策の検討（参照：3-2）

【産業構造】

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

【交通・物流】

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

【国土保全】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-4）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

災害時の県救済措置制度の周知・円滑な対応（参照：1-1）

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

【官民連携】

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【デジタル活用】

被災者に対する情報提供（再掲：情報通信）

ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立（再掲：情報通信）

災害時の迅速かつ適確な応急対策に資する最先端技術を活用した防災通信網の整備による情報収集・伝達体制の確立（再掲：情報通信）

（重要業績指標）

【防災危機管理課】図上訓練等の実施回数：3回/年（R5）→3回/年（R10）

【防災危機管理課】県地震防災訓練参加機関・団体数：56団体/年（R4）→60団体以上/年（R10）

【消防保安課】支援航空隊員の訓練実施回数：9回/年（年4.5回/1人）（R1）→18回/年（年6回/1人）（R10）

【砂防課】人家の多い土砂災害特別警戒区域において施設対策が完了した区域数：0区域（R4）→5区域（R10）

（５－２）電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

災害時における燃料確保の推進（参照：１－１）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（参照：１－１）

事前伐採の推進（参照：２－１）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（参照：２－１）

【住宅・都市】

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

自立・分散型エネルギーの導入拡大

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、災害時のレジリエンス強化にも資する自家消費型太陽光発電の導入を拡大する必要がある。（環境・エネルギー政策課）

【エネルギー】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

自立・分散型エネルギーの導入拡大（再掲：住宅・都市）

プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車の普及促進

- 自動車から排出される温室効果ガスの削減とともに、災害時の電源喪失時の代替電源としても活用出来るPHV・EV・FCVの普及拡大を図る必要がある。（環境・エネルギー政策課）

小水力発電の推進

- 災害リスクを回避・緩和するため、電源の多様化や自立・分散型電源の普及に向け、固定価格買取制度を活用した小水力発電施設の開発に取り組んでおり、引き続き事業を推進し、電力供給量を増加する必要がある。（電気課）

水力発電の推進

- 電力の安定供給、並びに電源の多様化によるエネルギーセキュリティの確保に向け、長期改修計画を策定し、発電施設の健全性の向上に取り組んでいる。引き続き、県営水力発電所の施設整備を進める必要がある。（電気課）

水力発電の機能強化

- 自立・分散型電源の普及によるエネルギーセキュリティの確保に向け、市町村に設置されている県営水力発電所は、停電時に自立電源として活用できるよう機能強化を図る必要がある。（電気課）

【情報通信】

発災後のインフラ復旧対策の推進（参照：２－１）

【産業構造】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

自立・分散型エネルギーの導入拡大（再掲：住宅・都市）

プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車の普及促進（再掲：エネルギー）

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

【交通・物流】

災害に強い物流システムの構築（参照：2-1）

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

無電柱化の推進（参照：1-1）

山梨県道路除排雪計画の推進（参照：1-6）

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（参照：1-5）

【国土保全】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-4）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

災害時の県税救済措置制度の周知・円滑な対応（参照：1-1）

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

住民参加型の県地震防災訓練の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【官民連携】

事前伐採の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

（重要業績指標）

【環境・エネルギー政策課】住宅用太陽光発電（10kW未満）の導入出力：135,407kW（R1）→359,000kW（R10）

【環境・エネルギー政策課】PHV・EV・FCV導入台数：3,715台（R5）→7,480台（R10）

【道路整備課、道路管理課、都市計画課】電柱倒壊による道路閉塞のリスクがある市街地において

重要拠点を結ぶ緊急輸送道路の無電柱化整備率：79%（R10）

【砂防課】人家の多い土砂災害特別警戒区域において施設対策が完了した区域数：0区域（R4）→5区域（R10）

【企業局電気課】小水力発電推進事業における施設の整備地点数：4地点（R1）→10地点（R10）

【企業局電気課】水力発電による供給電力量：497,337,171kWh/年（R1）→488,510,000kWh/年（R10）

【企業局電気課】自立電源機能が追加された県営水力発電所が所在する市町村数：3市町村（R5）

→5市町村（R10）

（5-3）都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

災害時における燃料確保の推進（参照：1-1）

【エネルギー】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

木質バイオマスの利活用の推進

- 未利用材のエネルギー利用を促進するため、未利用材の収集・運搬作業の低コスト化を図る取組により発生する木質バイオマスの運搬に対し助成を行った。
- 引き続き目標達成に向け、移動式チップパー導入への支援などにより、利用施設への木質バイオマスの供給拡大を図る必要がある。（林業振興課）

【情報通信】

発災後のインフラ復旧対策の推進（参照：2-1）

【産業構造】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

【交通・物流】

災害に強い物流システムの構築（参照：2-1）

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

無電柱化の推進（参照：1-1）

山梨県道路除排雪計画の推進（参照：1-6）

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（参照：1-5）

【農林水産】

木質バイオマスの利活用の推進（再掲：エネルギー）

【国土保全】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-4）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

（重要業績指標）

【林業振興課】 木質バイオマス燃料用木材供給量：67千m³/年（R1）→117千m³/年（R10）

【道路整備課、道路管理課、都市計画課】 電柱倒壊による道路閉塞のリスクがある市街地において

重要拠点を結ぶ緊急輸送道路の無電柱化整備率：79%（R10）

【砂防課】 人家の多い土砂災害特別警戒区域において施設対策が完了した区域数：0区域（R4）→5区域（R10）

（5-4）上下水道施設の長期間にわたる機能停止

◆個別施策分野

【住宅・都市】

水道施設の耐震化の促進（参照：2-1）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（参照：1-3）

山梨県流域下水道災害対応マニュアルの検証と見直し（参照：2-1）

下水道施設の長寿命化の推進（参照：2-1）

下水道施設の耐震化の推進（参照：2-1）

【情報通信】

発災後のインフラ復旧対策の推進（参照：2-1）

【産業構造】

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

【交通・物流】

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

災害に強い物流システムの構築（参照：2-1）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

【農林水産】

農業集落排水施設の長寿命化の推進

- 農業集落排水事業を昭和59年度から実施し、44箇所の整備を行い、農業集落の集落環境の向上を図ってきた。平成25年度に施設の整備目標100%を達成し、一定の成果を得ている。一方、施設の機能維持に向けた取り組みとして、令和2年度までに県内44地区全てにおいて、適正な時期に必要な対策を実施していくための最適整備構想の策定が完了した。（耕地課）

【国土保全】

水道施設の耐震化の促進（再掲：住宅・都市）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

山梨県流域下水道災害対応マニュアルの検証と見直し（再掲：住宅・都市）

下水道施設の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）

下水道施設の耐震化の推進（再掲：住宅・都市）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

【老朽化対策】

水道施設の耐震化の促進（再掲：住宅・都市）

農業集落排水施設の長寿命化の推進（再掲：農林水産）

下水道施設の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）

（重要業績指標）

【衛生業務課】水道施設（基幹管路）の耐震適合率：36.5%（R3）→50%（R10）

【下水道室】下水道管路施設の耐震化率：77.4%（R1）→100%（R7）

（５－５）幹線道路が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

災害時における燃料確保の推進（参照：１－１）

交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者と連携した訓練実施による支援体制の強化

- 交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者による支援体制の確立のため、（一社）日本自動車連盟（JAF）及び（一社）山梨県警備業協会と協定を締結しており、各種防災訓練等を通じ、市街地における被災建物、放置車両の排除等により避難路を確保する訓練を行い、事業者との連携の強化を図るなど、継続的に支援体制の強化に向けた取り組みを推進する必要がある。（警察本部）

実践的な交通規制訓練等の実施

- 大規模災害発生時に適切な交通規制を実施するため、これまで交通規制計画を策定してきた。適切な運用を図るため、各種防災訓練時に緊急輸送道路（緊急交通路）の確保等の交通規制訓練のほか、交通検問や緊急通行車両の確認手続き及び標章交付訓練を行うとともに、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付について研修を実施している。引き続き、訓練等を実施するとともに、計画を適宜見直す必要がある。（警察本部）

災害対策用交通安全施設の整備の推進（参照：３－２）

緊急輸送道路の通行に関する広域訓練の実施（参照：２－２）

【住宅・都市】

水道施設の耐震化の促進（参照：２－１）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（参照：１－３）

災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施（参照：１－１）

「市町村の防災まちづくり」に対する指導・助言の推進（参照：１－１）

山梨県流域下水道災害対応マニュアルの検証と見直し（参照：２－１）

下水道施設の長寿命化の推進（参照：２－１）

下水道施設の耐震化の推進（参照：２－１）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（参照：１－１）

被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施（参照：１－１）

現場におけるドローン活用やICT施工による作業効率化の推進（参照：１－１）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（参照：１－１）

【エネルギー】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【金融】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討（参照：１－１）

災害時における金融相談体制の充実・融資制度の周知（参照：４－１）

【情報通信】

発災後のインフラ復旧対策の推進（参照：２－１）

警戒宣言発令時等における自動車の不使用・自粛に関する県民への広報啓発活動の実施

- 警戒宣言発令時等における県民の自動車の不使用・自粛を図るため、これまで、広報用チラシを防災訓練の際に配布し、また、県警ホームページに掲載するなど、継続的に広報啓発活動を実施してきたが、より広く周知を行うため、各種機会を捉えて引き続き広報啓発活動を実施する必要がある。（警察本部）

被災状況等の効果的情報収集体制の強化（参照：１－１）

【産業構造】

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

【交通・物流】

リニア中央新幹線の早期実現

- 災害時のＪＲ中央線の補完・代替公共交通機関として利用できるリニア中央新幹線の早期実現に向け、関係団体と連携・調整し機運の醸成を図った。（リニア未来創造・推進グループ）

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（参照：１－１）

災害に強い物流システムの構築（参照：２－１）

災害時における燃料確保の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（参照：１－４）

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）（参照：２－２）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化（参照：１－５）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

社会資本整備重点計画の策定及び推進（参照：１－３）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（参照：２－１）

富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備（参照：１－５）

大規模地震などの発生時に避難を支える道路の整備（参照：２－１）

多重性・代替性（リダンダンシー）を有する災害に強い道路網の整備（参照：２－２）

スマートＩＣの整備促進（参照：１－５）

県外とを結ぶ高速道路等の整備促進（参照：１－５）

無電柱化の推進（参照：１－１）

道の駅等の防災機能の確保（参照：１－６）

山梨県道路除排雪計画の推進（参照：１－６）

富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり（参照：１－５）

道路防災危険箇所等の解消（参照：２－１）

道路の点検・啓開マニュアルの運用及び訓練の実施（参照：２－１）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（参照：１－１）

橋梁の長寿命化の推進（参照：１－１）

都市計画道路（街路）の整備（参照：２－２）

現場におけるドローン活用やICT施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

【農林水産】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

農業用ため池の耐震化の推進（参照：1-3）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-3）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（参照：1-3）

基幹農道の整備（参照：2-2）

【国土保全】

水道施設の耐震化の促進（再掲：住宅・都市）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）（再掲：交通・物流）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化（再掲：交通・物流）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（県土整備部）（再掲：住宅・都市）

社会資本整備重点計画の策定及び推進（再掲：交通・物流）

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進（参照：1-4）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（参照：1-4）

山梨県流域下水道災害対応マニュアルの検証と見直し（再掲：住宅・都市）

下水道施設の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）

下水道施設の耐震化の推進（再掲：住宅・都市）

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

【土地利用(国土利用)】

災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施（再掲：住宅・都市）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

災害時の県税救済措置制度の周知・円滑な対応（参照：1-1）

発災後のインフラ復旧対策の推進（再掲：情報通信）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

警戒宣言発令時等における自動車の不使用・自粛に関する県民への広報啓発活動の実施（再掲：情報通信）

【官民連携】

交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者と連携した訓練実施による支援体制の強化（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

【老朽化対策】

鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進（再掲：交通・物流）

水道施設の耐震化の促進（再掲：住宅・都市）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化（再掲：交通・物流）

農業用ため池の耐震化の推進（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備（再掲：農林水産）

社会資本整備重点計画の策定及び推進（再掲：交通・物流）

大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備（再掲：交通・物流）

大規模地震などの発生時に避難を支える道路の整備（再掲：交通・物流）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進（再掲：交通・物流）

橋梁の長寿命化の推進（再掲：交通・物流）

砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施（再掲：国土保全）

下水道施設の長寿命化の推進（再掲：住宅・都市）

【デジタル活用】

現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用（再掲：住宅・都市）

（重要業績指標）

【防災危機管理課】図上訓練等の実施回数：3回/年（R5）→3回/年（R10）

【防災危機管理課】県地震防災訓練参加機関・団体数：56団体/年（R4）→60団体以上/年（R10）

【衛生業務課】水道施設（基幹管路）の耐震適合率：36.5%（R3）→50%（R10）

【治山林道課】災害時の代替輸送路線延長：265.5km（R1）→278.6km（R10）

山村地域集落の孤立防止路線延長：83.5km（R1）→91.6km（R10）

【治山林道課】林道施設の補修箇所数：153箇所（R1）→220箇所（R10）

【耕地課】耐震対策済の農業用ため池数：39箇所（R1）→83箇所（R10）

【耕地課】農業用水利施設等の整備済箇所数：32箇所（R1）→58箇所（R10）

【耕地課】浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備：5箇所（R4）→9箇所（R10）

【道路整備課、高速道路推進課、都市計画課】機能強化が必要な緊急輸送道路となる幹線道路の整備延長

: 1.3km（R1）→52.3km（R10）

【道路整備課】広域的な幹線道路の寸断に備えたリダンダンシーを有する道路網の整備延長（新規整備箇所）

: 0.0km（R1）→32.3km（R10）

【道路整備課、道路管理課、都市計画課】電柱倒壊による道路閉塞のリスクがある市街地において

重要拠点を結ぶ緊急輸送道路の無電柱化整備率：79%（R10）

【道路管理課】道路防災危険箇所の対策箇所数：30箇所（R1）→80箇所（R10）

【道路管理課】緊急輸送道路の橋梁及び跨線橋・跨道橋の耐震化率：46%（R1）→100%（R9）

【道路管理課】長寿命化のために必要な補修に着手できている橋梁の割合：22%（R1）→100%（R9）

【砂防課】人家の多い土砂災害特別警戒区域において施設対策が完了した区域数：0区域（R4）→5区域（R10）

【都市計画課】主要な都市計画道路の整備率：79.8%（R4）→83.4%（R10）

【下水道室】下水道管路施設の耐震化率：77.4%（R1）→100%（R7）

【警察本部・交通規制課】信号機電源付加装置の更新・設置（令和5年度を基準とし対象235基）

: 6基（108基）（R5）→7基（143基）（R10）

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

（6-1）自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

災害時におけるDV等被害者生活相談の周知

- 災害時におけるDV等被害者の相談体制の整備のため、女性相談所及びびゅあ総合に相談窓口（配偶者暴力相談支援センター）を設置し、県ホームページで周知するとともに、避難所においても周知が図られるよう市町村に要請してきているが、被害女性の相談・一時保護は女性相談所等の最優先業務であるため、引き続き、相談窓口の周知と対応を市町村等関係機関と連携して行う必要がある。（男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課）

自主防災組織の防災資機材の整備促進（参照：2-1）

避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施（参照：2-3）

広域応援協定の具体的運用体制の整備（参照：1-4）

救急救命士の養成・確保の推進（参照：1-1）

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進（参照：1-2）

消防団の救助資機材等の整備促進（参照：1-1）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（参照：1-1）

消防防災航空基地機能の強化（参照：1-1）

公立小中学校における防災対策の推進

- これまで、公立小中学校に対し、管理職研修や防災教育研修等の各種研修会・会議を通して、児童生徒への防災教育及び教職員への防災研修や避難訓練の実施を呼びかけてきており、防災教育や避難訓練は全学校で確実に実施され、危機管理マニュアルの作成率も100%に達している。
また、平成24年度から公立小中学校において、主に災害図上訓練や防災に関する授業を実践できるよう防災教室を実施したことにより、教職員が、危険箇所等を事前に把握したり、児童生徒に自助の力や共助の精神を育成したりすることについての意識は高まってきている。
- 更に、平成24年度から公立小中学校の指定校における実践的防災教育推進事業により、「安全教育手法の開発・普及」、「学校の安全管理体制の構築・強化」、「災害ボランティア体験活動の推進・支援」を図ってきた。指定校は、様々な場面を想定した避難訓練を実施し、その研究成果を成果発表会において各学校に還元してきた。
これらの取組は、児童生徒及び教職員の防災意識の高揚及び対応力の向上に一定の成果を上げているが、常に危機感を持ってあらゆる場面に対応できるようにするため、避難訓練後には教職員と児童生徒が振り返りを行うなどして訓練の質を高めていく必要がある。（義務教育課）

県立学校及び公立小中学校の幼児・児童生徒に対する防災教育の推進

- これまで、県立学校（高等学校・特別支援学校）及び公立小中学校に対し、管理職研修や防災教育研修等の各種研修会等を通して、幼児・児童生徒への防災教育及び教職員への防災研修や避難訓練の実施を呼びかけてきており、防災教育や避難訓練は全学校で実施され、危機管理マニュアルの作成率も100%に達している。
また、平成24年度から県立学校及び公立小中学校において、主に災害図上訓練や防災に関する授業を実践できるよう防災教室を実施したことにより、教職員が、危険箇所等を事前に把握したり、幼児・児童生徒に自助の力や共助の精神を育成したりすることについての意識は高まってきている。
- 更に、平成24年度から県立学校及び公立小中学校の指定校における実践的防災教育推進事業により、「安全教育手法の開発・普及」、「学校の安全管理体制の構築・強化」、「災害ボランティア体験活動の推進・支援」を図ってきた。指定校は、様々な場面を想定した避難訓練を実施し、その研究成果を成果発表会において各学校に還元してきた。
県立学校では、防災教育研修会において、山梨県の防災や避難所開設・運営についての講義を実施し、防災教育に関する知識や技能の習得と各学校での周知を図っている。
これらの取組は、幼児・児童生徒及び教職員の防災意識の高揚及び対応力の向上に一定の成果を上げているが、常に危機感を持ってあらゆる場面に対応できるようにするため、避難訓練後には教職員と幼児・児童生徒が振り返りを行うなどして訓練の質を高めていく必要がある。（義務教育課、高校教育課）

公立小中学校における児童生徒の安全確保、安否確認等の対策の推進

- これまで、公立小中学校に対し、管理職研修や防災教育研修等の各種研修会・会議を通して、児童生徒

への防災教育及び教職員への防災研修や避難訓練の実施を呼びかけてきており、防災教育や避難訓練は全学校で確実に実施され、危機管理マニュアルの作成率も100%に達している。

また、平成24年度から公立小中学校において、主に災害図上訓練や防災に関する授業を実践できるよう防災教室を実施したことにより、教職員が、危険箇所等を事前に把握したり、児童生徒に自助の力や共助の精神を育成したりすることについての意識は高まってきている。

- 更に、平成24年度から公立小中学校の指定校における実践的防災教育推進事業により、「安全教育手法の開発・普及」、「学校の安全管理体制の構築・強化」、「災害ボランティア体験活動の推進・支援」を図ってきた。指定校は、様々な場面を想定した避難訓練を実施し、その研究成果を成果発表会において各学校に還元してきた。

これらの取組は、児童生徒及び教職員の防災意識の高揚及び対応力の向上に一定の成果を上げているが、常に危機感を持ってあらゆる場面に対応できるようにするため、避難訓練後には教職員と児童生徒が振り返りを行うなどして訓練の質を高めていく必要がある。（義務教育課）

県立学校（高等学校・特別支援学校）における防災対策の推進

- これまで、県立学校（高等学校・特別支援学校）に対し、管理職研修や防災教育研修等の各種研修会・会議を通して、幼児・児童・生徒への防災教育及び教職員への防災研修や避難訓練の実施を呼びかけてきており、防災教育や避難訓練は全学校で確実に実施され、危機管理マニュアルの作成率も100%に達している。防災教育研修会において、山梨県の防災や避難所開設・運営についての講義を実施し、防災教育に関する知識や技能の習得と各学校での周知を図っている。

これらの取組は、幼児・児童・生徒及び教職員の防災意識の高揚及び対応力の向上に一定の成果を上げているが、常に危機感を持ってあらゆる場面に対応できるようにするため、引き続き取組を行う必要がある。（高校教育課）

県立学校（高等学校・特別支援学校）における幼児・児童・生徒の安全確保、安否確認等の対策の推進

- これまで、県立学校（高等学校・特別支援学校）に対し、管理職研修や防災リーダー研修等の各種研修会・会議を通して、幼児・児童・生徒への防災教育及び教職員への防災研修や避難訓練の実施を呼びかけてきており、防災教育や避難訓練は全学校で確実に実施され、危機管理マニュアルの作成率も100%に達している。

- 県立学校では、防災教育研修会において、山梨県の防災や避難所開設・運営についての講義を実施し、防災教育に関する知識や技能の習得と各学校での周知を図っている。

これらの取組は、幼児・児童・生徒及び教職員の防災意識の高揚及び対応力の向上に一定の成果を上げているが、常に危機感を持ってあらゆる場面に対応できるようにするため、引き続き取組を行う必要がある。（高校教育課）

公立小中高等学校の教職員のカウンセリング知識の向上

- これまで、公立小中学校及び県立学校（高等学校・特別支援学校）にスクールカウンセラーの配置又は派遣を実施してきており、併せて、養護教諭研修会等で児童生徒の心のケアについての研修を進めてきた。

平成23年度からは、阪神淡路、新潟中部、東北3県での児童生徒の心のケアの状況を各種研修会・大会で把握し、県立学校及び公立小中学校の養護教諭・教頭・初任教職員に、児童生徒の心のケアについて研修や演習を実施しており、また、平成27年度からは、しなやかな心の育成シンポジウム及びワークショップの中で啓発を行うなど災害時の児童生徒の心のケアの重要性の理解は進んできている。

しかしながら、各学校で実施している各種防災研修との連携が十分でなく、全教職員に対する研修は不足しているため、引き続きこれまでの取り組みを進めるとともに、全教職員に対する研修を行う必要がある。（保健体育課）

【保健医療・福祉】

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施（参照：2-1）

災害時要援護者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施（参照：2-3）

ボランティアコーディネーター養成等の促進

- 市町村社会福祉協議会に配置しているボランティアコーディネーター等の資質向上のため、山梨県社会福祉協議会に補助を行い、これまで、研修会を開催し、ボランティアのマッチング技術の向上等について一定の成果を上げている。

今後も継続的な研修会の実施や、ボランティア団体・民生委員・住民等の連携体制づくり、関係者の防災意識の高揚を図る必要がある。（福祉保健総務課）

ボランティアセンター設置・運営訓練の実施（参照：2-2）

老人クラブの活動への支援

- 高齢社会における生きがいづくり、健康づくりに重要な役割を担う老人クラブの活動への支援は、高齢者福祉の増進とともに、地域コミュニティの活性化や災害時の避難行動等の災害対応力の強化に資するものであることから、引き続き支援を行う必要がある。（健康長寿推進課）

<p>【農林水産】 農村資源の保全管理活動の推進（参照：1-3）</p> <p>◆横断的分野 【リスクコミュニケーション】 災害時におけるDV等被害者生活相談の周知（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）</p> <p>避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施（再掲：保健医療・福祉）</p> <p>避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）</p> <p>公立小中学校における防災対策の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）</p> <p>県立学校及び公立小中学校の幼児・児童生徒に対する防災教育の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）</p> <p>公立小中学校における児童生徒の安全確保、安否確認等の対策の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）</p> <p>県立学校（高等学校・特別支援学校）における防災対策の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）</p> <p>県立学校（高等学校・特別支援学校）における幼児・児童・生徒の安全確保、安否確認等の対策の推進（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）</p> <p>公立小中高等学校の教職員のカウンセリング知識の向上（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）</p> <p>【老朽化対策】 農村資源の保全管理活動の推進（再掲：農林水産）</p>
<p>（重要業績指標） 【消防保安課】 養成・確保した救急救命士数：277人（R1）→382人（R10） 【消防保安課】 消防団員の充足率：92.6%（R1）→89.5%（R10） 市町村消防団活性化総合計画の適宜見直し（概ね3年ごと）：必要に応じて見直し（R1） →必要に応じて見直し（R10） 【農村振興課】 多面的機能の保全に取り組む面積：7,508ha/年（R4）→7,600ha/年（R10）</p>

（6-2）災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

◆個別施策分野

【行政機能／警察・消防／防災教育等】

防災対策に関する意識啓発及び人材の育成

- 男女共同参画推進センターにおいて、防災対策の意識啓発や人材育成を目的とした講座を開催し、女性の参加を促している。令和4年度に開催した各講座においては、参加者の半数近くが女性であり、引き続き、防災対策に関する意識啓発及び人材育成を推進する。（男女共同参画・共生社会推進統括官）

地域防災力の強化を支える人材の育成

- 自主防災組織を育成するため、県及び防災安全センター等で自主防災組織に対する研修会や訓練を定期的実施するとともに、地域県民センターで自主防災組織運営の中心となる地域防災リーダーの養成講座を開催し、併せて女性の参加について市町村に要請している。また、自助力の向上を図るため、毎年度、一般県民を対象とした防災講座、講演会等を実施している。
- これらの研修、訓練等は本県の自主防災組織の充実、地域防災力の向上及び住民への防災に関する意識啓発に繋がっており、継続する必要がある。また、今後は地域防災リーダー等の活用方策について検討する必要がある。（防災危機管理課）

自主防災組織の防災資機材の整備促進（参照：2-1）

市町村における個別避難計画の作成支援（参照：1-1）

防災リーダーの養成

- 防災に対する知識、技能を有する人材を早急に育成し、地域における防災力の向上を図るため、平成24年度から3年間の防災士養成事業費補助金を設け市町村への補助を行った。また、市町村との連携により防災士養成講座を開催し、平成26年度には61人、平成27年度には73人、平成28年度には88人、平成29年度には100人が修了しており、地域の防災力の充実に一定の効果があった。引き続き、地域における防災力の向上を図るため、防災士の養成に対する市町村への助言・技術的支援を行うとともに、防災士養成講座を開催する必要がある。（防災危機管理課）

避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施（参照：2-3）

広域応援協定の具体的運用体制の整備（参照：1-4）

救急救命士の養成・確保の推進（参照：1-1）

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進（参照：1-2）

消防団の救助資機材等の整備促進（参照：1-1）

消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進（参照：1-1）

消防防災航空基地機能の強化（参照：1-1）

【住宅・都市】

買い物弱者対策への支援

- 地域の商店や商店街等が買い物環境の利便性向上に向けた取組を行うことにより、地域コミュニティとしての役割を果たすことが、災害時の連携体制や要援護者の把握など、地域防災力の向上につながるため、市町村と連携して商店や商店街等が行う買い物弱者対策への支援を行う必要がある。（産業政策課）

【保健医療・福祉】

市町村における個別避難計画の作成支援（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施（参照：2-1）

女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所運営の推進（参照：2-3）

災害時要援護者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施（参照：2-3）

ボランティアコーディネーター養成等の促進（参照：6-1）

ボランティアセンター設置・運営訓練の実施（参照：2-2）

老人クラブの活動への支援（参照：6-1）

【産業構造】

建設産業を担う人材の確保・育成の推進

- 建設業における労働力確保は主要課題の一つであり、このままていくと労働者の減少に歯止めがかからず、将来的な災害対応やインフラ整備など国土強靱化にも支障を及ぼす恐れがある。このため、若年者・女性等の入職・定着の促進を図るとともに、建設業に対するイメージを向上させる必要がある。（建設業対策室）

【交通・物流】

建設産業を担う人材の確保・育成の推進（再掲：産業構造）

【環境】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）

- 地震等の大規模災害により発生した災害廃棄物の撤去、収集・運搬、中間処理・処分の協力については、（一社）山梨県産業資源循環協会と協定を締結し、応急復旧活動の阻害となる障害物の撤去等の協力については、山梨県カーリサイクル協同組合と協定を締結し、災害に備えた体制の強化を図っている。
- 災害の発生時において、各廃棄物関係団体との協定に基づく取り組みが円滑に行われるよう、平常時から連携強化のための訓練等を行う必要がある。（環境整備課）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施（再掲：保健医療・福祉）

避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

避難所運営マニュアルの作成支援（参照：2-3）

地区防災計画の作成支援

- 地域住民による自発的な防災活動に関する計画である「地区防災計画」は、東日本大震災の教訓を踏まえて、平成25年の災害対策基本法の改正において規定され、地域住民が主体となり、全国的に策定を進めてきているが、山梨県内においては策定が進んでいない状況である。
- 自助・共助の取組を強化し、地域防災力の向上を図るためにも「地区防災計画」作成支援を行う必要がある。

【人材育成】

防災対策に関する意識啓発及び人材の育成（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

地域防災力の強化を支える人材の育成（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

防災リーダーの養成（再掲：行政機能／警察・消防／防災教育等）

建設産業を担う人材の確保・育成の推進（再掲：産業構造）

【官民連携】

災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進

- 大規模災害発生時に迅速かつ適切な被災者支援や救援活動ができるよう、災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働を促進するため、研修会などを実施しており、連携・協働体制の充実に向け一定の役割を果たしている。引き続き、大規模災害発生時に大きな役割を果たすことのできる災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働を促進するため、研修会などを実施する必要がある。（防災危機管理課）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）（再掲：環境）

（重要業績指標）

【防災危機管理課】地域防災リーダー養成講座受講者数：6,044人（R1）→8,680人（R10）

【防災危機管理課、福祉保健総務課、健康長寿推進課、障害福祉課、健康増進課】

各市町村が優先度が高いと判断した者の個別避難計画作成率：調査中（R5）→100%（R10）

【防災危機管理課】甲斐の国・防災リーダー養成講座（募集140名）の受講人数：

100名/年（累計998名）（R5）→100名/年（累計1,498名）（R10）

【防災危機管理課】地区防災計画を作成済みの自主防災組織が存在する市町村数：10市町村（R5）

→27市町村（R10）

【消防保安課】養成・確保した救急救命士数：277人（R1）→382人（R10）

【消防保安課】消防団員の充足率：92.6%（R1）→89.5%（R10）

市町村消防団活性化総合計画の適宜見直し（概ね3年ごと）：必要に応じて見直し（R1）

（6-3）大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

◆個別施策分野

【住宅・都市】

住宅の耐震化の促進（参照：1-1）

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（参照：1-1）

【交通・物流】

道路の点検・啓開マニュアルの運用及び訓練の実施（参照：2-1）

【環境】

災害廃棄物処理体制の強化

- 令和4年度までに、県内すべての市町村が災害廃棄物処理計画を策定したところであるが、発災後に活用できる実効性のある計画という視点で、国の「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」におけるチェックリストに基づき、定期的に計画の点検や見直しを行うことが必要である。
- 災害時に大量発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できる体制の強化を図るため、市町村の計画の実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成や計画改定等への技術的な助言・支援を図る必要がある。（環境整備課）

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）（参照：6-2）

◆横断的分野

【官民連携】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）（再掲：環境）

（重要業績指標）

【環境整備課】災害廃棄物処理計画の点検や見直しを実施した市町村数：0市町村（R5）

→27市町村（R8）

【建築住宅課】住宅の耐震化率：95%（R7）

（6－4）事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

◆個別施策分野

【金融】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討（参照：1－1）

災害時における金融相談体制の充実・融資制度の周知（参照：4－1）

【交通・物流】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（参照：1－4）

【農林水産】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

【国土保全】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（林政部）（再掲：交通・物流）

（6-5）貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

◆個別施策分野

【住宅・都市】

有形文化財（建造物）の耐震対策の推進（参照：1-1）

【保健医療・福祉】

老人クラブの活動への支援（参照：6-1）

【農林水産】

森林の公益的機能の維持・増進（参照：1-4（森林政策課）（森林整備課・県有林課）（治山林道課））

森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究（参照：1-6）

森林環境税モニタリング調査の実施（参照：1-4）

【国土保全】

森林の公益的機能の維持・増進（再掲：農林水産）

森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究（再掲：農林水産）

森林環境税モニタリング調査の実施（再掲：農林水産）

◆横断的分野

【老朽化対策】

有形文化財（建造物）の耐震対策の推進（再掲：住宅・都市）

【研究開発】

森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究（再掲：農林水産）

（重要業績指標）

【森林整備課、県有林課】 森林整備の実施面積：6,248ha/年（R1）→7,174ha/年（R10）

【治山林道課】 保安林整備事業等の実施面積：475ha/年（R1）→500ha/年（R10）

【文化振興・文化財課】 国・県指定有形文化財（建造物）のうち今後耐震補強が必要となる

97件の耐震対策実施棟数：14棟（R1）→28棟（R10）

（6-6）風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

◆個別施策分野

【金融】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討（参照：1-1）

災害時における金融相談体制の充実・融資制度の周知（参照：4-1）

（別紙 3）施策分野ごとの脆弱性評価結果

1. 個別施策分野

①行政機能／警察・消防／防災教育等

【県庁の災害対応力の強化】

○公用車両の災害対応機能の強化

情報収集等のため、公用車を被災地等で使用する場合に備えて応急対応用資機材（パンク修理用具、予備燃料携行タンク）や携帯型カーナビゲーションを整備している。引き続き、被災地等で使用する場合に備え、応急対応用資機材の整備を進める必要がある。（庁舎管理室）

○県庁構内地下タンクの満量化

災害時における燃料を確保するため、本庁舎内地下タンクに重油等を常時一定量確保している。引き続き、災害時の行政機能を維持するため、本庁舎内地下タンクに重油等を常時一定量確保する必要がある。（庁舎管理室）

○地震発生時等の業務継続体制の確立・検証

県庁が被災した場合でも非常時優先業務を適切に遂行するため、平成 24 年度に業務継続計画を策定し、継続的に検証を行っている。震度 6 弱以上の地震等が発生した際は全職員が登庁することとしているが、業務継続のため災害時の登庁可能職員数を確保するとともに、計画についても継続的に検証する必要がある。（防災危機管理課）

○災害時における燃料確保の推進

平成 24 年 3 月、山梨県石油協同組合と災害時の燃料の優先供給に係る協定を締結しているが、一般客への供給も行われるため、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され県外からの燃料供給が断たれた場合、燃料が枯渇する恐れがある。

このため、救援・救助活動等を間断なく実施するため、平成 26 年 11 月に、同組合と緊急車両等に供給する燃料を県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄促進する協定を締結し、燃料の安定供給を図って、引き続き、燃料の備蓄を促進する。（防災危機管理課）

○森林総合研究所 非常用タンクの満量化

災害時における燃料を確保するため、非常用発電機の地下タンクの燃料の満量を維持し、定期的に確認した。引き続き、災害時の行政機能を維持するため、常時満量確保する必要がある。（森林総合研究所）

○災害時等の会計事務処理手続きの整備及び物品調達等事務の実施体制の構築

災害等により財務会計システムや物品調達管理システムが使用不能となった場合に備え、会計事務や調達事務が支障なく円滑に行われるよう「システム障害時における会計事務手処理マニュアル」を改定し、周知を行うとともに、関係機関（山梨中央銀行）との調整や資料収集を行った。引き続き、システム障害時の会計事務処理の実効性を担保するため、周知、模擬訓練等を行う必要がある。（管理課）

【県防災体制の充実・強化】

○災害時における知事への連絡体制の強化

災害発生時に、正確かつ速やかに知事へ災害状況を報告するため、これまでは、随行秘書のみがタブレット端末を携帯していたが、令和元年度からタブレット端末を「知事」「随行秘書」「秘書課担当者」用に 3 台用意して、普段から「テレビ会議」や資料等の送受信に利用するなど、端末の操作に慣れるよう取り組んでいる。

引き続き、情報伝達訓練等により災害時において、知事が迅速に災害状況を把握し、判断や指示が行えるような体制を整えておく必要がある。（秘書課）

○勤務所属に登庁できない職員の参集場所・業務の明確化

発災時、勤務所属に登庁できない場合を想定した訓練を実施するとともに、最寄りの事務所ごとに参集可能職員を登録し、業務を明確化している。引き続き、大規模災害発生に備え、訓練を実施するとともに、参集可能職員を登録し業務を明確化しておく必要がある。（各地域県民センター）

○災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し

平成 26 年 2 月の豪雪災害への対応等を踏まえ、訓練等の機会を通じ、県防災体制の強化を図ったが、引き続き、災害時の対応力向上のため、防災体制の不断の見直しを行う必要がある。（防災危機管理課）

○地方連絡本部（地域県民センター）の組織体制の見直し

地方連絡本部（地域県民センター）については、各出先事務所の役割等を整理し、その連絡体制を見直すとともに、規程、マニュアルを整備し、現状において関係出先機関、各市町村との連携は図られているが、災害時における情報収集等における効率化を図る必要がある。（防災危機管理課）

○他自治体との連携推進

関東地方知事会や全国知事会の相互応援協定については、本県も構成員として連絡会議に参加し、災害時の連携に即応できる体制の構築に努めている。

平成 27 年 8 月には、大規模災害時に同時被災の可能性が低い中央日本四県（新潟、長野、静岡、山梨）で相互応援協定を締結している。

また、富士山火山噴火を想定した、本県・静岡県・神奈川県合同の実働訓練を平成 26 年 10 月に実施するなど、大規模災害を想定した関係自治体との合同訓練を実施することにより、相互連携による災害対応力の充実強化を図っている。

引き続き、本県に起こりうる大規模災害に適切に対応できる体制の充実を図るため、他自治体との連携強化を推進する必要がある。（防災危機管理課）

○災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業、国・市町村関係機関、各種団体等と協定の締結を行い、連携の強化を図っている。引き続き想定される事態及び必要な対応について検討し、関係団体等との連携を強化する必要がある。（防災危機管理課）

○非常参集体制の確立

大規模地震等が発生した際の初動体制を確保するため、初動体制職員を任命するとともに、大規模地震発生時に初動体制職員の携帯電話に自動呼び出しを行うシステムを運用し、非常参集訓練を実施している。

また、確実な初動体制を確保するため、勤務時間外（夜間、週休日及び休日）に職員が宿日直を行い、24 時間即応体制に対応するとともに、本部長等の登庁方法、連絡体制や不在時の取扱いについて検証し、発災時に知事・本部長が在京している場合のヘリコプターによる帰庁のため、平成 23 年度から航空会社との協定を締結しており、一定の初動体制の充実が図られている。

引き続き、様々な災害に対応し、地震以外の災害においても確実な初動体制を確保するため、研修及び訓練を強化するとともに課題を整理する必要がある。（防災危機管理課）

○災害対応に関する職員研修の充実・強化

全所属を対象に職員災害ハンドブックを用いた防災研修を必須化する。また、今後は防災体制の見直しに併せて、自然災害危機管理に係る防災研修を実施するとともに、災害対策本部統括部活動マニュアルを随時見直し、各班の研修や訓練を実施する必要がある。（防災危機管理課）

火山防災に関する知識と専門性を有する火山防災職を火山防災対策室に配置し、地域住民、観光客や登山者等の安全を確保するため、富士山火山噴火の防災対策を強化する必要がある。（防災危機管理課、火山防災対策室）

○大規模災害発生時における受援体制の構築

熊本地震では、応援の受入にあたり、県と市町村の役割分担が明確でなかったことなど被災団体における受援体制が十分に整備されていなかったことから多くの混乱が生じた。このことを教訓に、平成 29 年 3 月に「山梨県大規模災害時における応援受入計画」を策定したところである。今後は、市町村への受援計画策定支援等、受援体制の構築を図るとともに訓練の実施や検証を行っていく必要がある。

○電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

県・市町村・電力会社等の関係機関が連携し、本県の電力供給体制をより一層、強化する必要がある。（環境・エネルギー政策課）

○県議会における非常参集体制の強化（連絡手段、連絡体制の整備）

南海トラフ地震等に関連する情報の発表時を含め災害応急対策時における配備組織、配備基準、業務概要等の配備計画の策定や緊急連絡網を整備し、年度当初における全体会議において説明会を行い議会事務局職員への周知を行っている。引き続き、非常参集体制の実効性を確保するため、緊急連絡網の確認等を行っていく必要がある。（議会事務局）

○山梨県警察災害警備本部の整備推進

山梨県警察災害警備本部の整備推進のため、平成 23 年の東日本大震災以降の「災害発生時における危機管理体制の再点検及び再構築」を進めるとともに、平成 25 年 4 月には、「山梨県警察本部災害警備計画」の全面改正を行い、平成 25 年 10 月に災害警備本部施設を整備するなど、災害警備本部体制の整備を進めてきている。

引き続き同警備本部のシステムの整備と代替施設を活用した移転訓練を推進し、災害警備本部の最良の体制の確立を図る必要がある。（警察本部）

○災害装備資機材の整備の推進

災害対応力強化のため、災害発生時の救出救助活動に必要な資機材及び同活動に従事する部隊員に必要な装備資機材について検討して整備を継続実施しているが、引き続き必要な資機材を検討し、整備を進める必要がある。（警察本部）

○大規模災害発生時の初動対応訓練の実施

大規模災害発生時の迅速的確な初動対応及び職員の危機管理意識の醸成を図るため、これまで、災害発生時の初動体制の確立、被災情報の収集、救出救助活動等の初動対応訓練を実施し、随時必要な見直しを行うなど一定の成果を上げている。

引き続き、迅速的確な初動対応の実施に向けた必要な見直し及び職員の危機管理意識の更なる醸成を図る必要がある。（警察本部）

【地域防災力の強化】

○防災対策に関する意識啓発及び人材の育成

男女共同参画推進センターにおいて、防災対策の意識啓発や人材育成を目的とした講座を開催し、女性の参加を促している。令和4年度に開催した各講座においては、参加者の半数近くが女性であり、引き続き、防災対策に関する意識啓発及び人材育成を推進する。（男女共同参画・共生社会推進統括官）

○現地災害対策本部、市町村への職員派遣体制の確立

現地対策本部の円滑な県職員派遣体制を確立するため、地震防災訓練などにおいて職員派遣体制を検証し、実効性を図っている。

防災体制の見直しに伴い、災害時に市町村の対応が困難となった場合は、当該市町村に土地勘を有する県庁職員を派遣し、本部の連絡担当職員との間で情報を共有し、人命救助、応急復旧や救援物資の要請・供給等、被災市町村に代わって事務処理できる体制を整備・検証する必要がある。（防災危機管理課）

○地域防災力の強化を支える人材の育成

自主防災組織を育成するため、県及び防災安全センター等で自主防災組織に対する研修会や訓練を定期的実施するとともに、地域県民センターで自主防災組織運営の中心となる地域防災リーダーの養成講座を開催し、併せて女性の参加について市町村に要請している。また、自助力の向上を図るため、毎年度、一般県民を対象とした防災講座、講演会等を実施している。

これらの研修、訓練等は本県の自主防災組織の充実、地域防災力の向上及び住民への防災に関する意識啓発に繋がっており、継続する必要がある。また、今後は地域防災リーダー等の活用方策について検討する必要がある。（防災危機管理課）

○効果的な防災教育のための情報共有、連携等の促進

これまで、防災危機管理課、防災安全センター等において防災に関する研修会、訓練、啓発等、また学校において防災教育を実施してきており、一定の成果を上げている。また、平成26年～28年まで山梨大学（地域防災・マネジメント研究センター）、国（甲府河川事務所、富士川砂防事務所）及び県で山梨防災教育研究会を設置し、関係部署間の情報共有、相互連携等を図ってきたが、引き続き、各種防災教育関連事業の一層の充実を図るため、情報共有、相互連携等を図る必要がある。（防災危機管理課、治水課、砂防課、教育庁総務課教育企画室、義務教育課、高校教育課、保健体育課、生涯学習課）

○自主防災組織の防災資機材の整備促進

地域の防災力を高めるため、自主防災組織に対して、コミュニティ助成事業の利用による防災資機材等の整備を図っている。引き続き、地域の防災力を強化するため、コミュニティ助成事業の利用による防災資機材等の整備を図るが、要望の増加に伴い、どの組織を優先するかをよく見極め、実施する必要がある。（防災危機管理課）

○県民の防災意識の啓発・高揚

県民の防災意識の一層の向上を図るため、防災安全センターにおいて、地震、煙などの体験事業や、起震車を活用しつつ防災知識の習得ができる出張講座等を実施するとともに、県のホームページ（やまなし防災ポータル）を活用した、各種防災情報や防災知識などの情報提供の充実・強化を図っている。引き続き、県民の防災意識の一層の向上を図るため、移動防災教育講座等を実施する必要がある。（防災危機管理課）

○市町村における個別避難計画の作成支援

災害時において避難行動要支援者の円滑な避難を行うため、市町村に対し、個別避難計画の策定を依頼するとともに、県内における計画作成未着手の市町村数をゼロとするため、県としても避難行動要支援者対策に関する有識者等の派遣や、各自治体が抱える課題に沿った研修の実施等による支援を行い、実践的な作成支援をしていく。（防災危機管理課）

災害発生直後にととまらず、中長期における要配慮者の生活全般を見据えた個別避難計画の作成を支援していく。（福祉保健部）

○備蓄物資の確保

南海トラフ地震の被害想定に対応できるような備蓄体制を確保するため、市町村の備蓄を補完する県備蓄物資について、被害想定を基にブルーシート、毛布、簡易トイレ等を整備し、各地域県民センター等に備蓄している。引き続き、県と市町村が連携した備蓄必要量の継続確保に向けた備蓄の基本的な考え方を検討するなど、備蓄物資の確保を図る必要がある。（防災危機管理課）

○市町村の災害対応力の強化支援

市町村の災害対応力の強化を図るため、防災計画の修正や、専門研修による図上訓練等の実施支援を行

い災害対応力の充実を図っている。引き続き、市町村の災害対応力の強化を図るため、助言や技術的支援を行う必要がある。（防災危機管理課）

○防災リーダーの養成

防災に対する知識、技能を有する人材を早急に育成し、地域における防災力の向上を図るため、平成24年度から3年間の防災士養成事業費補助金を設け市町村への補助を行った。また、市町村との連携により防災士養成講座を開催し、平成26年度には61人、平成27年度には73人、平成28年度には88人、平成29年度には100人が修了しており、地域の防災力の充実に一定の効果があった。引き続き、地域における防災力の向上を図るため、防災士の養成に対する市町村への助言・技術的支援を行うとともに、防災士養成講座を開催する必要がある。（防災危機管理課）

○様々な事態を想定した図上訓練等の実施

広域的な大災害の発生に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、令和元年の東日本台風の際に設置した災害対策本部での問題点を整理して、図上訓練等へ反映し、災害への対応力の充実を図っている。防災体制の見直しに伴い、県職員や関係者のより一層の対応力の強化を図るため、訓練の実施とともに、その内容を強化する必要がある。（防災危機管理課）

○住民参加型の県地震防災訓練の実施

県民の防災意識の高揚を図るため、県、市町村、防災関係機関、住民等と連携した住民参加型の山梨県地震防災訓練を実施し、災害への対応力の充実を図っている。引き続き、関係者のより一層の対応力の強化を図るため、訓練を実施する必要がある。（防災危機管理課）

○避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施

県地震防災訓練の場において、市町村（避難所管理者）と地域住民（自主防災組織）のほか地域社会福祉協議会、自衛隊などの協力を得て、総合的な避難所の運営・生活訓練を実施している。実際に災害時に避難所を利用する区民が避難所を立ち上げ、管理者・自主防災組織・市が主体となった運営会議のもと、避難所を運営する総合的な訓練を行うなど、災害対応力の充実に一定の効果がある。引き続き、地域の災害対応力の充実ため、避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練を実施する必要がある。（防災危機管理課）

○広域応援協定の具体的運用体制の整備

緊急消防援助隊の応援・受援計画における運用の実効性を高めるため、緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練を1都9県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県）により実施するとともに、必要な計画の見直しを行っている。引き続き、計画運用の実効性を高めるため、合同訓練を実施するとともに、必要に応じ計画の見直しを行う必要がある。（消防保安課）

○市町村の消防防災ヘリポートの確保・整備の促進

大規模地震等の発生時、防災ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行うため、市町村におけるヘリポートの確保・整備を促進しており小瀬スポーツ公園補助競技場など県内174箇所（場外離着陸場48箇所、緊急離着陸場126箇所）を防災ヘリコプター用着陸場として確保している。各市町村には、できるだけ地域の避難場所とは別の場所での適地を要請しており、引き続き消防本部と連携を図りながら、適地調査を含めた技術支援を行い、市町村におけるヘリポートの確保・整備を推進する必要がある。（消防保安課）

○防災ヘリ・応援航空機等の合同訓練の実施

大規模地震等が発生した場合、緊急消防援助隊が被災地に迅速に出動し、消火、救助及び救急活動を一層効果的に行うことができるよう、防災訓練（上空偵察、物資輸送、負傷者搬送、救出救助等）において、自衛隊ヘリ、県警ヘリ、ドクターヘリ、消防防災ヘリ、応援航空機を含めた他県防災ヘリコプターとの合同訓練を実施し、災害への対応力の充実を図っているが、情報の共有や指揮命令等に課題もあるため、引き続き、関係者のより一層の対応力の強化を図るため、訓練を実施する必要がある。（消防保安課）

○防災拠点の機能強化

激甚化・頻発化する災害に的確かつ円滑に対応するための基盤となる防災拠点は、一定の整備がなされているものの、機能強化すべき課題もある。令和5年5月には、平成14年2月に策定された「山梨県防災拠点整備基本構想」の見直しを行ったところであり、これに示した機能強化に関する取り組みを実施していく必要がある。

○被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備

山梨県獣医師会との「山梨県大規模災害時の被災動物の支援に関する協定」の締結や「山梨県ペット同行避難所等運営ガイドライン」の策定により、避難所に同行避難したペット等動物への支援体制を整備した。（衛生薬務課）

庁内関係部局、市町村等関係機関、県獣医師会や動物愛護団体等が連携協力してペット等動物への災害対策を実施するための対応方針を検討した。（衛生薬務課）

保健所で緊急保護した動物の保管や、避難所に飼い主と同行避難したペットの保管を行う市町村への支援を想定し、「ペット用簡易避難ケージ」を県内各保健所及び動物愛護指導センターに各20個配備した。

（衛生業務課）

○事前伐採の推進

県・市町村・電力会社等の関係機関が連携し、災害による電力供給インフラ被害の最小化を図る必要がある。（環境・エネルギー政策課）

○県立文化施設等における防災対策の推進

県立文化施設等（美術館、博物館、考古博物館、文学館、図書館、科学館、富士山世界遺産センター）の来館者を災害時に安全に避難させるため、年1回の避難誘導や初期消火等の訓練を実施しており、引き続き、来館者の安全の確保のため、継続して取り組みを行う必要がある。（文化振興・文化財課、生涯学習課、世界遺産富士山課）

○水防訓練の実施

水害から住民の生命と財産を守るため、毎年度、水防訓練を実施しており、洪水時の水防体制の強化、関係水防団員の水防技術の習得及び水防意識の高揚に一定の成果を上げている。また、令和3年度から4年度にかけて、河川管理者と市町村との重要水防区域等合同パトロールを実施し、緊急時に水防工法を実施すべき箇所も把握出来ているが、水防訓練や災害対応経験のない水防団員も多いことから、水防団員等の住民が参加できるよう、水防訓練を実施し水防技術の向上・継承等を図る必要がある。（治水課）

○登山者の実態把握・情報共有による安全確保対策の推進

登山届による登山者の実態把握は、災害発生時における迅速的確な捜索救助活動、避難誘導等のため必要不可欠であることから、今後も「コンパス」への登録・計画書の提出等について、更なる周知徹底を継続する必要がある。（警察本部）

○住民の防災意識の醸成の推進

住民の防災意識の醸成を図るため、交番や駐在所で発行するミニ広報紙及び県警ホームページ等に災害関連の内容を掲載しているが、更なる住民の防災意識向上のため引き続き取り組みを推進する必要がある。（警察本部）

【富士山火山防災の推進】

○富士山火山避難基本計画に基づく訓練の実施

平成24年6月8日に、火山専門家、山梨県、静岡県、神奈川県、国、富士山周辺市町村及び防災関係機関による「富士山火山防災対策協議会」を設置し、平成27年3月16日に同協議会において、「富士山火山広域避難計画」（対策編）を策定した。

また、平成24年度から富士山噴火を想定した総合図上訓練を、平成26年10月19日には富士山火山防災対策協議会構成機関等による「富士山火山三県合同防災訓練2014」を実施した。

平成28年度までに、関係全8市町村において富士山火山広域避難計画を基に市町村が実施する詳細な避難対応や対策を記載した「市町村避難計画」の策定が完了したため、平成30年度から、市町村や関係機関と合同で訓練を実施しているところである（令和元年度は台風により中止）。

令和2年3月に富士山噴火総合対策を策定し、3年3月には富士山ハザードマップを改定した。

令和5年3月、富士山火山広域避難計画を改定し、富士山火山避難基本計画を策定した。

今後も、大規模降灰対策などの課題について、引き続き検討を行う必要がある。

【平時に噴火に備える事前対策の推進】

○富士山噴火に備えた実践的かつ効果的な避難体制の強化推進

令和5年度に整備した現地対策拠点機能を維持するための車両等資機材を用いて、現地対策拠点（富士吉田合同庁舎・世田谷区林間学園）の運営・開設訓練を実施し、スムーズな応急対策を実施する必要がある。

令和5年3月に富士山火山避難基本計画を策定したため、市町村地域防災計画を新たな避難指針に適合する内容に改定する作業を支援するとともに、市町村の避難促進施設等に対する支援体制が強化されるよう体制を整える必要がある。

円滑な避難のためには、正確かつ迅速な避難情報伝達が不可欠であることから、富士山への高速通信網整備や地図情報、位置情報を用いた伝わりやすい情報伝達ツールの導入を早急に進め実施する必要がある。

上質な観光地としてのブランドを確立するため、外国人を含む観光客の県境を越えた広域避難を国や市町村、関係機関と連携して円滑に実施できる避難体制を構築する必要がある。

【消防防災航空隊の機能強化】

○消防防災航空隊の機能強化

消防防災航空隊の効果的な部隊運用等を行うため、ヘリコプターの位置情報をリアルタイムに把握できる消防防災ヘリコプター動態管理システムを平成25年3月に導入し運用を行っている。

また、消防防災航空隊の機能を強化するため、任期を満了した航空隊員を退任後1年間「支援航空隊員」と位置付けて定期的な訓練を実施し、航空隊経験者による支援体制を強化するとともに、消火活動の際に使用するバケット等の整備を行っている。引き続き、多数のヘリコプターの運用が想定される大規模災害において威力を発揮できるようシステムを運用管理するとともに、航空機による消防防災活動の対応力を向上させるため、航空隊経験者による支援体制の強化を図るなど、消防防災航空隊の機能強化を行う

必要がある。（消防保安課）

○消防防災航空基地機能の強化

消防防災航空基地機能の強化を図るため、防災航空基地整備に向けて関係機関と協議を継続している。大規模災害時における広域航空応援隊等の受け入れのための防災航空基地整備に向けて、関係機関と協議を継続するとともに、消防防災航空基地の整備手法等を検討する必要がある。（消防保安課）

【消防・救急・救助体制の強化】

○救急救命士の養成・確保の推進

救急搬送に迅速・適切に対応するため、救急救命士の養成・確保を進めている。引き続き、災害時の救急搬送体制の強化を図るため、救急救命士の養成・確保を進める必要がある。（消防保安課）

○消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進

消防団員の確保対策及び消防団の活性化のため、関係団体に対する広報や（一財）山梨県消防協会が実施する消防団員確保対策事業に対し支援を行うとともに各市町村で策定した消防団活性化総合計画の見直し等の働きかけを行っている。地域の消防力の強化のため、引き続き、消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進に取り組む必要がある。（消防保安課）

○消防団の救助資機材等の整備促進

災害等の発生時において、より効果的な活動ができるよう、各市町村の消防団の救助用資機材等の充実に関する働きかけを行っている。国の示す消防団の装備の基準や他の都道府県の動向等を踏まえながら、引き続き各市町村へ働きかけを行う必要がある。（消防保安課）

○救急搬送体制の充実強化

救急搬送における実施基準の見直し等を通じて、迅速適切な救急搬送を促進している。引き続き、救急搬送体制の充実強化を図るため、救急搬送における実施基準の見直しや#7119 の導入等を通じて、迅速適切な救急搬送を促進する必要がある。（消防保安課）

○消防学校の整備及び教育訓練の高度化の推進

消防職員及び消防団員の育成のため、各種知識及び使命感に燃えた強固な精神力と共同精神の涵養を図るための教育を実施し、地域の災害対応力の充実が図られているが、複雑、多様化する災害や火災等への消防職員及び消防団員の対応能力の向上を図るため、消防学校の建設工事（平成25年～平成27年）に併せ教育機材、教育訓練施設等の整備を行ってきた。今後は、消防学校に整備された教育訓練施設を活用した新カリキュラムに基づく訓練マニュアルの作成・検証を行い、消防職員に対する実技訓練、救急実習及び予防査察実習の充実を図るとともに、消防団員が大規模災害に対応できる実践的な知識及び技術の習得を図る必要がある。（消防保安課、消防学校）

○消防設備士及び危険物取扱者の保安講習の実施

消防設備士及び危険物取扱者の技術向上と育成を図り、地震災害等の発生に伴う火災や危険物事故の未然防止対応等を行った。

< R 4 実績 >

消防設備士義務講習の実施（329 人受講）

危険物取扱者保安講習の実施（1,230 人受講）

【交通規制及び交通安全対策の実施等】

○交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者と連携した訓練実施による支援体制の強化

交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者による支援体制の確立のため、（一社）日本自動車連盟（JAF）及び（一社）山梨県警備業協会と協定を締結しており、各種防災訓練等を通じ、市街地における被災建物、放置車両の排除等により避難路を確保する訓練を行い、事業者との連携の強化を図るなど、継続的に支援体制の強化に向けた取り組みを推進する必要がある。（警察本部）

○実践的な交通規制訓練等の実施

大規模災害発生時に適切な交通規制を実施するため、これまで交通規制計画を策定してきた。適切な運用を図るため、各種防災訓練時に緊急輸送道路（緊急交通路）の確保等の交通規制訓練のほか、交通検問や緊急通行車両の確認手続き及び標章交付訓練を行うとともに、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付について研修を実施している。引き続き、訓練等を実施するとともに、計画を適宜見直す必要がある。（警察本部）

○災害対策用交通安全施設の整備の推進

災害発生後に発生する幹線道路等の交通渋滞による避難の遅れ及び交通事故や交通渋滞の回避のため、停電時に信号機が滅灯しないよう年間 5～10 箇所、緊急輸送道路に指定されている路線上の信号機に交通信号機電源付加装置の整備を行ってきた。引き続き、信号機の滅灯による避難の遅れ、交通事故の発生及び深刻な交通渋滞を回避するため、整備を促進し、災害発生時の交通の安全と円滑化を図る必要がある。（警察本部）

○緊急輸送道路の通行に関する広域訓練の実施

大規模災害発生時の緊急輸送道路（緊急交通路）の確保のため、広域緊急援助隊（交通部隊）の訓練の際に、緊急輸送道路（緊急交通路）確保訓練を実施してきている。引き続き、大規模災害に備えるため、警視庁及び隣接県警察と連携を図り、道路管理者からの申請に基づく緊急輸送道路（緊急交通路）の指定を検討するとともに、緊急輸送道路（緊急交通路）確保訓練を継続的に実施する必要がある。（警察本部）

【地域活性化との連携】

○首都機能の一部補完施設の誘致の促進

国の「政府関係機関移転基本方針」（平成 28 年 3 月）に基づき、森林総合研究所での現地研修の実施に向け、林野庁と調整を行った。また、防災バックアップの取り組みを推進し、政府関係機関等の県内移転に向けた働きかけを実施した。

【滞留旅客対策等の推進】

○市町村等と連携した帰宅困難者・滞留旅客対策の推進

通常の県内在住の帰宅困難者と同様に、観光客に対する避難場所、水及び食料の提供は市町村が主体となっていくため、市町村の災害対策において、帰宅困難者に観光客も含まれることやその対応について明確にするよう働きかける必要がある。

また、災害時の観光客への情報提供については、県ホームページや観光サイト等から県防災ポータルに誘導する仕組みが構築されているため、引き続き周知に努めていく必要がある。

なお、団体客の場合は、旅館ホテル等での一時避難や旅行会社による帰宅用のバス借り上げ等の手配などが行われている例がある。

【学校における防災教育等の推進】

○公立小中学校における防災対策の推進

これまで、公立小中学校に対し、管理職研修や防災教育研修等の各種研修会・会議を通して、児童生徒への防災教育及び教職員への防災研修や避難訓練の実施を呼びかけてきており、防災教育や避難訓練は全学校で確実に実施され、危機管理マニュアルの作成率も 100%に達している。

また、平成 24 年度から公立小中学校において、主に災害図上訓練や防災に関する授業を実践できるよう防災教室を実施したことにより、教職員が、危険箇所等を事前に把握したり、児童生徒に自助の力や共助の精神を育成したりすることについての意識は高まってきている。

更に、平成 24 年度から公立小中学校の指定校における実践的防災教育推進事業により、「安全教育手法の開発・普及」、「学校の安全管理体制の構築・強化」、「災害ボランティア体験活動の推進・支援」を図ってきた。指定校は、様々な場面を想定した避難訓練を実施し、その研究成果を成果発表会において各学校に還元してきた。

これらの取組は、児童生徒及び教職員の防災意識の高揚及び対応力の向上に一定の成果を上げているが、常に危機感を持ってあらゆる場面に対応できるようにするため、避難訓練後には教職員と児童生徒が振り返りを行うなどして訓練の質を高めていく必要がある。（義務教育課）

○県立学校及び公立小中学校の幼児・児童生徒に対する防災教育の推進

これまで、県立学校（高等学校・特別支援学校）及び公立小中学校に対し、管理職研修や防災教育研修等の各種研修会等を通して、幼児・児童生徒への防災教育及び教職員への防災研修や避難訓練の実施を呼びかけてきており、防災教育や避難訓練は全学校で実施され、危機管理マニュアルの作成率も 100%に達している。

また、平成 24 年度から県立学校及び公立小中学校において、主に災害図上訓練や防災に関する授業を実践できるよう防災教室を実施したことにより、教職員が、危険箇所等を事前に把握したり、幼児・児童生徒に自助の力や共助の精神を育成したりすることについての意識は高まってきている。

更に、平成 24 年度から県立学校及び公立小中学校の指定校における実践的防災教育推進事業により、「安全教育手法の開発・普及」、「学校の安全管理体制の構築・強化」、「災害ボランティア体験活動の推進・支援」を図ってきた。指定校は、様々な場面を想定した避難訓練を実施し、その研究成果を成果発表会において各学校に還元してきた。

県立学校では、防災教育研修会において、山梨県の防災や避難所開設・運営についての講義を実施し、防災教育に関する知識や技能の習得と各学校での周知を図っている。

これらの取組は、幼児・児童生徒及び教職員の防災意識の高揚及び対応力の向上に一定の成果を上げているが、常に危機感を持ってあらゆる場面に対応できるようにするため、避難訓練後には教職員と幼児・児童生徒が振り返りを行うなどして訓練の質を高めていく必要がある。（義務教育課、高校教育課）

○公立小中学校における児童生徒の安全確保、安否確認等の対策の推進

これまで、公立小中学校に対し、管理職研修や防災教育研修等の各種研修会・会議を通して、児童生徒への防災教育及び教職員への防災研修や避難訓練の実施を呼びかけてきており、防災教育や避難訓練は全学校で確実に実施され、危機管理マニュアルの作成率も 100%に達している。

また、平成 24 年度から公立小中学校において、主に災害図上訓練や防災に関する授業を実践できるよう防災教室を実施したことにより、教職員が、危険箇所等を事前に把握したり、児童生徒に自助の力や共助の精神を育成したりすることについての意識は高まってきている。

更に、平成 24 年度から公立小中学校の指定校における実践的防災教育推進事業により、「安全教育手法の開発・普及」、「学校の安全管理体制の構築・強化」、「災害ボランティア体験活動の推進・支援」を図ってきた。指定校は、様々な場面を想定した避難訓練を実施し、その研究成果を成果発表会において各学校

に還元してきた。

これらの取組は、児童生徒及び教職員の防災意識の高揚及び対応力の向上に一定の成果を上げているが、常に危機感を持ってあらゆる場面に対応できるようにするため、避難訓練後には教職員と児童生徒が振り返りを行うなどして訓練の質を高めていく必要がある。（義務教育課）

○県立学校（高等学校・特別支援学校）における防災対策の推進

これまで、県立学校（高等学校・特別支援学校）に対し、管理職研修や防災教育研修等の各種研修会・会議を通して、幼児・児童・生徒への防災教育及び教職員への防災研修や避難訓練の実施を呼びかけてきており、防災教育や避難訓練は全学校で確実に実施され、危機管理マニュアルの作成率も100%に達している。防災教育研修会において、山梨県の防災や避難所開設・運営についての講義を実施し、防災教育に関する知識や技能の習得と各学校での周知を図っている。

これらの取組は、幼児・児童・生徒及び教職員の防災意識の高揚及び対応力の向上に一定の成果を上げているが、常に危機感を持ってあらゆる場面に対応できるようにするため、引き続き取組を行う必要がある。（高校教育課）

○県立学校（高等学校・特別支援学校）における幼児・児童・生徒の安全確保、安否確認等の対策の推進

これまで、県立学校（高等学校・特別支援学校）に対し、災害時における幼児・児童・生徒の安全確保、安否確認等が速やかにできるよう、各種研修会の機会を通して、防災危機管理マニュアル及び対応マニュアルの見直し呼びかけており、防災教育や避難訓練は全学校で確実に実施され、危機管理マニュアルの作成率も100%に達している。

これらの取組は、幼児・児童・生徒及び教職員の防災意識の高揚及び対応力の向上に一定の成果を上げているが、常に危機感を持ってあらゆる場面に対応できるようにするため、引き続き取組を行う必要がある。（高校教育課）

○公立小中高等学校の教職員のカウンセリング知識の向上

これまで、公立小中学校及び県立学校（高等学校・特別支援学校）にスクールカウンセラーの配置又は派遣を実施してきており、併せて、養護教諭研修会等で児童生徒の心のケアについての研修を進めてきた。

平成23年度からは、阪神淡路、新潟中部、東北3県での児童生徒の心のケアの状況を各種研修会・大会で把握し、県立学校及び公立小中学校の養護教諭・教頭・初任教職員に、児童生徒の心のケアについて研修や演習を実施しており、また、平成27年度からは、しなやかな心の育成シンポジウム及びワークショップの中で啓発を行うなど災害時の児童生徒の心のケアの重要性の理解は進んできている。

しかしながら、各学校で実施している各種防災研修との連携が十分でなく、全教職員に対する研修は不足しているため、引き続きこれまでの取り組みを進めるとともに、全教職員に対する研修を行う必要がある。（保健体育課）

【災害時相談支援体制の充実】

○大規模災害時における法律、税務及び行政書士業務相談に関する協定

県内で地震・風水害等の大規模災害が発生した場合、県民が専門家に法律や税務等の相談を行えるよう関係団体との協定を継続した。協定団体との意見交換会等を通じて情報共有を図り、関係機関の連携を体制を確保していく必要がある。（県民生活安全課）

○被災者の総合相談体制の充実及び総合相談窓口のマニュアルの見直し

過去の災害時に問い合わせが多かった公共交通機関、道路、ライフライン等の情報を収集し、適切に対応できるようマニュアルの整備ができています。引き続き、総合相談体制の充実を図るとともに、毎年度検証を行った上で、マニュアルの内容を見直す必要がある。（県民生活総務課）

○県、市町村による災害時の消費生活相談体制の維持

市町村に対して、災害時の消費生活相談に係る情報提供等を行い、消費生活相談への相談体制の確保を図ってきた。災害に備え、引き続き災害時の消費生活相談に適切に対応できる体制を確保していく必要がある。（県民生活安全課）

○災害時におけるDV等被害者生活相談の周知

災害時におけるDV等被害者の相談体制の整備のため、女性相談所及びびゅあ総合に相談窓口（配偶者暴力相談支援センター）を設置し、県ホームページで周知するとともに、避難所においても周知が図られるよう市町村に要請してきているが、被害女性の相談・一時保護は女性相談所等の最優先業務であるため、引き続き、相談窓口の周知と対応を市町村等関係機関と連携して行う必要がある。（男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課）

【公共施設等の総合的・計画的な管理の推進】

○公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

これまでに長年にわたり整備を進めてきた公共施設・インフラの老朽化が進み今後一斉に更新時期を迎える一方、人口減少等による財政状況の悪化や公共施設等の利用状況の変化等、公共施設等を巡る状況の変化から従前の管理運営では自治体経営が立ち行かなくなる懸念が生じつつあることから、公共施設等の維持・管理にかかる財政負担の軽減・平準化及び公共施設等の最適な配置を実現するため、「山梨県公共施設等総合管理計画」を策定した。

今後は、同計画に基づき策定した施設類型ごとの個別施設計画等により、県が管理・所有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行っていく必要がある。（資産活用課）

【感染症対策の強化】

○大規模災害時における感染対策

避難所における感染症の発生及びまん延は被災者の健康・生命に影響を及ぼす恐れが高いが、令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、避難所において新型コロナウイルス感染症、季節性インフルエンザ及び感染性胃腸炎などの感染症がまん延した。

大規模災害発生時における避難所等の感染対策が円滑に行われるため、市町村と連携して準備を進める必要がある。

②住宅・都市

【地域防災力の強化】

○耐震性貯水槽の整備の促進

消防防災施設の整備を促進するため、市町村への消防防災施設の整備及び有効活用について、助言等を行う必要がある。（消防保安課）

○公立小中学校における避難所運営支援体制の整備

避難所運営は本来的には防災担当部局が責任を有するものであるが、災害直後から担当者に引き継ぐまでの一定期間の間は、教職員が避難所に指定された学校において運営支援を担う状況が考えられる。その際の「施設設備の安全点検」「開放区域の明示」などについては、学校の実態に応じて市町村と協議をする中で手順を標準化し、各校の危機管理マニュアルに記載しておく必要がある。このような観点から、公立小中学校に対し、「避難所開設・運営支援のマニュアル化」について市町村と連携して進めるように各種研修会で呼びかけている。また、各市町村教育委員会に対し、学校施設利用計画について学校と連携して整備するよう求めている。

この結果、避難所に指定されている公立小中学校において、避難所運営マニュアルが100%作成されているが、昨今の大規模災害等を踏まえた避難所運営マニュアルの見直し等について、引き続き指導を行う必要がある。（義務教育課）

○県立学校（高等学校・特別支援学校）における避難所の開設及び運営の支援

避難所運営は本来的には防災担当部局が責任を有するものであるが、災害直後から担当者に引き継ぐまでの一定期間の間は、教職員が避難所に指定された学校において運営支援を担う状況が考えられる。その際の「施設設備の安全点検」「開放区域の明示」などについては、学校の実態に応じて市町村と協議をする中でマニュアル化し、各校の危機管理マニュアルに記載しておく必要がある。したがって、「避難所開設・運営支援のマニュアル化」等について、県立高等学校対して、市町村と連携して進めるように各種研修会で呼びかけている。

この取り組みの結果、避難所指定されている県立学校において、市町村作成の避難所運営マニュアルを共有し協力業務を円滑に実施するため、各校の危機管理マニュアル等の見直しについて、引き続き指導を行う必要がある。（高校教育課）

【帰宅困難者対策等の推進】

○県庁本庁舎内の避難者の対応検討

災害時の帰宅困難者・滞留者の一時避難のため、県庁本庁舎等の開放の方針を作成し、また、防災新館1階での一時的な避難者への対応方法を決定した。災害に備え、県庁本庁舎等の開放の方針を適切に運用する必要がある。（庁舎管理室）

○帰宅困難者対策の推進

帰宅困難者の一時避難所にて必要な物資等の確保のため、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の計11社と協定の締結を実施し、市町村へも帰宅困難者対策にかかる周知、普及を行ってきた。引き続き公共機関等での一時的な受け入れと避難場所への誘導方法等を検討し、協定締結を進める必要がある。（防災危機管理課）

【自立・分散型エネルギーの導入】

○自立・分散型エネルギーの導入拡大

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、災害時のレジリエンス強化にも資する自家消費型太陽光発電の導入を拡大する必要がある。（環境・エネルギー政策課）

【災害時応急対策の推進】

○災害時における応急対策業務の協力体制の推進

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、山梨県建設業協会、山梨県測量設計業協会、山梨県建設コンサルタンツ協会及び、（公社）日本下水道管路管理業協会等と協定を締結し、協定に基づき災害時の被災情報収集や応急復旧工事等を実施してきており、一定の成果を上げているが、担当職員の変更等により災害時における協定の円滑な運用に支障をきたす恐れがあるため、引き続き定期的な訓練等を実施する必要がある。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課、下水道室）

○山梨県流域下水道災害対応マニュアルの検証と見直し

災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や、災害時の対応体制の整備を図るため、下水道施設の耐震化とともに、BCP訓練の実施やマニュアルの見直し等を実施し水害対応について盛り込んだ。引き続き、BCP訓練を実施していくが、訓練時での課題や問題点をマニュアルに適切に反映していく必要がある。今後においてもマニュアルの検証を行うとともに、検証結果に基づいたマニュアルの見直しを必要に応じて行う必要がある。（下水道室）

○災害時における建設型応急住宅建設及び賃貸型応急住宅の提供についての協力体制の推進

災害時、迅速に応急仮設住宅を確保するため、（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事業協会と建設型応急住宅の建設について、また、（公社）山梨県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会山梨県本部及び（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会と賃貸型応急住宅の提供について、それぞれ協定を締結し、対応マニュアルの整備やマニュアルに基づく訓練を実施するなど一定の成果を上げている。引き続き、マニュアルの改訂や定期的な訓練を実施する必要がある。

また、平成29年3月には、賃貸型応急住宅の提供について、関東近県8都県及び関係団体と広域協定を締結したが、引き続き関東近県及び関係団体との連携を図る必要がある。（建築住宅課、住宅対策室）

○公営住宅や公営住宅や職員宿舍の空室の提供マニュアルの整備・運用

災害時に被災者に対して公営住宅や職員宿舍の空室の提供を行うため、入居マニュアルの整備・運用を実施してきた。引き続き、マニュアルの整備・運用を実施する必要がある。（資産活用課、住宅対策室、企業局総務課、福利給与課）

【インフラ等の長寿命化、耐震化】

○水道施設の耐震化の促進

各水道事業者における水道施設の耐震化の促進を図ってきており、令和3年度末時点での基幹管路の耐震適合率は36.5%となっている。

また、各水道事業者の応急給水資機材の整備状況について調査し、整備の促進を図ってきている。

引き続き、各水道事業者が行う水道施設の耐震化及び応急給水資機材の整備の促進を図る必要がある。

大規模災害発生時には、水道施設の被災状況を把握し、給水応援の要請と活動が円滑に行われるよう、県が調整する必要がある。（衛生業務課）

○事前伐採の推進

県・市町村・電力会社等の関係機関が連携し、災害による電力供給インフラ被害の最小化を図る必要がある（環境・エネルギー政策課）

○都市公園施設の長寿命化の推進

これまで、平成22年度から都市公園内の大規模集客施設及び橋梁のうち旧耐震基準のものの耐震化を行ってきており、耐震化率は100%（平成24年度末）である。

また、都市公園施設の安全性の確保及びライフサイクルコスト削減の観点から、12県営公園において、「山梨県公園施設長寿命化計画」の策定を行ない、計画に基づいた改修・更新工事を進めている。今後も引き続き計画に基づいた施設の長寿命化を図る必要がある。（景観まちづくり室）

○下水道施設の長寿命化の推進

これまで下水処理場の機械・電気設備の整備や幹線管渠の日常点検などにより、随時修繕や消耗部品の取り替えを行なう中で、下水道施設の長寿命化を図ってきたが、令和2年度に下水道機能の維持のため、下水道施設全体の長期的な施設の状態を予測しながら、施設の点検・調査・修繕・改築を実施していくストックマネジメント計画を策定した。今後、このストックマネジメント計画に基づき、下水道施設を計画的かつ効率的に管理していく必要がある。（下水道室）

○下水道施設の耐震化の推進

下水道施設の耐震化率は、4流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）において処理場施設で約77%、中継ポンプ場で約90%、管渠については約94%である（令和4年度末）が、未整備の箇所も残っているため、引き続き下水道施設の耐震化の促進を図る必要がある。（下水道室）

○県営住宅の長寿命化の推進

県営住宅の安全性の確保・向上を図るため、「山梨県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、更新時期を経過した住宅の建替え、全面的改善工事、外壁・防水改修工事などを進めてきており、これまでに千塚北団地ほか6団地の建替えや、三珠団地ほか6団地の全面的改善工事などを行い、一定の成果があった。

しかし、事業が未実施な建物もまだ多く、今後も経年劣化により老朽化が進行していくことから、引き続き、計画（経年数や需要などを基に総合的に判断した4,214戸の対策）に基づいた建替えや改善事業などを実施する必要がある。（住宅対策室）

【災害に強いまちづくりの推進】

○都市公園の防災活動拠点機能の強化

「東海地震応急対策活動要領」に基づき、防災活動拠点に指定された都市公園の整備を図るため、平成20年度から、災害時の防災活動拠点となる6都市公園（小瀬スポーツ公園、富士北麓公園、曾根丘陵公園、笛吹川フルーツ公園、富士川クラフトパーク及び緑が丘スポーツ公園）において施設整備、改修、バリアフリー化等、防災活動拠点としての第1期整備を実施してきた。

山梨県地域防災計画において、防災活動拠点に指定された県営都市公園については一定の防災機能整備は完了しているが、近年の災害発生時の状況等をみると、より高い機能が求められる傾向にある。（景観まちづくり室）

○災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施

災害に強い市街地の形成を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等への補助を実施し、一定の成果があった。しかし、依然として密集した市街地や低未利用地が多く存在していることから、災害に

強い良好で健全な市街地環境を形成するため、引き続き補助事業を実施する必要がある。（都市計画課）

○「市町村の防災まちづくり」に対する指導・助言の推進

各市町村が大規模災害に備え、減災にむけた「災害に強いまちづくり」と被災後の速やかな復興を図る「復興まちづくり」を進めるため、平成 26 年 6 月に「災害に強いまちづくりガイドライン」を改訂し、平成 27 年 3 月には、「都市復興ガイドライン」を策定したが、市町村は防災・復興まちづくりの取り組みに慎重な状況にあるため、引き続き、市町村に対し指導・助言を行っていく必要がある。（都市計画課）

○空き家対策の推進

平成 27 年 5 月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、空き家対策の実施主体である市町村に対し、空き家等対策市町村連絡会議による技術的支援や財政的支援を行ってきた。その結果、市町村において実態調査を終え対策計画の策定が進むなど、一定の成果があった。

しかし、危険な空き家の解消は十分進んでいない状況であり、国においても令和 5 年 6 月に空家等対策の推進に関する特別措置法を改正したところであることから、引き続き、空き家対策を推進する必要がある。（住宅対策室）

【建築物等の耐震対策の推進】

○私立学校の耐震の促進

私立学校耐震診断実施事業費補助金により、私立学校の耐震診断を促進し（平成 24 年度～平成 26 年度）、安心子ども基金耐震化支援事業費補助金（幼稚園を対象：平成 24 年度～平成 28 年度）や私立学校施設整備費補助金（文科省事業）を活用し、私立学校の耐震化を推進している。この結果、私立学校の令和 4 年度末における耐震化率は 89.5%となった。

しかしながら、耐震化が未実施の施設があることから、更なる学校施設の安全確保を図るため、補助事業の活用を働きかけるなど、引き続き耐震化を促進する必要がある。（私学・科学振興課、子育て政策課）

○有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

国・県指定の有形文化財（建造物）の耐震対策のため、解体修理工事補助に併せて耐震対策のための構造補強工事等に対しても助成を実施し、平成 8 年度から令和 5 年度までに 18 棟の耐震対策を終了している。

国・県指定の有形文化財（建造物）の解体修理工事は、長期間（約 100 年から 300 年ごとに実施）、かつ多額の費用がかかるが、それに併せて、今後とも耐震対策を計画的かつ着実に実施する必要がある。（文化振興・文化財課）

○住宅の耐震化の促進

住宅の地震に対する安全性の向上のため、昭和 56 年 5 月以前に着工された木造住宅については、耐震診断の無料実施や耐震改修工事等への補助を行い、耐震化の促進を図っている。しかし、耐震化が未実施の木造住宅はまだ数多くあることから、対策が必要な住宅所有者に対する耐震化への啓発活動を強化し、引き続き木造住宅の耐震化の促進を図る必要がある。（建築住宅課）

○避難路確保のための建築物等の耐震化の促進

地震発生時における建築物の倒壊等の防止や避難路を確保するため、市町村が指定する避難路沿道にある耐震診断が義務となる建築物の診断・設計・改修等の経費に対し補助を実施しており、一定の成果があるが、全対象建築物の耐震化を目指して、補助事業を継続する必要がある。

今後は、耐震診断結果の未報告者に対し報告を求めるとともに、耐震性能が低い建築物については、耐震改修工事等を促す必要がある。（建築住宅課）

○被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ適切に実施するため、（一社）山梨県建築士会と被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定を締結するとともに、判定士の養成講習、模擬訓練、判定業務マニュアル等の研修を実施し、判定士の登録及び技能の向上を図ってきており、令和 4 年度末において建築物応急危険度判定士 1,230 人、被災宅地危険度判定士 547 人を登録している。今後も判定士の安定した人員確保や技能の向上のため、引き続き養成講習等を実施する必要がある。（都市計画課、建築住宅課）

○県立学校（高等学校・特別支援学校）校舎、屋内運動場及び武道場の非構造部材の耐震対策

屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策は、平成 27 年度までに完了している。

これ以外の非構造部材について、平成 30 年度及び令和元年度の 2 カ年で専門家による耐震点検を終え、耐震性に問題のある非構造部材を明らかにした。

今後は、耐震性に問題のある非構造部材について修繕等による耐震対策を図っていく必要がある。（学校施設課）

○公立小中学校の校舎、屋内運動場及び武道場の非構造部材の耐震対策

屋内運動場等の吊り天井等以外の非構造部材については、令和 5 年 4 月 1 日現在の対策実施率は 67.6%となっている。（学校施設課）

【地域活性化との連携】

○買い物弱者対策への支援

地域の商店や商店街等が買い物環境の利便性向上に向けた取組を行うことにより、地域コミュニティとしての役割を果たすことが、災害時の連携体制や要援護者の把握など、地域防災力の向上につながるため、市町村と連携して商店や商店街等が行う買い物弱者対策への支援を行う必要がある。（産業政策課）

【関係機関との連携】

○電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

県・市町村・電力会社等の関係機関が連携し、本県の電力供給体制をより一層、強化する必要がある。（環境・エネルギー政策課）

【デジタル技術の活用】

○現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進

ドローンを用いた測量や ICT 機器による効率的な施工等、その利活用は一部の企業に留まっており、中小規模の建設企業などには普及していない状況であるため、全ての企業が普段使いの技術として使用可能な状況となるよう、更なる普及拡大を図る必要がある。（技術管理課）

○災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

災害発生時において、立ち入り困難な被災現場での的確な情報収集やそれをもとにした早期の復旧のための計画づくり等を行う上で、的確かつ効率的に行うためには、ドローン等の機材の整備や職員が操作できる体制を整えておく必要がある。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課、治水課、砂防課）

③保健医療・福祉

【福祉避難所等の運営体制の充実等】

○市町村における個別避難計画の作成支援

災害時において避難行動要支援者の円滑な避難を行うため、市町村に対し、個別避難計画の策定を依頼するとともに、県内における計画作成未着手の市町村数をゼロとするため、県としても避難行動要支援者対策に関する有識者等の派遣や、各自治体が抱える課題に沿った研修の実施等による支援を行い、実践的な作成支援をしていく。（防災危機管理課）

災害発生直後にととまらず、中長期における要配慮者の生活全般を見据えた個別避難計画の作成を支援していく。（福祉保健部）

○避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施

災害時において避難行動要支援者の円滑な避難を行うため、市町村が地震防災訓練などを通して避難行動要支援者などに配慮した避難所の設置・運営訓練の実施を促している。

引き続き、地震防災訓練等を通じて、市町村による要配慮者に配慮した避難所の設置、運営訓練の実施等を促す必要がある。（防災危機管理課）

○女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所運営の推進

災害時における女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに対応した避難所運営を推進するため、地震防災訓練において、福祉避難所を開設するとともに、避難所内でも授乳室などの設置訓練を実施し、女性や子育て家庭、要配慮者による避難所運営の認知度を高めてきているが、十分とは言えない。このため、引き続き防災訓練、学習会等の機会を捉えて、女性や要配慮者の避難所運営への参加について、啓発や周知を行う必要がある。（防災危機管理課）

○要援護者のためのマニュアルの作成

災害時の要援護者支援対策推進のため、山梨県社会福祉協議会に補助を行い、これまでに要援護者のためのマニュアルを作成（平成 25 年度）し、市町村社会福祉協議会に配付するなど、一定の成果を上げている。

今後は、福祉避難所設置・運営訓練等を通じたマニュアルの適切な運用や適宜の見直しなどが必要である。（福祉保健総務課）

○災害時要援護者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施

災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営、要援護者に対する避難誘導、ボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、山梨県社会福祉協議会に補助を行い、これまで、各市町村及び各市町村社会福祉協議会を対象に福祉避難所設置・運営訓練を実施し、一定の成果を上げている。

今後も、訓練の実施拡大を図る必要がある。（福祉保健総務課）

○ボランティアコーディネーター養成等の促進

市町村社会福祉協議会に配置しているボランティアコーディネーター等の資質向上のため、山梨県社会福祉協議会に補助を行い、これまで、研修会を開催し、ボランティアのマッチング技術の向上等について一定の成果を上げている。

今後も継続的な研修会の実施や、ボランティア団体・民生委員・住民等の連携体制づくり、関係者の防災意識の高揚を図る必要がある。（福祉保健総務課）

○ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

災害時の円滑なボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、山梨県社会福祉協議会に補助を行い、これまで、各市町村社会福祉協議会を対象に災害ボランティアセンター設置・運営の研修及び実動訓練を実施し、一定の成果を上げている。

今後も、訓練の実施拡大を図る必要がある。（福祉保健総務課）

○災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保

平成 27 年 3 月に「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」を作成し、各市町村の防災危機管理担当部署及び健康づくり所管課にマニュアルを送付した。平成 27 年度及び 28 年度は、県内の行政栄養士を対象に研修会を開催し、災害時栄養・食生活支援活動の必要性、災害が発生した場合の市町村災害対策本部と栄養・食生活支援担当者、関係団体との連携モデルを提示し、市町村における栄養・食生活支援の体制づくりを働きかけた。また、平成 29 年度からは、各保健所から市町村へマニュアルの周知をしている。市町村における災害時の栄養・食生活支援ができるようマニュアルの活用促進と定期的なマニュアルの見直しを行う必要がある。（健康増進課）

【社会福祉施設の防災資機材等の整備】

○高齢者施設における防災資機材等の整備促進

高齢者施設の防災資機材等の整備のため、各施設の運営指導において施設ごとの整備状況を確認するとともに、不備等があった場合には改善を指導しているが、引き続き、防災資機材等の整備を促進する必要がある。（健康長寿推進課）

○障害者福祉施設における防災資機材等の整備促進
 これまで、指定障害者福祉施設に対する実地指導（毎年度、約 100 ヶ所に実施）の中で、防災資機材（ラジオ等）等の整備状況の確認及び整備促進の指導を行ってきており、一定の成果を得ている。
 引き続き、障害者福祉施設に対する実地指導等の中で、防災資機材等の整備状況を確認するとともに、不足する資機材等については整備を促す指導を行う必要がある。（障害福祉課）

○児童福祉施設における防災資機材等の整備促進
 児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）の防災資機材等の整備のため、各施設の整備状況の確認と必要な整備を促す指導を実施してきている。
 保育所、認定こども園の通所施設は、保護者による児童の引き取りまでの間、児童を保護する必要があるが、概ね 1 日程度の食料・飲料水の備蓄があれば、当面对応できると考えられる。
 児童養護施設等の入所施設は、食料・飲料水の備蓄を通常の食材の確保と一体的に行っており、各施設の状況に応じた必要量を、非常食も含めて備蓄している。
 引き続き、適切な食料・飲料水の備蓄と防災資機材等の整備を指導するとともに、監査実施時に、備蓄の状況等を確認する必要がある。（子育て政策課、子ども福祉課）

【災害時要援護者等の支援体制の充実】

○災害時要援護者等の避難場所としての高齢者施設の利用の促進
 高齢者施設を在宅で援護を必要とする高齢者の避難所として活用するため、市町村と施設で協定を締結するよう助言してきており、各市町村で協定締結が進められている。
 引き続き、在宅の要援護者が高齢者施設を利用する体制の構築を進める必要がある。（健康長寿推進課）

○高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討
 高齢者施設が被災し入所者の避難が必要となる事態を想定し、他施設で入所者を受け入れるための体制整備について、日頃から施設ごとの受け入れ可能数や運用上の課題等の検討を行うことなどを周知し、協力を依頼している。
 引き続き、被災入所者を他施設で受け入れる体制整備を促進する必要がある。（健康長寿推進課）

○災害時の介護支援者の確保推進
 災害時に必要な介護支援者を確保するため、介護職員初任者研修の実施事業者の指定及び適正な研修実施を進めてきており、介護職員養成の機会増を図っている。
 災害の発生に備え、引き続き、介護支援者の確保を進める必要がある。（健康長寿推進課）

○障害者福祉施設間での利用者の受け入れ及び職員等の協力体制の構築
 山梨県障害者自立支援協議会において、災害時に障害者福祉施設間での被災障害者の円滑な受け入れが可能となるよう事務処理フローを定めた。
 引き続き、事務処理フローをもとに、情報伝達、被災障害者の移送、受け入れ後の施設（避難所）における支援等が円滑に実施できるよう体制を構築する必要がある。（障害福祉課）

○障害者に対する情報支援体制の構築
 被災時における聴覚障害者への情報支援について、手話ボランティアの派遣マニュアルの見直しを行い、今後は、災害時における対応を各市町村と具体的に検討を行う必要がある。
 また、新たに発達障害者が情報支援の対象として国の方針に位置付けられたことを踏まえ、支援体制をどのようにしていくか検討する必要がある。（障害福祉課・子ども福祉課）

○災害時要援護者等の避難場所としての児童福祉施設の利用の促進
 災害時の一時避難所として、児童福祉施設を活用することについて、児童養護施設等の本来機能を著しく低下させない範囲で市町村に助言することとしているが、施設の規模や市町村防災計画における位置付け等、市町村における対応にばらつきがある状況となっている。引き続き、相談があった場合は、個々の状況に応じた助言を行う必要がある。（子ども福祉課）

【災害時医療救護体制の充実】

○防疫業務を迅速に実施できる体制の確保
 防疫業務を迅速に実施できる体制の確保を目的として、平成 25 年 4 月に山梨県ペストコントロール協会と「大規模災害時における防疫業務の協力に関する協定」を締結した。
 協定により他の都道府県のペストコントロール協会の協力を得て県内の防疫業務を実施できる体制が担保されており、有事の際は、専門性を生かした効果的・効率的な防疫業務が期待できる。
 引き続き、協会との円滑な連絡体制の整備を行う。（感染症対策グループ）

○災害時における保健医療救護の協力体制の構築
 災害時の保健医療救護協力体制の構築のため、山梨県医師会、山梨県歯科医師会、山梨県薬剤師会、山梨県看護協会、山梨県臨床検査技師会、山梨県整骨師会、及び大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会（J R A T）と、災害時の避難所等への医療従事者等の派遣について協定を締結するなど一定の成果を上げている。引き続き、必要に応じた協定内容の見直しを行う必要がある。（福祉保健総務課、医務課、衛生薬務課）

○病院の耐震化の促進

これまで、災害拠点病院の耐震化を図っており、10病院のうち9病院については耐震化が完了する等、一定の成果を上げている。
災害拠点病院以外の病院についても、耐震化が未実施の病院があることから、引き続き、耐震化を促進する必要がある。（医務課）

○広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施

災害時の医療救護対応能力の向上を図るため、大規模災害時保健医療救護マニュアルに基づき、各保健所と管内医療機関等が連携した情報伝達訓練や県保健医療救護対策本部運営訓練を実施することにより、一定の成果は上がっている。引き続き、関係機関のより一層の対応能力の向上を図るため、参加団体や訓練内容を見直しながら訓練を実施する必要がある。（医務課）

○医療救護の広域応援体制の整備（DMAT等の保健医療活動チームの機能強化等）

災害時の救助・救急体制の不足への対応や、保健医療救護対策本部の円滑な運用のため、DMAT（災害派遣医療チーム）をはじめとした保健医療活動チーム等の養成を進めており、災害拠点病院等と協定を締結し、保健医療活動チーム等を迅速に派遣できるよう環境の整備を行っている。
また、大規模災害時保健医療救護マニュアルを改正し、受援体制のマネジメント機能等の強化を図った。引き続き、実動訓練等を通じて、広域応援体制の維持や強化に努める必要がある。（医務課）

○ドクターヘリの効果的運用

救命率の向上を図るため、平成24年4月から山梨県立中央病院を基地病院として、本県全域を対象に山梨県ドクターヘリの運用を開始している。平成26年7月には、神奈川県及び静岡県とドクターヘリの広域連携に係る協定を締結し、広域的な救急医療体制が整備された。
引き続きドクターヘリを活用した専門医による治療と医療機関への患者搬送、自県ドクターヘリや隣接県ドクターヘリを活用した県域外医療機関への患者搬送等により救命率の向上を図っていく必要がある。（医務課）

○広域的な重症患者搬送体制の確保（SCU（広域医療搬送拠点臨時医療施設）の整備）

広域的な重症患者搬送体制の確保のため、SCUの設置・運営訓練や資機材の整備を行ってきており、一定の成果を上げている。
今後も、資機材の整備等、SCUの機能維持を図るとともに、引き続きSCUを使用したトリアージ（患者の緊急度や重症度を判定して治療や後方搬送の優先順位を決める）及び広域搬送訓練を実施するなど、大規模災害の発生に備えた体制の強化を図る必要がある。（医務課）

○災害拠点病院の機能確保に向けた施設・設備整備の支援

現在、災害拠点病院として指定を受けている病院のうち、一部の建物が耐震構造を満たさない病院や、令和6年4月より指定要件に追加される浸水対策が十分ではない病院もあるため、災害拠点病院の要件充足に向けた整備を促していく必要がある。（医務課）

○病院における業務継続計画（BCP）の策定・活用の推進

災害拠点病院にあっては、平成31年3月までにBCPの整備及び整備されたBCPに基づいた研修等を実施することが指定要件とされており、全ての災害拠点病院でBCPが整備されているが、その他の病院では未整備の施設もあることから、引き続きBCPの策定を促していく必要がある。（医務課）

○災害時における保健指導マニュアル（保健師活動マニュアル）の活用

災害時の健康相談や健康指導などの保健師活動の基本的かつ実践的な内容を標準化するため、災害時における保健師活動マニュアルを平成16年3月に作成し、その後は大規模災害時保健医療救護マニュアル等の改正に伴い、マニュアルの改正を行っている。また、県内保健師を対象に研修会を開催し、マニュアルの活用について周知を図ったことにより、各所属において、マニュアルを活用した研修会や訓練が行われるなど、成果は上がっている。
今後も引き続き、マニュアルの評価を行うとともに、平時から災害時を想定した準備をしておく必要がある。（医務課）

○医薬品等の備蓄・供給体制の整備

医療救護に必要な医薬品等の調達を円滑に行うため、山梨県医薬品卸協同組合と協定及び保管管理委託を締結し、医療救護活動に必要と思われる医薬品等の備蓄を行っており、毎年度、備蓄品目の見直しを行ってきている。
また、備蓄の委託先の建物の耐震性能の確認を行うなど、医薬品等の安全な保管に努めている。
なお、平成26年度には、（一社）日本産業・医療ガス協会と、平成27年度には山梨県医療機器販売業協会と、令和元年度には関東甲信越臨床検査薬卸連合会と、それぞれ協定を締結し、災害時の医療ガス・医療機器等の円滑な供給体制の構築を図った。
引き続き、備蓄品目の見直しや検討を行っていくとともに、想定を超えて交通が麻痺し、緊急対応が必要となった場合の対応策を検討する必要がある。（衛生薬務課）

○災害時の心のケア支援体制の整備（DPAT（災害派遣精神医療チーム）の機能強化）

県立北病院の医師等が国の先遣隊研修に参加し、先遣隊として発災後直ちに活動できる体制を構築するとともに、他都県との実動訓練等への参加を通じ、関係チームとの協働による支援体制の整備を行って

る。

引き続き、DPAT の登録チームの拡大や県外からの DPAT の受け入れ体制の確立など体制の強化に取り組む必要がある。（健康増進課）

○透析患者の支援体制の整備

災害時の人工透析医療提供体制の維持・整備のため、平成 23 年度から県内人工透析医療機関において同意を得た透析実施患者情報を患者の居住地別に作成し、市町村等の関係機関と共有する体制を構築している。この体制は県内の人工透析患者全数ではないため、同意を得られない患者に制度について理解してもらうとともに、県外医療機関を受診する患者を把握する必要がある。

各透析医療機関の被災・感染の状況、支援要請等の情報を集約・共有し、患者受入先を調整する仕組みがなく、透析患者や家族、透析医療機関には自助・共助の意識が低い。加えて、平常時・災害時ともに、患者受入可能数などを把握できるシステムがない。そのため、医療機関等と連携して体制構築を進めていく必要がある。（健康増進課）

○放射線の影響に関する相談体制の整備

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故発生による健康相談に対応するため、健康相談マニュアルを作成し、必要に応じてスクリーニング検査を実施するなど、相談窓口を開設し体制の強化を図ってきたところである。引き続き、原子力発電所事故による放射線の影響に係る健康相談体制の整備について、実効性のある健康相談事業が実施できるよう相談体制を整備する必要がある。（健康増進課）

【建築物等の耐震対策の推進】

○保育所等の耐震化の促進

安心子ども基金等を活用し、改修等を行った結果、耐震改修促進法に基づく県内における階数 2 以上で 500 ㎡以上の保育所 29 棟については、すべての園において耐震化実施済であるが、法に定めのない小規模の保育所等も、施設の安全確保を図っていく必要がある。

【地域活性化との連携】

○老人クラブの活動への支援

高齢社会における生きがいがづくり、健康づくりに重要な役割を担う老人クラブの活動への支援は、高齢者福祉の増進とともに、地域コミュニティの活性化や災害時の避難行動等の災害対応力の強化に資するものであることから、引き続き支援を行う必要がある。（健康長寿推進課）

【流通食品、水道水の放射性物質等の検査体制の整備】

○流通食品、水道水の放射性物質等の検査体制の整備

県内に流通する食品及び水道水の放射性物質検査を平成 24 年から令和 5 年まで実施し、流通食品及び水道水の安全性を確認してきた。また、残留農薬の検査も毎年実施してきた。

今後も、大規模災害の発生に備え、確実な検査体制を整備する必要がある。（衛生薬務課）

【感染症対策の強化】

○大規模災害時における感染対策

避難所における感染症の発生及びまん延は被災者の健康・生命に影響を及ぼす恐れが高いが、令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震では、避難所において新型コロナウイルス感染症、季節性インフルエンザ及び感染性胃腸炎などの感染症がまん延した。

大規模災害発生時における避難所等の感染対策が円滑に行われるため、市町村と連携して準備を進める必要がある。

④エネルギー

【クリーンエネルギーの導入】

○木質バイオマスの利活用の推進

未利用材のエネルギー利用を促進するため、未利用材の収集・運搬作業の低コスト化を図る取組により発生する木質バイオマスの運搬に対し助成を行った。

引き続き目標達成に向け、移動式チップパー導入への支援などにより、利用施設への木質バイオマスの供給拡大を図る必要がある。（林業振興課）

○小水力発電の推進

災害リスクを回避・緩和するため、電源の多様化や自立・分散型電源の普及に向け、固定価格買取制度を活用した小水力発電施設の開発に取り組んでおり、引き続き事業を推進し、電力供給量を増加する必要がある。（電気課）

○水力発電の推進

電力の安定供給、並びに電源の多様化によるエネルギーセキュリティの確保に向け、長期改修計画を策定し、発電施設の健全性の向上に取り組んでいる。引き続き、県営水力発電所の施設整備を進める必要がある。（電気課）

○水力発電の機能強化

自立・分散型電源の普及によるエネルギーセキュリティの確保に向け、市町村に設置されている県営水力発電所は、停電時に自立電源として活用できるよう機能強化を図る必要がある。（電気課）

【自立・分散型エネルギーの導入】

○自立・分散型エネルギーの導入拡大

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、災害時のレジリエンス強化にも資する自家消費型太陽光発電の導入を拡大する必要がある。（環境・エネルギー政策課）

○プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車の普及促進

自動車から排出される温室効果ガスの削減とともに、災害時の電源喪失時の代替電源としても活用出来るPHV・EV・FCVの普及拡大を図る必要がある。（環境・エネルギー政策課）

【関係機関との連携】

○事前伐採の推進

県・市町村・電力会社等の関係機関が連携し、災害による電力供給インフラ被害の最小化を図る必要がある（環境・エネルギー政策課）

○電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

県・市町村・電力会社等の関係機関が連携し、本県の電力供給体制をより一層、強化する必要がある。（環境・エネルギー政策課）

【災害時における燃料確保の推進】

○災害時における燃料確保の推進

平成24年3月、山梨県石油協同組合と災害時の燃料の優先供給に係る協定を締結しているが、一般客への供給も行われるため、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され県外からの燃料供給が断たれた場合、燃料が枯渇する恐れがある。

このため、救援・救助活動等を間断なく実施するため、平成26年11月に、同組合と緊急車両等に供給する燃料を県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄促進する協定を締結し、燃料の安定供給を図って、引き続き、燃料の備蓄を促進する。（防災危機管理課）

⑤金融

【災害に備えた融資制度・体制の啓発及び拡充】

- 中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討
 大規模地震発生に備え、工場や店舗等の耐震化、防災設備の整備等を促す必要があり、そのための融資制度について、ホームページ等を活用して普及啓発に努めている。引き続き制度の周知、普及を行う必要がある。（産業振興課）

- 災害時における金融相談体制の充実・融資制度の周知
 災害発生時は、金融相談窓口に中小企業の資金繰りや復旧に向けた融資の相談が集中することが想定されるため、相談体制を拡充する必要がある。（産業振興課）

⑥情報通信

【防災・災害情報提供体制の整備】

○被災者に対する情報提供

災害時は、各報道機関との放送（報道）協定に基づく放送（報道）の要請を行い、テレビ・ラジオ・新聞紙面を活用した適時適切な情報提供を行う必要がある。また、ホームページ、SNS等を活用した多様な手段による情報提供を行う必要がある。（広聴広報グループ）

災害に関するホームページなどからの問い合わせについては、即時性を求める内容の投稿もあるため、迅速な対応に努める必要がある。（広聴広報グループ）

○災害時広報活動マニュアルの運用

県民への災害情報の迅速かつ確実な提供体制の確保のため、令和元年度に災害時広報活動マニュアルを改訂したところであるが、引き続きマニュアルを随時点検し、必要に応じ見直す必要がある。（広聴広報グループ）

○外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備

外国人住民の防災意識を高めるため、外国人向けの災害ガイドブック（7カ国語）を平成23年度に作成し、各市町村、関係機関等に配布した。併せて災害ガイドブックをホームページで公開している。

県国際交流協会と連携し「災害時ボランティアセミナー」「地域住民防災力向上事業」を実施した。

「やまなし外国人相談支援センター」（令和元年8月開設）を設置し、在留外国人に対する生活・就労等に関する情報提供や相談対応を実施している。

また、外国人住民は社会的な出入りがあることから、防災意識を高めるとともに、災害ガイドブックの配布や県ホームページでの公開を毎年度継続して実施する必要がある。（男女共同参画・共生社会推進統括官）

令和元年度に「山梨県災害多言語支援センター」に係る協定を山梨県国際交流協会と締結した。（男女共同参画・共生社会推進統括官、観光振興課）

令和2年度に整備した防災ポータルが多言語情報発信を実施している。（男女共同参画・共生社会推進統括官、観光振興課）

○外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備

令和元年度に改訂した「外国人旅行者への災害時対応マニュアル」及び令和2年度に作成した「災害時外国人旅行者向けフードコミュニケーションカード」の活用を促進した。

令和元年度に「山梨県災害多言語支援センター」に係る協定を山梨県国際交流協会と締結した。

令和2年度に整備した防災ポータルが多言語情報発信を実施している。

引き続き災害時における外国人旅行者の安全な避難行動を支援するため、観光や防災に関する情報を多言語で提供できる体制を構築する必要がある。

【県庁の災害対応力の強化】

○各種システムの緊急時運用体制の確立

緊急時運用体制については、DX・情報政策推進統括官所管の情報システム等は「ICT-BCP」を、各事業課所管の情報システムは「緊急時対応計画」を、それぞれ適切に運用することとしており、これらの継続的な見直し・充実が必要である。

電力供給が停止した場合、非常用発電機により情報システムの稼働継続は可能だが、停電が長期にわたる場合、稼働継続は困難となる。情報通信基盤については、万一の切断等に備え、回線の冗長化等を一層進める必要がある。（平成24年度に、（一社）山梨県情報通信業協会と「災害時における資機材提供等の協力に関する協定」を締結し、光ファイバ網及び庁内ネットワーク等の早期復旧のために必要な資機材の提供等の支援を受けることとした。）

○公衆無線LAN環境の整備促進

災害時等における県民等の通信手段の確保を図るため、防災拠点等となっている県有施設に山梨県無料公衆無線LAN（山梨県FreeWi-Fi）の整備を行った。引き続き、民間サービス提供事業者や市町村と連携を図りながら、災害時等を想定した公衆無線LAN環境の整備促進を図る必要がある。（DX・情報政策推進統括官）

○被災時における主要な情報システムの稼働環境の整備

主要な情報システムについて、大規模災害を想定した地震対策、水害対策、停電対策等が施され、情報の安全性・可用性が確保されたデータセンターに設置するとともに、データの破壊・消失時に最新に近い状況に速やかに復旧できるようにバックアップデータについてもシステムが設置されているデータセンターとは別の場所にオンラインで日々保管する必要がある。（DX・情報政策推進統括官）

【発災後のインフラ復旧対策の推進】

○発災後のインフラ復旧対策の推進

防災体制の見直しに伴い、県及び関係機関のより一層の対応力の強化を図るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要がある。（防災危機管理課）

令和元年東日本台風の豪雨により主要交通網の脆弱性が露呈したことから、交通や輸送の機能が途絶し又は混乱した場合において、これらの機能や秩序を速やかに回復し、緊急輸送などを円滑に行う必要がある。（交通政策課・道路管理課）

【被害情報の収集体制の確立】

○ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立

災害発生時の映像による被害状況等の情報収集体制の確立において、消防防災ヘリコプター「あかふじ」からのテレビ伝送システムは欠かすことのできない手段である。映像による被害状況等の情報収集体制の充実のため、引き続き消防防災ヘリコプター「あかふじ」からのテレビ伝送システムを活用する必要がある。（防災危機管理課）

○高所監視カメラ・テレビ会議システム等による被害状況収集体制の確立

災害発生時において、現地の被害状況を迅速に収集する体制の確立に、各合同庁舎に設置した高所カメラの映像や、テレビ会議システムは欠かすことのできない手段である。引き続き、災害発生時の被害状況を迅速に収集する体制の充実のため、各合同庁舎に設置した高所カメラやテレビ会議システムを活用する必要がある。（防災危機管理課）

○被災状況等の効果的情報収集体制の強化

被災情報収集体制の整備及びヘリコプターテレビ伝送システムによる被災状況等の情報収集体制の強化を図るため、無線及び電話の不通に備え、衛星携帯電話及び災害発生時優先電話の配備拡大を図るとともに、県警察ヘリコプター「はやて」の早期運用と同機搭載のヘリコプターテレビ伝送システムを有効に活用した被災状況の映像送信に係る訓練を実施してきているが、より効果的な情報収集体制の確立のため、引き続き衛星携帯電話及び災害発生時優先電話の拡充について検討するとともに、「はやて」を活用した訓練等を継続して実施する必要がある。（警察本部）

【通信機能の強化】

○災害時の迅速かつ適確な応急対策に資する最先端技術を活用した防災通信網の整備による情報収集・伝達体制の確立

富士山噴火時の迅速な情報収集・伝達のためローカル5Gなどの高速通信網の整備や地上波だけでなくスターリンクなどの衛星回線での多重化を図ることで迅速かつ確実な情報通信網を整備するとともに、文字・音声情報だけでなく映像・画像通信により「分かり易い」情報通信体制を整備する。（火山防災対策室）

また、災害時における被害情報収集・伝達体制の確立のため、県、市町村、消防本部、防災関係機関に設置されている防災行政無線の維持管理や設備の更新を行うとともに、災害時における活動拠点となる都市公園等に防災行政無線を増設するなど通信機能の強化を図っている。引き続き、安定した通信確保を図るため、施設の維持管理と整備を行う必要がある。（防災危機管理課）

○消防救急デジタル無線の広域化・共同化の推進

引き続き、広域的な機動性の確保とともに、災害に強い情報通信体制の整備を進めていくため、消防救急デジタル無線の広域化・共同化の働きかけを行う必要がある。（消防保安課）

○災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保

災害時、回線の混雑や切断に左右されない通信手段を確保するため、災害拠点病院、透析医学会各医療機関等に衛星携帯電話を整備するとともに県保健医療救護対策本部において庁内LANが使用できない場合に備え、県本部のEMIS（広域災害救急医療情報システム）が衛星回線にアクセスできるデータ通信環境を整備するなど、一定の成果を上げている。

また、平成27年度末時点で、全ての病院及び全市町村のEMISへの加入が完了したところであるが、有床診療所については未加入の施設がある状況となっている。

今後は、整備された衛星回線を積極的に利用して訓練を実施するとともに、EMISに未加入の有床診療所へ加入を促していく必要がある。（医務課）

○警察署等の通信付帯施設の老朽化対策の検討

これまでの警察署通信施設点検等の結果、無線通信空中線（アンテナ）を支持する組立鋼板柱の経年劣化が判明しており、災害発生時の倒壊等を防止するため、引き続き計画的に改修等の検討を行う必要がある。（警察本部）

○警察署等の災害時電源確保対策の検討

停電時の電源の確保のため、警察署等に自家用発動発電装置を設置しており、一定の間の電源確保の体制は整備されている。

しかしながら、燃料容量には限りがあり、長期にわたる停電が発生し、燃料の補給が困難となった場合には、発動発電機が停止して通信施設の電源供給が絶たれてしまうおそれがあることから、引き続き警察署等の庁舎建替時に外部から発電装置を持ち込めるよう、移動用発電設備の受電口の整備を行う必要がある。（警察本部）

⑦産業構造

【発災後のインフラ復旧対策の推進】

○発災後のインフラ復旧対策の推進

防災体制の見直しに伴い、県及び関係機関のより一層の対応力の強化を図るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要がある。（防災危機管理課）
令和元年東日本台風の豪雨により主要交通網の脆弱性が露呈したことから、交通や輸送の機能が途絶し又は混乱した場合において、これらの機能や秩序を速やかに回復し、緊急輸送などを円滑に行う必要がある。（交通政策課・道路管理課）

【自立・分散型エネルギーの導入】

○自立・分散型エネルギーの導入拡大

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、災害時のレジリエンス強化にも資する自家消費型太陽光発電の導入を拡大する必要がある。（環境・エネルギー政策課）

○プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車の普及促進

自動車から排出される温室効果ガスの削減とともに、災害時の電源喪失時の代替電源としても活用出来るPHV・EV・FCVの普及拡大を図る必要がある。（環境・エネルギー政策課）

【中小企業に対する災害時支援制度の充実等】

○「事業継続力強化計画」認定の促進

平成28年10月に県、東京海上日動火災保険(株)及び商工団体等で、「事業継続計画（BCP）策定支援等に関する協定」を締結し、協定締結団体が連携して取り組みを行った結果、令和4年度末時点における県内中小企業の「事業継続力強化計画」認定数は398社となった。

令和4年度からは、県のイノベーション補助金において、事業継続力強化計画の認定を受けた企業への加算制度を導入し、計画策定への意欲を高める取組を行っている。（産業政策課）

○「事業継続力強化支援計画」策定の促進

国では、小規模事業者支援法を令和元年6月に改正し、商工会及び商工会議所が行う経営改善普及事業の一環として、中小企業者の防災・減災対策を支援する「事業継続力強化支援事業」を新たに位置付け、商工会及び商工会議所が市町村と共同して中小企業者の事業継続力強化を支援するための「事業継続力強化支援計画」を策定し、県知事が認定する制度を創設した。

県は、商工会・商工会議所及び該当市町村に計画策定の働きかけを行うため、令和2年10月に「事業継続力強化支援計画の申請ガイドライン」を策定・公表し、令和4年度末に24団体が計画を策定した。（産業政策課）

【富士山観光客等避難対策の推進】

○富士山五合目以上の区域における観光客等避難対策の推進

富士山五合目以上の区域においては、大雨の影響によりスバルラインが通行止めとなり、一時的な登山客及び観光客の滞留が発生したが、迅速な対応ができたため大きな影響は生じなかった。しかし、復旧に数日間を要する事態が発生した場合には、多数の滞留者が発生するため、滞留者への水・食料や一時避難場所の提供及び速やかに麓まで避難（下山）させる方法を検討する必要がある。

富士山の噴火に備えるためのヘルメットや防塵マスク等の十分な配備、来訪者への注意喚起や迅速な避難のための火山情報の提供方法も検討する必要がある。（防災危機管理課、世界遺産富士山課、治山林道課、道路管理課、警察本部）

【災害によるインフラ被害の最小化】

○事前伐採の推進

県・市町村・電力会社等の関係機関が連携し、災害による電力供給インフラ被害の最小化を図る必要がある（環境・エネルギー政策課）

【産業を担う人材の確保】

○建設産業を担う人材の確保・育成の推進

建設業における労働力確保は主要課題の一つであり、このままでは労働者の減少に歯止めがかからず、将来的な災害対応やインフラ整備など国土強靱化にも支障を及ぼす恐れがある。このため、若年者・女性等の入職・定着の促進を図るとともに、建設業に対するイメージを向上させる必要がある。（建設業対策室）

【地域活性化との連携】

○CLT工法等新技術の導入

令和4年度時点で県内でCLTを使った建築物は9施設となっている。令和4年度は、民間建築物への利用促進のため、需要者である商工団体に対しCLT工法等の技術を用いた木造建築物について有識者による講習を行い普及を図った。（林業振興課）

○県産材需要拡大の推進

公共施設の木造・木質化について、庁内に「県産材利用推進対策部局連絡会議」（平成 29 年度より「県産材利用促進会議」）を設置し、県産材利用の働きかけと公共施設等への木造化・木質化の支援を実施した。また、令和 4 年度に福祉法人が建築する施設の支援を行った。さらに、供給システム強化では 5 グループの取り組みに対し助成した。

林業・木材産業関係団体と商工関係団体等が連携するネットワークにおいて、木造化・木質化へ向けた普及コンテンツを作成し、県産材利用の普及啓発を行った。引き続き、公共建築物とともに民間建築物の木造化・木質化を促進し、県産材の需要拡大に向けた生産体制の確立を図る必要がある。（林業振興課）

○本社機能移転等の推進

東京など人口が集中している大都市から新たな人の流れを生み出し、本県での雇用創出や地域経済の活性化を図るため、本社機能の移転や事務所・研究開発施設の拡充を推進する必要がある。（成長産業推進課）

【県防災体制の充実・強化】

○電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

県・市町村・電力会社等の関係機関が連携し、本県の電力供給体制をより一層、強化する必要がある。（環境・エネルギー政策課）

【災害時における燃料確保の推進】

○災害時における燃料確保の推進

平成 24 年 3 月、山梨県石油協同組合と災害時の燃料の優先供給に係る協定を締結しているが、一般客への供給も行われるため、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され県外からの燃料供給が断たれた場合、燃料が枯渇する恐れがある。

このため、救援・救助活動等を間断なく実施するため、平成 26 年 11 月に、同組合と緊急車両等に供給する燃料を県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄促進する協定を締結し、燃料の安定供給を図って、引き続き、燃料の備蓄を促進する。（防災危機管理課）

⑧交通・物流

【緊急物資・燃料の確保】

○緊急物資の調達（調達の協定）

災害時に必要な物資が被災者などに供給されるよう、山梨県消費生活協同組合連合会との協定を更新するとともに連絡責任者といった連携体制を確認した。物資供給が円滑に行われるよう引き続き連携体制を確保していく必要がある。（県民生活安全課）

○災害に強い物流システムの構築

災害に強い物流システムを構築するため、広域物資輸送拠点の選定、通信設備等の整備を行うとともに、山梨県トラック協会及び山梨県倉庫協会等と協定を締結し、物資の荷役・配送作業に係る体制を整備してきている。平成29年度は、富士東部地域にも広域物資輸送拠点を確保するため、民間物流事業者と協定を締結した。（防災危機管理課）

令和4年度には、中央市に新たに整備された山梨中央ロジパークを活用するため、民間物流事業者と協定を締結した。同所はヘリポートの整備、浸水対策のための底上げ等、災害時の広域物資輸送拠点として活用が期待される。

○災害時における燃料確保の推進

平成24年3月、山梨県石油協同組合と災害時の燃料の優先供給に係る協定を締結しているが、一般客への供給も行われるため、大規模災害時に主要幹線道路が寸断され県外からの燃料供給が断たれた場合、燃料が枯渇する恐れがある。

このため、救援・救助活動等を間断なく実施するため、平成26年11月に、同組合と緊急車両等に供給する燃料を県内の中核給油所及び小口配送拠点に備蓄促進する協定を締結し、燃料の安定供給を図って、引き続き、燃料の備蓄を促進する。（防災危機管理課）

○緊急物資の確保・供給（調達の協定、県外救援物資受け入れ体制の整備、緊急物資調達・配送システムの確立）

災害発生時に生活必需物資（食料品、飲料水及び日用品）を調達するために、小売業者等23社（県内7社及び県外16社）と協定を締結し、年1回、連絡責任者及び物資保有数量の確認を行うとともに、協定締結小売業者等に対し、県地震防災訓練への参加を要請している。

必要とされる物資を速やかに確保できるよう調達体制の拡充を図るため、協定締結小売業者等と協定内容の見直しを行うとともに、引き続き、協定を締結していない小売業者等に対し、協定締結を働きかけていく必要がある。

また、物資調達業務の円滑な実施に向けて、「災害対策本部統括部物資班マニュアル」の見直しや、導入間もない「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用について、防災局と引き続き協力する必要がある。（産業政策課）

○災害救助用米穀の調達（緊急時の政府備蓄米の引き渡し要請等）

災害救助用米穀を国から調達し、市町村へ円滑に引き渡すための具体的な手続きについて、令和元年度において「災害時における食糧供給対策実施要領」の修正を行った。引き渡しの手続きについて、市町村等の関係機関に対して継続的に周知徹底する必要がある。（食糧花き水産課）

【リニア中央新幹線の整備】

○リニア中央新幹線の早期実現

災害時のJR中央線の補完・代替公共交通機関として利用できるリニア中央新幹線の早期実現に向け、関係団体と連携・調整し機運の醸成を図った。（リニア未来創造・推進グループ）

【鉄道輸送の安全確保の促進】

○鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進

鉄道輸送の安全の確保を図るため、中小民間鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備に補助しているが、地域鉄道の維持はもとより、今後は大規模自然災害を踏まえ、必要に応じた設備の整備も想定されるため、引き続き補助事業を実施する必要がある。（交通政策課）

【災害時応急対策の推進】

○災害時における応急対策業務の協力体制の推進

防災体制の見直しに伴い、県及び関係機関のより一層の対応力の強化を図るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要がある。（防災危機管理課）

令和元年東日本台風の豪雨により主要交通網の脆弱性が露呈したことから、交通や輸送の機能が途絶し又は混乱した場合において、これらの機能や秩序を速やかに回復し、緊急輸送などを円滑に行う必要がある。（交通政策課・道路管理課）

災害時の迅速な被災情報収集や応急対策業務を円滑に実施するため、（一社）山梨県建設業協会と協定を締結しており、台風等異常気象時の被災情報収集や応急復旧工事等の実施に成果を上げている。（治山林道課）

災害時に応急仮設住宅の建設用木材が不足した場合に備えるため、山梨県森林整備生産事業協同組合、

（一社）全国木造建設事業協会及び県内原木市場と協定を締結しており、県有林材を速やかに確保できる仕組みの整備と、応急仮設住宅の供給体制の強化が図られている。（県有林課）

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、山梨県建設業協会、山梨県測量設計業協会、山梨県建設コンサルタンツ協会及び、（公社）日本下水道管路管理業協会等と協定を締結し、協定に基づき災害時の被災情報収集や応急復旧工事等を実施してきており、一定の成果を上げているが、担当職員の変更等により災害時における協定の円滑な運用に支障をきたす恐れがあるため、引き続き定期的な訓練等を実施する必要がある。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課、下水道室）

○道路の点検・啓開マニュアルの運用及び訓練の実施

地震災害行動マニュアルに基づき、災害時の道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するための防災訓練を実施してきており、一定の成果があるが、有事に備えた適切な運用ができるように、引き続き防災訓練を実施していく必要がある。（県土整備総務課、道路管理課）

【社会資本整備重点計画の策定】

○社会資本整備重点計画の策定及び推進

限られた財源の中で、県民生活の向上や地域経済の発展を支える社会資本の整備を効果的・効率的に推進するため、選択と重点化により重点的に取り組むべき社会資本整備の方向性を明らかにした「山梨県社会資本整備重点計画」を策定（第一次：平成16年～平成19年、第二次：平成20年～平成26年、第三次：平成27年～令和元年、第四次：令和2年～令和9年）し、同計画に基づき整備を推進してきている。国による「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の内容を反映し改定した第四次計画（令和2年～令和9年）に基づき、引き続き整備を推進する必要がある。（県土整備総務課）

【建設産業を担う人材の確保等】

○建設産業を担う人材の確保・育成の推進

建設業における労働力確保は主要課題の一つであり、このままでは労働者の減少に歯止めがかからず、将来的な災害対応やインフラ整備など国土強靱化にも支障を及ぼす恐れがある。このため、若年者・女性等の入職・定着の促進を図るとともに、建設業に対するイメージを向上させる必要がある。（建設業対策室）

【災害に強いまちづくりの推進】

○無電柱化の推進

災害時に電柱や電線類の倒壊による通行障害を防止するため、無電柱化を市街地を中心に進めてきている。これまで6次にわたり計画を策定し、約86kmの整備を終え一定の効果があるが、第7期山梨県無電柱化推進計画でも約92kmの整備が合意されており、引き続き無電柱化を推進する必要がある。（道路整備課、道路管理課、都市計画課）

【道の駅等への防災施設の整備】

○道の駅等の防災機能の確保

これまで防災備蓄倉庫等の整備を通じて県管理道路等の防災力の強化について努めてきたところであるが、平成26年の異常降雪被害の経験から、豪雪や近い将来の発生が懸念される南海トラフ地震、富士山噴火などの広域的な災害に対し、更なる地域防災機能の確保に向けた準備と維持管理を適切に行っていく必要がある。（防災危機管理課、道路管理課）

【災害時に備えた県内道路ネットワークの整備推進】

○林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）

県営林道のうち、国道・県道を連絡し、災害時の代替輸送路として機能を有する路線の計画延長は289.7kmあり、令和4年度までに272.2kmの整備を実施している。（令和3年度末に南アルプス線（起点～栄明橋橋台まで）4.9km県道に移管）また、災害時の集落孤立防止に有効な路線の計画延長は92.8kmであり、令和4年度までに88.0kmの整備を実施した。いずれも、大規模災害発生時の効果発現に向け、優先的に整備を進める必要がある。（治山林道課）

○老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

林道施設の長寿命化及び機能強化対策として、平成30年度に施設の再点検を実施したところ、605箇所ある橋梁等のうち県道や市町村道と連絡する路線等の152箇所を優先的に補修する必要があると判明した。令和4年度は、山梨県県営林道施設長寿命化計画（個別施設計画）に基づき6箇所の対策を実施した。災害時の緊急輸送路等となる林道施設の老朽化対策として、引き続き長寿命化に取り組む必要がある。（治山林道課）

○大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備

重要物流道路制度における重要物流道路及び代替路・補完路の整備を最優先させ、災害時の物流機能を確実に確保するとともに、避難誘導や救援活動を支える幹線道路等の整備を推進しているが、依然として多くの未整備箇所が残っており、非常事態に対応する道路網の確保が課題であるため、引き続き幹線道路等の整備を推進する必要がある。また、老朽化対策として、既存道路の改築を推進していく必要がある。（道路整備課、高速道路推進課、都市計画課、甲府河川国道事務所（国））

- 富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備
 地域住民や富士山を訪れる観光客などの避難誘導、救援や物資輸送等を円滑に行うため、富士北麓地域の道路網整備を推進してきている。しかし、未整備の箇所も多く、災害時の非常事態に対応した交通の確保が課題であることから、引き続き富士山噴火や豪雨・豪雪等の災害時に当該地域からの避難を支える道路網の整備を推進し、リダンダンシー（交通の多重性）の確保を図っていく必要がある。（道路整備課、甲府河川国道事務所（国））
 - 大規模地震などの発生時に避難を支える道路の整備
 地域間の連携を強化する道路を整備することにより、災害に強い道路網や沿線地域住民の避難を支える道路網の確保に繋がることとなるが、依然として多くの未整備箇所が残っており、災害時の非常事態に対応する交通の確保が必要であるため、引き続き整備を推進する必要がある。また、老朽化対策として、既存道路の改築などを推進していく必要がある。（道路整備課）
 - 多重性・代替性（リダンダンシー）を有する災害に強い道路網の整備
 災害時に安定的に人やモノの輸送を確保するため、広域避難や救援、迅速な復旧・復興を支えるリダンダンシーを有する道路の整備を推進してきているが、依然として多くの未整備箇所が残っており、災害時に確実に機能する道路網の確保が課題であるため、隣接都道府県とを結ぶ幹線道路などについて、リダンダンシーを有する災害に強い道路網の整備を推進する必要がある。（道路整備課）
 - スマート IC の整備促進
 災害に強い道路網の構築を図る上で、既存の高速道路へのスマート IC の整備が重要であり、被災後の代替路や物流拠点の形成が図られることなどから、引き続きスマート IC の整備を促進する必要がある。（高速道路推進課）
 - 県外とを結ぶ高速道路等の整備促進
 県外とを結ぶ高速道路等は、産業や観光振興に寄与し、地方を成長させ人口減少を克服し、地方創生を促すための重要な社会基盤であり、また、災害発生時の避難路あるいは緊急輸送路となるため、これまで整備を促進し、一定の成果を上げているが、未開通区間や対策必要箇所があるため、引き続き整備促進を図る必要がある。（高速道路推進課、甲府河川国道事務所（国））
 - 道路防災危険箇所等の解消
 道路路面崩壊、路肩決壊等の危険箇所の解消のため、緊急輸送道路上の雨量規制区間や特に対策が必要な道路防災危険箇所（全 2 6 4 箇所）について法面対策工等の防災対策を実施してきており、早期に対策が必要な箇所（全 1 2 2 箇所）の約 39%（令和 4 年度末）の対策が完了しているが、未対策箇所も多く、引き続き危険箇所の解消を図る必要がある。（道路管理課）
 自然災害の危険防止に配慮し、要対策とされている箇所に対して、重点的に対策を行っている。また、台風などの大雨の際に道路利用者の安全を確保するため、あらかじめ定めた規制雨量に達すると通行止めを行う事前通行規制区間が山梨県の直轄国内には 6 箇所あるが、そのうち 2 箇所において、防災対策が完了したことから、組合せ雨量による通行止め基準を導入し、規制雨量を緩和している。（甲府河川国道事務所（国））
 - 都市計画道路（街路）の整備
 災害に強い街路網を構築するため、行政、医療、教育、文化施設等の都市機能が集積する拠点市街地内の街路整備を実施してきた。整備完了箇所では、交通の円滑化、歩行者の安全性の向上及び駅・病院等都市施設へのアクセス性が向上するなど、一定の成果は得られている。しかし、未だ整備すべき未整備箇所も多いことから、引き続き事業を実施する必要がある。（都市計画課）
- 【インフラ等の長寿命化、耐震化】**
- 緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進
 災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、跨線橋・跨道橋と緊急輸送道路の橋梁の耐震補強を進めてきており、対象橋梁の耐震化率は約 53%と一定の成果があるが、未実施の箇所も多く、引き続き耐震化を推進する必要がある。（道路管理課）
 災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化工事を進めてきており、引き続き橋梁の耐震化を推進する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））
 - 橋梁の長寿命化の推進
 災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「山梨県橋梁長寿命化実施計画」に基づき、必要な対策を実施していく必要がある。（道路管理課）
 平成 26 年度に改正された道路施設（橋梁、トンネル他）の点検要領に基づき、適切な維持管理を行っていく必要がある。（甲府河川国道事務所（国））
- 【発災後のインフラ復旧対策の推進】**
- 発災後のインフラ復旧対策の推進
 防災体制の見直しに伴い、県及び関係機関のより一層の対応力の強化を図るため、関連マニュアルの整

備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要がある。（防災危機管理課）
令和元年東日本台風の豪雨により主要交通網の脆弱性が露呈したことから、交通や輸送の機能が途絶し又は混乱した場合において、これらの機能や秩序を速やかに回復し、緊急輸送などを円滑に行う必要がある。（交通政策課・道路管理課）

【降灰対策の推進】

○富士山火山噴火に伴う降灰から道路交通の確保を図る体制づくり

これまで県管理道路において火山噴火に伴う除灰作業を行った経験がなく、現状では、降灰に対応できる経験や技術を持ち得ていない。今後は、予想される富士山噴火時の降灰から、避難路や輸送路を確保するため、道路の除灰に関する計画の検討を進め、除灰できる体制づくりを行う必要がある。（道路管理課）

【道路除排雪計画の運用等】

○山梨県道路除排雪計画の推進

これまで十年に一度経験する程度の大雪に対する除雪体制は備えているが、平成 26 年の異常降雪被害の経験を踏まえ、想定を超えた降雪に対し、効率的な道路の除雪を行う必要がある。（道路管理課）
他の道路管理者との連携した除雪体制を確立する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

【帰宅困難者対策等の推進】

○帰宅困難者等の搬送体制の構築

鉄道事業者への早期の復旧要請や道路管理者等への緊急輸送道路の確保要請を迅速かつ適切に行うとともに、帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民を迅速かつ適切に輸送するため、（一社）山梨県バス協会及び（一社）山梨県タクシー協会等と定期的に協議を行い、意識共有と連絡体制の確立を図っている。引き続き、帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民の搬送体制の充実を図るため、継続的な意識共有と連絡体制を確保する必要がある。（交通政策課）

【デジタル技術の活用】

○現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進

ドローンを用いた測量や ICT 機器による効率的な施工等、その利活用は一部の企業に留まっており、中小規模の建設企業などには普及していない状況であるため、全ての企業が普段使いの技術として使用可能な状況となるよう、更なる普及拡大を図る必要がある。（技術管理課）

○災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

災害発生時において、立ち入り困難な被災現場での的確な情報収集やそれをもとにした早期の復旧のための計画づくり等を行う上で、的確かつ効率的に行うためには、ドローン等の機材の整備や職員が操作できる体制を整えておく必要がある。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課、治水課、砂防課）

⑨農林水産

【森林の公益的機能の維持・増進】

○森林の公益的機能の維持・増進

森林の公益的機能を高度に発揮させるため、県民参加の森林づくり推進事業を平成24年度から実施し、森林の機能について県民の理解を深める活動を行ってきた。平成26年度から開催している森林整備現場見学会や、令和4度には若者向けにシンガソングライターの伸太郎氏を起用したPR動画の制作・放映を行い、一定の普及啓発が図られている。引き続き、森林環境税情報誌「木もれ日」も活用し、県民の理解を得ながら森林の整備・保全活動を推進する必要がある。（森林政策課）

平成19年度に創設した、官民による組織「やまなし森づくりコミッション」が、森林所有者と森づくり活動を行いたい企業・団体とのマッチング等を行ってきた。また、平成24年度から28年度までの間に地域の民間団体が行う森林整備活動に対し助成を行い、様々な主体による森林整備活動が広まってきている。令和4年度は新型コロナウイルス感染症予防のため一部の森林整備活動が中止となったが、引き続き、企業のCSR活動や地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する必要がある。（森林整備課）

植栽・保育・間伐等の森林整備や森林火災防止活動等の計画的な実施により、木材の生産や山地災害の防止など、森林の公益的機能の強化を図っており、令和4年度は6,625haの整備を実施し、概ね目標を達成した。引き続き、森林整備等に取り組んでいく必要がある。（森林整備課・県有林課）

昭和35年から、荒廃した保安林の機能回復と複層林への誘導を計画的に進め、公益的機能の維持増進を図ってきたところであるが、森林は放置しておくとう荒廃が進み水源かん養機能や土砂流出防止機能が低下するため、継続的に森林整備を行っていく必要がある。（治山林道課）

【クリーンエネルギーの導入】

○木質バイオマスの利活用の推進

未利用材のエネルギー利用を促進するため、未利用材の収集・運搬作業の低コスト化を図る取組により発生する木質バイオマスの運搬に対し助成を行った。

引き続き目標達成に向け、移動式チップパー導入への支援などにより、利用施設への木質バイオマスの供給拡大を図る必要がある。（林業振興課）

【災害時応急対策の推進】

○災害時における応急対策業務の協力体制の推進

災害時の迅速な被災情報収集や応急対策業務を円滑に実施するため、（一社）山梨県建設業協会と協定を締結しており、台風等異常気象時の被災情報収集や応急復旧工事等の実施に成果を上げている。（治山林道課）

災害時に応急仮設住宅の建設用木材が不足した場合に備えるため、山梨県森林整備生産事業協同組合、（一社）全国木造建設事業協会及び県内原木市場と協定を締結しており、県有林材を速やかに確保できる仕組みの整備と、応急仮設住宅の供給体制の強化が図られている。（県有林課）

○環境悪化を防ぐための応急対策の推進

家畜排せつ物法施行（平成11年11月1日）後、毎年度、畜産農家巡回を通じて、家畜排せつ物の管理の適正化に努めるよう指導してきており、管理基準対象農家は100%対応済みである。家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫等が、万が一本県において発生した場合、迅速かつ円滑に防疫活動が実施できるよう平成16年度から、家畜保健衛生所ごとに防疫演習を実施してきている。

引き続き、畜産農家巡回等を通じて、「家畜排せつ物法」と「飼養衛生管理基準」遵守について指導するとともに、「特定家畜伝染病（口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザなど）に関する防疫演習」を実施することによって、衛生環境の悪化防止に取り組んでいく必要がある。

なお、平成24年3月23日に（一社）山梨県建設業協会と処分家畜等の埋却作業を迅速かつ的確に実施することを目的とした「家畜伝染病における防疫対策業務に係る協定書」を締結した。（畜産課）

【土砂災害対策の推進】

○治山事業による土砂災害対策の着実な推進

山地災害危険地区の未着手解消の取り組みにおいては、令和4年度末現在で2,385地区に着手しており、県内危険地区総数の3,489地区に対して約7割に着手済みと全国平均以上の成果をあげている。今後も山地災害の未然防止に向け、未着手地区の解消を推進する必要がある。（治山林道課）

【植生回復及び土砂流出、森林の荒廃による水源涵養機能の低下等を防ぐための研究・調査】

○森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究

植生回復及び土砂流出を調べるために植生保護柵内外に設置した調査区では、これまでの調査において、植生保護柵内で植生の回復がわずかに認められた。土砂流出量については、植生保護柵の有無による違いはまだ判定できないため、今後も研究・観測を継続する必要がある。（森林総合研究所）

○森林環境税モニタリング調査の実施

森林の荒廃による水源涵養機能の低下や土砂災害等を未然に防ぐために、森林環境税を財源の一部とした森林整備が行われており、この事業効果を検証するため、平成25年度からモニタリング調査を行って

いる。

これまでの調査では、林床の被覆率、樹冠の開空度ともに改善している箇所と低位な箇所の双方が確認され、今後も調査を継続し、調査の結果や事業の効果について公表する必要がある。（森林総合研究所）

【農地の保全等による災害対策の推進】

○農村資源の保全管理活動の推進

多面的機能支払交付金等を活用して、農地等を保全する共同活動等（草刈り、水路の泥上げや補修等）の取り組みを支援しているが、高齢化や過疎化に伴い集落機能が低下している地域もあるので、活動を継続するために支援を続けていく必要がある。（農村振興課）

○農業用ため池の耐震化の推進

ため池の整備については、平成25年度から機能の健全度を把握するために一斉点検及び耐震調査を実施し、この調査結果を踏まえ、ため池等整備事業や土地改良施設耐震対策事業などの農地防災事業により、耐震化対策が必要なため池の整備を進めており、今後も計画的な整備を進める必要がある。

更に、これらのハード対策と併せて、地域防災体制の構築や施設を適切に保全していくための管理体制の整備などのソフト対策を実施する必要がある。（耕地課）

○土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

農地や農業用施設等の農業生産基盤に係る災害の未然防止や低下した機能を回復するため、これまで緊急性の高い箇所に対して土砂災害防止対策や地すべり対策等を実施し、農業生産の維持及び農家経営の安定と国土の保全、農村地域の安全、安心な生活環境の実現を図っているが、一方で、老朽化が著しい農業用水利施設等も存在していることから、継続した整備が必要である。（耕地課）

○浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

農地等の浸水・浸食被害が懸念される農村地域において、用排水路の法面崩落防止や、排水機場の機能保全等の整備を進めてきた。今後も、引き続き農地の浸水・浸食被害対策を推進するとともに、整備済みの農業用水利施設の長寿命化・耐震化対策を併せて進める必要がある。（耕地課）

○基幹的農業水利施設等の整備

これまで、基幹的農業水利施設等については、営農に必要な農業用水を安定して供給するための整備を進めてきており、農業生産の維持及び農家経営の安定化に大きな役割を果たしている。しかしながら、整備から年数が経過し老朽化が進んだ施設も存在しており、突発的な事故の防止や低下した機能を回復するため、補修・補強等の整備が必要である。（耕地課、関東農政局）

○農業集落排水施設の長寿命化の推進

農業集落排水事業を昭和59年度から実施し、44箇所の整備を行い、農業集落の集落環境の向上を図ってきた。平成25年度に施設の整備目標100%を達成し、一定の成果を得ている。一方、施設の機能維持に向けた取り組みとして、令和2年度までに県内44地区全てにおいて、適正な時期に必要な対策を実施していくための最適整備構想の策定が完了した。（耕地課）

【農産物の生産技術の普及等】

○県産農産物の生産技術対策の普及徹底

農業気象災害の対応は、これまで事前・事後対策の作成をはじめ、発生状況調査、被災後の技術対策の徹底等を実施しており、被害を最小限にとどめるなど、成果を上げている。大規模自然災害に備え、引き続き事前対策の周知による予防策の徹底や事後対策の迅速かつ的確な実施に努める必要がある。（農業技術課）

○農業者に対する経営再建資金制度の周知

災害後、迅速かつ効率的に経営再建が図られるよう、農業者に対する経営再建支援として、農業災害対策資金利子補給補助を行っており、一定の成果を上げている。大規模自然災害に備え、引き続き制度を維持する必要がある。（農業技術課）

【放射性物質等の検査体制の整備】

○農産物の放射性物質等検査体制の整備

放射性物質検査を平成23年度以降、毎年実施しており、本県農産物の安全・安心を担保している。平成29年3月の国の原子力災害対策本部の「検査計画、出荷規制等の品目・区域の設定解除の考え方」により、本県産農産物は検査対象から除外されたが、一部の国・地域の輸出規制等に対応するため、JA等と連携し自発的に検査を実施しており、安全・安心な県産農産物の流通に寄与している。（農業技術課）

【農産物等供給体制の確立】

○災害救助用米穀の調達（緊急時の政府備蓄米の引き渡し要請等）

災害救助用米穀を国から調達し、市町村へ円滑に引き渡すための具体的な手続きについて、令和元年度において「災害時における食糧供給対策実施要領」の修正を行った。引き渡しの手続きについて、市町村等の関係機関に対して継続的に周知徹底する必要がある。（食糧花き水産課）

【災害時に備えた県内道路ネットワークの整備推進】

○基幹農道の整備

基幹農道は広域的な営農団地間を結び農産物の生産流通の合理化や農村地域の利便性の向上が図られるとともに、国道、県道への緊急避難路の補助的な役割を担っている。

一方、昭和40年代から整備が進められた基幹農道の橋梁やトンネルでは建設から多年が経過していることから、施設の安全性の調査を進め、今後、長寿命化や耐震化の対策を計画的に進める必要がある。（耕地課）

【農業・農村の多面的機能の維持・増進】

○荒廃農地解消対策の推進

農業生産活動や農村景観に影響を及ぼす荒廃農地の有効活用に向けて、ほ場や農道、用排水路等の生産基盤の整備及び関連する支援策を一体的に実施することにより、荒廃農地の発生防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能の維持を推進してきたところ、これまで県内で2,886haを解消するなど一定の成果を上げているが、引き続き地域の実情に応じて必要な対策を講じて荒廃農地の発生防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する必要がある。（担い手・農地対策課、耕地課）

○農地の整備（生産基盤の整備）

農業生産の基盤となる農地や農業用施設は、食料の安定供給や農村の健全な発展に寄与するとともに、生産活動の継続により農業・農村が有する多面的機能が発揮され、県土保全に大きな役割を果たしている。しかしながら、狭小で不整形の農地は作業効率が悪く、また、農業者は高齢化によるリタイアが進み、農地を有効に利用する体制が十分でないため、荒廃農地の増加が進行している。このため、農地の大区画化や汎用化により、生産コストの削減や生産量の増大を図るとともに、担い手への農地集積・集約化を推進するため農業基盤整備の実施が必要である。

（耕地課）

【地域活性化との連携】

○CLT工法等新技術の導入

令和4年度時点で県内でCLTを使った建築物は9施設となっている。令和4年度は、民間建築物への利用促進のため、需要者である商工団体に対しCLT工法等の技術を用いた木造建築物について有識者による講習を行い普及を図った。（林業振興課）

○県産材需要拡大の推進

公共施設の木造・木質化について、庁内に「県産材利用推進対策部局連絡会議」（平成29年度より「県産材利用促進会議」）を設置し、県産材利用の働きかけと公共施設等への木造化・木質化の支援を実施した。また、令和4年度に福祉法人が建築する施設の支援を行った。さらに、供給システム強化では5グループの取り組みに対し助成した。

林業・木材産業関係団体と商工関係団体等が連携するネットワークにおいて、木造化・木質化へ向けた普及コンテンツを作成し、県産材利用の普及啓発を行った。引き続き、公共建築物とともに民間建築物の木造化・木質化を促進し、県産材の需要拡大に向けた生産体制の確立を図る必要がある。（林業振興課）

○山梨県産針葉樹材によるCLT製造技術の確立と利用促進

これまで、研究により得られた成果や知見をまとめ、「林業やまなし」や「しんりんけんメールマガジン」などへの掲載、学会大会での発表、学会誌への論文投稿などを通じた普及活動を行った。また、CLT実大材モデルを森林総合研究所玄関に展示し、県産材のCLTへの利用促進を図るPRを行っている。（森林総合研究所）

○新規就農の促進

山梨県就農支援センターに2名の就農支援マネージャーを配置して就農相談を行い、新規就農者の確保・育成を図っている。このため、同センターが県内外からの就農希望者の総合窓口として機能しており、近年の新規就農者数が着実に伸びている。

農業の担い手をより一層確保・育成するため、就農支援センターを活用した就農促進体制を強化する必要がある。（担い手・農地対策課）

○就農定着支援の充実

就農前後の生活支援や初期投資を支援する新規就農者育成総合対策事業の活用とともに、県独自のアグリマスターによる農業技術研修等により、新規就農者が増加している。新規就農者の増加は地域の活性化につながるため、新規就農者育成総合対策事業（旧農業次世代人材投資資金）の活用やアグリマスターによる技術習得等の就農者支援の拡充を図り、農業の担い手の確保・育成対策を推進する必要がある。（担い手・農地対策課）

○企業の農業参入の促進

毎年度、10社程度の企業の農業参入の実績がある。県外の資本力が大きい企業が大規模な経営を目指し参入する事例もあり、荒廃農地の解消や地域雇用の創出など地域の活性化に大きな成果が得られている。

引き続き、企業訪問や参入セミナーなどにより、本県の優位性をPRし、企業の農業参入を促進する必要がある。（担い手・農地対策課）

⑩国土保全

【原子力災害対策の促進】

○原子力災害対策の促進

原子力災害対応力の強化のため、原子力防災研修会の開催、原子力防災訓練への職員派遣などにより防災関係機関（職員）の資質の向上を図るとともに、原子力防災パンフレットなどにより住民等へ原子力災害に関する知識の普及と啓発を行っている。引き続き、原子力災害対応力の強化のため、原子力防災訓練等へ職員派遣し防災関係機関（職員）の資質の向上等を図る必要がある。（防災危機管理課）

【森林の公益的機能の維持・増進】

○森林の公益的機能の維持・増進

森林の公益的機能を高度に発揮させるため、県民参加の森林づくり推進事業を平成24年度から実施し、森林の機能について県民の理解を深める活動を行ってきた。平成26年度から開催している森林整備現場見学会や、令和4度には若者向けにシンガソングライターの伸太郎氏を起用したPR動画の制作・放映を行い、一定の普及啓発が図られている。引き続き、森林環境税情報誌「木もれ日」も活用し、県民の理解を得ながら森林の整備・保全活動を推進する必要がある。（森林政策課）

平成19年度に創設した、官民による組織「やまなし森づくりコミッション」が、森林所有者と森づくり活動を行いたい企業・団体とのマッチング等を行ってきた。また、平成24年度から28年度までの間に地域の民間団体が行う森林整備活動に対し助成を行い、様々な主体による森林整備活動が広まってきている。令和4年度は新型コロナウイルス感染症予防のため一部の森林整備活動が中止となったが、引き続き、企業のCSR活動や地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する必要がある。（森林整備課）

植栽・保育・間伐等の森林整備や森林火災防止活動等の計画的な実施により、木材の生産や山地災害の防止など、森林の公益的機能の強化を図っており、令和4年度は6,625haの整備を実施し、概ね目標を達成した。引き続き、森林整備等に取り組んでいく必要がある。（森林整備課・県有林課）

昭和35年から、荒廃した保安林の機能回復と複層林への誘導を計画的に進め、公益的機能の維持増進を図ってきたところであるが、森林は放置しておくとう荒廃が進み水源かん養機能や土砂流出防止機能が低下するため、継続的に森林整備を行っていく必要がある。（治山林道課）

【災害時応急対策の推進】

○災害時における応急対策業務の協力体制の推進

災害時の迅速な被災情報収集や応急対策業務を円滑に実施するため、（一社）山梨県建設業協会と協定を締結しており、台風等異常気象時の被災情報収集や応急復旧工事等の実施に成果を上げている。（治山林道課）

災害時に応急仮設住宅の建設用木材が不足した場合に備えるため、山梨県森林整備生産事業協同組合、（一社）全国木造建設事業協会及び県内原木市場と協定を締結しており、県有林材を速やかに確保できる仕組みの整備と、応急仮設住宅の供給体制の強化が図られている。（県有林課）

災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、国土地理院、中日本高速道路（株）八王子支社、山梨県建設業協会、山梨県測量設計業協会、山梨県建設コンサルタンツ協会及び、（公社）日本下水道管路管理業協会等と協定を締結し、協定に基づき災害時の被災情報収集や応急復旧工事等を実施してきており、一定の成果を上げているが、担当職員の変更等により災害時における協定の円滑な運用に支障をきたす恐れがあるため、引き続き定期的な訓練等を実施する必要がある。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課、下水道室）

○地震発生後の河川・砂防管理者対応マニュアルの円滑な運用

地震発生時に緊急かつ適切な対応を図るため、河川・砂防管理者対応マニュアルを作成し、円滑な運用を図ってきているが、対応経験のない職員が増えていることから、引き続き円滑な運用とマニュアルの随時見直しを実施する必要がある。（治水課、砂防課）

○災害時における緊急対処法マニュアルの更新

災害拡大や2次災害の防止を図るため、道路、河川及び砂防施設における緊急対処法マニュアルを策定し、毎年度、緊急対処訓練を実施しており、一定の成果を上げているが、より実践的な対処が求められることから、引き続き緊急対処法について検証を行う必要がある。（道路管理課、治水課、砂防課）

【社会資本整備重点計画の策定】

○社会資本整備重点計画の策定及び推進

限られた財源の中で、県民生活の向上や地域経済の発展を支える社会資本の整備を効果的・効率的に推進するため、選択と重点化により重点的に取り組むべき社会資本整備の方向性を明らかにした「山梨県社会資本整備重点計画」を策定（第一次：平成16年～平成19年、第二次：平成20年～平成26年、第三次：平成27年～令和元年、第四次：令和2年～令和9年）し、同計画に基づき整備を推進してきている。国による「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の内容を反映し改定した第四次計画（令和2年～令和9年）に基づき、引き続き整備を推進する必要がある。（県土整備総務課）

【土砂災害対策の推進】

○治山事業による土砂災害対策の着実な推進

山地災害危険地区の未着手解消の取り組みにおいては、令和4年度末現在で2,385地区に着手しており、県内危険地区総数の3,489地区に対して約7割に着手済みと全国平均以上の成果をあげている。今後も山地災害の未然防止に向け、未着手地区の解消を推進する必要がある。（治山林道課）

○老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化

平成25年度から令和元年度にかけて施設点検を実施し、早期に対策が必要となった115箇所内の、令和3年度までに全ての施設の補修を完了し、引き続き点検診断を実施した結果、対策が必要となった11箇所の長寿命化対策を令和4年度に実施した。今後も、治山施設の長寿命化対策に取り組み、山地防災力の強化を図る必要がある。（治山林道課）

○土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

土砂災害警戒区域7,091区域に県民の約2割の15万人が居住しており、この区域において人命を守る砂防施設の整備を進めている。しかし、多くの土砂災害警戒区域がある中で、全ての区域で施設対策を行うには多くの期間と予算が必要である。そのため、被災リスクが高い土砂災害特別警戒区域の中で、特に甚大な被害が想定される土砂災害特別警戒区域※33区域の優先整備を進める必要がある。

※「特に甚大な被害が想定される土砂災害特別警戒区域」とは、特に甚大な被害が発生する可能性のある区域で、砂防激甚災害対策特別緊急事業の採択条件である人家20戸以上が土砂災害特別警戒区域にある区域

○砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施

山梨県は古くより土砂災害が多く、明治14年には砂防事業に着手しており、これまで多くの砂防施設を整備してきた。

土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るため、整備済みの砂防施設の健全度を把握し、長期にわたりその機能及び性能を維持・確保することを目的に、長寿命化計画を策定した。また、トータルコストを削減し予算を平準化していくため「予防保全型維持管理」の考え方を導入した長寿命化計画の策定に着手しており、計画的維持管理や更新を実施する必要がある。（砂防課、富士川砂防事務所（国））

【植生回復及び土砂流出、森林の荒廃による水源涵養機能の低下等を防ぐための研究・調査】

○森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究

植生回復及び土砂流出を調べるために植生保護柵内外に設置した調査区では、これまでの調査において、植生保護柵内で植生の回復がわずかに認められた。土砂流出量については、植生保護柵の有無による違いはまだ判定できないため、今後も研究・観測を継続する必要がある。（森林総合研究所）

○森林環境税モニタリング調査の実施

森林の荒廃による水源涵養機能の低下や土砂災害等を未然に防ぐために、森林環境税を財源の一部とした森林整備が行われており、この事業効果を検証するため、平成25年度からモニタリング調査を行っている。

これまでの調査では、林床の被覆率、樹冠の開空度ともに改善している箇所と低位な箇所の双方が確認され、今後も調査を継続し、調査の結果や事業の効果について公表する必要がある。（森林総合研究所）

【農地の保全等による災害対策の推進】

○農業用ため池の耐震化の推進

ため池の整備については、平成25年度から機能の健全度を把握するために一斉点検及び耐震調査を実施し、この調査結果を踏まえ、ため池等整備事業や土地改良施設耐震対策事業などの農地防災事業により、耐震化対策が必要なため池の整備を進めており、今後も計画的な整備を進める必要がある。

更に、これらのハード対策と併せて、地域防災体制の構築や施設を適切に保全していくための管理体制の整備などのソフト対策を実施する必要がある。（耕地課）

○土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

農地や農業用施設等の農業生産基盤に係る災害の未然防止や低下した機能を回復するため、これまで緊急性の高い箇所に対して土砂災害防止対策や地すべり対策等を実施し、農業生産の維持及び農家経営の安定と国土の保全、農村地域の安全、安心な生活環境の実現を図っているが、一方で、老朽化が著しい農業用水利施設等も存在していることから、継続した整備が必要である。（耕地課）

○浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

農地等の浸水・浸食被害が懸念される農村地域において、用排水路の法面崩落防止や、排水機場の機能保全等の整備を進めてきた。今後も、引き続き農地の浸水・浸食被害対策を推進するとともに、整備済みの農業用水利施設の長寿命化・耐震化対策を併せて進める必要がある。（耕地課）

○基幹的農業水利施設等の整備

これまで、基幹的農業水利施設等については、営農に必要な農業用水を安定して供給するための整備を進めてきており、農業生産の維持及び農家経営の安定化に大きな役割を果たしている。しかしながら、整備から年数が経過し老朽化が進んだ施設も存在しており、突発的な事故の防止や低下した機能を回復するため、補修・補強等の整備が必要である。（耕地課）

【洪水被害等を防止する治水対策の推進】

○河川管理施設及びダム の長寿命化の推進

洪水災害を未然に防止するため、定期的な巡視や点検等による河川管理施設の維持、樹木の伐採や堆積土の除去による流下断面の確保、河道掘削、河道拡幅や築堤の整備・機能強化等の対策を進めるとともに、排水機場や伏越水門等の排水施設の長寿命化と整備を推進している。

県内 6 多目的ダムにおいても、ダム及びダム周辺施設等の改良・長寿命化、維持・管理等を実施しており、多目的ダムの洪水調節機能により概ね 80 年に一度の豪雨に対し、洪水調節が可能となっている。また、多目的ダムには供用開始後 100 年間の堆砂を想定した堆砂容量が確保されており、ダム上流部における大規模土砂災害に対しても抑止効果を持っている。

引き続き、これらの取り組みを推進する必要がある。（治水課）

○雨水貯留浸透施設の整備の推進

流域の市街化が進んだ地域では、水田や農地が減少し、地表がアスファルトやコンクリートなどに覆われ、流域の保水・遊水機能が低下し、雨の多くは地中にしみこまず、川や水路に短時間で流れ込むようになり、浸水被害の危険性が增大する傾向となっている。

このため、雨水を一時的に貯め込んだり、地中に浸透させたりする貯留浸透施設の整備により、一定の成果を上げているが、引き続き整備を推進し、洪水被害を軽減する対策が必要である。（治水課）

○洪水被害を防止する河川整備の推進

県民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、鎌田川や濁川等において、台風や豪雨による洪水を防止し安全に流下させる河川改修工事を実施しているが、未整備の箇所も多く、引き続き河川改修を実施する必要がある。

今後も、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行うとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入、既存施設の有効利用及び危機管理体制の強化を進める必要がある。（治水課）

【農業・農村の多面的機能の維持・増進】

○荒廃農地解消対策の推進

農業生産活動や農村景観に影響を及ぼす荒廃農地の有効活用に向けて、ほ場や農道、用排水路等の生産基盤の整備及び関連する支援策を一体的に実施することにより、荒廃農地の発生防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能の維持を推進してきたところ、これまで県内で 2,886 h a を解消するなど一定の成果を上げているが、引き続き地域の実情に応じて必要な対策を講じて荒廃農地の発生防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する必要がある。（担い手・農地対策課、耕地課）

○農地の整備（生産基盤の整備）

農業生産の基盤となる農地や農業用施設は、食料の安定供給や農村の健全な発展に寄与するとともに、生産活動の継続により農業・農村が有する多面的機能が発揮され、国土保全に大きな役割を果たしている。しかしながら、狭小で不整形の農地は作業効率が悪く、また、農業者は高齢化によるリタイアが進み、農地を有効に利用する体制が十分でないため、荒廃農地の増加が進行している。このため、農地の大区画化や汎用化により、生産コストの削減や生産量の増大を図るとともに、担い手への農地集積・集約化を推進するため農業基盤整備の実施が必要である。（耕地課）

【水防対策の推進】

○「知って備えて命を守る」取組の推進

水害から県民の生命を守るため、①県民意識の啓発、②要配慮者の避難支援、③防災情報の充実と確実な伝達、の 3 点に重点を置いた取り組みを推進する。

中小河川の洪水浸水想定区域図については、令和 3 年の水防法改正により対象河川が拡大され、13 市町村（令和 4 年度末）で作成が進められている。

また、新たに作成される洪水浸水想定区域図を反映したハザードマップの浸水エリアにおいて、国（河川管理者）や市町村等の関係機関と協力しながら、減災方法等を検討する必要がある。（治水課）

○水防訓練の実施

水害から住民の生命と財産を守るため、毎年度、水防訓練を実施しており、洪水時の水防体制の強化、関係水防団員の水防技術の習得及び水防意識の高揚に一定の成果を上げている。また、令和 3 年度から 4 年度にかけて、河川管理者と市町村との重要水防区域等合同パトロールを実施し、緊急時に水防工法を実施すべき箇所も把握出来ているが、水防訓練や災害対応経験のない水防団員も多いことから、水防団員等の住民が参加できるよう、水防訓練を実施し水防技術の向上・継承等を図る必要がある。（治水課）

○水防用資材の備蓄の推進

水害から住民の生命を守るため、水防用資材を備蓄し、災害が発生した場合に迅速な応急工事等への使用など、一定の成果を上げているが、災害の規模によっては充分とは言えないことから、引き続き資材の定期的な更新及び増強を実施する必要がある。（治水課）

○山梨県流域下水道災害対応マニュアルの検証と見直し

災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や、災害時の対応体制の整備を図るため、下水道施

設の耐震化とともに、BCP訓練の実施やマニュアルの見直し等を実施し水害対応について盛り込んだ。引き続き、BCP訓練を実施していくが、訓練時での課題や問題点をマニュアルに適切に反映していく必要がある。今後においてもマニュアルの検証を行うとともに、検証結果に基づいたマニュアルの見直しを必要に応じて行う必要がある。（下水道室）

【インフラ等の長寿命化、耐震化】

○水道施設の耐震化の促進

各水道事業者における水道施設の耐震化の促進を図ってきており、令和3年度末時点での基幹管路の耐震適合率は36.5%となっている。

また、各水道事業者の応急給水資機材の整備状況について調査し、整備の促進を図ってきている。

引き続き、各水道事業者が行う水道施設の耐震化及び応急給水資機材の整備の促進を図る必要がある。

大規模災害発生時には、水道施設の被災状況を把握し、給水応援の要請と活動が円滑に行われるよう、県が調整する必要がある。（衛生業務課）

○下水道施設の長寿命化の推進

これまで下水処理場の機械・電気設備の整備や幹線管渠の日常点検などにより、随時修繕や消耗部品の取り替えを行なう中で、下水道施設の長寿命化を図ってきたが、令和2年度に下水道機能の維持のため、下水道施設全体の長期的な施設の状態を予測しながら、施設の点検・調査・修繕・改築を実施していくストックマネジメント計画を策定した。今後、このストックマネジメント計画に基づき、下水道施設を計画的かつ効率的に管理していく必要がある。（下水道室）

○下水道施設の耐震化の推進

下水道施設の耐震化率は、4流域下水道（富士北麓・峡東・釜無川・桂川）において処理場施設で約77%、中継ポンプ場で約90%、管渠については約94%である（令和4年度末）が、未整備の箇所も残っているため、引き続き下水道施設の耐震化の促進を図る必要がある。（下水道室）

【富士山の噴火予測手法の確立等】

○富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等

「富士山火山防災のための火山学的研究」（平成26年度～29年度）及びその継続研究の成果を基に、平成26年度以降、富士山学習等をはじめとした火山防災教育、火山防災研修や火山災害の軽減のための国際ワークショップ等の開催に取り組んでおり、一定の成果を上げている。一方で、平成26年9月の御嶽山噴火災害を契機に、平成27年に活動火山対策特別措置法が改正、令和3年3月に富士山ハザードマップが改定され、それを受けて令和5年3月に富士山噴火避難基本計画が新たに策定された。新たな計画に基づいた周辺住民、登山客や観光客への対策が求められており、火山防災対策情報や災害知識の普及・啓発の仕組みづくりに取り組む必要がある。（富士山科学研究所）

【富士山火山防災の推進】

○富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進

富士山の防災対策を実効的に行うためには、富士山の噴火履歴とそれを基にした噴火シナリオの構築、災害を予測するための火山現象の数値シミュレーション、火山活動の観測が不可欠である。平成26年度から「富士山火山防災のための火山学的研究」及びその関連研究を継続し、噴火履歴の精緻化、噴火シナリオの構築や既存の数値シミュレーションの富士山への最適化、噴火予想を目的とした重力観測、他の研究機関と研究および火山観測に関する協力関係の構築、火山観測データの流通等を実施している。一方で、富士山の過去の噴火の数は他の火山に比べ圧倒的多く、さらなる噴火履歴の精緻化のための研究を継続する必要がある。また、富士山の噴火は噴火様式や規模が多様であること、噴火するまで火口が確定できないことから、噴火発生時に避難を速やかに行うためには、噴火の兆候を捉えるための火山観測の充実や噴火予測手法の確立、災害を予測するための数値シミュレーションの開発、噴火発生時に速やかに避難行動が取れるような次世代型のハザードマップの開発が不可欠となっている。引き続き、富士山の噴火災害を軽減するため、噴火履歴の研究、噴火予測手法および災害予測手法の開発・確立、次世代型のハザードマップの開発などの取り組みを推進する必要がある。（富士山科学研究所）

富士山では毎年雪代が発生し、富士スバルラインに土砂流出が起こり被害を与えている。これまで実施した研究「雪崩発生条件の解明と観測機器の開発（平成26年～29年）」、「斜面崩壊による災害観測を可能とするIoT観測機器の開発（平成30～令和3）」により既存の火山観測網や臨時振動観測点を設置することにより、発生源や流路を特定する技術が開発されつつある。これらの検知技術は、火山噴火発生後の降雨型土石流、融雪型火山泥流、斜面崩壊、火山体崩壊等の火山における現象に対しても応用することが可能であり、研究開発を継続して実施する必要がある。（富士山科学研究所）

○火山防災体制強化に資する研究の推進

「富士山火山防災のための火山学的研究」（平成26年度～29年度）において噴火履歴の研究を実施し、「富士山北麓における噴火実態の検証」（平成28年度～30年度）においてハザードマップとして懸案となっていた雁ノ穴丸尾溶岩の火口の特定を行った。また、令和3年に改訂された富士山ハザードマップにおいて富士山の噴火履歴の基礎データを提供するとともに、火山学的観点からハザードマップの改訂に貢献している。一方で、富士山には未だ年代や噴火口が特定されていない噴出物が無数にあり、富士山の噴火の特徴を理解するには富士山の噴火履歴を高精度化するための研究を推進する必要がある。

周辺市町村の中高等学校の生徒をはじめ、地元住民への富士山火山ハザードマップを理解するためのワ

ークショップの実施を行っている。一方で、現行のハザードマップや避難対象エリアは、住民にとって理解するのが困難であり、噴火時の避難を的確に行うためには、これらマップを住民の方々が理解しやすいようにする必要があり、そのため研究が必要である。（富士山科学研究所）

○富士山噴火に備えた実践的かつ効果的な避難体制の強化推進

令和5年度に整備した現地対策拠点機能を維持するための車両等資機材を用いて、現地対策拠点（富士吉田合同庁舎・世田谷区林間学園）の運営・開設訓練を実施し、スムーズな応急対策を実施する必要がある。

令和5年3月に富士山火山避難基本計画を策定したため、市町村地域防災計画を新たな避難指針に適合する内容に改定する作業を支援するとともに、市町村の避難促進施設等に対する支援体制が強化されるよう体制を整える必要がある。

円滑な避難のためには、正確かつ迅速な避難情報伝達が不可欠であることから、富士山への高速通信網整備や地図情報、位置情報を用いた伝わりやすい情報伝達ツールの導入を早急に実施する必要がある。

上質な観光地としてのブランドを確立するため、外国人を含む観光客の県境を越えた広域避難を国や市町村、関係機関と連携して円滑に実施できる避難体制を構築する必要がある。

○富士山火山噴火時の避難を支援する減災対策の推進

富士山火山噴火に伴い発生する土砂災害からインフラ・ライフライン等の被害を軽減するとともに広域避難を支援するための砂防部局が担うべき対策を示す「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」を富士砂防事務所、静岡県及び山梨県により平成29年度に策定。

更に、規模が大きく県境を越えて広範囲にわたる富士山火山噴火対策には、技術力と機動力を備えた国が主体となり、富士山全域を一体的に整備する必要があることから、静岡県側に加えて山梨県側でも平成30年度より直轄砂防事業が始まった。

今後も、富士北麓地域10市町村（富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町及び身延町）の首長及び議会議長からなる富士山火山噴火対策砂防事業を促進するための期成同盟会と共に計画に基づく事業実施、実践的な支援体制の構築等について、国に要望を行い、富士山火山噴火減災対策を促進する必要がある。（砂防課、富士砂防事務所（国））

【災害時に備えた県内道路ネットワークの整備推進】

○林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）

県営林道のうち、国道・県道を連絡し、災害時の代替輸送路として機能を有する路線の計画延長は289.7kmあり、令和4年度までに272.2kmの整備を実施している。（令和3年度末に南アルプス線（起点～栄明橋橋台まで）4.9km県道に移管）また、災害時の集落孤立防止に有効な路線の計画延長は92.8kmであり、令和4年度までに88.0kmの整備を実施した。いずれも、大規模災害発生時の効果発現に向け、優先的に整備を進める必要がある。（治山林道課）

○老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

林道施設の長寿命化及び機能強化対策として、平成30年度に施設の再点検を実施したところ、605箇所ある橋梁等のうち県道や市町村道と連絡する路線等の152箇所を優先的に補修する必要があると判明した。令和4年度は、山梨県県営林道施設長寿命化計画（個別施設計画）に基づき6箇所の対策を実施した。災害時の緊急輸送路等となる林道施設の老朽化対策として、引き続き長寿命化に取り組む必要がある。（治山林道課）

【デジタル技術の活用】

○現場におけるドローン活用やICT施工による作業効率化の推進

ドローンを用いた測量やICT機器による効率的な施工等、その利活用は一部の企業に留まっており、中小規模の建設企業などには普及していない状況であるため、全ての企業が普段使いの技術として使用可能な状況となるよう、更なる普及拡大を図る必要がある。（技術管理課）

○災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

災害発生時において、立ち入り困難な被災現場での的確な情報収集やそれをもとにした早期の復旧のための計画づくり等を行う上で、的確かつ効率的に行うためには、ドローン等の機材の整備や職員が操作できる体制を整えておく必要がある。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課、治水課、砂防課）

⑪環境

【放射性物質等の検査体制の整備】

○大気中の放射線測定体制の整備

大気中の放射線測定体制については、現在、県内5箇所を設置してあるモニタリングポストによる空間線量率の24時間監視及び県内4地点でのサーベイメーターによる空間放射線量率監視（月1回）を実施している。

また、空間放射線量率以外の試料（大気浮遊じん、降下物、降水）についての測定も実施しており、原発事故等が発生した場合、国からの指示によりモニタリングを強化することとされているため、迅速かつ継続的に測定できるよう備える必要がある。（大気水質保全課）

【災害廃棄物処理体制の強化】

○災害廃棄物処理体制の強化

令和4年度までに、県内すべての市町村が災害廃棄物処理計画を策定したところであるが、発災後に活用できる実効性のある計画という視点で、国の「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」におけるチェックリストに基づき、定期的に計画の点検や見直しを行うことが必要である。

災害時に大量発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できる体制の強化を図るため、市町村の計画の実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成や計画改定等への技術的な助言・支援を図る必要がある。（環境整備課）

○災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）

地震等の大規模災害により発生した災害廃棄物の撤去、収集・運搬、中間処理・処分の協力については、（一社）山梨県産業資源循環協会と協定を締結し、応急復旧活動の阻害となる障害物の撤去等の協力については、山梨県カーリサイクル協同組合と協定を締結し、災害に備えた体制の強化を図っている。

災害の発生時において、各廃棄物関係団体との協定に基づく取り組みが円滑に行われるよう、平常時から連携強化のための訓練等を行う必要がある。（環境整備課）

【国立・国定公園等施設の老朽化対策、国際化対応及び長寿命化対策の推進】

○国立・国定公園等施設の老朽化対策、国際化対応及び長寿命化対策の推進

令和4年までに三ッ峠歩道整備工事、白根山系縦走線歩道整備工事、西沢溪谷歩道二俣吊橋補修工事、北杜市美し森歩道整備工事等実施。（自然環境整備交付金）

長寿命化計画に基づき、二俣吊橋（西沢溪谷）、広河原橋（南アルプス）の補修設計及び補修工事を実施。

近年の局地的な豪雨により県内の観光資源課が所管している登山道全般に丸太階段の地山土砂が流出するなどの登山道が見られる。所管の登山道は、雨水にさらされる環境下であり地山の地質が土砂のため近年のゲリラ的豪雨の影響を受けやすい。優先度を決めて整備計画に計上しているが、引き続き定期的な現地調査が必要となる。

⑫土地利用(国土利用)

【農業・農村の多面的機能の維持・増進】

○荒廃農地解消対策の推進

農業生産活動や農村景観に影響を及ぼす荒廃農地の有効活用に向けて、ほ場や農道、用排水路等の生産基盤の整備及び関連する支援策を一体的に実施することにより、荒廃農地の発生防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能の維持を推進してきたところ、これまで県内で2,886haを解消するなど一定の成果を上げているが、引き続き地域の実情に応じて必要な対策を講じて荒廃農地の発生防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する必要がある。(担い手・農地対策課、耕地課)

○農地の整備（生産基盤の整備）

農業生産の基盤となる農地や農業用施設は、食料の安定供給や農村の健全な発展に寄与するとともに、生産活動の継続により農業・農村が有する多面的機能が発揮され、県土保全に大きな役割を果たしている。しかしながら、狭小で不整形の農地は作業効率が悪く、また、農業者は高齢化によるリタイアが進み、農地を有効に利用する体制が十分でないため、荒廃農地の増加が進行している。このため、農地の大区画化や汎用化により、生産コストの削減や生産量の増大を図るとともに、担い手への農地集積・集約化を推進するため農業基盤整備の実施が必要である。

(耕地課)

【地域活性化との連携】

○本社機能移転等の推進

東京など人口が集中している大都市から新たな人の流れを生み出し、本県での雇用創出や地域経済の活性化を図るため、本社機能の移転や事務所・研究開発施設の拡充を推進する必要がある。(成長産業推進課)

【災害に強いまちづくりの推進】

○災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施

災害に強い市街地の形成を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等への補助を実施し、一定の成果があった。しかし、依然として密集した市街地や低未利用地が多く存在していることから、災害に強い良好で健全な市街地環境を形成するため、引き続き補助事業を実施する必要がある。(都市計画課)

2. 横断的分野

A) リスクコミュニケーション

【災害時相談支援体制の充実】

- 被災者の総合相談体制の充実及び総合相談窓口のマニュアルの見直し
過去の災害時に問い合わせが多かった公共交通機関、道路、ライフライン等の情報を収集し、適切に対応できるようマニュアルの整備ができています。引き続き、総合相談体制の充実を図るとともに、毎年度検証を行った上で、マニュアルの内容を見直す必要がある。（県民生活総務課）
- 県、市町村による災害時の消費生活相談体制の維持
市町村に対して、災害時の消費生活相談に係る情報提供等を行い、消費生活相談への相談体制の確保を図ってきた。災害に備え、引き続き災害時の消費生活相談に適切に対応できる体制を確保していく必要がある。（県民生活安全課）
- 災害時におけるDV等被害者生活相談の周知
災害時におけるDV等被害者の相談体制の整備のため、女性相談所及びぴゅあ総合に相談窓口（配偶者暴力相談支援センター）を設置し、県ホームページで周知するとともに、避難所においても周知が図られるよう市町村に要請してきているが、被害女性の相談・一時保護は女性相談所等の最優先業務であるため、引き続き、相談窓口の周知と対応を市町村等関係機関と連携して行う必要がある。（男女共同参画・共生社会推進統括官、子ども福祉課）
- 外国人住民に対する多言語による防災情報の提供及び相談体制の整備
外国人住民の防災意識を高めるため、外国人向けの災害ガイドブック（7カ国語）を平成23年度に作成し、各市町村、関係機関等に配布した。併せて災害ガイドブックをホームページで公開している。
県国際交流協会と連携し「災害時ボランティアセミナー」「地域住民防災力向上事業」を実施した。
「やまなし外国人相談支援センター」（令和元年8月開設）を設置し、在留外国人に対する生活・就労等に関する情報提供や相談対応を実施している。
また、外国人住民は社会的な出入りがあることから、防災意識を高めるとともに、災害ガイドブックの配布や県ホームページでの公開を毎年度継続して実施する必要がある。（男女共同参画・共生社会推進統括官）
令和元年度に「山梨県災害多言語支援センター」に係る協定を山梨県国際交流協会と締結した。（男女共同参画・共生社会推進統括官、観光振興課）
令和2年度に整備した防災ポータルが多言語情報発信を実施している。（男女共同参画・共生社会推進統括官、観光振興課）
- 災害時の県税救済措置制度の周知・円滑な対応
災害時の県税救済措置制度（猶予・減免）の円滑な運用を図るため、平時からホームページ等で周知を行っている。また、災害発生時には各種媒体により同制度の広報を行うこととしている。引き続き、円滑な制度運用を図るため、ホームページ等で周知を行う必要がある。（税務課）

○被災者の生活再建支援の充実

被災者生活再建支援制度の円滑な運用を図るため、市町村に制度内容の周知を行うとともに、県民に対して制度の普及啓発を行っている。また、支援制度の充実について、全国知事会が平成24年7月に、「一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、すべての被災地域が支援の対象となるよう見直すこと」を国へ要望した。引き続き、円滑な制度運用を図るため、市町村への周知及び県民への普及啓発を行うとともに、知事会等を通じて支援制度の充実を国へ働きかける必要がある。
国庫補助制度が適用とされない自然災害があることから、県独自の支援制度として「山梨県・市町村被災者生活再建支援制度」を構築した。

【防災教育等による地域防災力の強化】

- 効果的な防災教育のための情報共有、連携等の促進
これまで、防災危機管理課、防災安全センター等において防災に関する研修会、訓練、啓発等、また学校において防災教育を実施してきており、一定の成果を上げている。また、平成26年～28年まで山梨大学（地域防災・マネジメント研究センター）、国（甲府河川事務所、富士川砂防事務所）及び県で山梨防災教育研究会を設置し、関係部署間の情報共有、相互連携等を図ってきたが、引き続き、各種防災教育関連事業の一層の充実を図るため、情報共有、相互連携等を図る必要がある。（防災危機管理課、治水課、砂防課、教育庁総務課教育企画室、義務教育課、高校教育課、保健体育課、生涯学習課）
- 県民の防災意識の啓発・高揚
県民の防災意識の一層の向上を図るため、防災安全センターにおいて、地震、煙などの体験事業や、起震車を活用しつつ防災知識の習得ができる出張講座等を実施するとともに、県のホームページ（やまなし防災ポータル）を活用した、各種防災情報や防災知識などの情報提供の充実・強化を図っている。引き続き

き、県民の防災意識の一層の向上を図るため、移動防災教育講座等を実施する必要がある。（防災危機管理課）

○家庭や事業所等における備蓄充実の促進

大規模災害発生時に、家庭や事業所等における必要な水や食料等の備蓄の充実を促進するため、防災リーフレット、講習会、やまなし防災ポータル等あらゆる機会を通じて、家庭や事業所等に対して普及啓発を行っている。引き続き、更なる備蓄の充実を促進するため、あらゆる機会を通じて、家庭や事業所等に対して普及啓発を行う必要がある。（防災危機管理課）

○富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等

「富士山火山防災のための火山学的研究」（平成 26 年度～29 年度）及びその継続研究の成果を基に、平成 26 年度以降、富士山学習等をはじめとした火山防災教育、火山防災研修や火山災害の軽減のための国際ワークショップ等の開催に取り組んでおり、一定の成果を上げている。一方で、平成 26 年 9 月の御嶽山噴火災害を契機に、平成 27 年に活動火山対策特別措置法が改正、令和 3 年 3 月に富士山ハザードマップが改定され、それを受けて令和 5 年 3 月に富士山噴火避難基本計画が新たに策定された。新たな計画に基づいた周辺住民、登山客や観光客への対策が求められており、火山防災対策情報や災害知識の普及・啓発の仕組みづくりに取り組む必要がある。（富士山科学研究所）

○土砂災害防災訓練の実施

土砂災害に対する危険性、避難行動の重要性を周知するため、毎年 6 月の土砂災害防止月間に合わせて行う土砂災害防災訓練において啓発活動を実施しているが、引き続き啓発活動を実施する必要がある。（砂防課）

土砂災害警戒避難体制の確立・強化を図るため、平成 25 年度までに、昭和町を除く全市町村で、各市町村の地域状況を踏まえて土砂災害ハザードマップを作成された。土砂災害ハザードマップを用いた避難（防災）訓練等を通じ、県民に土砂災害に係る知識を周知するため、市町村職員向けの講習会（勉強会）を催すなど、引き続き定期的に啓発活動を実施する必要がある。（砂防課）

○警戒宣言発令時等における自動車の不利用・自粛に関する県民への広報啓発活動の実施

警戒宣言発令時等における県民の自動車の不利用・自粛を図るため、これまで、広報用チラシを防災訓練の際に配布し、また、県警ホームページに掲載するなど、継続的に広報啓発活動を実施してきているが、より広く周知を行うため、各種機会を捉えて引き続き広報啓発活動を実施する必要がある。（警察本部）

○住民の防災意識の醸成の推進

住民の防災意識の醸成を図るため、交番や駐在所で発行するミニ広報紙及び県警ホームページ等に災害関連の内容を掲載しているが、更なる住民の防災意識向上のため引き続き取り組みを推進する必要がある。（警察本部）

【学校における防災教育等の推進】

○砂防移動教室や河川出前講座など防災教育の実施

土砂災害に対する危険性、水難事故防止、避難行動の重要性を教えるため、毎年 6 月の「土砂災害防止月間」や 7 月の「川に親しみ、水辺にふれあう運動推進強調月間」等に合わせて、小学生を対象に砂防移動教室や河川出前講座を実施しているが、引き続き啓発活動を実施する必要がある。（砂防課、治水課）

逃げ遅れによる水害・土砂災害からの被害を未然に回避する必要があるため、一般県民からの要望により実施している県政出張講座において、水害や土砂災害から身を守るための方法等を周知し、発災前に避難が完了するよう県民一人ひとりの意識を変える必要がある。

○公立小中学校における防災対策の推進

これまで、公立小中学校に対し、管理職研修や防災教育研修等の各種研修会・会議を通して、児童生徒への防災教育及び教職員への防災研修や避難訓練の実施を呼びかけてきており、防災教育や避難訓練は全学校で確実に実施され、危機管理マニュアルの作成率も 100%に達している。

また、平成 24 年度から公立小中学校において、主に災害図上訓練や防災に関する授業を実践できるよう防災教室を実施したことにより、教職員が、危険箇所等を事前に把握したり、児童生徒に自助の力や共助の精神を育成したりすることについての意識は高まってきている。

更に、平成 24 年度から公立小中学校の指定校における実践的防災教育推進事業により、「安全教育手法の開発・普及」、「学校の安全管理体制の構築・強化」、「災害ボランティア体験活動の推進・支援」を図ってきた。指定校は、様々な場面を想定した避難訓練を実施し、その研究成果を成果発表会において各学校に還元してきた。

これらの取組は、児童生徒及び教職員の防災意識の高揚及び対応力の向上に一定の成果を上げているが、常に危機感を持ってあらゆる場面に対応できるようにするため、避難訓練後には教職員と児童生徒が振り返りを行うなどして訓練の質を高めていく必要がある。（義務教育課）

○県立学校及び公立小中学校の幼児・児童生徒に対する防災教育の推進

これまで、県立学校（高等学校・特別支援学校）及び公立小中学校に対し、管理職研修や防災教育研修等の各種研修会等を通して、幼児・児童生徒への防災教育及び教職員への防災研修や避難訓練の実施を呼びかけてきており、防災教育や避難訓練は全学校で実施され、危機管理マニュアルの作成率も 100%に達している。

また、平成 24 年度から県立学校及び公立小中学校において、主に災害図上訓練や防災に関する授業を実践できるよう防災教室を実施したことにより、教職員が、危険箇所等を事前に把握したり、幼児・児童

生徒に自助の力や共助の精神を育成したりすることについての意識は高まってきている。

更に、平成 24 年度から県立学校及び公立小中学校の指定校における実践的防災教育推進事業により、「安全教育手法の開発・普及」、「学校の安全管理体制の構築・強化」、「災害ボランティア体験活動の推進・支援」を図ってきた。指定校は、様々な場面を想定した避難訓練を実施し、その研究成果を成果発表会において各学校に還元してきた。

県立学校では、防災教育研修会において、山梨県の防災や避難所開設・運営についての講義を実施し、防災教育に関する知識や技能の習得と各学校での周知を図っている。

これらの取組は、幼児・児童生徒及び教職員の防災意識の高揚及び対応力の向上に一定の成果を上げているが、常に危機感を持ってあらゆる場面に対応できるようにするため、避難訓練後には教職員と幼児・児童生徒が振り返りを行うなどして訓練の質を高めていく必要がある。（義務教育課、高校教育課）

○公立小中学校における児童生徒の安全確保、安否確認等の対策の推進

これまで、公立小中学校に対し、管理職研修や防災教育研修等の各種研修会・会議を通して、児童生徒への防災教育及び教職員への防災研修や避難訓練の実施を呼びかけてきており、防災教育や避難訓練は全学校で確実に実施され、危機管理マニュアルの作成率も 100%に達している。

また、平成 24 年度から公立小中学校において、主に災害図上訓練や防災に関する授業を実践できるような防災教室を実施したことにより、教職員が、危険箇所等を事前に把握したり、児童生徒に自助の力や共助の精神を育成したりすることについての意識は高まってきている。

更に、平成 24 年度から公立小中学校の指定校における実践的防災教育推進事業により、「安全教育手法の開発・普及」、「学校の安全管理体制の構築・強化」、「災害ボランティア体験活動の推進・支援」を図ってきた。指定校は、様々な場面を想定した避難訓練を実施し、その研究成果を成果発表会において各学校に還元してきた。

これらの取組は、児童生徒及び教職員の防災意識の高揚及び対応力の向上に一定の成果を上げているが、常に危機感を持ってあらゆる場面に対応できるようにするため、避難訓練後には教職員と児童生徒が振り返りを行うなどして訓練の質を高めていく必要がある。（義務教育課）

○県立学校（高等学校・特別支援学校）における防災対策の推進

これまで、県立学校（高等学校・特別支援学校）に対し、管理職研修や防災教育研修等の各種研修会・会議を通して、幼児・児童・生徒への防災教育及び教職員への防災研修や避難訓練の実施を呼びかけてきており、防災教育や避難訓練は全学校で確実に実施され、危機管理マニュアルの作成率も 100%に達している。防災教育研修会において、山梨県の防災や避難所開設・運営についての講義を実施し、防災教育に関する知識や技能の習得と各学校での周知を図っている。

これらの取組は、幼児・児童・生徒及び教職員の防災意識の高揚及び対応力の向上に一定の成果を上げているが、常に危機感を持ってあらゆる場面に対応できるようにするため、引き続き取組を行う必要がある。（高校教育課）

○県立学校（高等学校・特別支援学校）における幼児・児童・生徒の安全確保、安否確認等の対策の推進

これまで、県立学校（高等学校・特別支援学校）に対し、管理職研修や防災リーダー研修等の各種研修会・会議を通して、幼児・児童・生徒への防災教育及び教職員への防災研修や避難訓練の実施を呼びかけてきており、防災教育や避難訓練は全学校で確実に実施され、危機管理マニュアルの作成率も 100%に達している。

県立学校では、防災教育研修会において、山梨県の防災や避難所開設・運営についての講義を実施し、防災教育に関する知識や技能の習得と各学校での周知を図っている。

これらの取組は、幼児・児童・生徒及び教職員の防災意識の高揚及び対応力の向上に一定の成果を上げているが、常に危機感を持ってあらゆる場面に対応できるようにするため、引き続き取組を行う必要がある。（高校教育課）

○公立小中高等学校の教職員のカウンセリング知識の向上

これまで、公立小中学校及び県立学校（高等学校・特別支援学校）にスクールカウンセラーの配置又は派遣を実施してきており、併せて、養護教諭研修会等で児童生徒の心のケアについての研修を進めてきた。

平成 23 年度からは、阪神淡路、新潟中部、東北 3 県での児童生徒の心のケアの状況を各種研修会・大会で把握し、県立学校及び公立小中学校の養護教諭・教頭・初任教職員に、児童生徒の心のケアについて研修や演習を実施しており、また、平成 27 年度からは、しなやかな心の育成シンポジウム及びワークショップの中で啓発を行うなど災害時の児童生徒の心のケアの重要性の理解は進んできている。

しかしながら、各学校で実施している各種防災研修との連携が十分でなく、全教職員に対する研修は不足しているため、引き続きこれまでの取り組みを進めるとともに、全教職員に対する研修を行う必要がある。（保健体育課）

【災害危険箇所等の周知】

○液状化の危険度情報の提供

液状化の危険度がわかる液状化危険度マップを作成し、県のホームページにおいて情報提供を行っており、県民の防災に係る防災意識の啓発に役立っている。令和 5 年 5 月 26 日に公表した地震被害想定調査結果に基づき、最新版へ更新する。引き続き、県民への液状化に対する意識を啓発するため、液状化危険度マップを周知する必要がある。（防災危機管理課）

○農業用ため池の耐震化の推進

ため池の整備については、平成 25 年度から機能の健全度を把握するために一斉点検及び耐震調査を

実施し、この調査結果を踏まえ、ため池等整備事業や土地改良施設耐震対策事業などの農地防災事業により、耐震化対策が必要なため池の整備を進めており、今後も計画的な整備を進める必要がある。

更に、これらのハード対策と併せて、地域防災体制の構築や施設を適切に保全していくための管理体制の整備などのソフト対策を実施する必要がある。（耕地課）

○「知って備えて命を守る」取組の推進

水害から県民の生命を守るため、①県民意識の啓発、②要配慮者の避難支援、③防災情報の充実と確実な伝達、の3点に重点を置いた取り組みを推進する。

中小河川の洪水浸水想定区域図については、令和3年の水防法改正により対象河川が拡大され、13市町村(令和4年度末)で作成が進められている。

また、新たに作成される洪水浸水想定区域図を反映したハザードマップの浸水エリアにおいて、国(河川管理者)や市町村等の関係機関と協力しながら、減災方法等を検討する必要がある。（治水課）

○河川情報システムの運用

防災に資する情報提供手段の確立のため、総合河川情報システムを整備し、各河川の雨量・水位情報を収集して、リアルタイムでインターネット・携帯電話に情報提供を行ってきており、迅速な警戒避難行動に一定の成果を上げているが、ICTの進展に伴うサーバやネットワークの性能向上、ソフトウェア技術の革新などに適確に対応して、引き続き適切なシステムの運用を図る必要がある。（治水課）

○土砂災害等情報システムの運用

土砂災害警戒情報システム等を整備し、平常時は土砂災害危険箇所等の情報を、降雨時（災害時）には気象情報、土砂災害の危険性が高まっている箇所等の災害関連情報を市町村や住民等に提供している。

また、県内のケーブルテレビ事業者と土砂災害情報の配信について協定を締結し、災害時等にマスメディアによる情報提供を行うなど一定の効果を上げているが、今後も効果的な情報提供を行う必要がある。（砂防課）

○土砂災害警戒区域等の指定及び周知

土砂災害から県民の生命を守るため、土砂災害防止法の施行に伴い基礎調査を実施し、これまでに7,238箇所の土砂災害警戒区域の指定をしてきた。しかし、指定以降の地図精度向上や土地利用状況の変化が生じているため、基礎調査を実施し、必要に応じ調査結果に基づく土砂災害警戒区域等の指定見直し（追加・削除）を行う必要がある。

また、警戒避難体制の整備が十分に浸透しているとは必ずしも言えないため、今後は指定区域を管理・公開するために作成した土砂災害情報システムを通し、定期的に啓発活動を行う必要がある。（砂防課）

○山梨県地震被害想定調査結果の周知

地震被害想定調査は過去にも実施しており、山梨で被害をもたらす地震について周知を行っている。こうした中、新たに実施した地震被害想定調査では、最悪の事態を想定して対策を進めるため、最大の被害を見積もるとともに、対策による被害の低減効果を明らかにしている。この調査結果を県民に周知し、県全体で地震防災対策を推進する必要がある。（防災危機管理課）

【地域防災力の強化】

○現地災害対策本部、市町村への職員派遣体制の確立

現地対策本部の円滑な県職員派遣体制を確立するため、地震防災訓練などにおいて職員派遣体制を検証し、実効性を図っている。

防災体制の見直しに伴い、災害時に市町村の対応が困難となった場合は、当該市町村に土地勘を有する県庁職員を派遣し、本部の連絡担当職員との間で情報を共有し、人命救助、応急復旧や救援物資の要請・供給等、被災市町村に代わって事務処理できる体制を整備・検証する必要がある。（防災危機管理課）

○市町村の災害対応力の強化支援

市町村の災害対応力の強化を図るため、防災計画の修正や、専門研修による図上訓練等の実施支援を行い災害対応力の充実を図っている。引き続き、市町村の災害対応力の強化を図るため、助言や技術的支援を行う必要がある。（防災危機管理課）

○住民参加型の県地震防災訓練の実施

県民の防災意識の高揚を図るため、県、市町村、防災関係機関、住民等と連携した住民参加型の山梨県地震防災訓練を実施し、災害への対応力の充実を図っている。引き続き、関係者のより一層の対応力の強化を図るため、訓練を実施する必要がある。（防災危機管理課）

○避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施

災害時において避難行動要支援者の円滑な避難を行うため、市町村が地震防災訓練などを通して避難行動要支援者などに配慮した避難所の設置・運営訓練の実施を促している。

引き続き、地震防災訓練等を通じて、市町村による要配慮者に配慮した避難所の設置、運営訓練の実施等を促す必要がある。（防災危機管理課）

○避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施

県地震防災訓練の場において、市町村（避難所管理者）と地域住民（自主防災組織）のほか地域社会福祉協議会、自衛隊などの協力を得て、総合的な避難所の運営・生活訓練を実施している。実際に災害時に避難所を利用する区民が避難所を立ち上げ、管理者・自主防災組織・市が主体となった運営会議のもと、避難所を運営する総合的な訓練を行うなど、災害対応力の充実に一定の効果がある。引き続き、地域の災害対応力の充実ため、避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練を実施する必要がある。（防災危機管理課）

○避難所運営マニュアルの作成支援

熊本地震では、地震発生直後から住民の避難が始まり、ピーク時には18万人以上にも及んだが、「避難所は避難者による自主運営が基本」という住民意識が薄かったことから、避難所運営が安定するまでに相当の時間を要し、市町村職員が避難所運営で手一杯となり、他の災害対応業務の実施に支障が生じた。そのため、避難者による避難所自主運営のための「避難所運営マニュアル」作成（見直し）の支援を行う必要がある。

○地区防災計画の作成支援

地域住民による自発的な防災活動に関する計画である「地区防災計画」は、東日本大震災の教訓を踏まえて、平成25年の災害対策基本法の改正において規定され、地域住民が主体となり、全国的に策定を進めてきているが、山梨県内においては策定が進んでいない状況である。

自助・共助の取組を強化し、地域防災力の向上を図るためにも「地区防災計画」作成支援を行う必要がある。

【緊急物資の確保】

○緊急物資の調達（調達の協定）

災害時に必要な物資が被災者などに供給されるよう、山梨県消費生活協同組合連合会との協定を更新するとともに連絡責任者といった連携体制を確認した。物資供給が円滑に行われるよう引き続き連携体制を確保していく必要がある。（県民生活安全課）

【県庁の災害対応力の強化】

○災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し

平成26年2月の豪雪災害への対応等を踏まえ、訓練等の機会を通じ、県防災体制の強化を図ったが、引き続き、災害時の対応力向上のため、防災体制の不断の見直しを行う必要がある。（防災危機管理課）

○地方連絡本部（地域県民センター）の組織体制の見直し

地方連絡本部（地域県民センター）については、各出先事務所の役割等を整理し、その連絡体制を見直すとともに、規程、マニュアルを整備し、現状において関係出先機関、各市町村との連携は図られているが、災害時における情報収集等における効率化を図る必要がある。（防災危機管理課）

○災害時等の会計事務処理手続きの整備及び物品調達等事務の実施体制の構築

災害等により財務会計システムや物品調達管理システムが使用不能となった場合に備え、会計事務や調達事務が支障なく円滑に行われるよう「システム障害時における会計事務手処理マニュアル」を改定し、周知を行うとともに、関係機関（山梨中央銀行）との調整や資料収集を行った。引き続き、システム障害時の会計事務処理の実効性を担保するため、周知、模擬訓練等を行う必要がある。（管理課）

○非常参集体制の確立

大規模地震等が発生した際の初動体制を確保するため、初動体制職員を任命するとともに、大規模地震発生時に初動体制職員の携帯電話に自動呼び出しを行うシステムを運用し、非常参集訓練を実施している。

また、確実な初動体制を確保するため、勤務時間外（夜間、週休日及び休日）に職員が宿日直を行い、24時間即応体制に対応するとともに、本部長等の登庁方法、連絡体制や不在時の取扱いについて検証し、発災時に知事・本部長が在京している場合のヘリコプターによる帰庁のため、平成23年度から航空会社との協定を締結しており、一定の初動体制の充実が図られている。

引き続き、様々な災害に対応し、地震以外の災害においても確実な初動体制を確保するため、研修及び訓練を強化するとともに課題を整理する必要がある。（防災危機管理課）

○災害対応に関する職員研修の充実・強化

全所属を対象に職員災害ハンドブックを用いた防災研修を必須化する。また、今後は防災体制の見直しに併せて、自然災害危機管理に係る防災研修を実施するとともに、災害対策本部統括部活動マニュアルを随時見直し、各班の研修や訓練を実施する必要がある。（防災危機管理課）

火山防災に関する知識と専門性を有する火山防災職を火山防災対策室に配置し、地域住民、観光客や登山者等の安全を確保するため、富士山火山噴火の防災対策を強化する必要がある。（防災危機管理課、火山防災対策室）

○様々な事態を想定した図上訓練等の実施

広域的な大災害の発生に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、令和元年の東日本台風の際に設置した災害対策本部での問題点を整理して、図上訓練等へ反映し、災害への対応力の充実を図っている。

る。防災体制の見直しに伴い、県職員や関係者のより一層の対応力の強化を図るため、訓練の実施とともに、その内容を強化する必要がある。（防災危機管理課）

【富士山火山防災の推進】

○富士山火山避難基本計画に基づく訓練の実施

平成 24 年 6 月 8 日に、火山専門家、山梨県、静岡県、神奈川県、国、富士山周辺市町村及び防災関係機関による「富士山火山防災対策協議会」を設置し、平成 27 年 3 月 16 日に同協議会において、「富士山火山広域避難計画」（対策編）を策定した。

また、平成 24 年度から富士山噴火を想定した総合図上訓練を、平成 26 年 10 月 19 日には富士山火山防災対策協議会構成機関等による「富士山火山三県合同防災訓練 2014」を実施した。

平成 28 年度までに、関係全 8 市町村において富士山火山広域避難計画を基に市町村が実施する詳細な避難対応や対策を記載した「市町村避難計画」の策定が完了したため、平成 30 年度から、市町村や関係機関と合同で訓練を実施しているところである（令和元年度は台風により中止）。

令和 2 年 3 月に富士山噴火総合対策を策定し、3 年 3 月には富士山ハザードマップを改定した。

令和 5 年 3 月、富士山火山広域避難計画を改定し、富士山火山避難基本計画を策定した。

今後も、大規模降灰対策などの課題について、引き続き検討を行う必要がある。

○火山防災体制強化に資する研究の推進

「富士山火山防災のための火山学的研究」（平成 26 年度～29 年度）において噴火履歴の研究を実施し、「富士山北麓における噴火実態の検証」（平成 28 年度～30 年度）においてハザードマップとして懸案となっていた雁ノ穴丸尾溶岩の火口の特定を行った。また、令和 3 年に改訂された富士山ハザードマップにおいて富士山の噴火履歴の基礎データを提供するとともに、火山学的観点からハザードマップの改訂に貢献している。一方で、富士山には未だ年代や噴火口が特定されていない噴出物が無数にあり、富士山の噴火の特徴を理解するには富士山の噴火履歴を高精度化するための研究を推進する必要がある。

周辺市町村の中高等学校の生徒をはじめ、地元住民への富士山火山ハザードマップを理解するためのワークショップの実施を行っている。一方で、現行のハザードマップや避難対象エリアは、住民にとって理解するのが困難であり、噴火時の避難を的確に行うためには、これらマップを住民の方々が理解しやすいようにする必要があり、そのため研究が必要である。（富士山科学研究所）

○富士山噴火に備えた実践的かつ効果的な避難体制の強化推進

令和 5 年度に整備した現地対策拠点機能を維持するための車両等資機材を用いて、現地対策拠点（富士吉田合同庁舎・世田谷区林間学園）の運営・開設訓練を実施し、スムーズな応急対策を実施する必要がある。

令和 5 年 3 月に富士山火山避難基本計画を策定したため、市町村地域防災計画を新たな避難指針に適合する内容に改定する作業を支援するとともに、市町村の避難促進施設等に対する支援体制が強化されるよう体制を整える必要がある。

円滑な避難のためには、正確かつ迅速な避難情報伝達が不可欠であることから、富士山への高速通信網整備や地図情報、位置情報を用いた伝わりやすい情報伝達ツールの導入を早急に実施する必要がある。

上質な観光地としてのブランドを確立するため、外国人を含む観光客の県境を越えた広域避難を国や市町村、関係機関と連携して円滑に実施できる避難体制を構築する必要がある。

【発災後のインフラ復旧対策の推進】

○発災後のインフラ復旧対策の推進

防災体制の見直しに伴い、県及び関係機関のより一層の対応力の強化を図るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要がある。（防災危機管理課）

令和元年東日本台風の豪雨により主要交通網の脆弱性が露呈したことから、交通や輸送の機能が途絶し又は混乱した場合において、これらの機能や秩序を速やかに回復し、緊急輸送などを円滑に行う必要がある。（交通政策課・道路管理課）

B) 人材育成

【人材育成等による地域防災力の強化】

○防災対策に関する意識啓発及び人材の育成

男女共同参画推進センターにおいて、防災対策の意識啓発や人材育成を目的とした講座を開催し、女性の参加を促している。令和4年度に開催した各講座においては、参加者の半数近くが女性であり、引き続き、防災対策に関する意識啓発及び人材育成を推進する。（男女共同参画・共生社会推進統括官）

○地域防災力の強化を支える人材の育成

自主防災組織を育成するため、県及び防災安全センター等で自主防災組織に対する研修会や訓練を定期的に行うとともに、地域県民センターで自主防災組織運営の中心となる地域防災リーダーの養成講座を開催し、併せて女性の参加について市町村に要請している。また、自助力の向上を図るため、毎年度、一般県民を対象とした防災講座、講演会等を実施している。

これらの研修、訓練等は本県の自主防災組織の充実、地域防災力の向上及び住民への防災に関する意識啓発に繋がっており、継続する必要がある。また、今後は地域防災リーダー等の活用方策について検討する必要がある。（防災危機管理課）

○防災リーダーの養成

防災に対する知識、技能を有する人材を早急に育成し、地域における防災力の向上を図るため、平成24年度から3年間の防災士養成事業費補助金を設け市町村への補助を行った。また、市町村との連携により防災士養成講座を開催し、平成26年度には61人、平成27年度には73人、平成28年度には88人、平成29年度には100人が修了しており、地域の防災力の充実に一定の効果があった。引き続き、地域における防災力の向上を図るため、防災士の養成に対する市町村への助言・技術的支援を行うとともに、防災士養成講座を開催する必要がある。（防災危機管理課）

○建設産業を担う人材の確保・育成の推進

建設業における労働力確保は主要課題の一つであり、このままでは労働者の減少に歯止めがかからず、将来的な災害対応やインフラ整備など国土強靱化にも支障を及ぼす恐れがある。このため、若年者・女性等の入職・定着の促進を図るとともに、建設業に対するイメージを向上させる必要がある。（建設業対策室）

○水防訓練の実施

水害から住民の生命と財産を守るため、毎年度、水防訓練を実施しており、洪水時の水防体制の強化、関係水防団員の水防技術の習得及び水防意識の高揚に一定の成果を上げている。また、令和3年度から4年度にかけて、河川管理者と市町村との重要水防区域等合同パトロールを実施し、緊急時に水防工法を実施すべき箇所も把握出来ているが、水防訓練や災害対応経験のない水防団員も多いことから、水防団員等の住民が参加できるよう、水防訓練を実施し水防技術の向上・継承等を図る必要がある。（治水課）

C) 官民連携

【災害時相談支援体制の充実】

- 大規模災害時における法律、税務及び行政書士業務相談に関する協定
県内で地震・風水害等の大規模災害が発生した場合、県民が専門家に法律や税務等の相談を行えるよう関係団体との協定を継続した。協定団体との意見交換会等を通じて情報共有を図り、関係機関の連携を体制を確保していく必要がある。（県民生活安全課）

【NPO等との連携・協働の促進】

- 災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進
大規模災害発生時に迅速かつ適切な被災者支援や救援活動ができるよう、災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働を促進するため、研修会などを実施しており、連携・協働体制の充実に向け一定の役割を果たしている。引き続き、大規模災害発生時に大きな役割を果たすことのできる災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働を促進するため、研修会などを実施する必要がある。（防災危機管理課）

【森林の公益的機能の維持・増進】

- 森林の公益的機能の維持・増進
平成19年度に創設した、官民による組織「やまなし森づくりコミッション」が、森林所有者と森づくり活動を行いたい企業・団体とのマッチング等を行ってきた。また、平成24年度から28年度までの間に地域の民間団体が行う森林整備活動に対し助成を行い、様々な主体による森林整備活動が広まってきている。令和4年度は新型コロナウイルス感染症予防のため一部の森林整備活動が中止となったが、引き続き、企業のCSR活動や地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する必要がある。（森林整備課）

【地域活性化との連携】

- CLT工法等新技術の導入
令和4年度時点で県内でCLTを使った建築物は9施設となっている。令和4年度は、民間建築物への利用促進のため、需要者である商工団体に対しCLT工法等の技術を用いた木造建築物について有識者による講習を行い普及を図った。（林業振興課）
- 県産材需要拡大の推進
公共施設の木造・木質化について、庁内に「県産材利用推進対策部局連絡会議」（平成29年度より「県産材利用促進会議」）を設置し、県産材利用の働きかけと公共施設等への木造化・木質化の支援を実施した。また、令和4年度に福祉法人が建築する施設の支援を行った。さらに、供給システム強化では5グループの取り組みに対し助成した。
林業・木材産業関係団体と商工関係団体等が連携するネットワークにおいて、木造化・木質化へ向けた普及コンテンツを作成し、県産材利用の普及啓発を行った。引き続き、公共建築物とともに民間建築物の木造化・木質化を促進し、県産材の需要拡大に向けた生産体制の確立を図る必要がある。（林業振興課）

【県防災体制の充実・強化】

- 災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進
災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業、国・市町村関係機関、各種団体等と協定の締結を行い、連携の強化を図っている。引き続き想定される事態及び必要な対応について検討し、関係団体等との連携を強化する必要がある。（防災危機管理課）
- 電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携
県・市町村・電力会社等の関係機関が連携し、本県の電力供給体制をより一層、強化する必要がある。（環境・エネルギー政策課）

【災害廃棄物処理体制の強化】

- 災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）
地震等の大規模災害により発生した災害廃棄物の撤去、収集・運搬、中間処理・処分の協力については、（一社）山梨県産業資源循環協会と協定を締結し、応急復旧活動の阻害となる障害物の撤去等の協力については、山梨県カーリサイクル協同組合と協定を締結し、災害に備えた体制の強化を図っている。
災害の発生時において、各廃棄物関係団体との協定に基づく取り組みが円滑に行われるよう、平常時から連携強化のための訓練等を行う必要がある。（環境整備課）

【交通規制及び交通安全対策の実施等】

- 交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者と連携した訓練実施による支援体制の強化
交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者による支援体制の確立のため、（一社）日本自動車連盟（JAF）及び（一社）山梨県警備業協会と協定を締結しており、各種防災訓練等を通じ、市街地における被災建物、放置車両の排除等により避難路を確保する訓練を行い、事業者との連携の強化を図るなど、継続的に支援体制の強化に向けた取り組みを推進する必要がある。（警察本部）

【災害によるインフラ被害の最小化】

○事前伐採の推進

県・市町村・電力会社等の関係機関が連携し、災害による電力供給インフラ被害の最小化を図る必要がある。（環境・エネルギー政策課）

【感染症対策の強化】

○大規模災害時における感染対策

避難所における感染症の発生及びまん延は被災者の健康・生命に影響を及ぼす恐れが高いが、令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、避難所において新型コロナウイルス感染症、季節性インフルエンザ及び感染性胃腸炎などの感染症がまん延した。

大規模災害発生時における避難所等の感染対策が円滑に行われるため、市町村と連携して準備を進める必要がある。

【災害時保健医療体制の整備】

○防疫業務を迅速に実施できる体制の確保

防疫業務を迅速に実施できる体制の確保を目的として、平成25年4月に山梨県ペストコントロール協会と「大規模災害時における防疫業務の協力に関する協定」を締結した。

協定により他の都道府県のペストコントロール協会の協力を得て県内の防疫業務を実施できる体制が担保されており、有事の際は、専門性を生かした効果的・効率的な防疫業務が期待できる。

引き続き、協会との円滑な連絡体制の整備を行う。（感染症対策グループ）

【中小企業に対する災害時支援制度の充実等】

○「事業継続力強化計画」認定の促進

平成28年10月に県、東京海上日動火災保険(株)及び商工団体等で、「事業継続計画（BCP）策定支援等に関する協定」を締結し、協定締結団体が連携して取り組みを行った結果、令和4年度末時点における県内中小企業の「事業継続力強化計画」認定数は398社となった。

令和4年度からは、県のイノベーション補助金において、事業継続力強化計画の認定を受けた企業への加算制度を導入し、計画策定への意欲を高める取組を行っている。（産業政策課）

○「事業継続力強化支援計画」策定の促進

国では、小規模事業者支援法を令和元年6月に改正し、商工会及び商工会議所が行う経営改善普及事業の一環として、中小企業者の防災・減災対策を支援する「事業継続力強化支援事業」を新たに位置付け、商工会及び商工会議所が市町村と共同して中小企業者の事業継続力強化を支援するための「事業継続力強化支援計画」を策定し、県知事が認定する制度を創設した。

県は、商工会・商工会議所及び該当市町村に計画策定の働きかけを行うため、令和2年10月に「事業継続力強化支援計画の申請ガイドライン」を策定・公表し、令和4年度末に24団体が計画を策定した。（産業政策課）

D) 老朽化対策

【公共施設等の総合的・計画的な管理の推進】

○公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

これまでに長年にわたり整備を進めてきた公共施設・インフラの老朽化が進み今後一斉に更新時期を迎える一方、人口減少等による財政状況の悪化や公共施設等の利用状況の変化等、公共施設等を変遷する状況の変化から従前の管理運営では自治体経営が立ち行かなくなる懸念が生じつつあることから、公共施設等の維持・管理にかかる財政負担の軽減・平準化及び公共施設等の最適な配置を実現するため、「山梨県公共施設等総合管理計画」を策定した。

今後は、同計画に基づき策定した施設類型ごとの個別施設計画等により、県が管理・所有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行っていく必要がある。（資産活用課）

○社会資本整備重点計画の策定及び推進

限られた財源の中で、県民生活の向上や地域経済の発展を支える社会資本の整備を効果的・効率的に推進するため、選択と重点化により重点的に取り組むべき社会資本整備の方向性を明らかにした「山梨県社会資本整備重点計画」を策定（第一次：平成16年～平成19年、第二次：平成20年～平成26年、第三次：平成27年～令和元年、第四次：令和2年～令和9年）し、同計画に基づき整備を推進してきている。国による「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の内容を反映し改定した第四次計画（令和2年～令和9年）に基づき、引き続き整備を推進する必要がある。（県土整備総務課）

【鉄道設備の老朽化対策の推進・促進】

○鉄道輸送の安全性向上への支援及び整備促進

鉄道輸送の安全の確保を図るため、中小民間鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備に補助しているが、地域鉄道の維持はもとより、今後は大規模自然災害を踏まえ、必要に応じた設備の整備も想定されるため、引き続き補助事業を実施する必要がある。（交通政策課）

【上下水道施設の老朽化対策の促進等】

○水道施設の耐震化の促進

各水道事業者における水道施設の耐震化の促進を図ってきており、令和3年度末時点での基幹管路の耐震適合率は36.5%となっている。

また、各水道事業者の応急給水資機材の整備状況について調査し、整備の促進を図ってきている。

引き続き、各水道事業者が行う水道施設の耐震化及び応急給水資機材の整備の促進を図る必要がある。

更に、各水道事業者の飲料水の必要数等を調整し、応急給水を円滑に実施するため、平成18年3月、サントリー（株）と「大規模災害発生時における飲料水の運搬協力に関する協定」を締結した。大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援要請や活動が行われることが考えられることから、引き続き関係機関との連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう県で調整を図る必要がある。（衛生薬務課）

○下水道施設の長寿命化の推進

これまで下水処理場の機械・電気設備の整備や幹線管渠の日常点検などにより、随時修繕や消耗部品の取り替えを行なう中で、下水道施設の長寿命化を図ってきたが、令和2年度に下水道機能の維持のため、下水道施設全体の長期的な施設の状態を予測しながら、施設の点検・調査・修繕・改築を実施していくストックマネジメント計画を策定した。今後、このストックマネジメント計画に基づき、下水道施設を計画的かつ効率的に管理していく必要がある。（下水道室）

【道路、橋梁等の老朽化対策の推進】

○老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

林道施設の長寿命化及び機能強化対策として、平成30年度に施設の再点検を実施したところ、605箇所ある橋梁等のうち県道や市町村道と連絡する路線等の152箇所を優先的に補修する必要があると判明した。令和4年度は、山梨県県営林道施設長寿命化計画（個別施設計画）に基づき6箇所の対策を実施した。災害時の緊急輸送路等となる林道施設の老朽化対策として、引き続き長寿命化に取り組む必要がある。（治山林道課）

○大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備

重要物流道路制度における重要物流道路及び代替路・補完路の整備を最優先させ、災害時の物流機能を確実に確保するとともに、避難誘導や救援活動を支える幹線道路等の整備を推進しているが、依然として多くの未整備箇所が残っており、非常事態に対応する道路網の確保が課題であるため、引き続き幹線道路等の整備を推進する必要がある。また、老朽化対策として、既存道路の改築を推進していく必要がある。（道路整備課、高速道路推進課、都市計画課、甲府河川国道事務所（国））

○大規模地震などの発生時に避難を支える道路の整備

地域間の連携を強化する道路を整備することにより、災害に強い道路網や沿線地域住民の避難を支える道路網の確保に繋がることとなるが、依然として多くの未整備箇所が残っており、災害時の非常事態に対応する交通の確保が必要であるため、引き続き整備を推進する必要がある。また、老朽化対策として、既

存道路の改築などを推進していく必要がある。（道路整備課）

○緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、跨線橋・跨道橋と緊急輸送道路の橋梁の耐震補強を進めてきており、対象橋梁の耐震化率は約 53%と一定の成果があるが、未実施の箇所も多く、引き続き耐震化を推進する必要がある。（道路管理課）

災害時における道路利用者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保に配慮し、橋梁の耐震化工事を進めてきており、引き続き橋梁の耐震化を推進する必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

○橋梁の長寿命化の推進

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「山梨県橋梁長寿命化実施計画」に基づき、必要な対策を実施していく必要がある。（道路管理課）

平成 26 年度に改正された道路施設（橋梁、トンネル他）の点検要領に基づき、適切な維持管理を行っていく必要がある。（甲府河川国道事務所（国））

【農業用施設等の老朽化対策の推進】

○農村資源の保全管理活動の推進

多面的機能支払交付金等を活用して、農地等を保全する共同活動等（草刈り、水路の泥上げや補修等）の取り組みを支援しているが、高齢化や過疎化に伴い集落機能が低下している地域もあるので、活動を継続するために支援を続けていく必要がある。（農村振興課）

○農業用ため池の耐震化の推進

ため池の整備については、平成 25 年度から機能の健全度を把握するために一斉点検及び耐震調査を実施し、この調査結果を踏まえ、ため池等整備事業や土地改良施設耐震対策事業などの農地防災事業により、耐震化対策が必要なため池の整備を進めており、今後も計画的な整備を進める必要がある。

更に、これらのハード対策と併せて、地域防災体制の構築や施設を適切に保全していくための管理体制の整備などのソフト対策を実施する必要がある。（耕地課）

○土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

農地や農業用施設等の農業生産基盤に係る災害の未然防止や低下した機能を回復するため、これまで緊急性の高い箇所に対して土砂災害防止対策や地すべり対策等を実施し、農業生産の維持及び農家経営の安定と国土の保全、農村地域の安全、安心な生活環境の実現を図っているが、一方で、老朽化が著しい農業用水利施設等も存在していることから、継続した整備が必要である。（耕地課）

○浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

農地等の浸水・浸食被害が懸念される農村地域において、用排水路の法面崩落防止や、排水機場の機能保全等の整備を進めてきた。今後も、引き続き農地の浸水・浸食被害対策を推進するとともに、整備済みの農業用水利施設の長寿命化・耐震化対策を併せて進める必要がある。（耕地課）

○基幹的農業水利施設等の整備

これまで、基幹的農業水利施設等については、営農に必要な農業用水を安定して供給するための整備を進めてきており、農業生産の維持及び農家経営の安定化に大きな役割を果たしている。しかしながら、整備から年数が経過し老朽化が進んだ施設も存在しており、突発的な事故の防止や低下した機能を回復するため、補修・補強等の整備が必要である。（耕地課）

○農業集落排水施設の長寿命化の推進

農業集落排水事業を昭和 59 年度から実施し、44 箇所の整備を行い、農業集落の集落環境の向上を図ってきた。平成 25 年度に施設の整備目標 100%を達成し、一定の成果を得ている。一方、施設の機能維持に向けた取り組みとして、令和 2 年度までに県内 44 地区全てにおいて、適正な時期に必要な対策を実施していくための最適整備構想の策定が完了した。（耕地課）

○農地の整備（生産基盤の整備）

農業生産の基盤となる農地や農業用施設は、食料の安定供給や農村の健全な発展に寄与するとともに、生産活動の継続により農業・農村が有する多面的機能が発揮され、県土保全に大きな役割を果たしている。しかしながら、狭小で不整形の農地は作業効率が悪く、また、農業者は高齢化によるリタイアが進み、農地を有効に利用する体制が十分でないため、荒廃農地の増加が進行している。このため、農地の大区画化や汎用化により、生産コストの削減や生産量の増大を図るとともに、担い手への農地集積・集約化を推進するため農業基盤整備の実施が必要である。（耕地課）

【河川管理施設、ダム及び土砂災害対策施設の老朽化対策の推進】

○老朽化した治山施設の長寿命化及び機能強化

平成 25 年度から令和元年度にかけて施設点検を実施し、早期に対策が必要となった 115 箇所の内、令和 3 年度までに全ての施設の補修を完了し、引き続き点検診断を実施した結果、対策が必要となった 11 箇所の長寿命化対策を令和 4 年度に実施した。今後も、治山施設の長寿命化対策に取り組み、山地防災力の強化を図る必要がある。（治山林道課）

○河川管理施設及びダム の長寿命化の推進

洪水災害を未然に防止するため、定期的な巡視や点検等による河川管理施設の維持、樹木の伐採や堆積土の除去による流下断面の確保、河道掘削、河道拡幅や築堤の整備・機能強化等の対策を進めるとともに、排水機場や伏越水門等の排水施設の長寿命化と整備を推進している。

県内 6 多目的ダムにおいても、ダム及びダム周辺施設等の改良・長寿命化、維持・管理等を実施しており、多目的ダムの洪水調節機能により概ね 80 年に一度の豪雨に対し、洪水調節が可能となっている。また、多目的ダムには供用開始後 100 年間の堆砂を想定した堆砂容量が確保されており、ダム上流部における大規模土砂災害に対しても抑止効果を持っている。

引き続き、これらの取り組みを推進する必要がある。（治水課）

○砂防施設の長寿命化計画の策定及び改築等の実施

山梨県は古くより土砂災害が多く、明治 14 年には砂防事業に着手しており、これまで多くの砂防施設を整備してきた。

土砂災害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るため、整備済みの砂防施設の健全度を把握し、長期にわたりその機能及び性能を維持・確保することを目的に、長寿命化計画を策定した。また、トータルコストを縮減し予算を平準化していくため「予防保全型維持管理」の考え方を導入した長寿命化計画の策定に着手しており、計画的維持管理や更新を実施する必要がある。（砂防課、富士川砂防事務所（国））

【都市公園施設等の老朽化対策の推進】

○国立・国定公園等施設の老朽化対策、国際化対応及び長寿命化対策の推進

令和 4 年までに三ヶ峠歩道整備工事、白根山系縦走線歩道整備工事、西沢渓谷歩道二俣吊橋補修工事、北杜市美し森歩道整備工事等実施。（自然環境整備交付金）

長寿命化計画に基づき、二俣吊橋（西沢渓谷）、広河原橋（南アルプス）の補修設計及び補修工事を実施。

近年の局地的な豪雨により県内の観光資源課が所管している登山道全般に丸太階段の地山土砂が流出するなどの登山道が見られる。所管の登山道は、雨水にさらされる環境下にあり地山の地質が土砂のため近年のゲリラ豪雨の影響を受けやすい。優先度を決めて整備計画に計上しているが、引き続き定期的な現地調査が必要となる。

○都市公園施設の長寿命化の推進

これまで、平成 22 年度から都市公園内の大規模集客施設及び橋梁のうち旧耐震基準のものの耐震化を行ってきており、耐震化率は 100%（平成 24 年度末）である。

また、都市公園施設の安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、12 県営公園において、「山梨県公園施設長寿命化計画」の策定を行ない、計画に基づいた改修・更新工事を進めている。今後も引き続き計画に基づいた施設の長寿命化を図る必要がある。（景観まちづくり室）

○都市公園の防災活動拠点機能の強化

「東海地震応急対策活動要領」に基づき、防災活動拠点に指定された都市公園の整備を図るため、平成 20 年度から、災害時の防災活動拠点となる 6 都市公園（小瀬スポーツ公園、富士北麓公園、曽根丘陵公園、笛吹川フルーツ公園、富士川クラフトパーク及び緑が丘スポーツ公園）において施設整備、改修、バリアフリー化等、防災活動拠点としての第 1 期整備を実施してきた。

山梨県地域防災計画において、防災活動拠点に指定された県営都市公園については一定の防災機能整備は完了しているが、近年の災害発生時の状況等をみると、より高い機能が求められる傾向にある。（景観まちづくり室）

【県営住宅の老朽化対策の推進】

○県営住宅の長寿命化の推進

県営住宅の安全性の確保・向上を図るため、「山梨県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、更新時期を経過した住宅の建替え、全面的改善工事、外壁・防水改修工事などを進めてきており、これまでに千塚北団地ほか 6 団地の建替えや、三珠団地ほか 6 団地の全面的改善工事などを行い、一定の成果があった。

しかし、事業が未実施な建物もまだ多く、今後も経年劣化により老朽化が進行していくことから、引き続き、計画（経年数や需要などを基に総合的に判断した 4,214 戸の対策）に基づいた建替えや改善事業などを実施する必要がある。（住宅対策室）

【建築物等の耐震対策の推進】

○私立学校の耐震の促進

私立学校耐震診断実施事業費補助金により、私立学校の耐震診断を促進し（平成 24 年度～平成 26 年度）、安心子ども基金耐震化支援事業費補助金（幼稚園を対象：平成 24 年度～平成 28 年度）や私立学校施設整備費補助金（文科省事業）を活用し、私立学校の耐震化を推進している。この結果、私立学校の令和 4 年度末における耐震化率は 89.5%となった。

しかしながら、耐震化が未実施の施設があることから、更なる学校施設の安全確保を図るため、補助事業の活用を働きかけるなど、引き続き耐震化を促進する必要がある。（私学・科学振興課、子育て政策課）

○有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

国・県指定の有形文化財（建造物）の耐震対策のため、解体修理工事補助に併せて耐震対策のための構造補強工事等に対しても助成を実施し、令和 5 年度までに 18 棟の耐震対策を終了している。

国・県指定の有形文化財（建造物）の解体修理工事は、長期間（約 100 年から 300 年ごとに実施）、かつ多額の費用がかかるが、それに併せて、今後とも耐震対策を計画的かつ着実に実施する必要がある。

E) 研究開発

【富士山の噴火予測手法の確立等】

○富士山火山防災教育・普及啓発の推進及び国際シンポジウムの開催等

「富士山火山防災のための火山学的研究」（平成 26 年度～29 年度）及びその継続研究の成果を基に、平成 26 年度以降、富士山学習等をはじめとした火山防災教育、火山防災研修や火山災害の軽減のための国際ワークショップ等の開催に取り組んでおり、一定の成果を上げている。一方で、平成 26 年 9 月の御嶽山噴火災害を契機に、平成 27 年に活動火山対策特別措置法が改正、令和 3 年 3 月に富士山ハザードマップが改定され、それを受けて令和 5 年 3 月に富士山噴火避難基本計画が新たに策定された。新たな計画に基づいた周辺住民、登山客や観光客への対策が求められており、火山防災対策情報や災害知識の普及・啓発の仕組みづくりに取り組む必要がある。（富士山科学研究所）

【森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究】

○森林下層植生が土砂流出防止に及ぼす影響と植生回復に関する研究

植生回復及び土砂流出を調べるために植生保護柵内外に設置した調査区では、これまでの調査において、植生保護柵内で植生の回復がわずかに認められた。土砂流出量については、植生保護柵の有無による違いはまだ判定できないため、今後も研究・観測を継続する必要がある。（森林総合研究所）

【富士山火山防災研究の推進】

○富士山の火山活動と防災対策に関する研究の推進

富士山の防災対策を実効的に行うためには、富士山の噴火履歴とそれを基にした噴火シナリオの構築、災害を予測するための火山現象の数値シミュレーション、火山活動の観測が不可欠である。平成 26 年度から「富士山火山防災のための火山学的研究」及びその関連研究を継続し、噴火履歴の精緻化、噴火シナリオの構築や既存の数値シミュレーションの富士山への最適化、噴火予想を目的とした重力観測、他の研究機関と研究および火山観測に関する協力関係の構築、火山観測データの流通等を実施している。一方で、富士山の過去の噴火の数は他の火山に比べ圧倒的が多く、さらなる噴火履歴の精緻化のための研究を継続する必要がある。また、富士山の噴火は噴火様式や規模が多様であること、噴火するまで火口が確定できないことから、噴火発生時に避難を速やかに行うためには、噴火の兆候を捉えるための火山観測の充実や噴火予測手法の確立、災害を予測するための数値シミュレーションの開発、噴火発生時に速やかに避難行動が取れるような次世代型のハザードマップの開発が不可欠となっている。引き続き、富士山の噴火災害を軽減するため、噴火履歴の研究、噴火予測手法および災害予測手法の開発・確立、次世代型のハザードマップの開発などの取り組みを推進する必要がある。（富士山科学研究所）

富士山では毎年雪代が発生し、富士スバルラインに土砂流出が起り被害を与えている。これまで実施した研究「雪崩発生条件の解明と観測機器の開発（平成 26 年～29 年）」、「斜面崩壊による災害観測を可能とする IoT 観測機器の開発（平成 30～令和 3）」により既存の火山観測網や臨時振動観測点を設置することにより、発生源や流路を特定する技術が開発されつつある。これらの検知技術は、火山噴火発生後の降雨型土石流、融雪型火山泥流、斜面崩壊、火山体崩壊等の火山における現象に対しても応用することが可能であり、研究開発を継続して実施する必要がある。（富士山科学研究所）

○火山防災体制強化に資する研究の推進

「富士山火山防災のための火山学的研究」（平成 26 年度～29 年度）において噴火履歴の研究を実施し、「富士山北麓における噴火実態の検証」（平成 28 年度～30 年度）においてハザードマップとして懸案となっていた雁ノ穴丸尾溶岩の火口の特定を行った。また、令和 3 年に改訂された富士山ハザードマップにおいて富士山の噴火履歴の基礎データを提供するとともに、火山学的観点からハザードマップの改訂に貢献している。一方で、富士山には未だ年代や噴火口が特定されていない噴出物が無数にあり、富士山の噴火の特徴を理解するには富士山の噴火履歴を高精度化するための研究を推進する必要がある。

周辺市町村の中高等学校の生徒をはじめ、地元住民への富士山火山ハザードマップを理解するためのワークショップの実施を行っている。一方で、現行のハザードマップや避難対象エリアは、住民にとって理解するのが困難であり、噴火時の避難を的確に行うためには、これらマップを住民の方々が理解しやすいようにする必要があり、そのため研究が必要である。（富士山科学研究所）

【山梨県産針葉樹材による CLT 製造技術の確立と利用促進】

○山梨県産針葉樹材による CLT 製造技術の確立と利用促進

これまで、研究により得られた成果や知見をまとめ、「林業やまなし」や「しんりんけんメールマガジン」などへの掲載、学会大会での発表、学会誌への論文投稿などを通じた普及活動を行った。また、CLT 実大材モデルを森林総合研究所玄関に展示し、県産材の CLT への利用促進を図る PR を行っている。（森林総合研究所）

F) デジタル活用

【デジタル技術の活用による作業の効率化】

- 現場におけるドローン活用や ICT 施工による作業効率化の推進
ドローンを用いた測量や ICT 機器による効率的な施工等、その利活用は一部の企業に留まっており、中小規模の建設企業などには普及していない状況であるため、全ての企業が普段使いの技術として使用可能な状況となるよう、更なる普及拡大を図る必要がある。（技術管理課）
- 災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用
災害発生時において、立ち入り困難な被災現場での的確な情報収集やそれをもとにした早期の復旧のための計画づくり等を行う上で、的確かつ効率的に行うためには、ドローン等の機材の整備や職員が操作できる体制を整えておく必要がある。（県土整備総務課、技術管理課、道路管理課、治水課、砂防課）

【防災・災害情報提供体制の整備】

- 被災者に対する情報提供
災害時は、各報道機関との放送（報道）協定に基づく放送（報道）の要請を行い、テレビ・ラジオ・新聞紙面を活用した適時適切な情報提供を行う必要がある。また、ホームページ、SNS 等を活用した多様な手段による情報提供を行う必要がある。（広聴広報グループ）
災害に関するホームページなどからの問い合わせについては、即時性を求める内容の投稿もあるため、迅速な対応に努める必要がある。（広聴広報グループ）
- 河川情報システムの運用
防災に資する情報提供手段の確立のため、総合河川情報システムを整備し、各河川の雨量・水位情報を収集して、リアルタイムでインターネット・携帯電話に情報提供を行ってきており、迅速な警戒避難行動に一定の成果を上げているが、ICT の進展に伴うサーバやネットワークの性能向上、ソフトウェア技術の革新などに適確に対応して、引き続き適切なシステムの運用を図る必要がある。（治水課）
- 土砂災害等情報システムの運用
土砂災害警戒情報システム等を整備し、平常時は土砂災害危険箇所等の情報を、降雨時（災害時）には気象情報、土砂災害の危険性が高まっている箇所等の災害関連情報を市町村や住民等に提供している。
また、県内のケーブルテレビ事業者と土砂災害情報の配信について協定を締結し、災害時等にマスメディアによる情報提供を行うなど一定の効果を上げているが、今後も効果的な情報提供を行う必要がある。（砂防課）

【被害情報の収集体制の確立】

- ヘリコプターテレビ伝送システムによる被害状況等の情報収集体制の確立
災害発生時の映像による被害状況等の情報収集体制の確立において、消防防災ヘリコプター「あかふじ」からのテレビ伝送システムは欠かすことのできない手段である。映像による被害状況等の情報収集体制の充実のため、引き続き消防防災ヘリコプター「あかふじ」からのテレビ伝送システムを活用する必要がある。（防災危機管理課）

【通信機能の強化】

- 災害時の迅速かつ適確な応急対策に資する最先端技術を活用した防災通信網の整備による情報収集・伝達体制の確立
富士山噴火時の迅速な情報収集・伝達のためローカル 5 G などの高速通信網の整備や地上波だけでなくスターリンクなどの衛星回線での多重化を図ることで迅速かつ確実な情報通信網を整備するとともに、文字・音声情報だけでなく映像・画像通信により「分かり易い」情報通信体制を整備する。（火山防災対策室）
また、災害時における被害情報収集・伝達体制の確立のため、県、市町村、消防本部、防災関係機関に設置されている防災行政無線の維持管理や設備の更新を行うとともに、災害時における活動拠点となる都市公園等に防災行政無線を増設するなど通信機能の強化を図っている。引き続き、安定した通信確保を図るため、施設の維持管理と整備を行う必要がある。（防災危機管理課）